

目 次  
第1号（9月10日）

告 示 .....	1
応招議員 .....	1
議事日程 .....	2
本日の会議に付した事件 .....	4
出席議員 .....	6
欠席議員 .....	6
事務局職員出席者 .....	6
説明のため出席した者の職氏名 .....	6
開 会 .....	7
会議録署名議員の指名 .....	7
会期の決定 .....	8
諸般の報告 .....	9
町長提出第91号議案 .....	11
町長提出第92号議案 .....	12
町長提出第93号議案 .....	12
町長提出第94号議案 .....	12
町長提出第95号議案 .....	12
町長提出第96号議案 .....	12
町長提出第97号議案 .....	17
町長提出第98号議案 .....	18
町長提出第99号議案 .....	18
町長提出第100号議案 .....	18
町長提出第101号議案 .....	18
町長提出第102号議案 .....	18
町長提出第103号議案 .....	18
町長提出第104号議案 .....	27
町長提出第105号議案 .....	27
町長提出第106号議案 .....	27
町長提出第107号議案 .....	27
町長提出第108号議案 .....	27
町長提出第109号議案 .....	27
町長提出第110号議案 .....	27
町長提出第111号議案 .....	27
町長提出第112号議案 .....	27

町長提出第113号議案	27
町長提出第114号議案	45
町長提出報告第7号	49
町長提出報告第8号	50
町長提出報告第9号	55
町長提出報告第10号	56
教育長提出報告第11号	58
議員派遣の件	58
散会	59
署名	60

### 第2号（9月11日）

議事日程	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	61
欠席議員	61
事務局職員出席者	61
説明のため出席した者の職氏名	62
開議	62
会議録署名議員の指名	62
一般質問	62
3番 川田 剛君	62
1番 草田 吉丸君	80
11番 岡田 克也君	100
9番 寺戸 昌子君	116
10番 後山 幸次君	130
散会	147
署名	148

### 第3号（9月12日）

議事日程	149
本日の会議に付した事件	149
出席議員	149
欠席議員	149
事務局職員出席者	149
説明のため出席した者の職氏名	150

開 議 .....	1 5 0
会議録署名議員の指名 .....	1 5 0
一般質問 .....	1 5 0
2 番 米澤   宕文君 .....	1 5 1
6 番 丁   泰仁君 .....	1 6 3
5 番 板垣   敬司君 .....	1 8 0
4 番 道信   俊明君 .....	1 9 3
散   会 .....	2 0 8
署   名 .....	2 0 9

#### 第4号（9月13日）

議事日程 .....	2 1 1
本日の会議に付した事件 .....	2 1 2
出席議員 .....	2 1 3
欠席議員 .....	2 1 3
事務局職員出席者 .....	2 1 3
説明のため出席した者の職氏名 .....	2 1 3
開   議 .....	2 1 4
会議録署名議員の指名 .....	2 1 4
町長提出第91号議案 .....	2 1 4
町長提出第92号議案 .....	2 1 6
町長提出第93号議案 .....	2 2 0
町長提出第94号議案 .....	2 2 2
町長提出第95号議案 .....	2 2 3
町長提出第96号議案 .....	2 2 3
町長提出第97号議案 .....	2 2 4
町長提出第98号議案 .....	2 2 5
町長提出第99号議案 .....	2 5 4
町長提出第100号議案 .....	2 5 5
町長提出第101号議案 .....	2 5 6
町長提出第102号議案 .....	2 5 7
町長提出第103号議案 .....	2 5 7
散   会 .....	2 5 9
署   名 .....	2 6 0

#### 第5号（9月26日）

議事日程	261
本日の会議に付した事件	262
出席議員	263
欠席議員	263
事務局職員出席者	263
説明のため出席した者の職氏名	263
開 議	264
会議録署名議員の指名	264
町長提出第104号議案	264
町長提出第105号議案	264
町長提出第106号議案	264
町長提出第107号議案	264
町長提出第108号議案	264
町長提出第109号議案	264
町長提出第110号議案	264
町長提出第111号議案	264
町長提出第112号議案	265
町長提出第113号議案	265
町長提出第114号議案	265
町長提出第115号議案	279
総務経済常任委員会の所管事務調査報告について	286
文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について	294
各委員会からの閉会中の継続調査の申出について	295
閉 会	296
署 名	297

津和野町告示第56号

平成30年第6回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年8月30日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成30年9月10日
- 2 場 所 津和野町役場日原第2庁舎議場

○開会日に応招した議員

草田 吉丸君  
川田 剛君

米澤 宏文君  
道信 俊明君

板垣 敬司君  
御手洗 剛君  
寺戸 昌子君  
岡田 克也君

丁 泰仁君  
三浦 英治君  
後山 幸次君  
沖田 守君

---

○9月11日に応招した議員

---

○9月12日に応招した議員

---

○9月13日に応招した議員

---

○9月26日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

平成30年 第6回(定例)津和野町議会会議録(第1日)  
平成30年9月10日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成30年9月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 町長提出第91号議案 津和野町過疎地域自立促進計画(平成28年度～平成32年度)の変更について  
日程第5 町長提出第92号議案 津和野町空家等対策協議会設置条例の制定について  
日程第6 町長提出第93号議案 津和野町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について

- 日程第 7 町長提出第 94 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 95 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 96 号議案 津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 97 号議案 町道森村笹山線の路線認定について
- 日程第 11 町長提出第 98 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 町長提出第 99 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 町長提出第 100 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 101 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 102 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 103 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 17 町長提出第 104 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 町長提出第 105 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 町長提出第 106 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 107 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 108 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 109 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 110 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出第 111 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 112 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 26 町長提出第 113 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 114 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出報告第 7 号 平成 29 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 29 町長提出報告第 8 号 株式会社津和野開発の経営状況について
- 日程第 30 町長提出報告第 9 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 31 町長提出報告第 10 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 32 教育長提出報告第 11 号 平成 29 年度教育委員会事業点検評価報告書について
- 日程第 33 議員派遣の件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 91 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）の変更について
- 日程第 5 町長提出第 92 号議案 津和野町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第 6 町長提出第 93 号議案 津和野町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について
- 日程第 7 町長提出第 94 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 95 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 96 号議案 津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 97 号議案 町道森村笹山線の路線認定について
- 日程第 11 町長提出第 98 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 町長提出第 99 号議案 平成 30 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 町長提出第 100 号議案 平成 30 年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第 14 町長提出第 101 号議案 平成 30 年度津和野町下水道事業特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 102 号議案 平成 30 年度津和野町農業集落排水事業特別会  
計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 103 号議案 平成 30 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第  
2 号)
- 日程第 17 町長提出第 104 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 18 町長提出第 105 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第 19 町長提出第 106 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 107 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 108 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 109 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 110 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会  
計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出第 111 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 112 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 113 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特  
別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 114 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 28 町長提出報告第 7 号 平成 29 年度津和野町財政健全化判断比率等につ  
いて
- 日程第 29 町長提出報告第 8 号 株式会社津和野開発の経営状況について
- 日程第 30 町長提出報告第 9 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 31 町長提出報告第 10 号 株式会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 32 教育長提出報告第 11 号 平成 29 年度教育委員会事業点検評価報告書に  
ついて
- 日程第 33 議員派遣の件

---

出席議員（12名）

1番	草田 吉丸君	2番	米澤 宥文君
3番	川田 剛君	4番	道信 俊明君
5番	板垣 敬司君	6番	丁 泰仁君
7番	御手洗 剛君	8番	三浦 英治君
9番	寺戸 昌子君	10番	後山 幸次君
11番	岡田 克也君	12番	沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長		内藤 雅義君	
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君	代表監査委員	水津 正君

---

午前9時00分開会

○議長（沖田 守君） おはようございます。

台風21号の大変な被害を四国あるいは広島等、大変な被害を受けましたが、また北海道では震度7を記録するという大変な地震がやってまいりまして、多くの方々がお亡くなりになったり、そしてテレビ放映等見ますと甚大な被害が出ておりますが、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りをするとともに、一日も早い復旧、復興がなされるように切に願うところであります。

本日は、平成30年第6回津和野町議会定例会が招集されました。議員各位にはおそろいで出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第6回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、米澤宥文君、3番、川田剛君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長長の報告を求めます。10番、後山幸次君。

○議会運営委員長（後山 幸次君） 皆さん、おはようございます。

それでは、先日、議会運営委員会を開催しましたので、報告をいたします。

議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成30年9月4日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

今定例会の会期は、本日9月10日から9月26日までの17日間としたいと思います。

初日の10日月曜は、議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受け、決算認定について監査委員より審査意見の報告をいただき、監査委員に対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査といたします。その後、町長からの報告を受け、散会したいと思います。

11日火曜、12日水曜の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は9人の28件であります。

13日木曜は、決算議案を除く議案の質疑、討論、表決を行い、散会したいと思います。

14日金曜から25日火曜までは、休会といたします。休会中に決算審査特別委員会を開催していただきたいと思っております。

26日に本会議を再開し、決算審査特別委員長長の報告を受け、質疑、討論、表決を行います。各委員会の報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成30年9月10日、津和野町議会議長、沖田守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上であります。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（沖田 守君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から9月26日までの17日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月26日までの17日間と決定いたしました。

---

## 日程第3. 諸般の報告

○議長（沖田 守君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降における議会行事及び各報告事項につきましては、お手元に配付のとおりであります。

### 諸般の報告

#### 【6月定例会以降】

- |          |   |
|----------|---|
| 6月15日（金） | 総務経済常任委員会<br>文教民生常任委員会                        |
| 20日（水）   | 全員協議会<br>高齢者見守り・買い物支援事業にかかる報告会（本庁舎）全議員        |
| 25日（月）   | 鹿足郡事務組合議会臨時会（クリーンパルにちはら）                      |
| 26日（火）   | 広報広聴常任委員会                                     |
| 27日（水）   | 福島県新地町議会視察受入（津庁舎） 議長                          |
| 30日（土）   | 笹山水源池水源祭（笹山） 議長                               |
| 7月 2日（月） | 高津川漁業振興協議会通常総会（益田市） 議長                        |
| 3日（火）    | 広報広聴常任委員会                                     |
| 4日（水）    | 秋田県羽後町議会視察受入（津庁舎） 議長                          |
| 5日（木）    | 文教民生常任委員会調査視察（はなみずき）<br>島根県立大学支援協議会監査（事務局） 議長 |
| 9日（月）    | 総務経済常任委員会（町セ）                                 |
| 11日（水）   | 長野県飯田市議会視察受入（津庁舎） 副議長                         |
| 20日（金）   | 福岡県田川市議会視察受入（東京事務所対応）                         |
| 24日（火）   | 益田地区広域市町村圏事務組合議会臨時会（益田市）                      |
| 25日（水）   | 原水禁平和大行進表敬訪問（町長室） 議長                          |
| 30日（月）   | 文教民生常任委員会調査視察（日原保育園）                          |
| 8月 1日（水） | 鹿足郡事務組合議会臨時会（クリーンパルにちはら）                      |
| 3日（金）    | 第5回津和野町議会臨時会                                  |

		全員協議会	
4日(土)		一般県道柿木津和野停車場線中座工区開通式(なごみ)	全議員
7日(火)		栃木県那須塩原市議会視察受入(日本遺産センター)	
8日(水)		鹿足土木協会主要事業要望行動・意見交換会(松江市)	議長
~9日(木)		長	
20日(月)		町村議会広報研修会(松江市)	広報広聴常任委員
21日(火)		鹿足郡養護老人ホーム組合議会臨時会(吉賀町)	
		津和野町農政会議総会(吉賀町)	
27日(月)		文教民生常任委員会調査視察(青原・木部さとやま・畑迫保育園)	
28日(火)		鹿児島市議会視察受入(日本遺産センター)	
29日(水)		益田地区広域市町村圏事務組合議会臨時会(益田市)	
30日(木)		全員協議会	
		議会運営委員会	
9月 3日(月)		一般質問通告締め切り	正午
	4日(火)	議会運営委員会	

#### 【視察】

6月 27日(水)	福島県新地町議会(7名)	就農支援事業
7月 4日(水)	秋田県羽後町議会(7名)	津和野高校魅力化プロジェクト
7月 11日(水)	長野県飯田市議会(10名)	集落営農の取組
7月 20日(金)	福岡県田川市議会(4名)	津和野町東京事務所の取組(東京事務所対応)
8月 7日(火)	栃木県那須塩原市議会(3名)	日本遺産センターの取組
8月 28日(火)	鹿児島市議会(1名)	日本遺産センターの取組

益田地区広域市町村圏事務組合議会、鹿足郡事務組合議会、鹿足郡養護老人ホーム組合議会及び平成30年度定例監査の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんをいただきたいと思っております。

#### 日程第4. 議案第91号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第91号津和野町過疎地域自立促進計画(平成28年度~平成32年度)の変更についてを議題といたします。  
執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。

本日は、9月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございます。

今定例会に提案をいたします案件は、計画案件1件、条例案件5件、町道認定案件1件、一般会計を初め各会計補正予算案件6件、決算認定案件11件、報告案件5件の合計29案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第91号でございますが、津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） おはようございます。

議案第91号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、御説明をさせていただきます。

変更内容につきましては、別紙のとおり追加変更するものでございます。

議案書、1枚めくっていただきまして、別紙様式2をごらんください。追加する事業は、区分に交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、（3）地域間交流に③広域連携を、2、その他の（3）地域間交流に広域連携を、3、事業計画の（11）過疎地域自立促進特別事業に高津川流域活性化事業を追加するものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、別紙様式3をごらんください。事業の概算事業費でございますが、高津川流域活性化事業分として益田地区広域市町村圏事務組合に対する映画高津川製作支援事業負担金414万7,000円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ちょっと、課長、これ、今の別紙3は、変更前も変更後も金額全然変わっとらんが、大丈夫か。変更前も変更後も金額が全然変わってないが。

つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 30年度で414万7,000円を追加いたしましたして、この年度ということで9億1,080万円が9億1,494万7,000円になるということでございます。

○議長（沖田 守君） ああ、そういう意味か。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） はい。済みません。

○議長（沖田 守君） はい。

---

日程第5. 議案第92号

日程第6. 議案第93号

日程第7. 議案第94号

日程第8. 議案第95号

日程第9. 議案第96号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第92号津和野町空家等対策協議会設置条例の制定についてより、日程第9、議案第96号津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第92号でございますが、津和野町空家等対策協議会設置条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第93号でございますが、津和野町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第94号でございますが、津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第95号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第96号でございますが、津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、議案第92号について御説明をいたします。

津和野町空家等対策協議会設置条例ということで、第1条、設置についてでございます。協議会の設置につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき設置するものでございます。

第2条、所掌事務でございますが、空家等対策計画の作成を主な所掌事務としております。空家等対策計画につきましては、現在、検討している期間につきましては計画期間5年ということで、内容といたしましては空き家等の調査に関する事項、それから空き家等の適切な管理の促進に関する事項、それから空き家等の跡地の活用に関する事項、それから特定空き家等に対する指導、勧告、命令などの措置に関する事項、それから空き家等に関する相談への対応、そういったことについて計画に盛り込む予定としております。

次に、第3条、組織でございます。組織につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第2項に規定する構成員のうちから町長が委嘱するものとしております。具体的には、地域住民から未来づくり共同会議、連合自治会、それから防犯の部分として津和野警察署、福祉の部分として津和野町社会福祉協議会、法務として弁護士、司法書士、法務局、建築として建築士、不動産として島根県宅地建物取引業協会、不動産業協会、島根県土地家屋調査士会、行政のほうから津和野町長が委員となって13名の委員により構成をする予定としております。

次に任期でございますが、任期につきましては2年としております。

第5条については会長、第6条については会議、第7条については守秘義務、第8条については委任ということで規定をさせていただきました。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものといたしまして、この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成32年3月31日までとしております。

なお、協議会につきましては、平成30年度、3回程度の開催を予定をしております、空家等対策計画につきましては平成31年3月末を目標に計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） おはようございます。

それでは、議案第93号を御説明いたします。津和野町子育て世代包括支援センター設置条例の制定についてであります。

本案は、今年度に設置を進めていました津和野町子育て世代包括支援センターについて、10月1日からのセンターの設置及び事業内容等について定めたものであります。

第1条におきまして、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児等に関する支援体制を構築することを目的としたセンターを設置することが記載されてあります。

第2条におきまして、名称を津和野町子育て世代包括支援センターに、位置を津和野町後田口64番地6、これは津和野庁舎の地番ということになりますが、ここにすることに、第3条におきまして、センターの事業内容について、妊産婦等に係る妊娠、出産、育児等に関する相談及び支援、関係機関等の協議やネットワークづくり、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の構築に関することなどとしております。

第4条におきまして、職員について、第5条におきまして、報酬及び費用弁償について、第6条におきまして、委任について記載してあります。

最後に、附則として、施行期日でございますが、本年10月1日から施行することとしております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 続きまして、議案第94号について御説明をいたします。

津和野町営バス運行に関する条例第4条関係別表に栴井谷線を加えるものでございます。

議案裏面、新旧対照表をごらんください。2の2の一番下のところに追加ということで書かさせていただいております。

改正内容につきましては、第4条関係別表に栴井谷線、栴井谷から道の駅シルクウェイにちはらを経由いたしまして金見町下まで片道6.2キロメートルを加えるものでございます。

栴井谷線の追加につきましては、平成30年7月20日付で柳自治会より町営バスの路線として栴井谷集落まで乗り入れる路線の追加要望書が提出されました。

当該地区は3世帯7名の集落でございまして、高齢化が進み通院や買い物に公共交通が必要であるという理由から、町営バスの路線の追加を要望されたものでございます。

柳自治会の要望を受け、利用頻度、車両等運行に係るダイヤ等について検討を行いました。この結果、日曜日を除き毎日運航している金見町下から日原診療所前までの日原市街地線1.8キロメートルに接続する形で、火曜日と金曜日の週2回、2往復の予約型のデマンド運行を行うことといたしました。このことにつきましては、平成30年8月28日に開催した津和野町地域公共交通会議において協議、了承され、平成30年10月2日から運行を開始する予定としております。

附則といたしまして、この条例は、平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第95号を御説明いたします。津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正でございます。

一部改正につきましては、別表第1条、第3条関係中、津和野町女性会議の項の次に、津和野町空家等対策協議会出務1日につき7,300円を加えるものでございます。これは、津和野町空家等対策計画策定に当たり空家等対策特別法第7条に基づき空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を設置するものでございます。

次に、社会教育委員の項の次に、津和野町特別支援連携協議会委員出務1日につき7,300円を加えるものでございます。これは、町の特別支援教育についてさまざまな視点から連携できるような体制を整備し、より充実した支援体制の整備のために津和野町特別支援連携協議会を設置するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 続きまして、議案第96号を御説明いたします。津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

第2条第1号中、「浄苑・しらさぎ」を「しらさぎ会館」に改めるものです。斎場看板設置に当たり、地元自治会との協議の中で、「浄苑」や「斎場」の表記はしないほしいとの意見があり、内部検討を行った結果、斎場の名称をしらさぎ会館とすることとし、自治会の了承を得たところです。

附則としまして、平成31年1月7日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第10. 議案第97号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第97号町道森村笹山線の路線認定についてを議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第97号でございますが、町道森村笹山線の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議案第97号について御説明申し上げます。町道森村笹山線の路線認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定に基づき町道の路線を認定するものであります。

路線名は「森村笹山線」、起点は津和野町森村イ540番3から終点津和野町中座イ285番1までであります。延長は1,487メートル、幅員は5メートルであります。

これにつきましては、県道柿木津和野停車場線中座工区の完成に伴いまして現道の柿木津和野停車場線を県から移譲されることに伴うものであります。

裏面に地図をつけております。上部のほうにBP、県道萩津和野線を起点としまして河口部のほうにあります。国道9号のEPのところまで、大鳥居のところまでありますが、この区間を認定するものであります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第11. 議案第98号

#### 日程第12. 議案第99号

#### 日程第13. 議案第100号

#### 日程第14. 議案第101号

日程第15. 議案第102号

日程第16. 議案第103号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第98号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第3号）より、日程第16、議案第103号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 議案第98号でございますが、平成30年度津和野町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億8,055万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億4,856万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第99号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億2,697万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第100号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ56万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億6,874万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第101号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ528万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,296万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第102号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8万円を追加し、歳入歳出予算の総額を380万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第103号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。収益的収入及び支出の予算総額に1,151万5,000円を追加し、収益的収入予算の総額を3億6,886万円、収益的支出予算の総額を3億4,429万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、議案第98号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。第2表地方債補正の追加と変更でございます。総額で9,521万4,000円の増額補正をしております。詳細につきましては、事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは、歳出の主なものから御説明いたしますので、20ページをお開きください。また、お手元に補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

まず、総務費の財産管理費でございます。委託料といたしまして日原診療所改修工事基本設計業務委託料1,134万円及び津和野町庁舎耐震診断業務委託料479万2,000円を新たに計上しております。

公有財産購入費として、津和野庁舎隣接の県有地の購入費4,730万8,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、企画費の委託料といたしまして、高齢者等見守り・買い物支援業務委託料258万5,000円、負担金補助及び交付金として、高津川流域を舞台とする映画製作に伴い高津川流域活性化事業負担金414万7,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、定住対策事業費の積立金として、津和野町定住支援体制整備基金積立金200万円を新たに計上をしております。

生活バス対策費の負担金補助及び交付金として、津和野町内線、津和野温泉から野広橋の拡充に係る地域公共交通対策事業補助金1,100万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、道の駅管理費の工事請負費といたしまして、なごみの里下水道管接続工事費800万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、賦課徴収費の償還金利子及び割引料といたしまして、法人町民税等還付金120万5,000円を増額しております。

34ページをお開きください。民生費の社会福祉総務費の繰出金といたしまして、津和野町国民健康保険等特別会計繰出金149万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の修繕料といたしまして、直地保育園園庭フェンス改修196万6,000円を新たに計上しております。

続きまして、42ページをお開きください。衛生費の保健衛生総務費環境生活課の繰出金といたしまして、津和野町水道事業会計繰出金1,048万7,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、医療対策費の積立金として、地域医療推進基金積立金2,000万円を新たに計上しております。

続きまして、48ページをお開きください。農林水産業費の畜産業費の負担金補助及び交付金といたしまして、事業実施主体の石西地域畜産推進協議会へ、畜産・酪農収益力強化整備等特別交付事業費負担金244万9,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、林業費の林業振興費の委託料といたしまして、津和野城山の松くい虫樹幹注入事業委託料198万6,000円、森林づくり条例等作成委託料179万8,000円減額、森林教育プログラム開発事業委託料138万円を計上しております。

負担金補助及び交付金として、作業路開設延長単価の改正に伴い簡易作業路開設事業補助金300万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、町行造林事業費の委託料といたしまして、赤石山の町有林の下刈り等委託料300万円を増額しております。

林地崩壊防止事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、池村、内美地区2カ所の津和野町林地等崩壊対策事業補助金100万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、商工費の商工振興費の負担金補助及び交付金として、後田地内に店舗兼工場を設置予定の(株)ヒヤマ等へ地域商業活性化支援補助金480万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、観光費の負担金補助及び交付金といたしまして、西日本豪雨、SLやまぐち号運休に伴う観光支援対策補助金246万6,000円を増額しております。

観光リフト運行費の修繕料といたしまして、保護設備、歩み板及び耐風柵修繕413万3,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、津和野町東京事務所管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、(株)ヒヤマの機械購入費に係る島根型6次産業ステップアップモデル事業費補助金1,000万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、土木費の土木総務費の委託料として、町道下岡線等登記事務手数料262万1,000円増額、負担金補助及び交付金として扇町急傾斜地崩壊事業等負担金200万円を増額しております。

繰出金といたしまして、津和野町下水道事業特別会計繰出金481万2,000円を増額しております。

続きまして、64ページをお開きください。道路橋梁総務費の委託料といたしまして、町道下岡線等道路台帳更新業務委託料352万1,000円を増額しております。道路維持費の工事費といたしまして、白井上地区流路工整備事業等580万円を総額をしております。

1枚めくっていただきまして、河川環境整備費の工事請負費といたしまして、倉谷川河床掘削工事費416万円を増額しております。

続いて、74ページをお開きください。消防費の災害対策費の備品購入費といたしまして、Jアラート機器更新に伴う防災行政無線自動起動装置購入費134万3,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、教育費の教育諸費の工事請負費といたしまして、安全確保のため、町内学校施設ブロック塀撤去工事1,090万円を新たに計上しております。

84ページをお開きください。社会教育費の社会教育総務費の工事請負費といたしまして、左鐙公民館前庭舗装工事費520万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、文化財保護費の委託料といたしまして、藩校養老館展示整備に伴い文化財展示業務委託料600万円を増額、藩校養老館古書物蔵保存修理及び管理棟修理工事の実施設業務といたしまして、文化財修理工事設計業務委託料420万4,000円を増額をしております。

貸付金といたしまして、地域文化遺産活性化事業に係る補助金の確定に伴い、民俗芸能保存協議会貸付金返還金621万4,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、郷土館費の需用費の修繕料といたしまして、郷土館2階展示室の空調機器修繕料等112万3,000円を新たに計上しております。

森鷗外記念館費の修繕料といたしまして、空調中央監視装置自動制御機器更新等455万2,000円を増額しております。

続きまして、94ページをお開きください。保健体育費の保健施設費の需用費の修繕料といたしまして、日原体育館照明器具等修繕料121万9,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費の現年農地農業用施設災害復旧費の工事請負費といたしまして、農地及び施設小災害復旧工事費199万9,000円を新たに計上しております。現年林道災害復旧費の工事請負費といたしまして、林道笹山山入線災害復旧工事費等1,079万9,000円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、公共土木施設災害復旧費の現年公共土木施設災害復旧費の委託料といたしまして、町道小倉谷支線等の測量業務委託料359万9,000円、工事請負費といたしまして、町道小倉谷支線4カ所の災害復旧工事費3,019万9,000円を新たに計上しております。

それでは、続きまして歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。地方交付税といたしまして、普通交付税を1億1,600万円計上しております。

続いて、国庫支出金の国庫負担金の災害復旧費国庫負担金といたしまして、町道小倉谷支線4カ所に対する災害復旧費負担金1,667万5,000円を新たに計上しております。

国庫補助金の総務費国庫補助金として、平成29年度携帯電話等エリア整備事業、左鐙・福谷地区の過年度分情報通信格差是正事業費補助金1,015万6,000円を増額しております。

教育費国庫補助金として、文化財修理に対する藩校養老館保存修理事業費補助金192万7,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金の県補助金の総務費県補助金として、津和野町定住支援体制整備基金積立金に係る過疎地域市町村定住支援対策整備推進交付金200万円を増額しております。

農林水産業費県補助金として、松くい虫樹幹注入事業費補助金148万9,000円、島根県畜産酪農収益力強化整備等特別交付事業費負担金244万9,000円を増額しております。

商工費県補助金として、後田地内に店舗兼工場を設置予定の(株)ヒヤマ等へ地域商業活性化支援補助金240万円、(株)ヒヤマの機械購入費に係る島根型6次産業ステップアップモデル事業補助金784万円を増額しております。

土木費県補助金として、倉谷川河床掘削工事費に対する河川浄化対策事業費補助金208万円を増額しております。

災害復旧費補助金として、林道笹山山入線災害復旧工事費に対する災害復旧費補助金676万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、財産収入の不動産売り払い収入として町有林の立木売り払い収入150万円及び後田地区の町有地の売り払い283万1,000円の総額433万1,000円を増額しております。

続いて、繰入金の旧日原町庁舎建設基金繰入金といたしまして、日原診療所改修工事基本設計業務委託料に対する1,134万円を新たに計上しております。

諸収入の貸付金元利収入として、地域文化遺産活性化事業に係る補助金の確定に伴い民俗芸能保存協議会貸付金返還金621万4,000円を減額しております。

続いて、町債でございます。町債の総務費の過疎対策事業債として、映画製作費の高津川流域活性化事業負担金に伴い過疎地域自立促進特別事業410万円を増額、臨時財政対策債の確定に伴い臨時財政対策債668万6,000円を減額しております。

1枚めくっていただきまして、一般単独事業債として、津和野庁舎耐震診断業務委託料及び津和野庁舎隣接の県有地の購入費に伴い合併特例4,940万円を新たに計上しております。

衛生費の過疎対策事業債として、地域医療推進基金積立金に伴い過疎地域自立促進特別事業2,000万円を増額しております。

土木費の公共事業等債として、扇町急傾斜崩壊事業等負担金に対する道路橋梁整備事業130万円を新たに計上しております。

消防債の緊急防災減災事業債として、Jアラート機器更新に伴う防災行政無線自動起動装置購入費に対する消防施設整備事業130万円を増額しております。

教育債の過疎対策事業債として、藩校養老館保存修理事業費補助金の決定に伴い地域文化振興事業230万円を増額、スクールソーシャルワーカーの県委託金の確定に伴い過疎地域自立促進特別事業160万円を増額をしております。

災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債として、農地小災害復旧工事、施設小災害復旧工事費及び現年林道災害復旧費の林道笹山山入線災害復旧事業に対する520万円を新たに計上、公共土木施設災害復旧債として町道等の災害復旧事業費に伴い1,750万円を新たに計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） それでは、議案第99号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

歳出より御説明いたしますので、10ページをごらんください。総務費の一般管理費78万7,000円増は、職員研修の旅費、参加負担金、保険証等の印刷製本費、国保連情報集約システム連携のためのシステム改修費によるものであります。

12ページをごらんください。保険給付費の出産育児一時金126万円増は、今年度国保加入者による出生予定者が3名増えたためによるものであります。

14ページをごらんください。諸支出金の償還金3,412万4,000円増は、平成29年度分療養給付費等負担金、退職療養費交付金の確定もしくは確定見込みによるものであります。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。県支出金の保険給付費等交付金64万8,000円増は、歳出の総務費で説明しました国保連情報集約システム連携のためのシステム改修費の交付金であります。

その下、一般会計繰入金97万9,000円増は、歳出の総務費で説明しました旅費等及び保険給付費で説明しました出産育児一時金の3分の2が町負担分となりますので、これらによるものであります。

以上でございます。

続きまして、議案第100号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページをごらんください。総務費の一般管理費51万1,000円増は、職員の時間外手当、納付書発送事務のための臨時職員賃金、地域包括ケアシステム関係の旅費によるものでございます。

12ページをごらんください。地域支援事業費の一般介護予防事業費7万5,000円増は、認知症講演会講師謝金、パンフレット作製費によるものでございます。

続いて、歳入を御説明いたしますので、8ページをごらんください。国庫支出金1万8,000円増、支払基金交付金2万1,000円増、県支出金9,000円増、及び一般会計繰入金52万円増のうち9,000円分については、歳出において説明しました

一般介護予防事業費によるものであります。一般会計繰入金の残り51万1,000円は、歳出の一般管理費で説明したものの繰入金でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） それでは、議案第101号を御説明いたします。津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

10ページの歳出をごらんください。処理場費の需用費の修繕費として、津和野町清水管理センターの汚泥脱水機の修繕528万2,000円の増額を計上しております。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。3軒分の下水道加入分担金47万円、また一般会計繰入金として481万2,000円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第102号を御説明いたします。津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

10ページの歳出をごらんください。業務費の事業費の修繕費としまして、排水施設の排水ポンプの修繕8万円の増額計上でございます。

戻りまして、8ページの歳入をごらんください。一般会計繰入金としまして8万円を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第103号を御説明いたします。津和野町水道事業会計補正予算（第2号）。

12ページの支出をごらんください。営業費用の原水及び浄水費でございます。委託料につきましては、白井、牧ヶ野の水道施設周辺整備及び左鐙浄水場ろ過流量調整調査委託としまして合計45万2,000円を計上しております。

手数料としまして、町内2地区の水質検査の追加分として21万3,000円計上しております。

修繕費としまして、白井・牧ヶ野浄水場の流量計の取りかえ、左鐙浄水場ろ過流量調整器の修繕、日原第3水源池取水ポンプ修繕379万3,000円を計上しております。

続きまして、配水及び給水費でございます。手当につきましては、職員の時間外手当41万6,000円を計上しております。

委託料としまして、横道地区の水道水圧検討業務として131万4,000円、修繕費としまして、日原、青原、脇本地区の漏水の修繕、日原第3配水系流量メーター修繕、野地地区の上杉橋の配水管修繕費で531万8,000円計上しております。

同じく12ページの収入をごらんください。分担金負担金としまして、2軒分の加入分担金55万円を計上しております。雑収益としまして、野口地区の配水管修繕工事に伴う小河川修繕の負担金として47万8,000円計上しております。

一般会計補助金につきましては、先ほど支出で説明いたしました営業費用の増額分から分担金、雑収益の差額1,048万7,000円を計上しております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、10時5分まで休憩といたします。

午前9時53分休憩

.....  
午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第17. 議案第104号

日程第18. 議案第105号

日程第19. 議案第106号

日程第20. 議案第107号

日程第21. 議案第108号

日程第22. 議案第109号

日程第23. 議案第110号

日程第24. 議案第111号

日程第25. 議案第112号

日程第26. 議案第113号

○議長（沖田 守君） 日程第17、議案第104号平成29年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第26、議案第113号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上10案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第104号でございますが、平成29年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつけて、議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額91億1,595万8,689円、歳出総額89億1,821万3,849円で、差し引きいたしまして1億9,774万4,840円の黒字決算となったわけでございますが、この中に繰越明許費繰越額が1億582万円ございますので、実質収支額といたしましては9,192万4,840円となったものでございます。

議案第105号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額13億1,571万6,072円、歳出総額1

2億6,549万1,871円で、差し引きいたしまして5,022万4,201円の黒字決算となったものでございます。

議案第106号平成29年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が13億5,956万430円、歳出総額が13億2,561万8,169円で、差し引きいたしまして3,394万2,261円の黒字決算となったものでございます。

議案第107号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が3億104万151円、歳出総額が2億9,958万1,053円で、差し引きいたしまして145万9,098円の黒字決算となったものでございます。

議案第108号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が5億3,526万4,060円、歳出総額が5億2,628万4,702円で、差し引きいたしまして897万9,358円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が333万2,416円ございますので、実質収支額といたしましては564万6,942円となったものでございます。

議案第109号平成29年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億2,311万6,380円、歳出総額が4億2,052万4,486円で、差し引きいたしまして259万1,894円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が8万円ございますので、実質収支額といたしましては251万1,894円となったものでございます。

議案第110号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が356万5,789円、歳出総額が352万5,673円で、差し引きいたしまして4万116円の黒字決算となったものでございます。

議案第111号平成29年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1,454万5,460円、歳出総額が1,454万5,460円で、歳入歳出差し引きゼロの決算となったものでございます。

議案第112号平成29年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1億1,165万9,375円、歳出総額が1億838万7,433円で、差し引きいたしまして327万1,942円の黒字決算となったものでございます。

議案第113号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億3,334万2,852円、歳出総額が4億2,472万868円で、差し引きいたしまして862万1,984円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要を御説明いたしました。各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。

なお、詳細につきましては、会計管理者のほうから御説明を申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員の――失礼、会計管理者。

○会計管理者（青木早知枝君） それでは、議案第104号平成29年度一般会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書1ページをごらんください。

歳入1款の町税は、市町村民税ほか町税全体の収入済み額は7億80万261円で、歳入全体の7.7%、前年度に比べ1,100万9,604円の減、不納欠損額として172万4,300円が計上され、収入未済額は2,770万6,166円で、収納率は96%、前年度に比べ2ポイントの上昇となっております。

3款の利子割、4款の配当割、5款の株式等譲渡所得割、6款の地方消費税、7款の自動車取得税、8款の地方特例及び10款の交通安全対策特別交付金を合わせた七つの交付金の合計は、収入済み額1億4,842万2,000円で、前年度に比べ905万9,000円、6.5%の増。

9款の地方交付税は、収入済み額42億5,770万4,000円で、歳入全体の46.7%を占めており、前年度に比べ1億5,236万5,000円、3.5%の減となっております。

11款の分担金及び負担金は、収入済み額5,940万3,702円。主なものとしまして、負担金では老人ホーム措置費、保育所徴収金で、収入未済額のうち26万6,000円は繰越明許費財源充当分となっております。

12款の使用料及び手数料は、収入済み額1億2,596万7,732円。主なものとしまして、使用料では住宅使用料、教育施設使用料、手数料では戸籍住民手数料、清掃手数料で、収入未済額のうち13万9,000円は繰越明許費財源充当分となっております。

13款の国庫支出金は、収入済み額8億2,640万764円で、歳入全体の9.1%で、前年度に比べ2億6,139万4,197円、24.0%の減で、主なものとしまして、国庫負担金では障害者自立支援給付費負担金、生活保護費負担金となっております。

3ページをごらんください。

国庫補助金の主なものは、都市再生整備事業費補助金、社会資本整備総合交付金で、収入未済額のうち6,718万6,000円は繰越明許費財源充当分となっております。

14款の県支出金は、収入済み額5億5,093万9,540円で、歳入全体の6.0%、前年度に比べ1,767万6,659円の増で、主なものとしまして、負担金では保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、補助金では中山間地域等直接支払事業費

交付金、地籍調査事業費補助金、委託金では衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行委託金となっております。

また、収入未済額239万2,000円は繰越明許費財源充当分となっております。

15款の財産収入は、収入済み額7,248万5,996円で、主なものはミュージアムグッズ売り払い収入となっております。

16款の寄付金は、2,043万9,617円で、前年度に比べ871万8,956円の増、収入未済額3,771万8,000円は繰越明許費財源充当分となっております。

17款の繰入金は、収入済み額6億6,414万336円で、歳入全体の7.3%、前年度に比べ2億6,934万9,171円の増。

20款の町債は、収入済み額12億8,582万5,000円で、歳入全体の14.1%、前年度に比べ2億7,293万2,000円の減で、収入未済額4億9,150万円は繰越明許費財源充当分となっております。

歳入合計は、収入済み額91億1,595万8,689円で、前年度に比べ4億4,659万9,308円、4.7%の減となっております。

次に、5ページをごらんください。

歳出1款の議会費は、支出済み額7,056万7,347円で、前年度に比べ155万8,818円の減となっております。

2款の総務費は、支出済み額15億8,203万9,886円で、歳出全体の17.7%、前年度に比べ1億8,830万14円の増、企画費、住民協働推進事業費、道の駅管理費、戸籍住民基本台帳費に前年度繰越明許費2,330万7,040円が含まれております。翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は鹿足郡事務組合負担金となっております。

3款の民生費は、支出済み額15億8,129万3,266円、歳出全体の17.7%、前年度に比べ1億8,429万1,223円の減、社会福祉総務費、児童福祉総務費に前年度繰越明許費6,300万9,854円が含まれております。

4款の衛生費は、支出済み額7億4,226万1,278円で、1,524万7,166円の増。

5款の労働費は、支出済み額62万7,000円で、1万7,000円の減となっております。

6款の農林水産業費は、支出済み額5億2,604万3,827円、前年度に比べ6,533万8,070円の増、農業振興費、町行造林事業費に前年度繰越明許費3,434万6,160円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は航空レーザー計測及び森林資源解析等調査委託事業となっております。

7 款の商工費は、支出済み額 4 億 9,188 万 6,717 円で、前年度に比べ 891 万 250 円の増、商工振興費、歴史的風致維持向上事業費に前年度繰越明許費 5,877 万 2,440 円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は歴史的風致維持向上事業となっています。

8 款の土木費は、支出済み額 6 億 6,856 万 5,841 円で、前年度に比べて 891 万 250 円の増、地籍調査事業費、道路維持費、道路長寿命化対策事業費に前年度繰越明許費 3,150 万 3,880 円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されておりますが、主な事業は道路新設改良事業となっています。

9 款の消防費は、支出済み額 2 億 7,345 万 5,995 円で、前年度に比べ 2 億 2,690 万 7,586 円の減となっております。

7 ページをごらんください。

10 款の教育費は、支出済み額 1 億 1,523 万 4,882 円、歳出全体の 12.5%、前年度に比べ 1 億 5,228 万 2,425 円の増、教育諸費、公民館費、文化財保護費、津和野城跡整備事業費に前年度繰越明許費 1 億 7,536 万 2,580 円が含まれております。

また、津和野町立学校空調整備事業で翌年度繰越額が計上されています。

11 款の災害復旧費は、支出済み額 8,668 万 1,898 円、前年度に比べ 8 億 1,266 万 1,500 円の減。支出済み額の全額が前年度繰越明許費となっています。

12 款の公債費は、支出済み額 1 億 5,595 万 3,903 円で、歳出全体の 19.7%、前年度に比べ 2 億 8,014 万 4,762 円の増。

13 款の諸支出金は、支出済み額 2,360 万 2,009 円で、1,196 万 726 円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額 89 億 1,821 万 3,849 円で、前年度に比べ 4 億 8,274 万 7,977 円、5.1%の減。翌年度繰越額は 7 億 502 万 1,000 円となっております。

それでは、337 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額 1 億 9,774 万 4,840 円から、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額 1 億 582 万円を差し引きますと、実質収支額は 9,192 万 4,840 円となっております。

続きまして、議案第 105 号国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書 1 ページをごらんください。

歳入 1 款の国民健康保険税は、収入済み額 1 億 5,366 万 4,496 円で、歳入全体の 11.7%、前年度に比べ 921 万 9,428 円の減。

3 款の国庫支出金及び 6 款の県支出金を合わせた支出金は、収入済み額 4 億 3 3 9 万 3, 2 2 4 円で、歳入全体の 3 0. 7%、前年度に比べ 1 億 7, 6 2 1 万 6, 0 2 8 円の増。

4 款の療養給付費交付金、5 款の前期高齢者交付金及び 7 款の共同事業交付金を合わせた三つの交付金の合計は、収入済み額 6 億 2, 6 9 4 万 8, 1 6 0 円で、歳入全体の 4 7. 7%、前年度に比べ 2, 3 3 8 万 4, 3 4 1 円増となっております。

歳入合計は、収入済み額 1 3 億 1, 5 7 1 万 6, 0 7 2 円で、前年度に比べ 1 億 9, 5 2 1 万 6, 7 0 9 円、1 7. 4%の増となっております。

3 ページをごらんください。

歳出 2 款の保険給付費は、支出済み額 8 億 5, 7 1 1 万 4, 3 2 0 円で、歳出全体の 6 7. 7%を占めており、前年度に比べ 1 億 8, 3 4 8 万 7, 6 6 4 円の増。

7 款の共同事業拠出金は、支出済み額 2 億 1, 3 5 5 万 7, 1 0 0 円で、歳出全体の 1 6. 9%、前年度に比べ 1, 5 1 1 万 5 5 3 円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額 1 2 億 6, 5 4 9 万 1, 8 7 1 円で、前年度に比べ 1 億 8, 5 7 2 万 9, 8 1 4 円、1 7. 2%の増となっております。

3 3 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の 5, 0 2 2 万 4, 2 0 1 円となっております。

続きまして、議案第 1 0 6 号介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1 ページをごらんください。

歳入 1 款の介護保険料は、収入済み額 2 億 2, 7 1 5 万 3 1 0 円で、歳入全体の 1 6. 7%、前年度に比べ 1 4 7 万 1, 0 8 8 円の増、不納欠損額として 4 5 万 8, 6 0 0 円が計上されております。

3 款の国庫支出金及び 5 款の県支出金を合わせた支出金は、収入済み額 5 億 5, 7 3 0 万 4, 3 8 1 円で、歳入全体の 4 1. 0%、前年度に比べ 1, 9 2 4 万 3, 4 3 3 円の増。

4 款の支払基金交付金は、収入済み額 3 億 4, 2 7 4 万 6, 9 6 2 円で、歳入全体の 2 5. 2%で、前年度に比べ 3 5 0 万 3 2 円の増となっております。

歳入合計は、収入済み額 1 3 億 5, 9 5 6 万 4 3 0 円で、前年度に比べ 2, 4 2 7 万 3, 0 2 0 円、1. 8%の増となっております。

3 ページをごらんください。

歳出 2 款の保険給付費は、支出済み額 1 2 億 5 9 9 万 3, 7 9 4 円で、歳出全体の 9 1. 0%を占めており、前年度に比べ 6 6 3 万 6, 9 4 6 円の増となっております。

歳出合計は、支出済み額 1 3 億 2, 5 6 1 万 8, 1 6 9 円で、前年度に比べ 1, 3 2 2 万 4, 9 0 2 円、1. 0%の増となっております。

3 9 ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の3,394万2,261円となっております。

続きまして、議案第107号の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の後期高齢者医療保険料は、収入済み額8,993万7,780円で、歳入全体の29.9%、前年度に比べ293万3,350円の増。

3款の繰入金は、収入済み額2億45万198円で、歳入全体の66.6%、前年度に比べ324万9,690円の増となっております。

歳入合計は、収入済み額3億104万151円で、前年度に比べ572万6,023円、1.9%の増となっております。

3ページをごらんください。

歳出2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済み額2億9,582万618円で、歳出全体の98.7%を占めており、前年度に比べ602万4,707円の増となっております。

歳出合計は、支出済み額2億9,958万1,053円で、前年度に比べ542万6,363円、1.8%の増となっております。

13ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の145万9,098円となっております。

続きまして、議案第108号の簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入2款の使用料及び手数料は、収入済み額1億6,166万4,049円で、歳入全体の30.2%、前年度に比べ1,263万7,395円の減、不納欠損額として29万3,651円が計上されております。

7款の町債は、収入済み額1億3,520万円で、歳入全体の25.3%、前年度に比べ7,750万円の減、収入未済額は繰越明許費財源充当分となっております。

歳入合計は、収入済み額5億3,526万4,060円で、前年度に比べ1億1,477万4,013円、17.7%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出1款の簡易水道事業費は、支出済み額3億3,564万7,177円で、歳出全体の63.8%を占めており、前年度に比べ8,936万6,466円の減、簡易水道事業費及び3款の災害復旧費に前年度繰越明許費1億7,159万544円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されております。

歳出合計は、支出済み額5億2,628万4,702円、前年度に比べ1億644万3,193円、16.8%の減となっております。

歳入歳出差し引き残額897万9,358円につきましては、簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、水道事業会計に引き継いでおります。

続きまして、議案第109号の下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入2款の使用料及び手数料は、収入済み額5,066万1,347円で、歳入全体の12.0%、前年度に比べ72万1,573円の増、不納欠損額として19万6,077円が計上されております。

3款の国庫支出金は、収入済み額7,477万3,940円で、歳入全体の17.7%、前年度に比べ1,827万3,558円の減、収入未済額は翌年度繰越明許費財源充当分となっております。

7款の町債は、収入済み額1億6,500万円で、歳入全体の39.0%、前年度に比べ4,680万円の減、収入未済額は翌年度繰越明許費財源充当分となっております。

歳入合計は、収入済み額4億2,311万6,380円で、前年度に比べ4,978万5,343円、10.5%の減となっております。

それでは、3ページをごらんください。

歳出1款の下水道事業費は、支出済み額2億6,049万5,974円で、歳出全体の61.9%を占めており、前年度に比べ4,732万5,474円の減、施設整備費に前年度繰越明許費4,918万8,320円が含まれております。

また、翌年度繰越額が計上されております。

歳出合計は、支出済み額4億2,052万4,486円で、前年度に比べ5,149万6,191円、10.9%の減となっております。

17ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額259万1,894円から、翌年度へ繰り越すべき財源としまして、繰越明許費繰越額8万円を差し引きますと、実質収支額は251万1,894円となっております。

続きまして、議案第110号の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の使用料及び手数料は、収入済み額88万5,982円で、歳入全体の24.8%、前年度に比べ3万3,367円の増。

2款の繰入金は、収入済み額264万6,000円で、歳入全体の74.2%、前年度に比べ185万9,000円の減となっております。

歳入合計は、収入済み額356万5,789円で、前年度に比べ194万7,851円、35.3%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出1款の農業集落排水事業費は、支出済み額140万9,867円で、歳出全体の40.0%、前年度に比べ6万5,228円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額352万5,673円で、前年度に比べ195万4,160円、35.7%の減となっております。

9ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の4万116円となっております。

続きまして、議案第111号の奨学基金特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入4款の諸収入は、収入済み額707万5,000円で、歳入全体の48.6%、前年度に比べ5万3,800円の減となっております。

歳入合計は、収入済み額1,454万5,460円で、前年度に比べ190万6,522円、15.1%の増となっております。

次の3ページをごらんください。

歳出1款奨学金費は、支出済み額1,454万5,460円で、前年度に比べ190万6,522円、15.1%の増となっております。

9ページの実質収支に関する調書をごらんください。

歳入歳出差し引き額はゼロ円となっております。

続きまして、議案第112号の診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の診療収入は、収入済み額5,118万1,975円で、歳入全体の45.8%を占めており、前年度に比べ865万2,566円の減となっております。

歳入合計は、収入済み額1億1,165万9,375円で、前年度に比べ4,499万6,699円、67.5%の増となっております。

3ページをごらんください。

歳出1款の総務費は、支出済み額5,331万9,927円で、歳出全体の49.2%を占めており、前年度に比べ1,229万5,428円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額1億838万7,433円で、前年度に比べ4,277万2,078円、65.2%の増となっております。

それでは、9ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の327万1,942円となっております。

続きまして、議案第113号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

1ページをごらんください。

歳入1款の介護老人保健施設事業は、収入済み額3億6,609万4,397円で、歳入全体の84.5%を占めており、前年度に比べ2,201万7,152円の減となっております。

歳入合計は、収入済み額4億3,334万2,852円で、前年度に比べ1,585万3,403円、3.5%の減となっております。

3ページをごらんください。

歳出1款の介護老人保健施設事業は、支出済み額3億9,785万6,477円で、歳出全体の93.7%を占めており、前年度に比べ1,351万4,922円の減となっております。

歳出合計は、支出済み額4億2,472万868円で、前年度に比べ1,590万8,921円、3.6%の減となっております。

11ページの実質収支に関する調書をごらんください。

実質収支額は、歳入歳出差し引き額と同額の862万1,984円となっております。

以上で、平成29年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（沖田 守君） 大変失礼をいたしました。会計管理者の説明を省くところがありました。御無礼しました。

以上で、提案理由の説明を終わり、これから、監査委員が御出席をいただいておりますので、監査委員の審査意見の報告を求めます。

一般会計より順次お願いを申し上げます。水津監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） おはようございます。

それでは、去る8月31日に町長宛てに提出いたしました決算審査意見書について御説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成29年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおりである。

審査の対象ですが、平成29年度の一般会計及び国民健康保険特別会計ほか八つの特別会計の歳入歳出決算書であります。

審査の期間は、8月1日から8月29日の間に行いました。

審査の総括意見。町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。

この結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用管理もおおむね適切であると認めた。

以下、内容について記述する。

以下につきましては、なるべく執行部の御説明と重複をしないように努めてまいりたいと思います。

2ページをごらんください。

1、決算規模、一般会計の歳入総額は9億1,595万8,689円、歳出総額は8億9,821万3,849円で、差し引き額は1億9,774万4,840円であります。特別会計ですが、合計で歳入総額は44億9,781万569円で、歳出総額は43億8,867万9,715円であります。差し引き額は1億9,133万8,540円です。

2、一般会計決算状況(1)年度別決算状況、これにつきましては、省略させていただきます。

3ページをごらんください。

(2)決算収支状況ですが、平成29年度の実質収支は9,192万5,000円ですが、単年度収支に直しますと、802万9,000円、さらに財政調整基金の出し入れ、繰り上げ償還等を加味しまして、実質単年度収支は5億2,978万3,000円となっております。

(3)歳入の状況、これにつきましては表の中は省略させていただきます。

下の脚注を説明いたします。

1、町税は、前年度比1,101万円減で1.5%下回った。市町村たばこ税を除き、町民税628万9,000円減、固定資産税は368万6,000円減など、主要税目において、徴収額が前年度比997万5,000円減となった。

2、地方交付税は、前年度比で普通交付税が4,718万円減、特別交付税が1億5,185万5,000円減となり、合計で1億5,236万5,000円減となり3.5%下回った。

3、国庫支出金は、前年度比2億6,139万4,000円減となっている。災害復旧費負担金1,187万円、社会資本整備総合交付金8,666万3,000円などが、主な内訳となっております。

4、繰入金は、減債基金繰入金1億8,000万円増、診療所特別会計からの繰入金5,506万8,000円増が主な内訳となっております。

5、町債は、前年度比2億7,293万2,000円減、教育債8,520万円増、民生債1億6,450万円減、消防債2億1,510万円減、災害復旧債3億710万円減、総務債2億2,036万8,000円増が主な内訳となっております。

(4)歳出の状況ですが、表の中は省略させていただきます。

(5)性質別歳入歳出決算状況、①歳入についてでございますが、自主財源の構成比を見ますと、21.8%となっております。そして、依存財源が78.2%でございます。

次に、②歳出についてであります。義務的経費が構成比で申し上げますと57.5%、投資的経費が15.4%、その他の経費が27.1%となっております。

脚注ですが、1、義務的経費では、人件費が前年度比6,108万4,000円減、公債費が繰り上げ償還に伴い2億8,015万5,000円増、物件費ほか6,139万3,000円増となっております。

2、投資的経費では、災害復旧費が前年度比8億1,266万1,000円減となっております。

3、その他の経費では、前年度比で補助費等が2億8,188万3,000円増、積立金では、財政調整基金が1,563万9,000円増、減債基金が1,366万円減、診療所基金廃止に伴う地域医療推進基金への積み立て5,707万6,000円増、繰出金では、簡易水道事業と特別会計への繰り出し5,079万6,000円減等が主な内訳となっております。

(6) 財政構造の分析でございますが、経常収支比率、公債費比率、人件費比率ともに前年度に比べて数値が改善されております。

(7) 町税の収納状況ですが、表の中は省略させていただきます。

1、町税の収納率は、前年度比0.2ポイント上がり99.2%となっている。個人町民税納税義務者は、前年度比66人減少している。

2、固定資産税の収納率は、前年度比3.1ポイント上がって93.3%となっているが、前年度における不納欠損処分が大きく影響していると考えられる。

3、軽自動車税の収納率は、前年度比0.2ポイント上がり99.6%となっている。

4、市町村たばこ税は、前年度比で183万9,000円減となっている。

(8) 不納欠損状況ですが、これにつきましては表の中を省略させていただきます。

9ページの(9) 使用料及び手数料状況ですが、①の使用料ですが、表の中は省略させていただきますが、脚注で、1、使用料総額は、前年度比1,113万3,000円減となっている。

2、住宅使用料の未収額は、前年度544万7,000円に対し、本年度551万7,000円で、7万円増となっております。

3、町営住宅495万2,000円減、借り上げ賃貸住宅576万7,000円減、安野光雅美術館155万6,000円減が主な内容となっております。

②手数料、表の中は省略させていただきます。

次に、(10) 貸付金状況、(11) 一時借入金状況につきましては、表の中を省略させていただきます。

(12) 地方債現在高状況であります。29年度末の現在高が125億6,506万円となっております。町民1人当たりの負担額は167万円となっております。

11ページにまいります。

(13) 債務負担行為状況ですが、これにつきましては表の中は省略させていただきます。

(14) 基金残高状況ですが、平成29年度の増減額で申し上げますと、4億1,797万円減額をされております。29年度末の現在高は、34億9,795万3,000円となっております。

(15) 滞納額状況ですが、合計で申し上げますと、3,405万2,000円であります。

(16) 時間外勤務状況ですが、表の中は省略しますが、下のほうを読ませさせていただきます。

2、時間数は、前年度比100時間増となっている。時間外勤務手当は、前年度比329万7,000円減となっている。

3、200時間以上の員数は、前年度16人と同数であるが、301時間以上の者はなくなっている。

13ページをごらんください。

3、特別会計決算状況、合計額で申し上げますと、収入済み額は44億9,780万9,000円、歳出合計が43億8,867万9,000円で、差し引き残額が1億913万円となっております。

(2) 基金残高状況につきましては、表の中を省略させていただきます。

(3) 滞納額状況であります。この中で簡易水道事業の使用料につきまして、これは本年3月末をもって特別会計を打ち切り、4月1日から公営企業へ移行したものでありまして、公営企業の場合、出納閉鎖期間がありませんので、3月に調定した分が滞納額に含まれておりますので、こういう数字になっております。

(4) 奨学基金、①貸付金状況、②貸付金及び返還金状況につきましては、中を省略させていただきます。

審査意見。本年度の決算は、財政運営上重要な指標となる経常収支比率が、主要な経常一般財源となる町税や普通交付税が年々減少する中であって、前年度比1.2ポイント下がって89.5%と改善されている。そのうち、公債費比率は1.1ポイント下がって23.5%、人件費比率は1.0ポイント下がって22.2%、物件費比率は0.3ポイント上がって14.3%となっている。公債費比率は、これまで計画的に実施してきた繰り上げ償還の効果が大きいと考えられる。

今後、町税の増加は見込めず、一方の普通交付税においても、合併後12年を経過して合併算定がえによる効果が小さくなり、さらに減少するものと予想されることから、経常収支比率の悪化が懸念される所であり、行財政改革の手綱を緩めることなく、経常経費の抑制に努められたい。

一般会計においては、歳入総額は91億1,595万9,000円で、対前年度比4億4,659万9,000円減、歳出総額は89億1,821万4,000円で、対前年度比

4億8,274万8,000円減、うち翌年度へ繰り越すべき財源1億582万円を差し引くと、実質収支額は9,192万5,000円となっている。

歳入では、対前年度比で増加したものは、繰入金2億6,934万9,000円増が主なものとなっており、減少したものは、地方交付税1億5,236万5,000円減、国庫支出金2億6,139万4,000円減、町債2億7,293万2,000円減が主なもので、町税は1,101万円減となっている。

一方、歳出で増加したものは、公債費、これは繰り上げ償還を含んでおりますが2億8,014万5,000円増、補助費等2億8,188万3,000円増、積立金5,811万1,000円増、貸付金760万7,000円増が主なものとなっている。

収納状況は、一般会計における未収合計が3,405万2,000円で、対前年度比294万4,000円減となっている。減少の主なものは、固定資産税の312万6,000円減であり、前年度における不納欠損処分による影響もある。保育所徴収金、住宅使用料等の未収金合計は634万6,000円となっており、対前年度比でわずかながら増加している。

特別会計においては、9会計合わせて歳入総額は44億9,780万9,000円、歳出総額は43億8,867万9,000円となっている。未収合計が3,741万3,000円で、前年度比1,101万4,000円増となっている。未収の主なものは、国民健康保険税が1,457万8,000円、簡易水道使用料が1,864万1,000円、下水道使用料が201万8,000円、介護保険料が191万8,000円の順となっているが、税、料とも、公平性確保の上から、引き続き滞納整理に努められたい。

終わりに、今後、ますます財政運営が厳しくなると予測される中、なお一層、行財政改革を推し進め、住民福祉の向上に努められたい。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員さんへの質疑に入りたいと思いますが、初めに、一般会計から質疑を受けたいと思いますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、各特別会計につきましては一括して質疑を受けたいと思いますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） よろしゅうございますか。ないようであります。特別会計に対する質疑を終結します。大変ありがとうございました。

---

## 日程第27. 議案第114号

○議長（沖田 守君） 続きまして、日程第27、議案第114号平成29年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第114号平成29年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書を添えまして議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益686万9,591円に対し、前年度繰越利益剰余金がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が686万9,591円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入支出差し引き4,002万6,599円の不足額が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補填をいたしまして、決算をさせていただいたものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） それでは、議案第114号平成29年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について提案を申し上げます。

昨年に引き続きまして、利用代行制を導入し、診療報酬等は全て町の収入となり、医療法人橘井堂を指定管理者として管理運営を行いました。

それでは、病院事業会計決算書をごらんください。

発生主義の公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的に消費税を除いた税抜き処理で実施することになっておりますが、1ページから4ページの決算報告書につきましては、税込み金額の数値となっております。

それでは、1、2ページの上段の収入である病院事業収益決算額は7億4,566万2,130円で、うち仮受消費税及び地方消費税は341万9,868円となります。下の段の支出であります病院事業費用決算額は7億3,823万2,539円となります。

ページをめくっていただきまして、3ページ、4ページをごらんください。

上段の資本的収入の決算額は4,746万6,598円、下の段の資本的支出の決算額は8,749万3,197円となり、うち仮払消費税及び地方消費税は56万円となります。

続きまして、5ページの損益計算書について御説明いたします。

損益計算書については、収益的収入支出の3条予算の税抜き収支に対応し、1年間の経営状況をあらわすものでございます。税抜き数値の金額となっております。

金額欄の中ほど、または右側の列をごらんいただきたいと思います。

まず、1の医業収益は5億8,736万2,716円、2の医業費用は7億2,578万1,534円、3の医業外収益は1億5,122万3,196円、4の医業外費用は1,062万5,105円となり、経常利益は217万9,273円の利益となりました。特

別利益の過年度損益修正益、これは平成28年度2月、3月分の診療報酬であります。469万318円となり、当年度純利益は686万9,591円となります。

6ページ以降の貸借対照表、収益費用明細書等については、決算審査特別委員会にて御説明をいたします。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。水津監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） 7月3日に町長宛てに提出いたしました津和野町病院事業会計決算審査意見書について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成29年度津和野町病院事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要でございますが、6月21日にこの庁舎で実施いたしました。審査の方法は、津和野町病院事業経営を地方公営企業法、その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行われたかについて、書類の照合と検証を実施した。

2、審査の結果、決算書数値は、正確でかつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、適正であると認めた。

以下、内容について記述するということですが、表の中につきましては、ただいまの執行部の御説明とほとんど重複いたしますので、省略させていただきます。

最後の6ページに入りますが、3の総括意見であります。

地域医療を取り巻く環境は厳しい状況下にあるが、医療と介護・福祉の連携をより強化し、町民が安心して暮らせるよう、引き続き効率的な経営に努められたい。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員さんへの質疑に入りますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） よろしゅうございますか。ないようであります。質疑を終結します。ありがとうございます。

ここで、11時15分まで休憩とします。

午前11時08分休憩

.....  
午前11時15分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開をいたします。

監査委員に対する質疑は終了いたしました。ここで議案第104号平成29年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、議案第114号平成29年度津和野

町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、執行部に対する質疑を終結します。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算議案につきましては特別委員会を設置することになっております。

お諮りをいたします。決算の認定に関する11案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する11案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

委員の構成であります。各常任委員会より委員の選出をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前11時17分休憩

.....  
午前11時19分再開

○議長(沖田 守君) 休憩を解き引き続き本会議を再開します。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、津和野町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済常任委員会より川田剛君、丁泰仁君、寺戸昌子君、文教民生常任委員会より三浦英治君、草田吉丸君の以上5名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 異議なしと認めました。したがって、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長の選任をいただき、委員長に川田剛君、副委員長に三浦英治君がそれぞれ選任されましたので報告をいたします。

それではここで、選任されました委員長より、自席でもって挨拶をお願いしたいと思います。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） このたび、決算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきます川田剛であります。

行財政運営がますます厳しくなっていく中で、平成29年度の決算審査を通じて、今後の津和野町の予算執行がさらに適切に、さらに住民福祉の向上につながるような審査となればと思っておりますので、執行部の皆様におかれましては円滑な審査となるよう、明朗な御説明をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

---

### 日程第28. 報告第7号

○議長（沖田 守君） 日程第28、これから報告第7号平成29年度津和野町財政健全化判断比率等について、執行部から報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第7号平成29年度津和野町財政健全化判断比率等についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等、監査委員さんの意見書をつけて報告するものでございます。内容につきましては、各担当課長から御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） それでは、報告第7号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙をごらんください。

まず、健全化判断比率報告書でございます。一般会計等を対象としました実質赤字比率及び公営企業会計を含む全会計を対象としました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算のため算定をされておられません。

続いて、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する公債費、この中には公営企業や一部事務組合、債務負担行為に基づく公債費分も含みますけども、この公債費が標準財政規模に占める割合を3カ年間の平均で示したものであります。自治体の実質的な借金返済負担の重さをあらわす指標でございます。29年度は10.8%となり、対前年度0.1ポイント減少しております。

続いて、将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高や債務負担行為、公営企業、一部事務組合などの地方債残高のうち、一般会計等が負担するものから基金などの資産額を差し引いた額が、標準財政規模の何倍あるかを示したものです。29年度は83.4%で、前年度より19.2ポイント減少しております。

次に、資金出資比率報告書でございますが、平成29年度決算におきましては、資金不足を生じた特別会計等はありませんでしたので算定をしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があればこれを許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

---

### 日程第29. 報告第8号

○議長（沖田 守君） 日程第29、報告第8号株式会社津和野開発の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第8号でございますが、株式会社津和野開発の経営状況について御報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第8号株式会社津和野開発の経営状況について御報告をいたします。

決算報告書の3ページ、損益計算書をごらんください。

最初に、株式会社津和野開発につきましては、平成29年6月1日に株式会社石西社を吸収合併存続会社、株式会社津和野及び株式会社日原リゾート開発を吸収合併消滅会社として合併をしたものでございます。商号につきましては、株式会社石西社の商号を株式会社津和野開発に変更したものでございます。

本日はこの損益計算書、それから貸借対照表のほかに、それぞれ本部、シルクウェイにちはらの決算、それからなごみの里の——これ6月1日に合併をしておりますので——平成29年の6月1日から平成30年の3月31日分の10月分について、なごみの里とリゾート開発の関係する決算の内容についても、添付資料で御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

3ページの損益計算書でございます。全体的には、第23期平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、売上高が3億1,377万4,123円、販売費及び一般管理費を除いた営業損失は6,931万3,503円、経常損失は1,724万7,780円、全体的な当期損失は1,766万7,529円となりました。

利益管理表の報告資料でございますが、まずシルクウェイにちはら事業部でございます。売上高が1億3,201万6,000円、このうち大仲屋ということで1,924万5,000円、そのうちの売上高として入っているということでございます。

本部シルクウェイにつきましては、当期が平成29年度23期分、そのうちの大仲屋分を別の欄に掲載をさせていただいています。前期というのが平成28年度分ということで比較をしたものが、その右側の104.7%というような形の中で表記をさせていただいております。

シルクウェイにちはら事業部については、売上高が1億3,201万6,000円、前年1億2,611万6,000円に対し590万円増、施設利用者の数は26万6,00

0人、前年29万4,000人に対しまして2万8,000人減となっております。前年度と比較し、売上が4.7%増加、利用者数が9.5%減少しました。

なごみの里につきましては、売上が1億7,006万5,000円、前年1億6,328万1,000円に対し、678万4,000円増、施設利用者の数につきましては20万2,000人、前年19万4,000人に対し8,000人増となっております。前年と比較し、売上が4.2%増加、利用者数が4.1%増加しました。

日原リゾート事業部につきましては、売上が1,169万3,000円、前年1,224万8,000円に対し55万5,000円減、施設利用者数が2万2,000人、前年2万3,000人に対し1,000人減となっております。前年と比較し、売上が4.5%減少、利用者数が4.3%減少いたしました。

この損益計算書の売上値引戻り高でございますが、これにつきましては、大中屋のしょうゆ、これをキヌヤのほうにまとめ売りしたということで、端数分として2万2,949円減ということにしております。

なお、この中の助成金収入、損益計算書の助成金収入合計の4,898万8,973円につきましては、指定管理料として、シルクウェイにちはら、なごみの里グラウンドゴルフ場、高津川清流館、枕瀬山キャンプ場、日原リゾート開発分の自然商店、そういったところの指定管理料の合計金額が、損益計算書のほうに金額として出されております。

雑収入につきましては、この公の施設のところの施設修繕の補助金ということになっております。

それから、この損益計算書の雑損失39万4,126円でございますが、これについては、大仲屋のしょうゆ店を承継したときに、大仲屋の中で未収金として上げられていた金額ということでございます。

基本的に、この利益管理表のほうをごらんいただきますと、そういった売り上げ、あるいは利用客数でありながら、本部シルクウェイにつきましては、全体的には1,337万2,000円の当期純損失ということでございます。基本的には、本部シルクウェイ部門が600万を超える赤字、それから大仲屋部門としても600万を超える赤字ということになりました。

この主な要因でございますが、まずシルクウェイ日原の事業部、大体損失額が630万程度でございますが、本部としての諸費用ということで、税理士の顧問料、会計ソフトの利用料、そういった部分の会計を統一するようための経費、これが160万円、今回かかっております。

それから、もう一つ要因が、この合併によってなごみの里の職員の方と、それからシルクウェイ日原の職員の方と給与の格差がございますが、この給与調整ということで、全人件費の増加分が90万円ということでございます。

それから、施設経年劣化による修繕費の増加、これが電気代等含めまして約300万円ということになります。町からも、施設の修繕料については補助金という形でお支払

いをさせていただいておりますが、100%の補助金ではなく、指定管理者のほうも、そのかかった費用の幾らかを応分の負担をしていただくことになっております。そういった費用を含めて、今回損失額的には600万を超える赤字になったということであり  
ます。

それから、大仲屋本店でございますが、これは600万を超える金額が赤字になって  
おります。最初に、この大仲屋のしょうゆを継承したときに、基本的には会社自体がなく  
なるということで、相当なまとめ買いというのがありました。そういったところの顧客  
が、津和野開発になってからの生産部分のところ売り上げが減少したということで、  
これがほぼ350万程度あったということであり  
ます。

それから、ラベルの記載内容変更等によりまして、大体これが120万円、それから  
事業証券に係る登記関係等の費用ということで90万円、こういった要因の中で大仲屋  
部門については、600万を超える赤字になったということであり  
ます。

それから、なごみの里の事業部でございます。これについては470万の赤字とい  
うことございまして、その主な要因というのは、石油高騰により水道光熱費が前年の差  
額といたしまして、300万を超える差額が出たということござい  
ます。なごみの里  
のついては、以前から、この燃料代の高騰で大浴部門が赤字構造になっているとい  
うことは、ずっと引き続いた課題ということになっております。別の方法によって、今、チ  
ップボイラーというのも稼働させておりますが、なかなかその部分との関連のところ  
が、赤字のところの水道光熱費の高騰の部分まで、影響ができていないというのが現  
状だろ  
うというふうに考えております。

今期24期につきましては、大仲屋の損益については、新しい商品も開発をさせて  
いただいで、にんにく醤油あるいは小さい容器での販売というようなところで、損益に  
ついては改善する見込みということになって  
おります。

しかしながら、ペンションのほうも、まだ中に入られる調理人等の方が撤退をした  
後  
決まっておらず、日原リゾートとして今まで管理をしていたペンション北斗星につ  
きま  
しては、まだ稼働していない状況にござい  
ます。そういったところの状況も、早く新  
しい方を見つけて運営に入るというような  
ところで、課題としてあるところ  
でござい  
ますが、現状的にはそういったところ  
で、金額的に1,000万を超える大きな赤字を計上  
したとい  
うこと  
でござい  
ます。

次に、2ページの貸借対照表でございますが、資産の部合計1億8,173万9,77  
8円  
に対して、負債の部合計8,444万2,633円となっており、資本金8,000  
万円  
に対して繰越利益剰余金はマイナスの3,256万2,260円で、純資産の合計は  
9,729万7,145円とな  
っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 報告ございましたが、質疑があればこれを許しますがあり  
ま  
せんか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） せっかくの機会でございますので、ちょっとお聞かせ  
いただきたいと思いますが。

損益の中では、売り上げが四つですか、4項目に別れておりますが、これはよくは見  
ておりませんが、売り上げの四つの、何といたしますか、区分をちょっと教えていただき  
たいということと、次のページの4ページの、いわゆるその販売員の給与、それから雑  
給、それから事務員の給与、そして最終的に従業員の賞与という形になっておりますが、  
それらの方の賞与という部分は、上の販売員の給与とか事務員の給与とか雑給とか  
雑給には賞与は対象にならないのかわかりませんが その辺もわかればお聞かせい  
ただきたいということと、一番下のほうから4番目、業務の委託費というのがありますが、  
会社がどこかの誰かに業務を委託しているという、その辺の内容についてお聞かせ  
をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 大変申しわけございません。先ほどの販売  
員給与、それから雑給、それから事務員給与、従業員賞与ということで、業務委託費  
も含めて、ちょっと詳細の資料を持ち合わせておりません。今の売上高の御質問も含  
めて、議会内のところで後日回答させていただきたいと思います。

○議員（5番 板垣 敬司君） はい、わかりました。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。いいですか。（発言する者あり）

課長、私のほうから一つ質問をしますが、29年度の決算はこういう状況というのは  
今お示しをして、説明もありましたのでわかりましたが、平成30年度が来年また報告  
をいただきますが。

話に聞きますと、今、株式会社津和野開発が抱えている、旧石西社が抱えているあの  
3階建ての建物の解体費用と、一部土地の売却等のお話も聞いておりますが、ここでの  
見通しというのはお聞きになっておるかどうか。ことし、資産処分損が相当出るんでは  
ないかというような感じもいたしますが、そこら辺の状況はあわせてちょっと報告をい  
ただきたいと思いますが。課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 石西社の倉庫ということで、今、枕瀬のほ  
うにある倉庫でございます。これについては売買というようなことで、現在、取り壊  
しというようなところで、石西社のほうから報告を受けているということございま  
す。

現状、かかる費用と収入というようなところで、今受けているということございま  
すが、大体石西社倉庫の解体費用が1,890万円というようなところでございます。  
この解体後の土地売買については、先ほど議長さんのほうから御質問ありましたが、帳  
簿の簿価等のこの差というところで言いますと、そこまでのところは今、まだ詳細に私  
ども聞いておらないところでございますが、大体その土地の売買については、2,00  
0万円程度想定しているということございまして、解体にかかる費用と土地の売買に

係る収入というところについては、とんとんといいますか、イコールというような形の中での話の状況ということで、承知をしているということでもあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。はい、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

---

### 日程第30. 報告第9号

○議長（沖田 守君） 続いて、日程第30、報告第9号株式会社杣の里よこみちの経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第9号でございますが、株式会社杣の里よこみちの経営状況について御報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） それでは、報告第9号でございます。株式会社杣の里よこみちの経営状況について御報告をさせていただきます。

決算報告書のほうを1枚めくっていただいて、貸借対照表4ページに損益計算書ということで記載をさせていただきます。

損益計算書のほうでございますが、第28期平成29年4月1日から平成30年3月31日の決算状況につきましては、売上高が916万9,916円、前年1,024万7,434円に対しまして、107万8,000円減、宿泊・食事等施設利用者数につきましては746人、前年952人に対し206人減少となっております。前年と比較いたしまして、売上高が10.5%減少、利用者数が21.6%減少いたしました。

販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は119万8,323円となり、前年399万9,825円に比べまして70%マイナス幅が減少し、経常利益は97万5,531円となり、前年と比較し57.9%減少しております。当期純利益は66万7,617円、前年度と比較しまして110万9,191円の増加となりました。

次に、2ページ、貸借対照表でございます。資産の部合計898万3,602円に対しまして、負債の部合計151万2,087円となっております。資本金865万円に対し繰越利益剰余金はマイナスの292万5,242円で、純資産の部合計は741万7,515円となっております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 特に質疑があれば許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

---

### 日程第31. 報告第10号

○議長（沖田 守君） 日程第31、報告第10号株式会社フロンティア日原の経営状況について、執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第10号でございますが、株式会社フロンティア日原の経営状況について御報告するものでございます。

内容につきましては、担当課長から御報告いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） それでは、報告第10号株式会社フロンティア日原の経営状況につきまして報告をさせていただきます。

株式会社フロンティア日原は、第21期途中にジェイエイ日原山菜加工場との合併を行ったため、新体制で年間を通じた決算は初めてとなっております。そのため、昨年度決算額に比べて、人件費や製品販売高等が大きな数字となっております。

フロンティア日原の経営の中でも主軸となっております営農事業では、「つや姫」の作付を昨年と同面積の8.3ヘクタールで行いましたが、今年度はほぼ計画どおりの実績を得ることができました。

それでは、報告書の7ページをごらんください。部門別損益計算書となっております。ここでは、営農事業、農作業受託事業、育苗事業を加えた事業部の事業総利益は昨年度額を上回っており、安定した経営ができていと言えます。ただ、加工部につきましては、事業損益で70万9,110円の損失を生んでおります。

それでは、3ページの損益計算書をごらんください。当期純損失は23万2,503円の赤字決算となっております。

それでは、2ページの貸借対照表をごらんください。資本合計は3,792万2,000円に対しまして、負債合計1,502万7,000円、資本金1,355万円と資本剰余金9万円、別途積立金600万円、繰越利益剰余金を合わせた純資産合計は2,249万5,511円となっております。

以上です。

○議長（沖田 守君） 報告が終わりましたが、質問があれば質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

---

### 日程第32. 報告第11号

○議長（沖田 守君） 日程第32、報告第11号平成29年度教育委員会事業点検評価報告書について、教育長より報告を求めます。教育長。

○教育長（世良 清美君） 失礼いたします。

それでは、報告第11号について御説明をさせていただきます。

平成29年度の教育委員会事業点検評価報告書ということで、毎年9月の定例会議会において報告をさせていただいております。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、前年度の教育委員会事業の点検評価をまとめ、議会のほうへ報告をさせていただいております。ページ数として125ページまでございます。中身の説明については、省略をさせていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 特に質問があれば受けたいと思っておりますが、ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### 日程第33. 議員派遣の件

○議長（沖田 守君） それでは、日程第33、議員派遣の件を議題とします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおりであります。本日9月10日、町有施設であります、日原診療所老人保健施設せせらぎを御希望があつて視察をしたいと、こういう申し出がありましたので、この件以下、鹿足郡町村議会議員研修会、島根県町村議会議員研修会、明治維新150周年記念山陰観光シンポジウム等々、議員派遣をすることといたしましたが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は派遣することに決定いたしました。

---

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日は、これで散会といたします。

午前11時51分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 30 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 30 年 9 月 11 日 (火曜日)

---

議事日程 (第 2 号)

平成 30 年 9 月 11 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宏文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊明君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君	総務財政課長	.....	岩本 要二君
税務住民課長	.....	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
健康福祉課長	.....	土井 泰一君	医療対策課長	.....	下森 定君
農林課長	.....	久保 睦夫君	商工観光課長	.....	藤山 宏君
環境生活課長	.....	益井 仁志君	建設課長	.....	木村 厚雄君
教育次長	.....	渡邊 寛夫君	教育次長	.....	齋藤 道夫君
会計管理者	.....	青木早知枝君			

---

午前9時00分開議

○議長(沖田 守君) おはようございます。引き続き、お出かけをいただきまして、ありがとうございます。これから、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、道信俊明君、5番、板垣敬司君を指名します。

---

**日程第2. 一般質問**

○議長(沖田 守君) 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、3番、川田剛君。

○議員(3番 川田 剛君) おはようございます。議席番号3番、川田剛であります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

医療と介護についてであります。

本年3月、第7期の津和野町老人保健福祉計画・介護事業計画が策定されました。今後、ますます津和野町では人口減少と高齢化が進行し、平成37年には人口が約5,900人に、高齢化率も52%になるという予測を立てられています。

以前、一般質問において、人口が2,000人台になっても、町としてのサービスは維持できる旨の答弁をいただきました。しかし、幾ら町が自治体としての機能を維持できたとしても、人口減少と高齢化が進行していく中で、医療と介護のサービスが適切に提供できなければ、住民は安心した生活が送れなくなります。

そこで、以下について質問をいたします。

まず、一つ目であります。将来、高齢化率52%を迎えるに当たり、津和野町における医療機関及び福祉施設、このサービスは十分であるか。今後の見通しをお尋ねいたします。

二つ目に、この益田圏域における医療・介護の連携は十分図られているのか、お尋ねいたします。

また、中でも周産期医療の体制は十分であるのか、お尋ねいたします。

四つ目に、医師や看護師、介護福祉従事者の確保対策の現状はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

五つ目に、家族介護者に対する支援と計画には明記されておりますが、この家族介護者に対する支援とは具体的にどのようなものを検討しているのか、お尋ねいたします。

六つ目に、医療機関や福祉施設と自宅の中間的な住環境の整備について、所見をお尋ねいたします。

最後に、つわの暮らし推進課の施策や、まちづくり委員会が進めている地域計画の策定などは、医療・福祉の連携が必要と考えますが、関係各課において連携が図られているのか、お尋ねをいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆様、おはようございます。本日から、一般質問ということでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、3番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

医療と介護についてでございます。

まず、一つ目の御質問であります。人口が2,000人台となっても町としてのサービスは維持できるという答弁の趣旨は、こうした人口推計の手法は、計算式として数十年という長期の計算を行えば、20歳代、30歳代の若者の減少傾向があれば、結果として限りなくゼロに近づいていくものであり、日本中の人口2,000人台の自治体がサービスを提供できていないという意味ではございません。人口減少に歯どめをかけるということも大事ですが、現時点において、国自体の高齢化が進み、人口が減少して

いる時代であります。その中で、人口に対して最善の適切なサービス提供を実施するという意味であり、現在のサービスを量的に維持し続けることではないと考えております。

今後における津和野町は、少子高齢化多死社会の状況が予測されます。高齢化が進み、個々の医療・介護必要度は高くなると同時に、人口減少に伴い、医療入院ベッド及び介護療養ベッドの必要数は年々減少しております。津和野共存病院の3階療養病床は、平成21年以降休床状態ではありますが、本年11月に介護老人保健施設に転換することになっております。介護老人保健施設せせらぎにつきましても、利用者数は減少しております。

特別養護老人ホームについては、原則、要介護3以上の方が入所対象となることから、入所申込者の多くは要介護3以上の方となっております。町内の2施設の状況については、双方とも約90名の入所待機者がおられますが、その多くは、町内外を問わず複数の介護施設に同時に入所申し込みをされており、その重複分の申し込み分を考慮すると、実人数はこの半数以下と見込まれます。人口減少の影響もあり、施設入所待機者も減少傾向にあります。特別養護老人ホーム100床を有効に活用し、各介護事業所との連携を推進することでサービスの充実を図りたいと考えております。いずれにしても、医療・介護・福祉にかかわる人材を確保することが、今後のサービス提供を左右するものと考えます。

日原診療所においては、平成31年4月をめどに、現在の介護老人保健施設東棟2階に移転する予定です。全体としての規模は縮小されますが、施設が集中することで、指定管理を受けている医療法人橘井堂の医療・介護の提供はより効率的になり、少ない医療・介護人材を有効に活用できると考えております。

さらに、津和野町内開業医を含め、益田圏域における各医療機関との医療連携を推進し、圏域での急性期・回復期・慢性期・在宅期医療の提供を考えております。

二つ目の御質問であります。益田保健所管内では、病院長会議で医療分野の機能分担を推進しております。あわせて、医療及び介護の関係者並びに行政関係者で構成されている地域医療構想における益田地域保健医療対策会議での医療・介護連携部会において検討・推進されています。津和野町においても、各介護保険事業者との連絡会議を実施しております。

三つ目の御質問であります。平成19年に津和野共存病院の分娩取り扱い休止、平成20年は益田赤十字病院の里帰り分娩休止、平成23年には月20件の分娩制限を実施し、益田圏域の周産期医療は危機的な状況となりました。その後、島根大学医学部の協力により、平成26年より里帰り分娩が再開されました。益田赤十字病院においては、3名の産科医で24時間体制をとっておりますが、医師の負担ははかり知れないものがございます。このことは、益田赤十字病院だけの問題ではなく、益田圏域唯一の周産期医療提供病院として、各市町を挙げて確保・支援しなければならない課題と捉えており

ます。産科医等確保支援事業、周産期医療維持・継続等支援事業を含め、益田圏域全体で連携し、対応しなければならないと考えております。

四つ目の御質問であります。医師確保につきましては、引き続き医療法人橘井堂と連携をし、島根県へ働きかけ、自治医科大卒業医の派遣、赤ひげバンク、代診制度の活用、関係する大学への派遣要請や島根大学医学部の地域枠入学者等との意見交換会、地元出身者などゆかりのある医師や地元出身医師からの情報収集並びに派遣会社等への依頼など、あらゆる手段を講じて医師確保に努めております。

同様に看護師につきましても、奨学金制度、石見高等看護学院の地域枠推薦の活用、就職ガイダンスや就職ガイド冊子への投稿、専門学校への講師派遣、実習生の受け入れなど、積極的に行っております。看護師については、過去5年間、奨学金制度を活用し、資格取得後、法人への就職者が複数名ずつ継続して確保しております。

介護福祉従事者の確保対策としては、介護事業者からの要望等も多くあるところであり、介護福祉士等、介護施設従事者の確保対策として、今年度から他市町村の例により、ふるさと島根定住財団が行う「しまねUターンIターンフェア」に参加し、町内事業所の広報を行うことを検討しております。

五つ目の御質問であります。家族介護者への支援については、家族介護者の会やサロン等を通じての相談対応や精神的な支援がなされていますが、それ以外の支援は行われていないのが現状であります。津和野町生活支援・介護予防体制整備推進協議体において地域課題を探るために実施したワークショップの結果を見ると、地域によっては、介護者・家族介護者双方を地域で支え合う互助の考え方ができているところがあります。

今後は、地域包括ケアシステム構築を進めていく中で、家族介護者の負担軽減のためにも、早期に必要な介護サービスにつなげていくよう関係機関との連携を、より密にしていきたいと考えております。

六つ目の御質問であります。今後、高齢・過疎化がさらに進行することが予想され、住まいの整備が重要な課題となります。移転後の老健東棟の活用については、地域医療協議会において、医療近接型滞在施設について検討をいただきました。なお、医療近接型滞在施設とは、医療サービスを受けるために滞在するための施設（介護保険が適用される場合を除く）であります。

結論としては、津和野町の医療・介護情勢と町民のニーズとを兼ね合わせると、医療近接型滞在施設よりも、みとりを視野に入れた一時滞在の医療近接型の住まいが求められているという御意見でありましたので、今後は老健施設の後利用にこだわらず、多方面の有識者との協議を重ねる必要があるという考えに至りました。

いずれにしても、今後の津和野町には重要な課題であり、早急に整備をしていく必要があると考えております。

七つ目の御質問であります。国・県が推進する小さな拠点づくりにつきましては、公的な仕組みである公助による支えだけではなく、みずからを助ける自助と地域の住民

同士でお互いを助け合う互助による支えが重要となり、自助・互助・公助を担う全ての住民が具体的に行動していくことが提唱されており、このことは、医療・福祉関連について国・県が推進する地域包括ケアシステムにつきましても同様のことが提唱されております。

過疎化・少子高齢化が進み、日常生活に必要な機能の維持が困難となる集落がふえる中、今後は地域の住民が主体となり、高齢者などの日常生活を支える仕組みを構築した地域づくりが求められてまいります。

これらのことを踏まえまして、誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域の住民の助け合いの仕組みづくりや地域の住環境も含めて、医療・福祉についての課題解決の取り組みが盛り込まれた計画の策定に協力できるよう、関係機関と連携をしながら進めてまいりたいと考えます。

また、医療・福祉・介護従事者の住まいの確保のため、森村地区に整備を進めております地域優良賃貸住宅につきましては、計画段階より医療対策課並びに健康福祉課と連携をし、必要戸数など調整を行っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） では、再質問をさせていただきますが、まず、この質問にどういったところからアプローチがあるかといいますと、人口減少と高齢化の部分であります。我々にとって、この議会におりますと、地域医療ですとかまちづくりというのは、別々の課ではあります、住民にとっては切っても切れない、24時間の中にかかわってくる生活の部分であります。衣食住の住の部分にかかわってくるということで、各課連携が必要だという思いで、人口減少、高齢化率、そして医療・介護の重要性について聞きたいと思い、質問に立っております。

2017年、この津和野町の人口の増減率、地域のデータが「しまねの郷応援サイト」というので出ておりまして、各地域ごとに、現状の若年層人口ですとか高齢化率、また今後の人口減少率などを見て、未来シミュレーションというのも出ておりまして、これ見てみますと、2017年、津和野町においては、一番高齢化率が高い地域というのが木部、商人で、高齢化率が低いところが青原というふうになっております。津和野、日原は大体45%から50%台、日原が大体46から47ぐらいの高齢化率になっております。人口の増減率でいいますと、青原が大体1%から3%ぐらいの増なんですけれども、一番低いところが商人あたりでマイナス6%の減少率となっております。

では、2027年、どのようなシミュレーションになっているかといいますと、一番人口がふえるだろうと言われてるのが、大体20%から25%、左鐙であります。減るであろうと言われてるのが、マイナスの5%からマイナスの20%の減少率の津和野であります。ちょっと見えづらいと思うんですが、大きくグラフが動いております。この10年間で大きく動いております、青原や滝元、枕瀬、左鐙といったところが人口はふえます。

ただ、どこも、やはり高齢化率というのは上がっていくんですが、これはどの自治体、どの地域を見ても同じような現象が言えると思うんですが、一方で、隣の吉賀町がどのようになっているかというのを見てみますと、2017年、六日市地域で人口の増減率、マイナス3%からプラスの4%台、高齢化率は37%から41%です。2027年になりますと、10年後、六日市では人口の増減率、マイナスの2%からプラスの10%、高齢化率は30%から37%ということで、高齢化率は上がっていないんですけども、人口がふえていると。高齢化率、上がっていないんですね。こういったところから、隣町とこの津和野町とで、若干ではありますけれども違いが出てきていると。

この津和野町において、今46%から47%の高齢化率の中で、これから52%に高齢化率が進んでいきますよと。そんなに変わらないような気がしますけれども、それでも、だんだんと人口が減る中で高齢者の方が多くなっていくということは、我々が今から推進していかなければならないのは医療や介護の分野で、なおかつ、それを支える方々にも支援をしていかないと共倒れになってしまうのではないかとこのところから、この質問に立たせていただいております。

ですので、ちょっと多岐にわたって再質問させていただきますけれども、まず最初の答弁にありましたように、人口に対して最善の適切なサービス提供を実施するという御答弁をいただきました。当然でありますし、そうでなければいけないと思います。待機者の方が90名。でも、実数はこの半数以下ということではありますけれども、依然として待機者がいる。ただ、今後、特養などの施設をつくっていく必要があるかと言われると、町の財政を見たときに、それは必要はないのかもしれませんが。そこまで投資する必要はないかもしれませんが、では、それ以外のサービスというのが必要になってくるのではないかと。施設だけがサービスではありませんので、そういったところから質問させていただきたいんですけども、まず、医療の部分であります。

現在、この津和野町では、在宅医療というのが進められております。津和野町のみならず全国的に行われております。確かに、患者さんは、最期は自宅でみとられたいというお気持ちが強いのともわかりますが、では一方で、その受け入れ側の家族の体制はどうなのかという部分と、では医療の体制はどうなのか。全てが全て、在宅で見れるというわけではないと思います。

そこで、答弁にありました、この津和野町、益田圏域における各医療機関との連携の中で、急性期・回復期・慢性期・在宅期医療の提供があるということなんですけれども、具体的にどういった場合にどういった医療が受けられるのか、御説明をお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） まず、国が示しております2025年問題の地域医療構想、それに基づきまして、この圏域の中でも検討をしております。

2016年の益田圏域での、いわゆる病床許可数は、益田赤十字病院、益田医師会病院、津和野共存病院、六日市病院で847の病床数であります。これを2025年には27.6%の減少、613の病床数にしていくという計画であります。そこで各機能分担の中でやっていくという状況は確認をしております。

その中で、いわゆる613床になった場合の救急対応ができる総合の診療医を育成、まずはこれを維持確保していこうと。その中で、ある程度の急性期の部分の対応はしていこうと。それから、多職種連携による在宅療養の充実、いわゆる退院支援をして、例えば理学療養士、作業療養士、そして訪問診療といった体制の確立。そして、先ほど議員言われましたように、そこを受け入れるだけの住まいの確保が必要ではないかということで、現段階では、その体制の構築のために圏域内の中で検討している状況であります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） この在宅期医療の部分で、住まいの部分というので、中間的施設、中間的な住まいというので質問をさせていただいているんですけども、その中の答弁で、このたび、医療近接型滞在施設というのが地域医療協議会において提言があったということでございます。

私も調べてみますと、こういった似たような住居といいますか、医療近接型滞在施設というのとか、ほかには生活管理指導短期宿泊事業といった——これは、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯に属する高齢者等であって、基本的な生活習慣が欠如したり社会適応が困難な高齢者が介護保険を利用せずに利用できるもの、これは吉賀町が実施している支援事業でありますけれども——こういった住まい。ほかにもサービスつき高齢者住宅、これも一部介護保険、自己負担がありながらも利用できるということですが、こういった、津和野町では実施されていないような中間的な住居のサービスについて、地域医療協議会では医療近接型の滞在施設ということでもありますけれども、この津和野町において適切な住環境整備はどのようなサービスがよいのかというのは、この地域医療協議会においては話し合われたのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 地域医療協議会の中では、先ほど言いました医療近接型の施設ということで、これは介護保険の介護サービスを使いながら在宅で暮らしていると。ただし、ショートステイが、介護保険の日数、上限がありますので、それ以外で、やはり緊急的なときにそういう施設——特別養護老人ホームあるいは老健施設——の中で介護保険適用をすれば、当然、自己負担は1割ないし2割で済みますけど、そのような状況のときに、やはり緊急的な部分で一時滞在型が必要であるということで、医療近接型施設という部分で、現在、これは病院の近くにおいて、医療従事者の今あいているところを活用してそういうことをしたらどうかと。これは、県内に

おきまして、川本町の加藤病院がそういう状況でやっておられます。その辺の部分から、先ほど町長の答弁にもありましたように、みとりも視野に入れたという部分の住居関係を考えております。

それと、先ほど言われましたように介護付きのサービス高齢者住宅といえ、当然これは費用が多くかかります。その中で津和野町として、結局、サ高住が今ない。例えば、特別養護老人ホームに入居したならば、最期までみとっていただくような形ができると。老健の場合も、種類によってはそういう形がありますが、津和野町の場合は在宅復帰という老健でありますので、3カ月入所すれば1カ月は退所という状況になっております。

その中で、いわゆる年金受給者で、安いような形の中でサービス高齢者住宅的な部分ができないか。当然そこには、以前は中間的施設ということで、短期入所して、すぐに在宅では帰れない。そういうときに、そういうサービス高齢者住宅的なものが必要ではないかということがありまして、要するに介護保険適用ではないんですが、在宅に住むには住宅改修等が必要となるので、そういう、やはり住宅等が今後は必要ではないかという御意見は地域医療協議会の中でも出ました。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） やはり、中間的施設の利用は、本当に必要だと思います。このサービス高齢者住宅というのは、基本的には、一般的な住宅の考えでよかったと思うんですけども、敷金など払ってサービスがついて、バリアフリーの状況の中で介護つきと一般型という形で、一般の方、要介護認定を受けていない方でも、一人で住むのが不安、都会に行くよりも、家にいるよりも、この住宅があったほうが住みやすいなというようなひとり暮らし、若者向けがあるならば、これはもう高齢者向けという、そういった住宅だと思っております。

津和野町において、現在、若者向けの住宅も必要とされておりますが、つわの暮らし推進課長にお尋ねしますけれども、高齢者の方で、やはり介護が必要となって、息子さんや娘さんが町外におられて、津和野から退去されている方というのがいらっしゃると思いますけれども、結構な人数だと思いますが、やはりそれは住環境だと思っているんですけど、そのあたりは把握されておられますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 私どもが、2年前の総合戦略、人口ビジョンを作成するときに、そういった高齢者の方で転出される割合がどのぐらいになるかということについては——今ちょっと詳細の資料を持っていませんが——把握をして、人口ビジョンの中にも、それについては掲載をさせていただいたということでありまして、20代で、大学生とかで、そのまま転出される、そのケースと、あとは、傾向として、やはり高齢者の方が多く転出されるというところは、その分析結果で承知をしていると。橘井堂の院長先生のほうから、そういった状況の中で、その住宅政

策というところを、どうなのかというところでのお問い合わせも、その当時あったということで、私どもが今進めておりますPFIによる高齢者住宅というのを、実際にどういったものかというところは、他の自治体の先進事例なんかも参考にしながら、今、その部分の、どういったものかというようなところについては把握をしているというようなことですが、実際、今現在進めているのは、森のほうでPFIによる住宅という、それから若者定住ということで、今、畑迫ということで進めておりますが、なかなかその高齢者住宅のところまで進めていないのが、今、現状であります。

今後についても、そういった課題については、医療対策課、健康福祉課等と協議をしながら、高齢者が住める住宅、転出を防ぐための津和野、日原の中心部、あるいは病院に近いところに住宅を建設するというようなプランについては全く検討していないわけではなく、2年前ぐらいから、その辺については把握をしているというような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） やはり、要介護の認定があるから、要支援の認定があるからということではなく、今は46から47%の高齢化率です。ですが、52%ということは、今、皆さんここにいますけれども、2人に1人が高齢者というのがやってくるわけです。これからの中で、やはり家族の方がいらっしゃればいいですが、家族の方は都会に出ていて帰ってくる余地もない、ただ、津和野でみとりたいという方々がたくさんいらっしゃると思います。そういった場合に備えて、町長、このサービスつき高齢者住宅の必要性というのをどのようにお感じになっているかお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） サービスつき高齢者住宅に限らず、お示しをしております医療近接型の住まい、どういうものが一番ベストなのかということを検討しているというところでありまして、いろんな高齢者の方々を中心に選択肢を提供していくということが大事だろうというふうに思います。

最初の議員の御質問の中で、地域ごとの人口の動態と、それから高齢化率の動態を示されたわけでありまして、特に木部地域が、一番、今高齢化率が高いということでもあります。そうした中で、そういうところは独居の世帯も非常にふえていっておられるというところですから、そうした方々には在宅医療というよりも、やはりそうした住宅の整備というものを、医療機関に近いところにつくっていくということが、非常にニーズに適したものになるんじゃないかというふうにも思っております。

一方で、津和野地域の方々も、中心地は高齢化をしまいであります。しかし、そこは、もともと病院に近いところでもありますので、そうした中でこの在宅医療を推進をし

ていくというところ。だから、いろんな地域の特性がありますので、その辺は我々も日ごろから研究もしているところでもあります。

そういう中で、その住宅を、どの程度必要なのかというのを、今考えているということと、あわせて、住まいだけつくれば解決するものではありませんので、いわゆる地域包括ケアシステムというものを、住民の皆さんを巻き込んだ形で、一緒になってやっていただく形で、それをどうやって進めていくかということ、それがまた、住みなれた地域で住んでいただくことへもつながっていくんだらうというふうにも思っております。

住宅の御質問でありますので、余り逸脱してはいけなけれども、先日、益田保健所長さん、町の庁議にお見えになられまして、庁議の場に。現在、地域包括ケアシステムを説明をいただく中で、これは健康福祉課、医療対策課——町庁でいえば——そこだけが進めてもどうしようもないことで、町の各課が連携をして進んでいかないと、この実現は難しいというそういう思いで庁議で、各課長が集まる中での御説明をいただいたということでもあります。

これは恐らく、私、想像するんですが、島根県が、地域振興部を中心に「小さな拠点づくり」というのを進めております。その中に、やっぱり県の各部署が連携をしなければ、この地域の課題、高齢者対策というのは進んでいかないという観点から、先日の保健所の所長の動きにもなったんだらうというふうにも思っております。

同時にもう一つは、今、国会議員さんを中心に、地域を存続させていくための、いわゆる地域維持会社みたいなものを法律でつくれなだらうかという動きが進んでおります。これは、過疎法が32年に期限を迎えるわけですが、その新しい過疎法というものを我々目指しているわけですが、その延長線上になるか、あるいはそれとは別にして、いわゆる離島振興法みたいなものがあります。だから、全国の過疎地域の中でも、特に過疎が進んでいるところを重点的に維持していく、そういう法律という動きも出てきているということでもあります。

ですから、そういういろんな動きを見ながら、津和野町において、住まいのことも含め、今後どういうふうに高齢者対策、地域づくり、維持というものを進めていくかというのを考えていかなければならないというところでもあります。

現在、津和野町は、まちづくり委員会というのを6年前からつくってやってまいりました。今後、そうした組織を、またさらに進化させていくためには、今までやってきたことを土台にしながら、まさに地域で支え合う。そういう中で地域包括ケアを進めていったり、あるいはその中にまた、住まいというものをどう整備をしていくのかというようなことも考えていかなければならないというふうに思っております。

吉賀町に比べても、私どもの高齢化率、高くなっておりますので、急いで、焦って頑張らなきゃならないという気持ちは持っているわけですが、しかしながら、現実として、本町の場合は平成25年の豪雨災害復旧事業で大きな起債をせざるを得なかったということや、ケーブルテレビでも今回大きな事業費を借金をしてやっているという

状況、それから庁舎も耐震化を図らなければならないということでありまして、財政的に津和野町の場合は少し、独自に厳しい状況があります。

これらの事業を一つ終えた上で、中期財政計画もにらみながら、我々こうした今の、議員きょう御指摘のようなことというものも捉えながら進めていく必要があるかというふうに思っておりますので、急がなければなりませんけれども、しかしながら、じっくり腰を据えて進めていかなければならない問題だというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 今、町長の答弁にありましたが、先日、まちづくり委員会のヒアリングというのがありました。やはり、その質問事項というのは、どの計画でも大体同じだと思います。この地域にどれだけの人口がいて、どれだけの子供たちがいて、どれだけの高齢者がいて、買い物支援が幾ら必要で、どういったものに課題があるのか。これは、もうまちづくり委員会でも、多分ケアマネ会議でも、いろんなところで聞かれていることだと思います。

その中で、やはり必要だと思うのは、我々住んでいる人間は、あそこに独居の方がいらっしゃるだとか、あそこは夫婦でいらっしゃるというのはわかりますが、要支援を受けているのか、要介護を受けているのか、認知症があるのか、そのあたりは、そこまでは把握はし切れていない部分もありますので、そこはやはり、まちづくり委員会の制度だけではなくて、やはり医療・介護の部分の制度も活用しなければ、幾らまちづくり計画を策定しても、そこを医療・介護が使えなければ意味がないと思いますので、うまくリンクしていただけたらと思いますので、そのあたりはお願いしておきたいと思います。

いろいろ質問が、まだ続くんですけども、今のは高齢者の部分なんですけど、周産期医療についてであります。かねてより、この益田圏域での周産期医療というのは大変脆弱なものであるように思っております、なかなか里帰りもできないという時期もありましたし、現在では里帰り出産ができるということではありますが、それでも、きょうの答弁いただきますと、まだ3名の産科医の体制ということでもありますので、産むという部分について、ものすごく不安を感じるわけでもあります。なおかつ、24時間体制でありますので、先生方の体調を考えたときに、お一人でも体調を崩されたら2名体制ということになれば、じゃあ出産はほっておくのかというわけにもいきませんし、こういった状況がどれぐらい続くのかなという不安もあります。

現在、この益田圏域における周産期医療の体制というのが、産科医はそのとおりだと思うんですけども、私の経験事なんですけれども、麻酔科医の先生は、よそからの派遣された先生が麻酔科医でいらっしゃったわけなんですけど、そういった部分からいいますと、まだまだこの益田圏域の医療体制というのは整っていないといえますか、まだまだ補わなければいけないなと思っております。

まず、周産期医療の体制について、医療課長、わかっている範囲でお知らせいただければと思います。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 周産期の体制であります。常勤の産科医は3名であります。医師会病院のほうが、いわゆる健診等でそういう役割を担っているということでもあります。津和野共存病院においても、隔週ですか、益田医師会病院のほうから健診医療関係を中心に派遣をされております。津和野共存病院においては、一応そういう状況の中で、分娩の時期になると紹介状を書いて、益田赤十字病院等に紹介するということでもあります。やはり、24時間体制でありますので、現実、益田赤十字病院が、この圏域唯一の分娩の取り扱い機関であります。

町長の答弁にもありましたように、やはり、医師の研究あるいは今後の育成ということで、産科医等の事業あるいは周産期維持継続事業ということを3市町でやっております。

とは申しましても、やはり、医師確保というのが最大の部分でありまして、島根大学等にも派遣依頼をしておりますけど、なかなか医局のほうも出せないという状況であります。

その中で、当然、麻酔科医の部分も非常勤体制でやっております。現在、常勤換算でしますと3.17人ぐらいの状況でありまして、この麻酔科医においても非常に厳しいと。常勤がないということは、当然、その中では費用も発生しているということで、以前、日赤の病院長からでは、いわゆる普通の常勤医の3倍ぐらいの費用がかさむと。広島からのフリーランスの先生が来ておりますが、これも全てタクシーという状況でありますので、人件費以外にそういう部分も発生しているということでもあります。

益田赤十字病院は、この県西部唯一の母子周産期の医療センターであります。やはり、今後の定住対策を考えても、ここを維持しなければ、この益田医療は崩壊するということ常々、日赤等の院長からも言われておりますので、我々とすれば1市2町で最大限の努力をして、今後、医師確保に努めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 産科医だけではなく、いろんなところにもその必要性が出てくると思うんですけども、広島から来られている部分についても、島根県内では賄えないという現状で、もう益田の病院が破綻してしまうといいますか、医師がいなくなって医療が提供できなくなると、もうそれこそ、まさに益田圏域では大変なことになってしまいます。

現状でも、この津和野町においての、津和野町での医療体制をもとに戻してほしいという声は多々あるわけでありまして、しかし、現状それは難しいという話。プラスして、じゃあ益田圏域はどうなのかといったときに、益田圏域でも同じような状況が起きてきております。現在、津和野町では、津和野町独自の策と、それと益田圏域1市2町で支援事業ですとか、いろんな確保対策事業など、定住自立圏構想、第2次構想が協定がされておまして、その中でも医療の分野、医療体制の維持充実、地域医療を守る体制の

確立、医療連携の強化等ありますが、この益田圏域内で医療を守る仕組みの予算というのは、津和野町以外で、益田圏域全体の中で津和野町はどれぐらいの支援を行っているのか、数字がわかりますか。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 3市町の、いわゆる共同的事业のことでしょうか。

○議員（3番 川田 剛君） はい。

○医療対策課長（下森 定君） 現在、救急医療、二次救急とか在宅当番医とかというのは、町の予算の中で賄っております。二次医療の部分も、これは広域の中で1市2町でやっている状況でありまして、しかし、予算は各自治体単独で出しているという状況であります。

その財源におきましては、それぞれ財政のほうが、より有利な方法でという部分を充てておりますが、3市町の部分でやっているのが、ふるさと益田の、いわゆる市町村圏の部分で、島根大学医学部に対しまして、一応3年計画ではあります、もうこれ随分継続をしておりますが、260万円の資金を使って、産科医のための育成・研究等ということで、益田市、津和野町、吉賀町で益田広域事務組合を通じてこの事業をやっております。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） これは、最後の提言になるわけなんですけれども、町長、このたび、映画「高津川」というのが、この益田圏域において予算化支援されておりますけれども、その映画ももちろん重要なんですが、益田圏域のこの事務組合というのは、確かにごみ処理や、それと救急というのが基本的な部分だと思います。以前は木質バイオマスのことについても提言したことがあると思いますけれども、このふるさと基金の財源を使って、医療体制・介護体制の充実、医師の確保ですとか、そういうものも1市2町共同でやっていく必要があるのではないかと思います。

現在、津和野町の病院においても、六日市の病院においても、医療資源といいますか患者さんの数というのはどんどん少なくなってきております。益田市においても、これは同様のことが言えると思いますし、なおかつ、医師を広島から呼ばなければいけないような状況。これが、ともすれば、ドクターヘリで全て町外、この益田圏域外に行かなければならないとなりますと、確かに命は守られるかもしれませんが、それ以前に家族のほうも崩壊してしまうのではないかと感じております。

そういった意味も込めまして、町単独ではなく、この益田圏域の医療を守るという意味においても、この1市2町での共同事業というのを、定住自立圏のみならず、さまざまな形で支援できたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 益田圏域の医療連携というのは、県内自治体、あるいは全国のそういう圏域に比較しても、非常に人材が、医師も足りない、看護師も足りない

いう中でありましたから、必要に迫られてきた中で、非常に進んで連携ができていく圏域でもあるというふうにも思います。

津和野共存病院におきましても、益田日赤院長先生からは、もう一心同体の病院だからということで、現在も多大な応援をいただいているということで、大変感謝をしているところでもありますけれども。逆に言うと、それだけ津和野の応援がふえれば、日赤本体の状況も厳しいものになるということでもありますから、まさに我々は、この1市2町が、本当にこの益田圏域内の医療をどうするかという観点から、いろんな支援策というのを考えていかなければならないというふうにも思っているところでもあります。

益田日赤さんは日赤さんのほうで、産科医に限らず、先ほど申し上げたように麻酔科の医師の確保でも相当なお金を要しておられるという実情もあるといったところでもありますし、また現在は、連携の一つの象徴として、これまで総合診療医の研修医プログラムを益田圏内でつくっておったわけでもありますけれども、病院同士の連携で。それも少し、日赤のほうで対応されていた医師がおられなくなったということで、その研修プログラムも、今はできない状況にもなっているというところでもありますので、そういう観点からも、今後、支援をどういう形でやれるのかというのを模索していく必要があるというふうにも思っております。

ただ、これは益田市さんの考えもあったり、吉賀町さんの考えもあったりということで、益田市さんも、日赤だけでなく医師会病院もあったり、複数の医療機関を抱えておられますので、なかなかその辺で、この医療にどういう支援をしていくのかというのが、さまざまな検討課題になっているということもお聞きをしております。そういう面では、我々も圏域での立場というものをしっかり益田市さんにもお伝えをしながら、行政サイドでの医療連携というものをさらに強化できるように働きかけをしていかなければならないだろうというふうにも思います。

「高津川」の映画については、あれは広域の、ふるさと市町村圏事務組合の基金を使うという話ではありませんで、各市町から負担金を出してやろうという話ではありますが、先ほど申し上げた産科医の人材育成のためのお金については、あれは広域事務組合としての事業費の予算で投じているものでもありまして、本来であれば、そういう形で、より一層医療のほうへ重点化していくということが大事であろうかというふうに思われます。

ただ、そのときに、今課題になっておりますのが、ふるさと市町村圏事務組合の事業は、現在は基金の母体を使わずに、あくまでも運用した果実のみを事業費に充てるという、議会との、あるいは圏域市町との一つの考え方が共通認識であるわけですので、これを今後、より医療対策のほうへ充実していこうということになれば、基金をどういうふうに、本体そのものを取り扱っていくのかということも大事になってくるかというふうにも思っております。

この点については、また、広域の事務組合議会があるわけでありますから、議会の皆様方の御理解もいただかなければ進めていけない問題でもあろうかと思えます。我々は我々で、また今後、検討課題としてまいりたいと思えますけれども、また議会におかれましては議会として、今後の基金の運用方法について、また御議論もいただきたいというふうにも願ってもいるというところであります。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） このたびは医療にちょっと重きを置いた質問ではありますが、最初に申し上げましたとおり、人口減少と高齢化社会を見据えたという部分においては、医療関係の課とか、つわの暮らし推進課だとか、そういったことではなく、あくまで地域を取り巻く住環境の問題であるという認識を持っていただいて、今後のまちづくり施策に反映していただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、3番、川田剛君の質問を終わり、ここで10時5分まで休憩といたします。

午前9時52分休憩

午前10時05分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序2、1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 1番、草田吉丸でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

今回、私は4点について質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、枕瀬山森林公園について質問をいたします。

枕瀬山森林公園は昭和57年、土井敷地区から上った少し高台にある枕瀬山に中央広場、駐車場、そして管理棟、展望台、キャンプ場などの施設を設置をいたしました。念願であった町民の憩いの場としてオープンをいたしました。その後、昭和60年、さらなる高台に日原天文台、昭和61年、ペンション北斗星、平成元年、天文展示館ポランの広場、平成6年、星と森の科学館及び県営事業によりまして枕瀬山生活環境保全林が完成をしたところであります。以来、天文台を中心に教育レクリエーションの場として、また、自然休養の場として多くの人に利用されてまいりました。しかし、近年、少子高齢化で利用者の減少もあり、施設運営も厳しい状況でもあると思えます。

一方、平成28年、津和野町では「美しい森づくり条例」が制定され、森林に対する新たな取り組みがスタートをしているところであります。これを契機に枕瀬山森林公園を中心として、森林に対する関心が高まることを期待するものであります。

そこで、次のことについて質問をいたします。

1点目であります、枕瀬山森林公園の今後の整備や利用促進、津和野観光との連携などの基本的な考えについて。

2点目であります、現在の天文台の人員体制と業務内容について。

3点目であります、ペンション北斗星の経営体制について。

四つ目であります、施設の維持管理の状況、遊歩道あるいは流路工等について伺います。

5点目であります、美しい森づくり条例に基づく取り組み実績と今後の計画についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、草田議員の御質問にお答えをさせていただきます。枕瀬山森林公園についてでございます。

まず一つ目の御質問であります、枕瀬山森林公園にある、かつての「25世紀の森」は、完成後ほとんど手入れがされず荒廃森林となっていたことから、この一体を東京都文京区との「友好の森」として手入れし、町民はもとより他地域の住民との交流の場として活用できるように、オオモミジなどの在来種を記念植樹いたしました。

この森林整備においては、京都大学の竹内典之名誉教授に監修を依頼し、年次計画を立てて、林業の地域おこし協力隊が継続して森林整備することで森林を再生することを目指しております。

今年度は、8月下旬に国の山村活性化交付金事業を活用して、文京区のボーイスカウト9名と地元小学生7名がキャンプを行い、本町の豊かな自然の中で交流を深めました。この国の事業は来年度まで継続することから、次年度においても都市部の青少年を招致して、枕瀬山森林公園が体験教育の場として活用できるかを実証し、その後、津和野観光との連携も模索したいと考えております。

次の御質問であります、日原天文台及び関連施設の業務としては、有料施設である日原天文台と星と森の科学館の運営並びに無料施設である天文資料館の運営が主業務となっております。

人員体制としては、通常2名体制で行っております。具体的には、株式会社津和野開発に業務委託をしている受付業務に1名と、昨年の11月末に、それまで約2年間勤めていた嘱託職員が退職をしてからは、嘱託職員を募集してもなかなか応募がないため、昼間の星と森の科学館の解説並びに夜間の日原天文台の望遠鏡操作と星の解説に再任用の町職員と臨時職員1名が、それぞれ交代で当たっております。

次の御質問であります、ペンション北斗星の経営体制につきましては、平成29年9月にテナント事業者が撤退をしたことから、新たなテナントの募集に当たり、津和野町等のホームページへ掲載し広く公募しているところでございます。

これまでの対応といたしましては、指定管理者である株式会社津和野開発と運営方針や応募方法等を協議し、テナントの募集を平成29年12月から行っております。その

後、4月には入居に関する問い合わせが2件あったことから、現地で施設の説明や両者から運営方針等の聞き取りを行ったものの、5月に入り、テナントとしての入居を辞退する旨の連絡があったところでございます。これを受け、これまでに広島市内の路線バスの車内広告や求人サイトへの掲載、東京事務所への募集チラシの張り出し、UIターンフェアでの説明等による周知と募集を継続してきたところでございます。

ペンション北斗星の経営体制につきましては、指定管理者である株式会社津和野開発のテナントとして入居し、ペンション北斗星を運営する体制が適切と考えているところでございます。

町といたしましては、枕瀬山にあり、天文台を併設した自然を堪能できる特徴のある宿泊施設として、ペンション北斗星を広く周知し募集を継続することで、新たなテナントの入居に向けて今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次の御質問であります、枕瀬山の施設の維持管理状況につきましては、天文台へ向かう町道北斗台線2.4キロメートルの除草や落石等の除去作業を7月に、枕瀬山に向かう林道栃ノ木線0.9キロメートルを9月に、天文台と枕瀬山をつなぐ管理道0.8キロメートルを3月に、道路側溝の障害物除去等とあわせて委託して実施しているところでございます。

議員御指摘の遊歩道及び流路工の維持管理につきましては、枕瀬山キャンプ場から天文台までを結ぶ遊歩道は、春から夏にかけて必要に応じて除草を行っているところでございます。今後の枕瀬山キャンプ場から天文台を結ぶ遊歩道及び流路工等の維持管理につきましては、枕瀬山森林公園の活用を踏まえ、必要な対策について関係する機関と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

次に御質問であります、平成27年9月25日に開催しました津和野町合併10周年記念式典において、さきの豪雨災害の教訓として、町面積の9割を占める森林をもっと適切に手入れをしていたならば、被害はあれほどまでに拡大しなかったのではないだろうかとの思いから、これからのまちづくりの柱として美しい森林づくりを進めることを発表し、平成28年、美しい森林づくり条例を制定いただきました。

この条例では、さまざまなことを規制するものではなく、かつてのように町民がもっと森林との距離を近づけて、関心を持ちながら生活をするとともに、9割を占める森林を活用して、森林整備による里山保全と産業森林とを結びつけることで、町を代表する産業へと成長させることなどを理念として掲げております。

その後、美しい森林づくり委員会では、平成29年度からの5カ年計画を立案して取り組みを進めているところでございます。

この事業を進めるに当たっては、国の山村活性化交付金事業を活用しており、1、地域おこし協力隊や自伐林家の育成のための林業研修の拠点づくり、2、町内の小中学校との連携を図りながら多様な森林教育のプログラム開発、3、森林を活用した交流イベント企画、4、林業関係の担当者会議や講演会の開催などにより森林整備の必要性を啓

発し、森林との触れ合いに関する基盤づくりを推進するという四つの柱を定めて事業展開いたしました。

また、来年度から始まる森林環境譲与税を有効に活用するための計画づくりも美しい森林づくり委員会の仕事と位置づけ、先般整備しました航空レーザ計測や森林資源解析等調査のデータ、赤色立体地図などを使用して森林の所有者境界調査を実施し、作業道開設や間伐材搬出を継続しながら、多様な機能を有する美しい森林づくりを進めたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 枕瀬山森林公園について、特に最近の動き等も回答としていただいたわけでありますが、東京文京区との友好の森の植樹とか、そういったことが今行われているわけがございますけども、特にこの枕瀬山森林公園で一番大きな施設として、やはり日原天文台であろうというふうに私は思っておりますが、この日原天文台、昭和60年建設をされておりますけども、当時は口径75センチの反射望遠鏡であります、これについては、当時でいいますと日本で5番目であると、そしてアマチュアに公開をされているものでは最も大きい規模であるというふうに言われておりました。

しかし、その後、全国各地におきましては大口径の望遠鏡も今は設置されているというふうに思いますけども、島根県内でいいますと、今、大田市の三瓶自然館これが今60センチの反射望遠鏡を設置をされていると聞いております。日原町が75センチでございますので、それより大きい望遠鏡を持っているということでございます。

また、中国5県でいいますと、岡山県のほうに美星天文台ですか、これが口径101センチ、それから国立天文台の岡山天文物理観測所、これが188センチの口径、それから鳥取県のほうで、佐治天文台で101センチの反射望遠鏡が今あるようでございます。

そういった状況ではございますけども、この日原天文台は最も、75センチの大きさの一般公開されている天文台とすれば、やはり近県でいえば元祖であろうというふうに思っております。これだけの大きさの天文台を抱えていることは、今後も十分に私は魅力のある天文観察、そういったものが引き続いて行えるものであるというふうに思っているところであります。

そこで、天文台の人員体制についてお聞きをいたしました。現在2名体制で行われているということですが、今、再任用の町の職員の方、そして臨時職員の方が1名という、交代で当たっているという回答でございました。この再任用の職員の方、この方は非常に星に対しては豊富な知識を持っておられる方というふうに思いますが、この天文台が設立当初、何としてもそういった詳しい人を町に呼びたいということで、浜田市のほうからこの日原に来ていただいて以来、この天文台の専門技術員として今日までやってこられた方であります。そういった方もだんだん年をとられて、もう退職もさ

れたというような状況であります。この天文台の技術を引き継ぐためには、やはりある程度の人材育成、こういったものが必ず必要であるというふうに思いますが、これらの人材育成、これについて、まずどのようにお考えかについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、御質問いただきました天文台の人材育成であります。御承知のように、昨年、退職をした嘱託職員も若手で、2年間働いていただいたわけですが、当初は星への興味はありましたけれども、それほどの専門性を有しておりませんでした。ただ、2年間の中で、天文に対しての知識をより深められて、退職してからは、今、京都にあります国立の天文台のほうで、これは正式な職員ではございませんが勤めておるように聞いています。当初は、その方がいわゆる後継者として育ててくれることを期待したわけでありましてけれども、残念ながらそういう形で退職をされたわけでありまして。

その後、同じように嘱託職員として募集をかけておりましたけれども、なかなかそういった人材が手を挙げてもらえないという、そのまま現在に至っているわけでありまして。人材の育成という形でいきますと、やはりきちんとした身分の職員で継承していかないとなかなか継承は難しいのかなという思いは持っておりますが、全体的な町の運営の中で、なかなかそれが許せない状況でもございます。そこの辺の兼ね合いの中で、とりあえず現状では嘱託職員という形での募集をそのまま継続をしておりますけれども、なかなか該当に手を挙げていただける方がいないということでもあります。

今、再任用で雇用しております職員につきましても、この春、退職をしての再任用ということで、再任用期間としては最長で3年という形になろうかというふうに思っています。本人も希望としてはそういう思いを持っておられるようでございますので、この期間の中で、ぜひ後継者が育てほしいというふうには思っていますが、こればかりはめぐり会いというところもございまして、誰でも彼でもということにはなりません。専門的な天文に興味のある方ということが必要になってくるというふうに思っていますので、そういったことに興味のある人材にめぐり会うことを願って、募集を続けておるといような状況でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） やっぱり継続をしていくためには、後に続く人をこうつくっていかないと継続しないというふうに思います。ぜひ、その辺の努力もお願いをしたいというふうに思うところでございます。

次に、ペンション北斗星についてでございますが、やはり天体観測ということで人を呼ぶためには、そこに宿泊あるいは食事、喫茶ができる施設があるということは大変重要なものであるというふうに考えます。今いろいろと募集をされているようでございますけれども、なかなか決まらないというような回答でありましたけれども、特に何人かの方の問い合わせがあったということでもございましたけれども、前任者の方も随分、年間で連

続して営業ができるというような状況でもないということもあって、冬場がどうしても観光客等が少ないわけで、そういったことでは経営的にもなかなか大変な状況でもあったかというふうにも思いますが、いろんな条件があって撤退をされたわけでございますが。あの施設も、長い間、空き家で置くということは、施設の老朽化にもつながるわけでございます。できるだけ早く、ここに新しい人に入ってもらって運営をしていく、そういう方向はぜひ努力をしなければならないというふうに思っておるわけでございますが。

このペンションをどなたが来て営業してもらえないかということで募集をされているというふうに思いますが、私は、後ほど美しい森林づくり条例の関係でもちょっとお話ししたいというふうに思うんですが、この枕瀬山公園を、町として今後どういうふうな活用、あるいは整備をしていくかということ、これをやっぱりきちんと示すということが必要だというふうに思っております。美しい森林づくり条例を具体的なものを作っていくということなんですね。とにかくこの枕瀬山森林公園を本当に美しい森にしていく、そういったことをやっぱり町として打ち出していく。そして、この枕瀬山公園には将来に希望が持てるんだというようなところを示していかないと、こういったペンションの運営を一般公募しても、なかなか、それじゃやりましょうということにならない。やっぱり、ひとつ希望の持てる方針を町として出すことが私は必要ではないかなと、そういうふうに思うところであります。ぜひとも、この募集について積極的に今後も取り組んでいただきたい、そういうふうに思いますが。

美しい森林づくり条例の関係でございますが、条例ができて、また新たに具体的な計画もされているようでございますが、この森林づくり条例によって枕瀬山森林公園、これ条例の制定のときに、美しい森林と高津川の融合、モデル林の森林整備ということを掲げておられます。美しい森林の下に、きれいな高津川が流れるロケーション、津和野町枕瀬地区にある枕瀬山キャンプ場と日原天文台をつなぐ遊歩道周辺の町有林の森林整備を行い、モデルとなる森林をつくるということが掲げてありました。このあたりについては、今、具体的にこの条例が具体化して動いているのかどうか、その辺についてお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、地域おこし協力隊の活動の場の一部として、25世紀の森を徐々に整備をしていくということを毎年続けておまして、竹内典之先生のおっしゃる「森の中に入ってほっとできる場所をとにかくつくんなきゃ、そういう森をつくんなきゃいけないんだ」ということを言われておまして、その実践地として、今、その森を整備を続けているところであります。

○議長（沖田 守君） 草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 少しずつ、そういった動きもやられているというふう  
に思っておりますが、どうしても、この拠点となる場所は、私は枕瀬山森林公園じ  
ゃないかなというふうに思うんです。ここをきちんとしたモデル地区をつくること  
によって、この枕瀬公園は、私見をとるときに、国道9号線から見ても、天文台が今は見  
えますが、非常にいいところでありまして、187号線から見ても見えるところ、そ  
ういったちょうど9号線と187が合流する場所でもあります。そして高津川、そし  
て津和野川が合流する、ここは本当にすばらしいところだと思うんですよ。ですから、  
私はこの枕瀬山森林公園を、そういった今、少しずつの動きはあるようですが、もう  
少し大胆に、あのあたり一帯を、もう全て、この条例に基づいてきれいな森林に整備  
していく、そういう大きな構想も必要じゃないかなと思うんです。そういうことをし  
て、津和野町の、この森林づくり条例に対する熱意をあらわしながら多くの人に来て  
いただく、そういうことにつながるんじゃないかなというふうに考えます。

あそこに町有林とかもあります。そして、周りには民間の人の山もあると思いますが、  
そういったことも含めて、一つの事業でも取り入れて年間計画を立てながら、きれいな  
森をモデルをつくる。そしてそういったことをやることによって、今取り組んでおりま  
す地域おこし協力隊の皆さん、林業に対して相当な方が今、来ておられます。林業で、  
この町で生きていこう、そういう思いで来ておられるわけですから、そういった人たち  
のためにも、こういった事業を取り入れること、これが今、重要じゃないかなと思うん  
です。補助事業等も考えれば、相当あるんじゃないかなというふうに思うわけでござい  
ますが、そういった大きな構想というのは、今のところ考えておられないのかどうか、  
その辺はいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農林課サイドとしましては、今言われたように町有林で  
買収した山も相当ございますので、それを徐々に整備していくという計画ではありま  
すが、少しでもその整備の率が高くなるように頑張っていこうとは思っております。

ただ、枕瀬山森林公園自体の管轄はつわの暮らし推進課になりますので、そちらと協  
議しながら、この辺の推進のほうを協議したいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長、今の質問に対して。はい、町長。

○町長（下森 博之君） 今、森林公園を管理していただいている団体の方々からも、  
トイレがかなり老朽化していたりとか、施設そのものも老朽化をしてくれているとい  
うことで、改修の必要性というのも数年前から言われてきたということでもございま  
す。  
しかしながら、財政状況もあったりとか、それから今議員が御指摘いただいたように  
全体としての森林公園の活用計画、そういうものを定めた中で、そうした施設の改修と  
いうものに取りかかっていく必要があるということまで現在に至っているというところ  
でもございます。

きょう、議員御指摘いただいたことは、まさに私どもも考えていることでもありまして、特にこの枕瀬山の今回の友好の森は、津和野町の美しい森林づくりを進めていく上での、まさに拠点になるところだというふうにも思っております、その公園の今回の植樹は広葉樹を中心にやりましたけれども、先ほど農林課長が答弁いたしましたように、周辺には町有林もあり、また民有林もあるということで、まずはそこを拠点に、より範囲を広げていきながら、私はいわゆる針葉樹においても過ごしやすい、すばらしい森づくりというものを津和野町から提案ができるような、そういうこともしていきたいという夢というか思いを持っております。そこに地域おこし協力隊に入ってきてくださる方々もおりますので、彼らも研修をしながら育ていっているところでもありますから、簡単に今すぐ、きれいな森づくりが実現をできるということにはなりませんけれども、そうした彼らとのかかわりの中で人の育成というものも大切にしながら、その拠点の森林づくりを進めていきたいというところでもあります。

あわせて、森林づくり条例を、より具体的なものにしていくための実行委員会も組織をしておりますので、そういう場も含めながら、この森林公園の活用も含めて一体となった枕瀬山のこの森林公園、それから友好の森、こうしたものの活用というものを計画を策定して、そしてまた財政状況もございますけれども、確実に進めていけるように努力をしていきたいと考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひ、この枕瀬山森林公園については、私はまだまだ大変すばらしいものを持っていると思いますし、可能性を秘めた場所であるというふうに思っております。特に山、そして下の高津川、日本一の清流高津川があるわけがございます。こういったことをしっかり前面に押し出し、また、今回は高津川の映画作成もできるということで、全国に発信できる大きなチャンスであるというふうに思っておりますので、どうかこの枕瀬山森林公園が本当にモデルの美しい森となるような、そういった取り組みをさらに進めていただくことをお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目ではありますが、高津川清流館コールセンターについてであります。

平成27年7月に設立し、9月より高津川清流館の一室を借り受けコールセンター業務を開始をいたしました株式会社Next-Eは、IT関連の企業誘致として期待されているものであります。

町としても、地方創生交付金を活用した企業誘致のためのIT人材スキルアップ事業等を導入して支援も行っているところでもあります。設立時点から今日までの取り組み状況と、3年が経過しました現在の状況について質問をいたします。

1点目ではありますが、会社立ち上げに際し、町として支援した内容について。

2点目ではありますが、地方創生交付金を活用した事業内容と経過について。

3点目であります。現在の主な業務、雇用状態、売り上げ等、会社の経営状態についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、高津川清流館コールセンターについてお答えをさせていただきます。

会社立ち上げに際しては、誘致企業として事業所の進出に伴う覚書を締結し、現在オフィスとして利用いただいている高津川清流館のオフィス向け改修、人材確保支援を行っております。

改修工事では、平成27年度に総事業費454万4,640円により、OAフロアの設置や建具改修、電子錠の設置などを行い、平成28年度には総事業費1,922万4,000円により、空調設備の更新、館内照明のLED化、電気設備の配線、建具改修を実施しております。人材確保では、業務の内容をわかりやすく紹介したVTRの作成などを実施し、ケーブルテレビなどで放映しております。

交付金を活用した事業としては、インターネットに代表される通信を活用したコミュニケーション技術であるICTを支えるサーバやネットワークなどの、いわゆる基盤技術に特化した技術者の育成を目指した人材育成事業を中心に、町内企業のICT導入へ向けた補助や技術活用を啓発する各種セミナーを開催しております。本事業の重点としている基盤技術者は、昨今話題となっている人口知能や、誰でも自由に使えて再配布も可能であるデータであるオープンデータといった膨大な量のデータを処理する技術基盤として定着しており、都市部ではそうした技術者の賃金水準が高まっているところでございます。

人材育成事業では、昨年度5月29日から平成30年3月15日までの期間で育成へ向けた各種カリキュラムを実施し、延べ68名の方に受講をいただいております。受講者の内訳としては個人の方が23名、企業等からの参加が45名となっております。参加者の年代としては、個人の参加23名の全てが60歳以上、企業等からの参加45名のうち、20代が12名、30代12名、40代14名、50代1名、60代以上6名となっております。

事業所のICT導入へ向けた補助については、町内の10事業者へ対して1,183万4,280円の補助を行っており、各事業所において業務の効率化等に効果を発揮していると伺っております。技術活用へ向けた各種セミナーでは、無人飛行機ドローンや仮想現実を投影できるゴーグルなどのICTデバイスの体験会を平成30年2月20日に津和野町民体育館で実施しており、80名の方に御来場をいただいております。

事業の経過としては、今年度で国の地方創生交付金を活用した事業としては最終年度を迎えております。交付金の活用において、事前に設定した雇用人数と誘致企業件数の二つの重要業績評価指標は、計画どおり達成しているとは言えない状況です。しかし、国内のIT企業については技術者の確保に苦慮している状況があり、昨今の地方進出は

技術者確保もその目的の一つとして捉えている企業が多く存在する中、本町の取り組みに興味を持つ企業も存在をしており、事業を精査しながら継続をしていきたいと考えております。

現在の主な業務としては、企業の秘書代行やコンタクトサービス、法人の営業代行などを行うとともに、顧客は首都圏を中心に平成30年度から島根県内の企業を対象とした業務を請け負っているとお聞きしております。業種としては、インターネットショッピングサイト受付案内、問い合わせ窓口、警備会社、外資系テレビ局など多岐にわたっております。

平成30年9月1日現在の雇用状況としては、スタッフ総勢12名のうち、正社員4名、パート8名となっております。そのうち津和野町内にお住まいの方は、パートタイム勤務の方3名となっております。会社としては、正社員雇用を中心に積極的に採用を行っていききたいという考えを持っておられるようですが、応募者の希望する勤務条件となかなか合致しない状況だと伺っております。

直近の会社の経営状況として、売上高4,522万4,297円、純利益468万5,044円の黒字決算となっており、地方進出のメリットを生かし、よりよいサービスを安価に提供できていることから首都圏を初め徐々に顧客が拡大しており、今後の経営にも期待をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この高瀬川コールセンターでございますけども、当初、立ち上げに際して、もとのシルク染め織り館、これを改修をして、そこに入られたということでございます。相当な事業費をかけて改修等もやって、これは津和野町の大変期待する企業であるというふうに思っておりますが、今、交付金で取り組んでおられます人材育成事業、これはいろんなIT技術を習得をすることによって、今ある津和野町内の企業に就職をするといったところ、そして町内企業の皆さんもいろんな技術的な向上を目指していくというようなことで、この人材育成事業というのが行われているというふうに思いますが、延べ68人の方が受講されたということですが、当然これ町内の方、全てであろうというふうに思いますが、目的とすれば、この人材育成事業はそういうことでよろしいんですか。とにかく、いろんな人がそういう人材育成事業に参加をして技術を高めていく学校のような感じで受けとめていいのか、それとも町内の、とにかくIT事業に就職をしていただく、あるいは町内の企業が技術力を高めていく、そういったことを主にやっておられるのか、その辺の目的についてちょっとお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この人材育成につきましては、基本的にはその企業で募集をする、その募集をしても、なかなか現状、人が集まらない状況があるということでありまして。企業が欲している、例えばこのNext-Eで採用の予定、

現状は、先ほど町長が申しあげましたとおり、スタッフ12名ということですが、この数自体は、まだまだ会社としては採っていきたい、10名以上、まだ雇用のほうはしていききたいというような希望を持っておられます。

また、津和野のほうで企業誘致をしていただいた大阪のバルトというソフトウェアの会社についても、現状的には、まだまだ雇用について確保していききたいという希望を持っておられます。

私どもが、この地方創生の推進交付金を活用して、この事業を取り組んだ一つの理由というのは、企業誘致をしても、そこで働く人がなかなか確保できないという現状が今あるということの中で、人材育成も加えた中の企業誘致を行うということで、この事業を展開しているということでもあります。

町長が申しあげたとおり、この目標達成でいいますと、本来21名新たに雇用する。私ども、この事業を通じて、21名の新しい雇用がIT企業で生まれるということと、新しい企業が来ていただける、ここが私ども9社ということで現状的には目標を設定しておりますが、なかなかその辺のところは未達成ということになっております。

議員の御質問でお答えするならば、そういったところの企業が必要としているニーズ、そういった人材のニーズをきちっと把握をして、そういった方々を育成し、そちらのほうで雇用するような流れを今回つくっていききたいという思いで、この事業を展開しているということでもあります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 目的についてはわかりましたが、先ほど言われたように、今、スタッフの総勢が12名、正社員が4名、パートが8名ということになります。そして津和野町内に住んでおられる方が、パートタイム勤務で3名ということなんです。最初に、このコールセンターを立ち上げる事業計画、これ示してもらったんですけども、2016年、売上高とすれば4,000万、今ちょうど4,500万ですか、こういったところになっているようですけれども、人数的には2016年に23人ぐらいを雇用するんだというような計画でありました。そして、2018年の計画は売り上げが4億8,000万、それから76人の雇用というような、一応こういう目標でスタートしておられるわけです。

しかし、今のところ、こういった状況であるということでもありますけれども、この応募者の希望する勤務条件が、なかなか合致しないということで回答がありましたけれども、これはいろんな賃金のことでもありまじょうし、勤務体系、いろんなことがあるというふうに思いますけれども、この辺の主な理由はどのようにお考えであるか。会社でないとなかなか難しいかもしれませんが、わかる範囲で。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 2年ぐらい前でしたか、津和野高校を卒業されて入られた方もおられたかと思います。現状、今どうなっているかということをお

私ども承知を、雇用の状況については人数はわかりますが、その辺の雇用体系が今どうなっているかというところは、ちょっと承知してないところもあります。

ただ、その勤務体制でいいますと、幾つかのパートについていえば、自分の労働時間の裁量によって入れるような時間帯というのを、きちっとNex-Eさんのほうは設定をされている。正職員でいうと一日雇用のずっと日々雇用というようなことで、なかなか人材が不足している中で、今応募は恐らく30名程度は、このNex-Eさんはかけられていると思います。議員が御指摘になったようなその事業費の伸びというのは、どんだけの案件をこのNex-Eさんがとってくるか、また、その案件に対してどれだけの人材が対応できるかというところで、人材がそろわなくては、その案件をとってきても対応がし切れないというような、そういう状況に現時的にはあるのではないかというふうにも考えております。

今、4,500万の売上高ということで、基本的には今ある12名のスタッフの中で、正社員4名、パート8名という、この流れで最大の事業を恐らくこなされているというふうにも思っておりますが、案件としてはいろんな案件がどんどん入ってくる中で、この人材育成の確保のところは、なかなか応募のほうがないというような状況があるのではないかというふうに考えているところであります。理由が何かというようなところについては、なかなかこの辺、ちょっと私どもも聞き取りとか行っているわけではございませんので難しいところもございしますが、募集はするんだけど応募がないというような状況が続いているというようなことでございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 交付金を活用してこういった人材を育てながら、やっとりながら、そういう状況であるということでありまして。いろんな条件があるというふうに思いますが、やはりこの誘致企業が、本当に津和野町でしっかりした雇用をつくっていく、そういう場に何としてもなってもらいたい、そういう期待を込めておりますので、さらなる努力を、ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

道路、河川の維持管理についてであります。

町道については、道路愛護団やシルバー人材センターに委託して草刈りが行われておりますが、年数がたつと上段の立木が生い茂り通行の妨げにもなっております。何年かに一度、立木伐採について整備できないのかどうかお伺いをいたします。

河川については、国県管理河川は河川浄化の草刈りや立木伐採、土砂取り除きが実施されております。町管理河川についても、これらの工事が実施できないのか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、道路、河川の維持管理についてお答えをさせていただきます。

町道の維持管理として、道路愛護団に草刈り作業の委託、シルバー人材センターに道路維持管理業務を委託契約し、維持管理に努めているところでございます。議員御指摘の道路の上空には、年月が経過するにつれて木が覆い通行の支障となることもあります。このことについて、関係自治会から支障木の除去の要望が出されており、シルバー人材センターに委託の維持管理業務の中でできるだけ対応しているところでございます。この件に係る要望もたくさんいただいておりますが、危険性、安全性の確保の観点から優先順位をつけさせていただき、引き続き対応してまいりたいと考えております。

また、県管理河川については、県から河川浄化対策事業として、事業費の2分の1の委託費をもって、河川内の草刈りや堆積土の除去を行っております。特に堆積土の除去については地元からも要望をいただいている中で、優先順位づけをさせていただきながら進めております。

議員御質問の町管理河川の立木の伐採、土砂の取り除きにつきましては、地元からの要望もいただいておりますが、事業実施となれば町単独費での対応となりますので、財政状況から現状では厳しいと考えております。

しかしながら、河川の氾濫により家屋や公共施設に影響を及ぼすなど、治水上、緊急的に安全を図らなければならぬ状況と判断されれば対応していく所存でございます。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） この町道の維持管理と河川の維持管理についてでありますけども、町道のほうの維持管理は道路愛護団、あるいはシルバー人材センターで委託をしてやっておられるわけですが、何年かには一遍、どうしても木が成長してきました、随分支障になる部分が出てきております。こういったことも、どうもシルバー人材センターのほうで優先順位をつけてやっておられるということでもありますので、ぜひその方向でお願いしたいと思っておりますけども、なかなかシルバー人材センターだけで対応できないようなことがあるとすれば、道路愛護団の皆さんにもそういったところもお願いするということが可能じゃないかなというふうには思っております。

ただ、財源的なものがあるんで、どんどんできるかどうかということはあるんですけども、それと安全管理の面がありますので、高手の作業をそういったところに任せるのはどうか、そういったこともありますけども、できるだけ何年か1回の維持管理、ぜひ、きちんとやっていただきたいということでもあります。

河川の管理については、県河川については2分の1の補助があつて、それを実施、何か所かされておりますけども、小さい町河川、これが特に公共施設や家屋にということでは回答をいただきましたが、今、相当小さい河川でも土砂が堆積して、ちょっと水が出ると田んぼにわーっと入ります。そういう状況のところは幾らかあるんですけども、これは県河川ではないということで、町がやるしかないというふうに思っておりますけども、この中で2分の1の補助は町がしなければ、県河川でもしなければいけないわけですから、町単独費も少しぐらいはつけてでも、そういったところも私はやれるんじゃないかなと

いうふうに思っておりますが、河川のそういった土砂取り除きについて単独費は何とかつけてもらうことはできないか、その辺についてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 町管理の河川につきましては、先ほど町長答弁したとおりではございますが、特に議員御指摘のありました、いわゆる農地のところに影響が出ているというところもあろうかと思えます。家屋とか公共施設に影響することは、そうないところもあるかとは思いますが、我々としては、やはり住民の財産を守る、財産は農地も入りますが、特に家屋、それから町道等の公共施設、それをまず第一に、優先として第一に考えます。農地のことにつきましては、閉塞すれば農地の水が入ってきて稲作等に大きく影響するとは思いますが、そのあたりは順位づけとすればちょっと後になるかもしれませんが、先ほど町長答弁申しましたように、そのあたりは事案に応じて考えていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） その辺について、どうかよろしくお伺いをいたします。次の質問に移ります。

斎場の利用料についてであります。斎場の利用料について、津和野町に長年住んでおられた方が、町外の施設に入所後、亡くなられた場合の利用料についての見解をお聞きをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、斎場の利用料についてお答えをさせていただきます。

斎場の利用料は、町内の方が申請をして使用された場合、火葬料は大人1体1万5,000円、通夜は1夜1万円、葬儀は1日2万円となっておりますが、町外の方が申請をして使用する場合は、それぞれ倍の金額になります。

議員御質問の町外の施設に入所後、亡くなられた場合、亡くなられた方の住民登録はありませんが、町内に住所を有する方からの使用申請書が提出されれば、町内使用料が適用されます。

町内、町外利用の判断は、申請者が町内に住民登録があるかないかで判断をしているところでございます。

なお、この二、三年は、町外からの申請は年に数件程度となっております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） これも条例どおりにやっておられるということであるというふうに思いますが、ちょっと私も質問が、もう少し詳しくすればよかったかと思えます。町内に住民登録がある方が、亡くなられた方あるいは申請された方が、どちらかが町内在住であれば、当然町の住民としての利用料というふうに思いますが、津和野町において津和野の施設になかなか入れない、そして隣の町、市に入所される、

当然おられます。そういった方は住所を変更して入れるというふうに思いますが、そのときに家族の方がどなたかが、ここの津和野町に入っておられれば、町内の方が申請すれば、それでも町内利用ができるというふうに思いますが、例えば家族の方は町外で住所を持っておられて、そして町内に住んでいた高齢者の方が隣の町の施設に入って亡くなられた、そういう人が申請する場合は、申請者も町外である、それで亡くなられた方も町外ということになれば、これはもう町外扱いになるのか。一月、隣の町に住所を移して、そして亡くなられたような場合、そういった場合はどのように対応されているのか。これは、二、三年は町外からの申請は数件程度ということになっておりますが、仮にそういうことがあった場合はどういうふうにされるのか、町外扱いでいかれるのか。それはちょっと私は、本人にとっては大変だというふうに思うんですよ。そういうケースは今までなかったのかどうか、何かその辺をお願いします。

○議長（沖田 守君） 税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 議員御指摘の件であります。今現在27年からは町外の申請が27年は1件、28年は5件、29年はゼロ件というふうに人数的には少なくなっております。

町外の施設に入所後、亡くなられた場合ということではありますが、住民票を移した場合は町外ということではありますが、特養のホームによっては、亡くなられても住民登録がそのまま津和野町に置いてあるケースもあります。ただし、一月で亡くなられたとかいった場合は、施設というよりか、むしろ入院に近い形ではないかと思しますので、入院の場合は住民票は移していない可能性も考えられると思います。今の条例上は、町外は倍というふうになっておりますし、申請者が親族の方が主になると思われますので、申請者の親族の方が町内におりさえすれば町内料金を適用するという形しております。一月で亡くなったケースについては、ケースによって考えねばいけません。今の条例上では町外の扱いというふうに考えております。

また、他市町村の条例とかも見ましたが、やはり町外の方については特に規定はございませんが、大体倍料金という形で運用しておりますので、レアなケースの場合には考えにやいけん部分はありますが、今は条例どおりで行いたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 一月で亡くなられるというケースもありましょうし、二、三年、入所されている方が亡くなられる、いろんなケースもあろうと思えますけども。私は、津和野町民で長い間、一生懸命頑張ってこられた方が亡くなられた。たまたま親族も町外であって申請者が町外であるために、町民扱いをされないというようなことが起きる可能性は十分あると思うんです。ですから、その辺は、最後に町民扱いされずに倍の手数料払って葬儀が行われると、これ、もうたまらんです。ですから、できるだけそういった施設に入っている方というのは調べればわかるわけなんで、もしそういうことがあれば、そういったところは全て住民登録ということでは

はなしに、少し柔軟的な対応を、これはぜひしていただきたい、そういうふうに思います。ケースがたくさんあるかどうかわかりませんが、その辺についてよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 回答は要りません。時間が来たか。はい。

以上で、1番、草田吉丸君の質問を終わります。

○議長（沖田 守君） ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時05分休憩

午前11時11分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

岡田君の番であります。先ほどの質問の中で、大変、重要なことでありますので、追加で税務住民課長から、草田君に対する質問の回答を申し上げますので。

税務住民課長。

○税務住民課長（山本 慎吾君） 済いません。先ほど回答の中で、特別養護老人ホームによっては、住所移動はしなくてもよろしいということの回答しましたが、特養では、住所地特例で住所移動しなくてははいけませんので、介護保険等使っていない民間施設の場合は住民票を移していないという話でしたので、ちょっと私のほうがり間違えて回答しております。

それから、草田さんが言われた部分については、今後そういったケースを考えて、内部の中で検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（沖田 守君） 発言順序3、11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、11番、岡田克也でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、第1点目は参事の配置についてであります。

津和野庁舎に参事を置くことは、旧津和野町と旧日原町が合併するときの重要な協定項目であります。現在、参事が配置されておきませんが、早急に配置すべきではないかと考えます。ただし、課長が参事となると給与の等級が上がり、給与や賞与、退職金までが増額となり、数百万円の財政支出が生じることが予想されます。規約を改正して、参事手当を支給すべきと考えます。同時に、津和野庁舎の防火管理者や災害時の責任者、津和野地区の諸課題に対応する参事の業務等を明確にすべきではないかと考えます。所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

参事の配置についてでございます。参事職については、平成29年度より行財政改革をさらに進める観点から配置せずにおりますが、町民の方々からの復活の要望が多いようであれば、次年度より配置する考えであることをこれまでも説明をしてきたところでございます。

このたびの御質問を受けて、庁議において、参事の配置について協議を行ったところではありますが、庁議メンバーの多くは、厳しい財政状況の中、今後一層の行財政改革を進めなければならない観点から、配置について否定的な考えが示されております。また、手当による財政負担の軽減についても、職務職階を原則とする上での整理をする必要性の意見も出ております。

こうした観点から、議員、御指摘のとおり、参事の業務等をより一層明確化するなどの課題を、現状において認めているところでもあり、来年度からの参事の配置については、いましばらく内部での検討を続けてまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま答弁にありました、行財政改革の一環としてということでございます。

確かに、合併時に実質公債費率が23.何%という非常に財政状況が悪かった中で、現在10.8%、29年度末まで、これまでの行財政改革というのは非常に評価されるべきものだと思っております。

この参事については、ただいま答弁がありましたように、いろいろな課題があるということでございますので、これは町長の判断だと思っておりますので、今後検討されるということでございますので、質問についてはこれで終わらせていただきます。

2点目の質問であります。

SLやまぐち号の運転再開についてであります。西日本豪雨の災害によりSLやまぐち号が運行できなくなって、津和野地区の商店や飲食店などは大きなダメージを受けております。SLやまぐち号は大きな存在だと改めて認識したという声を、多々拝聴いたしました。再開初日は、豪雨災害の復興を願い「がんばろう西日本」のヘッドマークをつけて運転する予定とのことですが、観光協会並びに商工観光課では、運転再開の日などにイベントなどを考えているのか、お尋ねをいたします。

また、平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金により、島根県も一人一泊最大4,000円の補助が行われてまいります。これらのことを最大限に活用して、落ち込んできた観光振興について、所見をお尋ねします。

なお、先ほどの質問の題であります、SLやまぐち号の運転再開と豪雨観光支援事業についてということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、SLやまぐち号の運転再開と豪雨観光支援事業について、お答えをさせていただきます。

7月の西日本豪雨災害及びSLやまぐち号運休に伴う観光に対する影響は、大変深刻なものがあり、津和野町観光協会窓口への7月来客数は前年比55.2%、430人、7月30日時点での8月宿泊予約者数は前年比68.5%、2,473人、町内観光施設等への7月入り込み客は津和野地区前年比76.7%、3万6,493人、町内全体の前年比78.9%、5万4,823人という状況でございます。

この非常事態に対応すべく、さきの議会全員協議会でも御説明いたしましたとおり、266万6,000円の補正予算を9月議会に上程させていただいた上で、8月より観光支援キャンペーンを緊急展開させていただきました。夏休み期間中となるため、小学生以下の子供宿泊料、町内ミュージアム、観光リフト利用料を無料、さらに、子どもチケット、こだま商品券のプレゼントを実施したところ、酷暑の影響もありましたが、観光リフトの子供乗車数は、概算で546人、昨年のほぼ倍となるなど、日帰り客を中心に一定の成果は確認をしたところでございます。一方で、観光関連業者からは、緊急対策としての取り組みにおいてPRが十分に浸透せず、宿泊者数の大幅な改善には効果が出なかった等の評価もお聞きをしております。

こうした中で、9月29日には待望のSLやまぐち号運転再開も決定し、本格的な秋の観光シーズンを控えることから、前述の観光支援キャンペーンを中高年層対象のまち歩きプランにリニューアル、継続する方向で企画中でございます。については島根県も、今後の展開について具体的な予算措置もいただき、連携協力いただけることとなりました。また、SLやまぐち号関係についても、この中でお出迎えイベントなど実施予定でございます。

議員、御指摘の、平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金については、2府県以上2連泊以上の連続した周遊旅行、「11府県ふっこう周遊割」により、被災圏域の観光需要促進するための補助金であります。島根県の場合、一人一泊当たり上限4,000円の宿泊料が返金されます。そのため、旅行者には、周遊観光の宿泊地として津和野町を選択していただくこと、旅行者、宿泊事業者等への制度PR、山口県等各自治体との連携を早期に対応する必要があります。その上で、前述のキャンペーンと連動強化してまいる所存でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいま答弁でありました、9月29日のSLやまぐち号の運転再開に際し、お出迎えイベントなどの実施ということではありますが、具体的に計画ができておれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 現在、町長の答弁もございましたように、県、また観光協会、関係団体とも、SL利用促進の対策協議会、これ、山口県関連も入っております。JRも入っておりますが、そちら、各関係団体と内容を詰めているところでして、内容的にはもうしばしお待ちをいただきたいというふうに思っております。

なお、県についても、今回の津和野町の落ち込み等、新聞報道等でかなり大きく捉えていただいた上で、津和野にピンポイントでの観光振興についての予算化を、ある程度いただけるということになっております。

また、29日の運転再開前には、関西圏において、全国紙一面を使ったSLの運行再開と、津和野に特化した新聞広告等もお出しをいただけるということになっておりますので、そういう部分も含めて、早急に内容を固めた上でPRを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それと、平成30年度7月豪雨観光支援事業費補助金については、2府県以上2連泊以上ということで、これは山口県に隣接している当町にとっては非常にハードル的にはクリアしやすい、むしろこういうこともあわせながら、山口市や萩市等との連携を深めながら、そういうような連泊ツアーなどを考えていくべきではないかと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員、御指摘のとおり、確かに山口県と隣接をしておると、近い。また、萩、山口、山口県内の各自治体とは、さまざまな観光連絡協議会等も持って、一緒にやってきた経緯がございますので、いろいろ商品などをつくる上ではやりやすいところがございます。

ただ一つ楽観できないのが、これはいたし方ないというか当然のことだとも思いますが、被災地である岡山、広島、さらに愛媛県については、一泊6,000円の返金がございます。どうしても、新幹線沿いということや、そういった被災地をおもんばかっての観光客の皆様の行動も考えれば、6,000円の地域を中心にとということも考えられますので、これを何とか山陰側にも来ていただくことも、復興という点もございますが、そういうあたりも、こちらとしても、やはりそういった部分でPRを強く、連携をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 当然、山口県のみならず広島県なども近くでございますので、中国地方の他の県とも連携しながら進めていくべきだと思っております。

それと、今回の、SLが災害によって通れなくなったということで、町内の飲食業や小売業等の店の方々に聞いても、大体、例年の約6割ぐらい、災害時並みだったということでもあります。

何とかこの秋には、津和野のいろんな味覚、そして旅館に泊まっていたことによって、より経済効果を高めていっていきべきだと思っております。そういう意味では、秋は、津和野にとっても、つわの栗や里芋、落ち鮎など前面に出しての、特に津和野の旅館や飲食店というのはおいしいということで、リピーターも大変多いと聞いております。そのようなことも全面的に、芋煮などと連携しながら進めていって、より多くの人

に今回また泊まっていたいただいて、津和野のよさを味わっていただければと思っておりますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） おっしゃるとおりというふうに考えております。

いかんせん今回の夏場につきましては、S Lの問題もございますが、全国的な異常気象、猛暑、酷暑と言われる中でございます。その中ではどうしても、やはりまち歩きを主体とした観光パターンを、一番うちらとしても強く打ち出していきたい津和野町でございまして、その部分では、あの暑いさなか、どれだけ歩かれるかという部分では、非常に、その部分も含めて苦慮したところだというふうに考えております。

その一方で、やはり、アクアスあたりは前年比120%伸びるとか、映画館の収入も大変伸びたというようなことを聞きますと、どうしても涼しいとこということがございます。

今回も、秋のキャンペーンでは、ミュージアム2館と、あと、また、レンタサイクルや秋のスイーツといったものを、一つのセットでお送りをしながら、また、こだま商品券等も活用しながらということで、ある程度のキャッシュバックもあるみたいな形で、まち歩きを、季節のいい、まち歩きに適したすがすがしい秋に、津和野町内を回遊していただくことを念頭に、企画を練っていききたいというふうに思っておりますので、そういう部分でも食を絡めて、さらにPRを図っていききたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） この夏は猛暑というのも非常に私も実感しておりますので、何とか秋に多くの方に来ていただくことを願い、また尽力をしていただくことを願っております。

続きまして、3点目、豪雨災害時の避難場所及びボランティアについてであります。

さきの西日本豪雨災害により、被災地の多くの家屋が浸水被害等を受けました。当町も、浸水想定区域などは、いざというときの避難場所や2階に逃げるなどの対策を講じておくべきと考えます。避難所によっては低い場所にあり、より浸水しやすい場所に避難所があるところがありますが、浸水時の想定もすべきと考えます。

また、被災地では多くのボランティアの活動で復興が進められております。当町から被災地へボランティアに行かれる方は、高速料金が無料になったり、ボランティア保険の加入の必要性など、より多くの方々に被災地の災害復興に携わっていくために、町民に周知していくべきだと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、豪雨災害時の避難場所及びボランティアについて、お答えをさせていただきます。

本町の指定緊急避難場所等については、夜間や早朝の開設なども想定し、公共施設を指定しておりますが、原則、大規模な浸水害や洪水が予想される際は、建物の2階以上

で避難者を受け入れるよう対応してまいりたいと考えております。2階以上がない建物につきましては、大規模な浸水害等が予想される際は、避難場所として開設できない場合も想定されますので、できる限り早期に避難情報を発令し、適切な避難場所への避難を促してまいりたいと考えております。また、避難場所に関する情報や屋内の高いところへの避難など、住民がとるべき避難行動等に関する情報などについて、出水期前をめぐり、CATVや広報紙等による情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

被災地への災害ボランティアにつきましては、被災自治体において、災害ボランティア派遣の受け入れが開始された際は、有料道路の無料措置が講じられる場合がありますので、CATVや広報紙等による情報の周知にも努めてまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） この夏に、津和野地区の方々から、特に津和野川が氾濫したときに、どこに逃げればいいのかということで多々お尋ねがありまして、小川公民館や町民センターなどは、冠水するおそれが多いのではないかと意見もあり、また、永明寺などに逃げればいいのかと思っても土砂災害もあるということで、普段からどこへ逃げればいいのかということを想定をしておいていただいたほうが、いざというときに、やはり避難が迅速にできるのではないかとというような御意見もいただいております。

その地域のみならず、町内全域において、冠水したときにはどこへということを、やはりある程度、想定しておいて周知しておくべきではないかとも考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 本町の指定避難所等につきましては、先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、いわゆる夜間や早朝の開設、鍵の管理等の関係もございまして、公共施設を使用しておるという状況にあります。

そういった中で、議員おっしゃいますとおり、浸水時に1階が浸水する、予想される場所も想定されるわけでありまして、そういった場合には、できる限り早急に避難情報を発令するというところで、回答させていただいております。

そして、そのためには、やはり松江气象台あるいは津和野土木事業所等から、そういった今後の豪雨の状況、あるいは今後の河川の水位状況等を適切に把握していく中で、住民の皆様にも、そういった適切な避難場所へ行けるように、促してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それともう1点、災害ボランティアについてであります。被災地でも高齢者ばかりの被災集落では、自分で土砂の搬出さえもできずに、ボランティアの方々に本当にお世話になって復興が進んできたという、そういう本当ありがたいという意見も多々聞いたことでもあります。

実際に被災地に行ってボランティアに行けば、学ぶことも多く、そして、いつ、お互いに豪雨災害等に被災することもあるかもしれない。その中で、お互いに支え合い、助け合っていくということが重要だと思っております。

先ほどの町長の答弁の中では、ケーブルテレビや広報紙等による情報の周知ということも出てまいりましたので、特にボランティアに行く際には、ボランティア保険の加入ということも義務だと思っておりますので、そのことなども一緒に周知していただけるのだと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 被災地への災害ボランティアにつきましては、今、議員おっしゃいましたように、高速道路等につきましては無料化の制度がございます。この制度につきましては、御指摘をいただいたとおり、周知が十分至っていなかったというふうに、今、反省をしているところでございまして、今後につきましては、先ほども町長のほうで答弁しておりますけれども、ケーブルテレビ、広報等の中で、高速道路の無料化、ボランティアの保険等について、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） それでは、続きまして、島根わさびやタラの芽などの山菜振興策についてであります。

島根わさびは、左鎧地区を初めとして、島根県の大きな特産物でありました。タラの芽なども、収益性が高い作物として、北九州市場などでも高い評価を受けております。島根わさびは県の補助事業も採択をされました。

津和野町における山菜は、収益性の高い、就農のための農作物として重要であると考えます。津和野町東京事務所の新規就農・定住対策の活動とあわせ、振興策についてお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、島根わさびやタラの芽等の山菜振興策について、お答えをさせていただきます。

昨年12月に設立した島根わさびブランド推進協議会では、関係機関と連携して、生産振興及び販売促進に向けた活動を行っております。今年度は、島根型6次産業推進事業の採択を受け、ハードではワサビおろし器の導入、ソフトでは東京・大阪で開催されるフェアに積極的に参加をして、高単価飲食店などへの新たな取引先を開拓しております。また、県の「がんばる事業」を活用して、今年度、新たに3棟のリースハウスを建設することにしており、新規就農者がワサビ生産に取り組みやすい環境づくりも行っております。

タラの芽については、新規就農者が営農体系に組み入れる方が多く、年々植栽面積は拡大しております。生産組合を中心に、町、県、JA等の関係機関で振興を図っております。

ますが、昨年は販売単価が下がり、生産意欲に影響を及ぼしかねない事態となったことから、JAや市場関係者と連携を密にした取り組みを目指すことにしております。

津和野町東京事務所では、町内の新規就農者を講師にした就農イベントを開催しており、また、新農業人フェアに来場された方との継続した相談対応等、新規就農者として津和野町への勧誘活動を行っております。文京区で開催されるイベントに参加して、津和野町の特産品の販売も積極的に行っており、地産都消への販路開発においても必要な存在となっております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 何点か再質問したいと思いますが、一つには、ワサビおろし器の導入についてであります。聞くところによると、かなりの作業スピードが上がり、作業効率が上がっておるということですが、ワサビおろし器の導入に際し、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ワサビおろし器は、先日、導入したわけですが、作業効率がよくなりますし、ワサビの辛みが飛ばないように工夫をしながら充填していくところでは、大変効率がよくなってきたんじゃないかと思っております。ただワサビだけをおろすだけでなく、ほかの食材も活用できるということがわかっておりますので、クリのペーストづくりにも活用できると聞いておりました、いろんな産物に活用していきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 2点目は、県の「がんばる事業」を活用して、今年度新たに3棟のリースハウスを建設するというので、このリースハウスを使ってワサビ生産をしたことによって、障がい者の仕事というものもそれに伴ってふえておりますし、また、新規就農等の方々のワサビづくりにも貢献しておると思っております。

一つには、例えば、今から水田ワサビをふやしていくときに、リース式の水田ワサビのワサビ田の造成等も可能なのか、そうしますと、自伐林業との兼業なども視野に入ってくるのではないかと思っております。自伐林業の中では、やはりワサビの生産などとの兼業ということも考えておられるような様子もありますので、その点の所見についてお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 議員おっしゃいますように、本当は「がんばる事業」で水田ワサビの造成もしたかったんですが、そちらのほうはなかなか厳しいということでありまして、その事業に使いませんが、いろんな事業、組み合わせて、今、造成を開始する予定になっております。

そこに、今、ワサビ農家、その水田ワサビの造成技術を持っておるわけですが、今、地域おこし協力隊の山の仕事のほうで卒業したメンバーもおりまして、そういった者が

一緒に技術を習うということを決めておりますので、技術継承しながら、山仕事をするのとワサビ田の造成も同時に行えるような、そういう技術者養成をすることにしております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 特に自伐林業の方とこのワサビの生産というのは、いろんな意味でリンクしていきますし、また貴重な現金収入にもなっていきますので、自伐林業の方々が、今後長く住み続けていかれる上でも、非常にいい施策だと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

3点目であります。

今回の、去年はタラの芽について、販売単価が下がったということではありますが、東北のほうのタラの芽の価格は下がっていない中で、西いわみのタラの芽の価格が大幅に下がったという、その原因についてはどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） J Aのほうで、タラの芽を担当する職員の交代があったようであります。

この市場状況を見ながら、送る数、それから送り場所、変更するとかそういう操作をしながら、高値での取引ができるようにやっていくわけですが、ちょっとその辺でふなれだったということも、原因の一つとしてあるようでございます。

その辺は、J Aのほうにも要望しておりますので、本部長初め皆さんにそういう現状、知っていただき、ことしからの市場については、より研究して行ってくださいという要望しておりますので、よくなっていくんじゃないかなと思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 去年のタラの芽の価格も、2割から、ひどい場合には5割ぐらいの減収になっておるということでもあります。新規就農の方々も、先行投資をしていく中で、去年の単価の下がり、非常に響いておるということを多々お聞きしておりますので、町のほうとしても、そこら辺はJ Aと連携しながら、やはり販売価格の維持、そして下落をしない、そういう対策を講じていただきますようお願いをいたします。

それと、もう1点であります。

もう一つの原因としまして、タラの芽などを輸送するときの物流対策についてであります。

トマトやメロンなどは送料等も比較的安くつくわけありますが、タラの芽などは軽いですが量がたくさんあり、なかなかこの、それが全て、輸送費も生産者の負担となっておって、それが非常に厳しい状況となっておる、負担になっておるといっておりますが、この点について、物流対策については、何か対策的なこと、補助的なものもあるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 今、物流単価につきましては、全体的に高騰しております、それに対する何かの対策があるかといいますと、今のところございません。

いかに流通経費を安くするかというのは、その運送会社自体が持っていくだけで空で返ってくるんじゃないなくて、両方に乘せて動くという体系をつくらない限り、単価が下がることは難しいと思っております、その辺は、運送方法につきましては、JA等が検討いただけないかなというふうに、こちらとしてはお願いをするだけでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 物流についても、生産者の、それがもろに負担となっておるといことでありますので、農林課並びに津和野町におかれましても、そのようなことの何か対策が講じられれば、また考えていただけたらと思います。

もう一つの質問であります、東京事務所については、今回、空き店舗に、津和野町に文京区から、かなり評価の高いお菓子の店が進出されるということで、それも一つには、津和野のクリとかメロンとかいろんなフルーツ等の食材の豊かさが、文京区の東京事務所を通じて伝わっておることだと思っておりますし、また、それを通して新規就農、農業振興にもつながっていくと思うわけであります。

現在、東京事務所で新規就農のための勧誘活動の、行っていますということですが、具体的にどのような状況なのか、また、東京事務所を通じて今後どのように農業振興について考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁の中にもございましたように、東京事務所の中で、こちらで新規就農した方に、講師となつていただいで勉強会的なもの等を開催したり、それから新農業人フェアについては、事務所の宮内補佐が出向いていただいで、その後のいろんな情報提供もしておるとい状況もありまして、そういった方々が次には津和野での農業体験という道筋になっておりまして、今年度も数名の方が来られることになっております。

そういった形での状況は、今後とも効果的に事務所のほうが使われるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 東京事務所も文京区に進出して以来、非常に、着実に成果も上げ評価も受けておると思っています。

やはり首都圏における重要な拠点として、農業振興、観光振興、そして津和野高校の支援等について、ますますの活躍を願っております。

それでは、最後の質問であります。津和野高校への県外からの留学と、入学生数の下降対策についてであります。

先日、津和野高校創立110周年記念式典がとり行われ、生徒会を中心としてすばらしい記念行事が行われました。その中で、非常にいい意見と、いろいろありました。特に、近年、県外生徒の入学がふえていることが、生徒会の発表で出てまいりました。今まで数件だったものが、もう十数件以上にわたって入学生が来ているということ、これも、生徒会自身が調べて発表されたことに、非常に感銘を受けたわけでありますけれども、来年3月の生徒の予測や益田圏域の少子化を考えたときには、県外生徒の入学や県外生徒の居住環境の充実、津和野町東京事務所を活用した生徒の確保などをお尋ねをいたしたいと思います。

そして、先ほどの高校の生徒会の発表の中で、非常に、ますますいい学校になるという意見もありましたが、その中で、将来は廃校になっているという、そういう予測もあり、悪いほうばかり見るわけではありませんけれども、やはり圏域の少子化ということを見ると、今から手をどんどん打っていかねば難しい状況になっていくと考えております。対策を講じていくべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野高校への県外からの留学、入学生の下降対策について、お答えをさせていただきます。

議員、御指摘のとおり、益田圏域の中学校卒業生数は、平成29年3月が568人にに対し、平成30年3月は479人と、前年と比べて100人近く減少しており、津和野高校の入学生の確保対策は喫緊の課題であると考えております。そのため、県外生徒募集活動として、今年度も島根留学やU・Iターンフェアへ津和野高校ブースを設置し参加をしておりますが、一定の手応えを感じており、特に関東からの志願者が前年を上回る見込みとなっております。

また、東京事務所を活用した受験説明会を平成28年度より実施しており、平成28年度は計3回、8組の親子の参加があり、平成29年度は計3回、6組の親子の参加がありました。参加者のうち、平成29年度入試には4人、平成30年度入試には3人が受験されたと伺っております。今年度につきましては11月18日の1回のみのおのみの予定となっておりますが、多くの参加者が事務所に集い、一人でも多くの受験者がふえる仕組みづくりを行っていきたいと考えております。

しかしながら、県外生徒増加に伴い、寮への入寮者数も年々増加しております。このことにつきましては、下宿や空き家活用等々、あわせて検討していきたいと考えております。

生徒アンケートにつきましては、創立110周年記念事業で生徒実行委員会が行った「10年後の津和野高校はどんな学校になっていると思うか」の問いに対する回答であると思われませんが、「もっと楽しく魅力的な学校になっている」等の肯定的な意見が多かったと伺っております。

少子化に対しましては、中長期的に人口減少を抑制するために、少子化の大きな要因となっている未婚化、晩婚化の進行を抑制し、出生率の上昇を目指していく必要があります。平成28年1月に策定した津和野町総合戦略では、結婚対策として、若者が集まる出会いの場の創出や、結婚に対する意識の向上を図るため、高津川流域市町との連携を掲げており、平成28年度からは、吉賀町と津和野町の2町合同で婚活イベントを実施しているところでございます。本町においては、さらに平成28年11月に津和野町女性会議を設置し、女性の視点で結婚・出産・子育て等の課題について検討しているところであり、今後、益田圏域を挙げて、少子化対策に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） ただいまの回答の中で、下宿や空き家活用等とあわせて検討したいということでもあります。

例えば、空き家や元旅館等の建物を活用して、町営の寮というような形にして、それを例えば、地域おこし協力隊員の任期満了を迎えた方などが、指定管理というような形で運営することもできるのではないかと思います、所見をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 議員、御指摘のとおり、私どもとしては、今、寄宿舎の状況というのが、定員が68、今、入っている方々が61名というようなことで、だんだん県外生の受け入れというところでいいますと、寄宿舎がそれに対応しきれなくなってくるというような状況があるということでもあります。

現状、地域おこし協力隊を終了された方が、町内の方々と一緒になってNPOを組織し、教育型の下宿というのを、ホテルを活用してやっておられるということでもあります。なかなかこれも、お子さんが今、五、六名おられると思いますが、運営的には食事を提供したり、教育という下宿ですので学習も教えているというような中でいうと、なかなか運営も大変だということをお聞きしているところであります。

空き家等については、改築等を行って、町が公の施設として、そういった経費がかかる部分については県の寄宿舎運営費補助金というのがございまして、それについてはみなし寄宿舎というようなところで該当できれば、運営費等、炊事経費、そういった部分の補助があるということをお聞きをしているところでございます。

私どもも、そういった、空き家の活用であるとかこういった県外生をどういうふうに受け入れるかというところでは、いろんな部分で検討してまいりたいというようなところでございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 大体の考えはわかりましたのでその形で進めていただけたら、特に現在やっておる教育型の下宿というのも、メディアにもテレビにも出ておりましたし、非常に注目もされているということで、入っておられる寮生

の話聞いても非常にいいということ聞いております。そういう意味でも、このよ  
うな形でまた進めていただけたらと思います。

そして、もう1点であります。この婚活イベントであります。例えば町単  
独ということもあるでしょうけども、益田圏域の3市町で、益田市、津和野町、そして吉  
賀町が合同で婚活イベントをして、特に自分がこの中でこういうところに住みたいとい  
うところがあれば、そういうふうな方との出会い、そして定住、そういうことも考えら  
れるのではないかと思います。そのような広域でのという考え方もあるのか、お尋ね  
をしたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 総合戦略を策定をする際には、益田市の人  
口拡大課、それから吉賀町の企画課、そして津和野町のつわの暮らし推進課というこ  
とで、三つの課でこの総合戦略、人口減少対策としてどうするかという部分で共通の  
にできることは何だろうというところを、計画段階からずっと考えてきました。

一番、やはり最初に考えたのが、議員が今、御指摘になった婚活事業ということであ  
ります。津和野町内だけでやる、あるいは益田市内、あるいは吉賀町内だけでやるとい  
う取り組みではなくて、ある程度広域的にやれば、参加のほうも柔軟に入っていた  
けるのではないかとというような思いの中で、一昨年から事業を進めているということ  
ありまして、今、現状は、津和野町と吉賀町で広域出会い創出事業として、町長、申  
上げましたが、昨年は9月23日から24日ということで、男性の方が11名、女性  
の方が10名、参加されて、行ったということあります。益田市のほうと合同というの  
も当初は考えておりましたが、まずは津和野と吉賀町ということで、今、取り組んで  
いるところをございまして、将来的には益田市とも一緒になって、こういった部分につ  
いては取り組んでまいりたいというふう考えております。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 津和野高校については、生徒さん方からも、県外  
の方々が来て本当によかったという声もたくさん聞いております。どうか、住環境もそ  
うでありますし、ますます津和野高校が充実することによって、これはイコール津和  
野町の経済の活性化にもなりますし、そして町全体のにぎわいにもなってくると思  
いますので、ぜひ、いろいろな形で検討を進めていっていただきたいと思  
います。以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、11番、岡田克也君の質問を終わり、ここで、午後  
1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序4、9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 9番、寺戸昌子です。通告に従い、3項目質問させていただきます。

まず、原子力発電所についてです。

原子力発電所の使用済み核燃料や高レベル放射性廃棄物などは、中間貯蔵施設や最終処分場が決まっていません。島根原発も例外ではありません。鹿島に460トン、六ヶ所村に120トン保管されています。

原発は、放射性廃棄物の有効な処分方法が見つかっていません。たまり続ける廃棄物の現状からも、トイレのないマンションとまで言われています。

昨年7月に、経済産業省が最終処分場の適地を色分けした科学的特性マップを公表しました。津和野町は好ましくない特性があると推定される地域となっているので、最終処分場の候補地にはなりにくいと考えます。しかし、国は科学的特性マップが全ての自治体にかかわることと考えており、このマップには、科学的特性マップには含まれていない要素も含めて、調査・評価していく必要があると記されています。

経済産業大臣からは、全ての自治体の首長宛てに経緯や趣旨の書簡が送付されています。適地とされた自治体は次々と放射性廃棄物の拒否条例を施行しています。

そこで質問です。津和野町に科学的特性マップなどの説明会の打診はあったのでしょうか。

最終処分場を受け入れるべきと考えておられるでしょうか。

島根県は建設中の原発3号機の事前審査を了解し、それを受け、中国電力は8月10日、島根原発3号機の稼働に向けた適合性審査を原子力規制委員会に申請しました。

福島第1原発事故後、建設中の原発の申請は、平成26年12月に大間原発が申請を行いました。島根原発3号機の申請はこれに続く2例目であり、全国の注目の的になりました。

島根原発3号機は本体の建設が大間原発より進み、ほぼ終わっています。震災後に新規稼働する初の原発となる可能性があります。

島根原発は全国で唯一、県庁所在地に立地しています。住民の避難などが必要になる半径30キロ圏内に島根、鳥取両県の約47万人が生活しています。10キロ圏内には島根県庁、松江市役所、オフサイトセンター、病院などの都市機能が集中しています。

平成27年8月現在において、島根原発に事故が起きれば、津和野町も松江市乃木に住む1万6,000人のうち2,000人の避難先に指定されています。2,000人のうち、災害時要援護者は90人と推定されています。島根原発は津和野町民にとっても身近な問題です。

そこで質問です。現在の津和野町の原発事故避難計画の受け入れについてお尋ねします。

平成26年12月議会において、津和野町の原発事故避難計画の受け入れについては、「平成24年11月に計画が発表されてから2年たって初めて、11月6日に県、松江市の原子力対策の方と1時間程度協議をした。具体的な詳細にわたる計画はまだ立っていない」との回答をいただいています。以降、県や松江市とどのような協議が持たれているのでしょうか。

人口7,600人余りの津和野町に2,000人の避難者があるとなれば、全町民規模の手助けが必要になると思われます。津和野町の島根県広域避難計画による避難者の受け入れ計画はできているのでしょうか。計画の内容はどのようなものなのでしょうか。

昨年11月に島根原発の大規模な防災訓練が行われました。県の原子力安全対策課が発行した「しまねの原子力」には、津和野町は避難情報伝達訓練の避難経由所、避難所開設に参加と記されていますが、どのような訓練だったのでしょうか。詳細をお尋ねします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、9番、寺戸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

原子力発電所についてでございます。

科学的特性マップ等の説明会については、平成30年8月8日、経済産業省資源エネルギー庁から、高レベル放射性廃棄物の最終処分に係るこれまでの取り組みと今後の対話活動に関する自治体向け事前説明の開催案内がありました。これは8月27日から9月7日まで、全国10カ所で開催されたものですが、本町は出席しておりません。

最終処分場の受け入れについては、説明会が始まったばかりで、この件に関する島根県としての見解が示されておりませんが、本町といたしましては受け入れの考えはありません。

原発事故避難の受け入れについては、島根県において、平成30年3月に原子力災害時における広域避難に関する避難者受け入れに係るガイドラインが策定されたところですが、このことに関し、平成29年8月31日に本町において、島根県および松江市と事前の意見交換を行っております。

本町における避難者受け入れ計画は作成しておりませんが、島根県が示した原子力災害時における広域避難に関する避難者受け入れに係るガイドラインを踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

原子力防災訓練につきましては、平成29年11月17日に広域避難受け入れ可否等をFAX及び電話により回答する通信連絡訓練を行い、11月19日には避難措置等訓練を行っております。原子力災害発生に伴う避難時の連絡体制や避難誘導體制等を確認いたしました。避難措置等訓練においては、松江市及び島根県から派遣された職員と連携し、経由所としている道の駅シルクウェイにちはらに島根県職員を模擬避難者とした

避難者10人及び避難車両9台を受け入れ、その後、避難所としている日原体育館に誘導し、避難者名簿の作成等を行っております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 原子力防災訓練に参加されて、FAX及び電話により回答する通信連絡訓練を行われたということですが、そのFAXではどのような内容をやりとりされるのでしょうか。その辺をもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 11月17日の通信訓練につきまして、いわゆるその内容がどうのこうのとかじゃなくて、いわゆる受信がちゃんとできているとか、そういった部分の確認をしたということでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） そうすると、そういうFAXのやりとりをもし実際、災害があった場合にFAXのやりとりがあって、どのくらいの時間で住民の方が避難して来られるとか、そういう、そこまでの想定はなかったということですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほど申しましたけども、11月17日におきましては、通信の連絡確認訓練ということでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） テレビではかなり大々的にその避難訓練をされたということで、避難訓練に関して本気になっているんじゃないかなという印象を受けていたんですが、その避難される先のことまではまだ考えられていないなという印象を、今回答をいただいて受けます。

一時避難所となっているのが日原の体育館とお聞きしたんですが、ことしのような猛暑のときに日原の体育館に一時的にでも避難されると、日中ものすごい暑さになると思うんですが、その辺の対策はどのように。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今の11月17日の訓練の前に、8月31日に島根県と松江市の担当者に来ていただきまして、今の11月19日に訓練を行うことについて、通信訓練を行うということと、19日にそういった避難訓練を行うんだという話し合いをしております。その中で、今議員さんは暑い時期にというお話でありましたけれども、三者の中での協議の中で、日原体育館をとということで避難場所を確認させていただいたところでもありますので、また、その猛暑のときには猛暑のときの対応については、また別に考えていきたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 原発の災害以外でも、日原の体育館を使用する場合がありますので、エアコンとかの整備をまた検討していただけたらと思います。夏、これから涼しい夏が来るとはとても思えないので、その辺の検討をしていただけたらと思いますが、その辺はまだ検討はないですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 各避難所それぞれ施設がございすけども、施設によってはそういった設備が整ったところもございす。

今議員が言われますように、各施設に導入、設備できればいいんですけども、かなりの設備費が必要になってくるのかなというふうに考えておりまして、うちの今の財政状況を見ながら、そういったものについては検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） なかなかその2,000人の方が避難されるのも難しいと思いますが、町民も避難することがあるので、財政は苦しいとは思いますが、検討をしていただけたらと思います。

原子力災害はとても特殊な災害で、福島では7年たった今でも5万人の方がまだ避難をされています。せつかく避難された方に大変な思いをさせるわけにはいきませんが、今お聞きすると2,000人の方が避難して来られても、津和野町ではなかなか安心して避難生活を送っていただけるという状況にはないと思います。これは津和野町じゃなくて、ほかの自治体の方の声も聞くと、ほかの自治体も受け入れるということは確認はあるけど、そこから先の計画はまだ進んでいないということをよくお聞きします。要するにこれは災害が起きた際、最後まで責任を持った対応ができない状態に、今、島根原発はあるんじゃないかなと私は思います。

島根原発は災害が起きることなんて、そんなに滅多にないだろうという思いでたくさんの方がおられるかもしれませんが、最近、この1週間、2週間を見ましても、断層が通っていないところ、発見されていないところで地震が起きたり、それから、今まで予測してきた以上の雨量があつと降ったり、いろんなことが、自然災害が頻発しています。どの地域でも防災意識を高めて万が一のことに備えていただきたいと思います。

福島原発事故の原因もまだ未解決です。あの事故の教訓は安全な原発などあり得ないということです。島根原発も避難計画が現実的なものではありません。しかし、津和野町の受け入れは他の自治体とかけ離れているというわけではなく、他の自治体も苦慮しておられると思います。避難計画が現実でない、使用済み核燃料がたまり続けている、そのような原発は稼働すべきではないと考えます。今回の北海道での地震でも、原発がとまっていたからよかったということがたくさんあったと思います。

再生可能エネルギーに重点を置いて、原発ゼロの島根をつくっていくべきと思いますが、町長、その辺、津和野町の町長として何かお考えがあればお聞かせいただきたいのですが。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 原子力発電所そのものにつきましては、国の産業政策ともかかわることでもございます。そうした中で、自治体の町としてどうスタンスを示していくのかということでありまして、現行では、やはり私の考えとしてはこの安心・安全なこの原子力というものについて、最大限の努力をしていただくと、関係機関にでありますけれども。そのことを大前提にまた原子力を特に島根原発につきましてはどうするのかということは、考えていただくということをお願いをしていくということにもなるのではないだろうかというふうに思っております。

現行で、私自身がこの場で原子力発電所に対して反対ということを示しているということではございません。ただ、そうした観点からいろんな面で私自身もこれから勉強もし、また安全対策というものをしっかり働きかけもしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） やっぱり安全・安心な原子力と町長が言われました。本当に安心・安全な原子力があれば、それに頼ることもできるのですが、やっぱりその福島原発の事故を見た今、安全・安心な原子力発電は存在しないかな、今現在の科学力では存在できないかと思えます。原発ゼロの島根を目指してほしいと私は思います。

では、次の質問に移ります。

文化交流施設についてです。

我が津和野町は、学ぶことを育て薫り高い文化のまちをつくることを町民憲章に定め、文化を大切に、育てていく町と認識しています。そこに住む人々が文化を育んでいくことが重要と考えます。

歴史の中で育まれてきた津和野町の文化を大切にしながら、新しい文化芸術を育み創造していく文化芸術の拠点施設として、津和野地域には町民センター、日原地域には山村開発センターがあります。これらは町民の活動発表や交流の場として幅広く利用されてきました。

そこで質問です。町民センターは施設が老朽化し使いづらいというお話をよく聞きます。特に大集会室は深刻な状態であり、調理室も非常に使いづらいと聞きます。改修について現在の課題点と耐震診断を含め、改修計画の進捗状況をお尋ねします。

3月議会において津和野町文化協会から、「日原地域に1日も早く文化的行事、各種集会ができる集会所の整備を」との要望が出ていました。集会所はいつ整備されるのでしょうか。

現在、まだ山村開発センターが使用できない状況は続いています。現在の代替施設として日原小学校に隣接する体育館、池河公民館の体育館、枕瀬公民館などが使用されていますが、これで十分だとお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、文化交流施設について御回答をさせていただきたいと思います。

まず、最初の御質問でございますが、津和野町コミュニティーセンターにつきまして、平成29年度において耐震診断を実施しております。耐震診断の結果は会議棟と大集会室をつなぐロビーの部分が耐震性能値でありますI s値が0.24であり、耐震性能目標値のI s値0.675を下回る結果となりましたので、耐震工事にあわせ改修工事を行う必要性を認めております。

一方で、山村開発センターが使用できなくなり、町民の皆様には大変御迷惑をおかけしている中で、津和野町民センターまで使用できなくなれば、さらに御迷惑をおかけすることになりますので、工事日程等をより慎重に計画する必要があります。

議員御指摘の施設が老朽化し使いづらいなどの意見を踏まえ、今年度、施設の整備内容を検討してまいります。御承知のとおり、現在CATV改修工事や庁舎の耐震化工事等、大規模な事業を計画しておりますので、より慎重に中期財政計画を考慮しながら実施計画を立ててまいりたいと考えております。

二つ目の御質問でございますが、集会所の整備につきまして、新たな集会所の建設は現在のところ考えておりませんが、庁舎建設検討委員会の決定どおり、日原診療所に庁舎を移転した後、現在の第2庁舎を改修し集会所として使用したいと考えております。

三つ目の御質問でございますが、山村開発センターが使用できなくなり、町民の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

これまで山村開発センターで行われていた催し物や集会については、全て把握しているわけではありませんが、滝元枕瀬公民館や池河公民館、日原小学校体育館などで行われております。

あいこい交流文化祭は昨年度は中止となり、本年度は日原小学校体育館で規模を縮小して実施するよう伺っており、同様に日美展なども規模を縮小して開催されていることを鑑みれば、現在の代替施設で決して十分とは考えておりませんが、物理的に困難な状況でもあり、御理解をいただければと考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町民センターのほうですが、調理室のほうにちょっと触れていただきかけたんですが、調理室は改修に改修を重ねて何とか使えるようになっていますが、水道管かガス管かどっちな忘れましたが、天井からまっすぐおりていって、調理台の上におりてくるような形なので、調理台と水を使うところがそれで妨げられてまっすぐ物を持っていくことができないとか、それから床がぬれて滑ったりするということも聞きます。

大きな調理室はみんなで集まってするところというのは、町民センターの調理室か山村開発センターの調理室かということで使ってきましたが、今、山村開発センターは使

えない状態で、大きな催しは多分町民センターに集中するんじゃないかと思います。その中でふぐあいがいろいろある調理室なので、そこもしっかり使われる方の声を聞いて、改修をしていただけたらなと思いますがいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 先ほど申し上げましたとおり、今から本格的な耐震の設計を行ってまいります。それにあわせてできれば悪いところの、使い勝手の悪いのも含めて改修できるところは改修していきたいなという思いで、担当部署のほうでは考えております。当然そういった応急処置的な配管をされているようなものは、やはり直していかないとやれないと思いますし、床が滑って安全性が保てないような床であれば、やはりこれも改修が必要になってくるかもしれませんが、全体的な予算との兼ね合いもございますので、全て完全にとということもなかなか無理な部分もあろうかと思っております。そこら辺は全体の工事の中でそれぞれ使い勝手を考慮しながら、使用者の立場に立って設計を積み重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） ぜひいろんな声を聞いていただいて、使いやすい調理室にしていただけたらと思います。

では、あいこい交流文化祭のことを取り上げていただいていたので、その辺に関してちょっと質問させていただきたいんですが、あいこい交流文化祭は、山村開発センターが使えるときは全館を使用して、津和野地域の方も来られ、日原地域の方も来られ発表されたりとか、とてもにぎやかに文化の交流をされていました。

ことし何とか開催をという方向に向かわれたということを知ったんですが、にぎわい創出のあそこのところを使わせていただくという話も出たと聞きましたが、そのトイレとか水道がまだ使えないということで、せっかくこの間の条例のほうもつくっていただいて、町民がそろそろ使えるかなと思っていたらそういうことをお伺いしたので、トイレとか水道を使えないとやはりトイレを近くの方に借りるとかいうわけにもなかなかいかないので、その辺の見通しはいつごろ使えるようになるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 御指摘の点でございますが、現在カフェ棟、トイレ棟の新設工事に入っております。それで、議員御指摘のように、今、母屋——蔵のほうは基本的に水回りはございませんので、母屋につながっておりました下水道について、工事の都合上、一時的にとにかく切って工事を行う必要があるということになってまいりました。

我々もなかなか事務方的には十分に知識もない部分で、ある程度の期間をすればまた接続するという思いでおったんですが、なかなか工事の段取り上、年度内いっぱいにはなかなかつなげないという状況になってまいりました。そういったことで、それまでは当然お貸しをしておりましたし、トイレ等水回りが使えません。そういうことになれば当

然、上水道のほうも簡易水道のほうも流せませんので、そういった事情ですが、お使いになればお貸しできますということで、インフォメーションはしておるところでございます。ただ、現在あそこはHAN-KOHの日原中学校関係の子供さんとつわもの隊、放課後児童クラブ的な働きになると聞いておりますが、そういったその2つの子供サークルについては現在も使っていておまして、皆さんについては隣接のお宅のトイレをお借りをするということで、一応現状をしいでおるところでございます。

もし、あそこをお使いいただくことは全くやぶさかでございますし、秋祭りの際には本陣はあそこに設けるといような話も進んでおります。何かの展示場として使われて、おトイレあたりについては小学校の公衆トイレあたりを御利用いただくということであれば、十分可能かなというところでございます。

敷地内に何とか仮設トイレをという思いもあったのですが、工事関係からですが、現場事務所も今、場所的に苦慮するというのが、隣接する扇町駐車場と言われる、いわゆる歯医者さんや内科医院の駐車場、また料亭の駐車場等になっている部分についても工事の際に、重機を設置するようなことも出てきますので、そこあたりの車を現在我々が予定しております駐車場のほうに動かすというようなこともありまして、なかなかちょっと十分な場所が確保できないので、現時点ではそういう形でトイレを使わない、御使用にならずに近隣で何とか御利用いただけるということであれば、使っていただくのは大変歓迎であるというところでお話をしておるところでございます。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） このにぎわい創出の場所が使えるようになれば、少しは日原地域の集会をする場所がふえるかなと期待していたんですが、なかなかトイレがない場所でお年寄りが集まるということは難しいと思うので、とても落胆しています。年度内いっぱいということですが、何とか少しでも早く使えるようにしていただけたらと思います。こういう状況でやっぱり、日原地域の方々が集まる場所がなかなかないという期間が長くなってきています、どんどん。最初1年ぐらいかなと思っていたら、それも超えてこういうとても大変な状況になっています。

先ほどのあいこい交流文化祭もせっかく、なかなか場所がないから開けないということだけど、いろんな場所を考えて開催しようといろいろ苦慮しておられる話を聞きます。本当だったらその山村開発センターを全館使用して、またことしもやろうということになるはずなんですが、それができないということで、津和野の方の舞台発表とかもあつたり、その公民館の方が来られて展示をされたりとかいうのもいろいろあつて、やつと文化の旧日原、旧津和野が一つになって文化の交流をやり始めたなというところからこういうことになってしまったので、教育委員会のほうでもっとしっかりバックアップをしていただけて、無事開催できるようにしていただきたいと思うんですが、その辺のことは何かお考えはないでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 教育委員会、公民館も含めてですけれども、毎年開催をされるときには全体でバックアップをしながら、それぞれの地域を結びつける働きということで、舞台でも展示でもできるお手伝いはさせていただいております。

去年はああいう形で中止ということになりましたが、ことしは今、津和野地域の文化協会が昨年ああして設立されまして、そちらとの協議も、いわゆる会長、副会長さん方に集まっただいて話を一回持っております。できれば一緒に開催できないかという働きかけもしてみましたけれども、大体津和野地域で計画をある程度練っておるということで、それは難しいということでごさいましたので、それでは日原地域は従来どおりで、場所は日原小学校の体育館を借りてやろうという方向で今進んでおるというふうに伺っております。どうしてもワンフロアプラス2階程度ぐらいしかありませんので、展示とか催し物、舞台の分は十分できると思いますけれども、展示コーナーとして設けるのはやっぱり舞台裏のコーナーとか、2階の部屋ぐらいになろうかというふうに思いますので、制約が若干あるかなとは思いますが、開催するということになりましたら、公民館も含めて積極的に御協力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 若干縮小という認識をされているのがちょっとショックだったんですが、お昼御飯を婦人会の方がつくられたりして、それも楽しみに来られたりということだったんですが、今回は調理室がどこもそんな規模の調理室がないということで、多分それはなくなるんじゃないかということも聞いています。だんだん高齢化が進みますが、その文化の交流を続けていくことで高齢化に対するファイト、何とか年をとっても津和野町は頑張るんだという雰囲気をつくれるような文化を創設するのを手伝っていただけたらと思うんですが、山村開発センターが使えたときのレベルになるにはなかなか難しいと思いますが、それをバックアップするようなことをいろいろしていただいて、盛り上げていただけたらなと思います。よろしく願います。

それでは、次の質問に移ります。

病児病後児保育についてです。

子供が病気の時、自宅で保護者が子供のそばにいて保育することが子供にとっては一番望ましいことだとは思いますが、しかし、保護者が就労していて、それができない場合があります。今の社会環境において、必ずしもそれは簡単なことではありません。自宅での保育が困難な場合、病児病後児保育施設が必要になります。このような施設を開設することは、病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調が不良になった子供たちへの緊急対策も可能になります。安心して子育てができる津和野町の環境を整備することにつながります。

島根県においても病児病後児保育施設を全ての市町村で開設できるよう、職員確保や施設の補助事業を行っています。

津和野町で子育て世帯に安心して住み続けてもらうためにも、病児病後児保育施設が必要と考えます。

ことしの3月議会において、病後児保育については「今年度中の開設を目指す」とうれしい回答をいただいています。その後の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、病児病後児保育についてお答えをさせていただきます。

3月議会での御質問にお答えをしたとおりであります。町としましては人口減少対策としての地方創生を進めていく観点からも、病児病後児保育の必要性については十分に認識しているところであり、今年度中の開設を目指し検討を重ねているところであります。

3月議会での答弁において、県内の病児病後児保育事業は、ほとんどが保育所等運営法人等に委託され、保育所内で併設されている場合が多い現状を参考に、町が考えている事業開始の課題として、町直営の施設も含め、施設的にそのスペースが確保できるか、または確保された場合においても看護師及び保育士の確保ができるか等を検討課題としてお示しをしたところであります。

現在のところ、まずは病後児保育を行うことを想定をしておりますが、その前提においても施設スペースの問題、看護師及び保育士の確保について、関係機関等との協議を行っているところであり、現段階でいつから、どこでということが確定していない状況でございます。

引き続き、早期の実現に向けてさまざまな課題の解決に検討を行ってまいります。現時点では十分な御回答ができませんことを御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） いろいろと努力をいただいているようです。

初めはとてもそういうことはできないということと言われて、すごく悲しい回答が返ってきたのが、3月には病後児保育だけでも何とか開設しよう、今年度中に何とかしましようというお答えをいただきました。

いつからどこでということはまだ確定していないということをお聞きしたんですが、どのような検討が今の段階にあるかというのをせつ々しくないので、うれしいことなのでお聞かせいただいたらと思います。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 町長の答弁につけ加えまして、今お話ができるところといいますと、本年度に入りまして、まず近隣の吉賀町、それから益田市で行っておる病児病後児保育の施設をちょっと視察させてもらいに行ったり、様子とか、施設整備の状況であるとか、そういうものを確認をしたりしております。

それからまた、あと町内の保育所の園長会議というのが月に1回定例であるんですが、そういう中で各保育所の園長先生方とも、今後そういうのを設置するに当たってどういう形のものがいいとか、現場の御意見と伺いますか、そういうものをいろいろ聴取しているところであります。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 町内の園長の方々とその協議をさせていただいているということなんですが、どのような内容が上がっているかというのはお聞きしてもよろしいですか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） 具体的には町長の答弁にもありますように、県内では約7割から8割方が保育所併設型でありまして、残りの3割ぐらいが病児保育を持っている診療所とか、大きい病院であるとか、そういうところに併設されておるようなものになっています。という中で、うちも病後児保育をまずはとりあえず優先的に何とかしたいと考えておる中で、公立の保育所につきましてはうちの直営ですから、直接うちが関与できる場所ですが、民間の保育園につきましては、その中に例えばスペースがあるとか、どういう状況だったら例えば民間の保育所で対応ができるかとか、そういうこともいろいろ検討しながら、今ここに、今町内に法人さんが3つありますので、民間の法人さんが、そういうところと直接具体的に、どういう状況であればその病後児保育が対応できるかというのも話をさせてもらっているところであります。

○議長（沖田 守君） 9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 病後児保育を受け入れるとすると、やはり保育園側もいろいろ準備があると思います。改修するところも必要ですし、職員の方の配置も考えなきゃいけない、いろいろ時間がかかると思いますので、今、今年度はもう半分終わってしまったので、できるだけ早い段階でめどをつけていただいて、今年度中に開設ということをお願いしているの、具体的に動いていただいて、お知らせをまた後日いただけたらと思います。

働きながら子育てができるのが島根県というのをきのうかおととい、ニュースで報道されておりました。島根県で女性が一生のうちにお子さんを何人産むかということで、たくさん島根県は産むことができ育てることができる県だということを報道しておられたので、津和野町でも、一人、二人、三人産むのに病後児保育とか、病児保育があればより子育てがしやすい町になっていくので、ぜひ今年度中開設を目指して、計画をまたお知らせしていただけたらなと思います。

では、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（沖田 守君） 以上で、9番、寺戸昌子君の質問を終わります。

.....

○議長（沖田 守君） ここで、2時まで休憩いたします。

午後1時43分休憩

.....  
午後2時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続いて、一般質問を行います。

発言順序5、10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 議席番号10番、後山でございます。4点ほど通告しておりますので、質問をさせていただきます。

まず1番目でありますが、斎場の標識設置についてお尋ねをいたします。

人生の終えんを迎える厳粛に尊厳の場所として、平成11年4月に斎場が建設されたわけでございますが、それから約19年間の経過しております。そのうちにも、大規模な増築をされ、葬送の場所として、設備も完備されたわけでありますが、残された問題は、この場所の表示であります。その看板が今までいろいろの問題があつて設置できなかったわけでありますが、今回、滝元、野広、直地各地区の自治会員の皆様方の深い御理解と協力によりまして、覚書も新しく交わされたようでありますが、標識の設置が実現の運びとなったことは、ただ感謝の一言であります。

今まで、相当町民もあそこの斎場の標識をとという声があつたわけでございますが、担当の税務住民課の職員の努力と地元の皆様方の深い理解のもとに、19年間の問題が解決されましたことは、本当大変うれしく思っております。お尋ねしたいのはこの設置場所、どこにどのような規模で、また名称は条例改正によりしらさぎ会館となるようでありますが、標識の設置、完成をいつごろまでに目標にされておられるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、後山議員の御質問にお答えさせていただきます。

斎場の標識設置についてでございます。

斎場案内看板設置について、ことしの1月に野広自治会、3月と6月に直地自治会、4月と6月に滝元上自治会とそれぞれ協議をさせていただきました。固定式看板を設置することに関しては、おおむね了解をいただいておりますが、看板の標記について、浄苑や斎場の標記はしないしてほしいとの御意見がありました。津和野町としては、そうした御意見を持ち帰り、内部検討を行った結果、斎場の名称をしらさぎ会館とする方針を決めさせていただいたところでございます。

その後、各自治会に津和野町の方針をご説明し、最終的には6月までに各自治会の了承を得ることができました。その協議結果を踏まえ、このたびの9月議会において、斎場の名称変更についての条例改正と看板設置のための補正予算を提出させていただいたところでございます。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 予算も計上してあるんで、本年度中にはこれが完成するというふうに理解していいかと思います。大変、皆さんが待っておられますので、一日も早い設置をしたい、このように思っております。

それでは、次の質問に入ります。

2番目に、公共下水道についてお尋ねをいたします。

平成17年9月25日に、旧津和野町と旧日原町が合併いたしました。そして、第1次津和野町総合振興計画が策定されております。期間が、平成19年度から平成28年度、10年間として、公共下水道について、アクションプログラムの年次事業計画が出されております。

公共下水道は、旧日原地区では、既に平成10年度より供用開始をされておまして、津和野はおくれておりましたが、旧津和野地区も平成17年度から一部の地区で供用が開始されておるわけでありましたが、平成29年に第2次津和野総合振興計画が策定されております。これは、平成38年度までの10年間の計画であります。下水道の普及率を見ますと、大変低いようではありますが、津和野町もこの総合振興計画の年次計画のもとに、下水管布設工事は進捗しているようではありますが、まだ残されております高田、喜時雨地区、そして町内では高岡通りとこれの西側がまだ実施されておられません。この地区の年次計画はどのようになっておるかお尋ねをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 公共下水道についてお答えをさせていただきます。

下水道事業につきましては、津和野地区では平成10年度から下水道整備を開始し、現在も引き続き整備を行っております。平成17年より一部地区において供用開始しており、現在の加入率は53.8%と低い現状にあります。

平成28年度に喜時雨、高田地区においてアンケート調査を行ったところ、加入希望率が70%を下回る結果でありましたが、その後の情勢の変化を踏まえ、再度下水道への加入意向調査を実施し、その結果をもとに今後の下水道事業計画を再検討してまいりたいと考えております。

また、高岡通り周辺の下水道整備につきましては、工事に伴う通行規制の対策あるいは計画地周辺には軟弱な土層が分布していることが確認されており、下水道管理設のために掘削を行った場合、周辺家屋の変状等のおそれがあることも想定されます。下水道整備に向けては、これらさまざまな問題が混在をしていることから、地元及び関係機関との調整を含め、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 下水道については、大変水の汚染等の問題がありますので、早い時期にこの町内下水道の完成をお願いしたいところではありますが、大変、西側地区、高岡通りのところは、町長申されますとおりに本当に軟弱地盤であると思わ

れますが、一つの方法として蕪坂川の護岸工事がずっとされておりませんが、この底張水路の下に、水路の下にでも配管は引かれるというふうな意見もあるんですが、またおいおいそういったことについても、付近住民との懇談会で検討していただきたい、このように思っております。

それでは、次に入ります。

災害支援物資について、お尋ねをいたします。

昨今、日本列島が異常な気象状況によりまして、想像もつかないような豪雨災害が発生しております。我が町も、津和野町も、平成25年の大災害で、名賀地区、木部、吹野地区でも被害が受け、多くの方々より温かい支援を受けて復旧した町であります。

今回、西日本豪雨災害で、避難者や消防団員に賞味期限の切れた飲料水265本が誤って配布されたことが、新聞等でも報道されました。善意の行為が、備品等のチェック機能の煩雑さで、大変不愉快な思いをさせたことは事実であります。私たちも、この新聞記事を見まして、地域提案型助成事業で、各自治会で防災備品として防災リュックセットが配布された自治会もあるわけですが、私のところもこの防災リュックが配布されております。

そして、中身の備品、乾パン、パン、缶詰、飲料水等を出して見ますと、もう既に賞味期限が切れておりました。自分とこでさえこのようなことが気がつかない、このようなことであつたわけですが、町として災害対策の資器材の種類とか調達体制は、これは別といたしまして、町の防災用の備蓄食品の種類と数量、保管場所、点検体制、それで賞味期限の切れたような食品料の処置はどのようにされておるのか、これについてお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、災害支援物資についてお答えさせていただきます。

災害時の主な物資の備蓄状況については、平成30年7月31日現在、乾燥米飯3,240食、ビスケット1,590食、2リットルペットボトル飲料水2,010本、毛布1,180枚、寝袋160枚、アルミマットや畳マット等のマット類500枚、非常用携帯トイレ1万回分などを、役場庁舎や消防分遣所、各公民館など15カ所に分散して保管しております。

点検体制につきましては、保管施設、管理者等と連携し、出水期前や避難所開設により使用した際に、数量等の確認を行うこととしております。

賞味期限切れの食品の処理につきましては、廃棄することになりますが、賞味期限が切れるまでの間に防災訓練や各種イベント時の防災意識啓発活動などに活用してまいりたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 私たち、自分のことでさえ、そういった賞味期限の切れたものに気がつかなかったということもありますので、町が仮によその災害地へ

そういうふうな物資の救援をされることがありましたら、徹底的な調査をされて出していただきたい、絶対に津和野町の汚名にならないようにひとつよろしく御配慮のほどお願いしたいと思っております。

それでは、最後になります。歴史的風致維持向上計画についてお尋ねをいたします。

津和野町歴史的風致維持向上計画策定協議会が平成25年度に設立されております。執行部からも、建設課長、農林課長、環境生活課長、商工観光課長、教育長、教育次長の5名と一般から10名の委員で計画策定協議会が設立されております。この会は、法第11条第1項に基づく法定協議会であります。また、内部委員として、商工観光課、建設課、農林課、環境生活課、もとの営業課、これと教育委員会より2名ずつの計12名による計画策定委員会として内部委員会も設立されておったわけではありますが、この協議会で策定され、歴史的風致維持向上計画を、町長は国のほうへ申請をされたわけですが、国土交通省で津和野町がこの認定をされましたので、町長が国土交通省へ行かれて、この認定証を受けとられたということが新聞でも報道されて、大変名誉なことではありますが、当時の計画策定協議会は、現在も存続されているのか、この国がこの事業を認定された時点でもう終わりにされておるのか、そのところがわかればお聞かせいただきたいと思っております。

現在、歴史的風致維持向上協議会、これ12名の委員で設立されておるようですが、その前に歴史的維持向上計画策定協議会、何とようわからんのですが、二つあるんですよね、協議会と計画策定協議会と二つあるわけですが、この協議会の整合性はどのようになっておるのかお伺いをしたいと思います。そのときに我々に配布された平面図、構造図を私たちはいただいております。

しかし、この図面には、寸法が入っておりません。擁壁等の構造図もありませんが、詳細はどのようになっているのかわかりません。

このような図面を、課長さん、いただきましたね。これ、全く寸法が入らねえ。本当、わかりません。このような物、何ぼいただいても。

ただ、私らもここへGLだけは書いてあるので、地盤高だけこれ、記入してあります。それから拾ってみたようなことがあるんですが、この図面も縮小されておりますので、スケールで図っても全くわかりません。何ぼに縮小されておるんか、この図面がですよ、500分の1と書いてありますが、それはこれは500分の1と書いてあるのはただ寸法が書いているだけで、この図面そのものは500分の1じゃないはず。スケールで図ってもそれは寸法は出ません。

そういった構造図も全くないのでありますが、この協議会ではこの図面はどのようにして検討されたのか、私が本当、不思議でならないわけではありますが、この図面をもって何回ぐらい協議をされておるのか、それを1点目、お伺いをいたします。

また、2点目ではありますが、デゴイチ機関車の移設場所と屋根について質問をいたします。

駅前の展示されております蒸気機関車は、昭和14年3月15日、大宮工場で製作された機関車であります。デゴイチ型194号で、この機関車は全国を走っております。昭和46年3月25日より山口線を走ったSLであります。そして、昭和49年11月に国鉄より国民宿舎青野山荘に保存、展示をされ、その後、津和野の駅前駐車場へ移設されました。津和野の観光の一助として、実に79年間の雄姿であるわけではありますが、長年風雪にさらされ、腐食が大変進んでおります。

今回の計画で、桑原史成美術館前に移設をされるようでございますが、これは移設して少しGLから下げられるような計画であろうと思いますが、この路面よりどのくらい下げられるのか。そして路面より下げるといことは排水の問題があると思いますが、これはどのようにされるのか。そして、この今の機関車、大変腐食してあれでございますが、これを本当に移設できるのか、この機関車が。移設可能であるのか。皆さんが見られて可能であるというので計画されたんでありましようが、本当に実現の可能性あるのかどうかお伺いをしたいと思います。

整備計画で、この場所に移設される最大の理由が何であるのか私にはわかりませんが、協議会で決められたことであると思いますが、この屋根の設置について、平成23年に私が一般質問で、屋根を設置されたらいかがかという質問をしたときに、町長、写真撮影等のアングルの選択に制限が起こるため、各方面の意見を伺いたいと、このような答弁をされておりますが、あれからすでに町長、7年過ぎました。私がこのことを杞憂することではありませんが、それでも町長のお考えを聞きたいわけであります。

移設後、機関車の前側には回廊が設置されます。道路の横のほうは、今度は駅前線に接近しますので、横から写真を撮るといことは大変難しいようになります。

もとのSL館があります。道路の向こうから写真を撮るのであれば、撮影できると思います。また、大きな機関車の頭部分は駅のほうであります。石炭を積む後ろ側が観光協会の入り口のほうへ向いております。これがいかなもんか、検討委員会でここがいいというふうに設計されたんでしょうが、機関車のことについて、ちょっと参考までに申し上げておきますが、雲南市でも木次町新市に野外展示の蒸気機関車C56の解体費が議会に出されまして、議会では可決されておるようでございますが、雲南市や奥出雲町の旧国鉄、またJR西日本のOBの方が、約200名が保存の方向で陳情されたようであります。市は、腐食が余りひどいので、危険なので、解体をするというような結論を出されておるようでございますが、OB会は動輪など一部の部品を屋内保存の要望を出されているようではありますが、市のほうも要望を尊重され、保存に対応するというふうに聞いておりましたが、C56機関車の動輪も、動輪が6個あるわけです。

津和野のデゴイチの機関車も、やがてこのような問題が起こると思うわけであります。津和野はデゴイチじゃけ動輪が8つあるわけです。これをまた屋内に保存するといったら大変なことになろうと思いますが、少しでも長く保存できるように、屋根の設置を考

えられないものか、こういった保存方法の検討をしていただきたいが、どのように思っておられるか伺いをいたします。

そして、3番目であります、駐車場のトイレの解体であります。そして今の公衆便所を解体して、そこへ今度は駐車場の入り口が持って行かれるわけです。今、あるところからずらして、国鉄の宿舎がありましたが、それを解体されております。そのところに新しく駐車場の出入り口をつくるというような計画でございます。

町田のJRの津和野の社宅を解体されまして、それをその後と、公衆便所を今から解体して、そこに駐車場の出入り口をつくられる計画であります。じゃ、今の入り口がありますが、それがちゅうかいに北側に寄るわけです。公衆便所を解体されてまで、なぜあちらにゲートを寄せられるのか、そうしますと、駐車台数も相当減ってくるんじゃないかというふうに思われるんですが、これについてどのようなお考えかお聞かせいただきたい。

そして4番目に、駅前をイベント会場にされるわけです。駅舎前はイベント会場として計画をされておりますが、ここイベント会場とするということが、全車両進入禁止とされるわけでありまして。

現在、あそこへ花壇がありますが、あの前に車どめの対策がされるようではありますが、全ての車両は駐車場に入り、列車の利用客が回廊を通過して駅舎に入る、このような計画にされております。年間数回のイベント開催のために、駅前広場に車の進入を禁止されてまで、イベント専用の広場の確保が本当に必要なんであろうか、このように私は疑義を感じております。年間駅利用客の方は、どのような思いをされているか。

そして、今度の計画では、今、機関車があります。あれをのけて桑原史成の美術館の前に持っていかれるんですが、その機関車のところから駅舎の前の路面、あれから今の公衆便所が建っているところまでずっと斜めに埋める計画をされております。この勾配も、この図面じゃ本当に見にくいんですが、4段階何か変えて勾配を変えてすりつけるというふうになっておりますが、この駅舎の出入り口、これから公衆便所のけてそこへ出入り口をつくりませんが、ここまでの勾配が4.952%、このような表示がこの図面にされております。

ただ、高さがわかりません。図面にないで。長さも延長がわかりません。これを計算していきましたときに、多分擁壁の高さが2メートル30ぐらいではなかろうかというふうに推測しておりますが、そして、この4.952%、それを計算していきますと、大体四十五、六メートルの長さになるんじゃないかというふうに思われますが、実測したわけでもないんでわかりませんが、約50メートルぐらいの距離になろうかというふうに思われます。

ただわかるのが、4.952%という数字だけが、この図面にうたってあります。そしてこの緩やかなスロープになろうと思えます、5%以下のスロープにされるんですから。このスロープの中央付近に駐車場を設けるというふうに、ここにハイヤー、これや

ら普通の一般の自家用車を駐車させるスペースをとられるようであります。そして、バス等は、入り口から入ってずっと駅舎のほうに回って6メートルほどは広くしてあります。そこで車をとめて、お客さんをおろして、回廊を通過して駅舎に入るというような計画であります。

本当にここへ駐車場の何だかを置くような、どうせ線引きをされるんでしょうが、つい一般の方が駅舎の回廊の近くに車を置いた場合に、バスが回転できない、このようなことが起こってくるんじゃないかというふうに思っておりますが、今度の入り口から駅舎まで入るには、勾配ですと上がっていくんですが、これは自由に入られるわけです。それで、今の公衆便所があるあのもっと北側に、今度は駐車場のゲートができます。じゃけ大分寄りますので、実際には駐車場の車の台数が減ると思いますが、ただ心配されるのは、この勾配のついているところに駐車場を設けて、当然バス、ハイヤー、一般乗用車全部これに入ってきますが、そのような計画で本当にいいんだろうか。駅前の駐車場を、勾配をつけてまでそういった計画にしないと、この計画が成り立たないのか、ちょっとわからんわけでございます。

そうして、5番目に、駐車場の入り口を北側に寄せますと、今度は現道と駐車場との段差が65センチぐらいいたしかなるはずです。これはGLをしっかりと計算してみないとわかりませんが、そうしますと、今度は段差が大きく、駐車場に入る、現道からです、入る段差が大きくなるから、恐らく現道舗装をされると思います。そうすると、かさ上げ舗装を現道でどのぐらいされるのか、何センチ上げられるのか、何十センチと現道の舗装を上げられるのか、それについてお伺いをいたします。そうした場合、前に商店もあり民家もあります。そうしたときの影響が出るんじゃないかというようなことも危惧されるんですが、そのことはどのように考えておられるか。

最後になりますが、駅前、あそこにずっと入り口が寄りますと、鉄砲丁線があります、県道の。それからが近くなるんですが、そうすると小川のほうから来たときに、右折レーンのゼブラゾーンがとれるのか、鉄砲丁の三叉路のところから、今度は入口までが大分近くなります。6メートル、7メートルは短くなるわけですが、そういったところで右折のゼブラゾーンがとれるのかどうか。

そして今現在、石見交通のバス停があるわけですが、本線シフト、これが取れるのかとれないのか、滞留長、テーパー長というのがバス停には要るわけではございますが、それはどのような計画の中に入っているのかお伺いをいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野駅前周辺整備についてお答えをさせていただきます。

津和野町歴史的風致維持向上協議会につきましては、平成26年12月に第1回を開催し、現在10回開催しております。同協議会については、計画の変更に関すること、

歴史的風致の維持向上に資する取り組みに関する事、計画の進捗状況の計画に関する事等について、協議及び提言等を行う事を目的としております。

よって、各種関係事業につきまして協議を重ねており、さまざまな御意見や評価をいただきながら、最終的には同協議会の提言をもって事業を進めているところであり、津和野駅前周辺整備に関しましても同様でございます。

次に、D51機関車の移設場所につきましては、桑原史成美術館前の現JR津和野駅前広場を計画しております。同場所への移転については、駅前エリアの広さに対してSLが大き過ぎるため圧迫感があるなど慎重論と、やはりSLは駅前に配置し、観光地のシンボルとすべきといった積極論が、同協議会の中でも繰り返し議論されてまいりました。

最終的には、コンペティションにより選ばれた基本デザインを尊重し、観光地としてのメリットを優先すべきとの理由により、同位置への移転が決定されたところでございます。

なお、圧迫感を緩和するため、SL設置位置と駅前広場を分断し、現駅前横断歩道に通じる形で整備予定であった屋根つき回廊については短くすることで、駅前広場との一体感を生む改善案を検討中です。

機関車本体保全等のために屋根を設置すべきか、写真撮影等を考慮し、現在の展示方法にすべきかについても、同様に議論を重ねたところでございます。

現時点では、設置場所や景観的な観点等、総合的に検討した結果、屋根設置をする計画にはなっておりません。

次に、現在の駅前ロータリーは、歩行者用広場、車両進入不可の歩行車用広場とし、ロータリーについては現在の駅前第一駐車場の一部、駐車場トイレ解体後の跡地、JR津和野宿舎跡地に整備予定であります。駅前周辺広場を全体的に検討し、実施設計を行った結果、現在の駅前第一駐車場の出入り口よりも北側へ、ロータリー及び駅前駐車場の出入り口を移動する計画になっております。

当然、周辺道路の状況等も調査し、設計に反映させております。

次に、ロータリー駐車場及び回転場については、基本的にユニバーサルデザイン等を遵守し、歩道に階段をつけないこと、勾配を5%以下にすること、ロータリーにおいて駅近接エリアでのバス等の乗降ができるよう配慮し、設計を行いました。

その結果、南北方向の勾配については、議員御指摘のとおり勾配になっておりますが、東西方向の勾配は1%程度にしており、車両の駐停車に支障を来すものではないと考えます。

次に、現道のかさ上げ舗装については、排水や周辺民家への影響等を考慮し、かさ上げを最大で3センチメートル（道路センター部分）としております。現況の段差については、整備箇所内で地盤高調整を行い、すりつける計画にしております。

次に、右折車線形状の決定については、道路構造令に準拠し、設計速度等に基づいて行います。出入口をなるべく北側にしたほうが、ロータリーの面積、勾配についても条件的にはよくなりますが、近接する交差点も考慮する必要があり、検討した上で出入口の位置を計画しております。

バス停につきましては、ロータリー内で計画しており、町道本線上での停車は想定していないため、バス停本線シフト区間の計画はしておりません。

なお、事前に通告をいただいております質問に加えて、詳細な御質問もいただいているところでございますが、その詳細なところの回答につきましては、担当課長からさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 後山議員に御質問いただきました点について、追加で御回答をさせていただきたいと思っております。

まず、歴史的風致維持向上推進委員会と協議会の違いでございますが、まず町長より回答いたしました26年12月に第1回を開催し、10回行ったものにつきましては、これ歴史的風致維持向上協議会の回数でございます。

これに先立ちまして、平成26年の7月22日を最初としまして、計4回を開催しておりますが、歴史的風致維持推進検討委員会というものを行っております。これにつきましては、いわゆる役場内部関係各課と県都市計画課等の今計画を認可また協議いただいておりますが、部署でございますが、そちらとの内部協議的なものを主体とさせていただいて、まずこの歴史的風致維持向上計画が役場関係各課として全体の調整をして、いかなるもんかということを検討したものでございます。

この内容を受けまして、平成26年の12月1日になりますが、この歴史的風致維持向上協議会を開催をして、今度は外部の皆様、有識者、県商工会長さん、また景観審議会の会長、文化財保護審議会、民族芸能保存協会、登録有形文化財保持者の会、観光協会、都市計画審議会、公民館長、また県の都市計画課長、文化財課長、また副町長までが委員としておりまして、あと津和野町関係者として、先ほどございました関係各課が参加をいたしまして、会議を行ってきております。そういった形で、この協議会の整理についてはつけておるところでございます。

次に、何回か御提示をさせていただいております計画平面図でございますが、ちょっとこのスケールについては、皆さんにより扱いやすいようなサイズにしようということで小さくしておりますので、もとのサイズとの比較ということで500分の1では当然ないわけでございますが、このあたりはちょっと現状ではわかりかねる部分がございます。今後、議会、事務局等々も協議をしまして、適切な手続のもとに、実際の平面図等がお渡しできるのであれば、また改めてお渡しをしたいと思います。

それと、この当初何度かお渡ししております計画平面図につきましては、時期的なものもあって基本計画の部分だろうと思っております。実施計画もできておりますので、

より詳細な図面についてということも可能かというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、デゴイチを新たに桑原史成前のほうに移転をするということで、若干ボリューム、大変スケール感が大きくございますので、あのまま平面に設置しますと、なかなかちょっと高さ的に圧迫感もあるということで、少し下げたいという意向がございます。この下げる部分につきましては、町道沿いに駅前線沿いに通っております側溝の深さ当たりと調整をしながら、その下げる高さについては検討をしておるところでございます。当然、下げた部分に雨水等たまった部分が排せつできんようでは当然困りますので、そのあたりも十分配慮したものにさせていただきたいというふうに思っております。

次に、駅前を封鎖して歩行者専用広場にまで、また駐車台数を減してまでロータリーを動かす必要があるかという点でございますが、これをまず、計画をつくりました大前提が、いわゆる駅前の安全対策というものが大きな問題となっております。SLが到着時等の一番混雑期になりますと、路線バスさらには観光バス、一般車両等が交差点も隣接をしております駅前広場に、いろいろな車が集中しまして、またその間を歩行者の方が歩かれるというようなことで、いつ事故が起きてもおかしくないような状況になっております。

たびたびこのことについても、観光バスやいろんな事業者の皆さんからも、何とか改善できんかいうようなことで御意見も賜っているところございまして、まずこれを改善するというところで、人と車を分離したいという部分から、こういった計画となってきたところが事実なところございまして、そういった部分では、今後これを進めますと、人と車の動きがある程度整理ができるのではないのかなということございませぬ。駐車場の台数の減少につきましては、この計画を練る段階で、平日また繁忙期、また休日等の駅前第一駐車場に対します駐車台数の調査等も季節ごとにある程度行っております。その部分でいきますと、押しなべてハイシーズンになりますと、そこには入れないというような状況も出てくるわけでございますが、これも全町内的でございまして、より中心部に駐車をいただくのも町内を回遊する上では有効かとも思いますが、全体的に押しなべてみますと、大体38%程度の利用しか上がってきていないというのが正直なところございまして、そういった部分では、ある程度台数を減少しつつ計画をすることもやぶさかではないのかなという思いでおります。

さらには、少し南側に寄りますが、桑原史成写真館の後方になりますが、今、土の面でございますが、こちら駅前第2駐車場という位置づけをしております。月決めの駐車場ではございますが、今後こちらからの進入ということも、駅前に対するJR関係の車も含めて進入はそちらからということになりますので、そちらあたりも整備をする中で、月決め以外の部分での駐車スペースというようなものも考えていく必要があるのかなという思いでもおります。

次に、御質問のありましたかさ上げについてでございますが、かさ上げについては、町長の回答では3センチというふうに申し上げております。一見、駅前を通っていただきますと、JRアパートがあったところと比較すると、当然駐車場のほうがかなり高く見えるんですけど、これはJRアパート自体が駐車場よりもかなり高くなっておりまして、あの部分を削って駐車場スペースに合わせますと、かなり逆に若干低いかという話もあるぐらいで、かなり低くなってまいります。その上での3センチのかさ上げということですりつけをしていけば、何とかなるのかなというところで計画をさせていただいております。

また、駐車場のそれぞれの一般車両等も今後は要は屋根のついた回廊で、そこにバスがとまって、乗降客もそこからぬれないで駅舎のほうに行けるということになりますし、当然バスがとまっていない時間は民間の一般車両もそこに付けてということが出来ます。ユニバーサルデザインというものを考慮しまして、階段等は設けずにバリアフリーで駅まで行けるという形は、この上では整ってくるのかなということでございます。

また、現在の駐車場も一回大きくトイレ方面に迂回をして駅に向かうということになりますが、これについても直接駅方面に歩いて来れるという形も考えられるのかなというところでございます。

最後に、石見交通のバス停でございますが、現在まではJRの所有地となっております駅前ロータリーですので、石見交通さんの場合は、路線が競合する部分については乗り入れができないという状況になっております。ただ、今後は、町所有のロータリーとなりますので、石見交通の車においてもロータリー内に入っていくことができるのかなという思いでおります。

その上で、つわの暮らし推進課のほうでも検討を進めておりますが、町営バスや防長バス等も含めて、全体のバスについてよりわかりやすい時刻表で一体的に整備をするということも検討をしておるところでございます。そうして、より利用者の皆さんに御理解、また利用しやすいバス停というものも実現できるのかなというところでございますので、本線におけるバス停については、シフト区間については検討しておらないというところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） いろいろ御答弁ありがとうございました。町長の答弁にはありましたが、そりゃ東西は1%ぐらいの勾配なんですけど、南北についちゃ先ほど言いました相当な勾配がつくわけでありまして。スキー場をつくったんかというように悪口を言われかねないような勾配でありまして、この勾配の中で駐車スペースを設けるというのはいかがなものか、ハイヤーから一般送迎の車がこの中にはとめるわけですから、そうしたときに今、課長言われましたように、石見交通の路線バスが

中に入ってくるということになると、普通の車をとめると、あそこで回ることができないようになってしまうと思います。

今のSLが今、あるところのほうの擁壁は、2メートル30ぐらいから2メートル50ぐらいの高さにずっと擁壁がつくわけですから、それも幅員も歩いて狭くなります。線路のほうも擁壁をつけると、線路まで埋めるわけにはいきませんので、両方擁壁をされるわけです。

そうすると、そこへ普通の石見交通のあの大きなバスが、本当にここで旋回できるんかというふうな考えも、私にはあるんです、本当に。そういった駐車場へ、一般の送迎バスの人がつい車を置いとったら、絶対路線バスは回ることができないと思います。その規制をどうするのか、標識でやるんかどういうふうにされるんか、年中ガードマンをつけておくわけにもいかんと思いますが、そういったことの配慮も今後されていっていただきたい。

それから、今の3センチの道路のかさ上げであります、3センチぐらいじゃかさ上げとは言わんとは思いますが、これは実際、このGLだけはわかるんです、この図面で。そうしますと、65センチぐらいの段差があろうと思います。そうすると、駐車場に入るの、大分急になろうと思いますが、そのために舗装を現道舗装されるんだろうというふうに私は理解しとったんですが、どうもそのようなことではないようなふうにあります、何せ、出入り口が急坂になると事故も起こりますんで、ひとつその点も十分検討していただきたい、このように思っております。

そして、SLでございますが、SLをあそこへ持っていかれるということは、今の排水まで下げるといふ、側溝があります。あそこまで下げるといふことは、ほとんど動輪が見えなくなるぐらいまで下へ下げられるんじゃないかというふうに思うんですが、そんなに下げたらSL見に来てても何の意味がないようになるような気がします。少々高くても、今の路面の上に置かれるぐらいの配慮がいただきたい。79年間もこのSLが津和野の観光に役立ってくれたんですから、ひとつ屋根ぐらいは配慮をしていただきたい。景観が云々じゃないです。これがもしか腐ってあれを解体するようになったら、津和野の観光の一助にはならなくなるわけです。そういったことも考えて、少々写真撮影がどうじゃこうじゃない、私はプラスチックの、透明性のある、屋根でもして、一日でも長い保存を願うもんでありますが、もしか屋根をしてやろうというふうなお考えであれば、答弁をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） まず、勾配とロータリーの問題でございますが、これにつきましては、確かに基本的な駐車につきましては、現在の桑原史成の駅前のインターロックの部分についても、本来は私も聞くとお聞きをしておりますが、駐車場ではなかったというお話もちょっとお聞きをしております。そこへ、なし崩し的に駐車するスペースになってしまったという部分も、ちょっとお聞きをしておりますが、あく

までも一時停車と、乗降のための一時停車ということでございますので、ずっと駐車するスペースにはならないという部分で、基本的には20分なりは無料でございますので、駅前の駐車場を使っていたらいいというところがございます。

ただ、ロータリーで回る部分の中心部に一定の駐停車スペースは確保できるのかなというふうに思っております。

それと、ロータリー幅、確かに現状見るとなかなか狭いように感じるんですが、あの駐車場の奥側に、駅舎側のほうにトイレの合併浄化槽がございます。この合併浄化槽については、この駅前が整備進む上で、下水道に接続いたしますので、これを除去いたしますので、その分、奥側についてもいわゆる幅が広がってくるというところもございまして、そのあたりもひとつ御認識をいただければというふうに思っております。

あと、屋根につきましては、これも先ほど申し上げましたように、歴史的風致維持向上協議会の委員の皆様のお意見等も伺いながら、これまでの10回の中でかなりの回数、いろんな話が出ては消え、いろんな形で本当に屋根のことも検討しました。してまいりましたし、駐車場あたりに持っていけないかというような話もいろいろ含めて検討したところでございますが、最終的にはあそこにやはり今の現在の計画する桑原史成前に設置して、観光のためには当面屋根つきでないということを前提で、皆様から御意見をいただいておりますという、集約する上ではそういう御意見になっておるというところがございます。

町としましても、当然貴重な財産でございますので、現在定期的に塗装をするということを、JRの関連会社をお願いをしております。その関連会社に言わせると、大変このような状況で、状態がよく、いわゆる本当に走っているSL並みの風情で残せるというところはなかなかありませんよというような御意見もいただいております。どうしてもほかで塗ってあるのは、素人の方が塗られると、何かちょっとおかしい、実際に走っているものとは違ったものになっているというようなこともございまして、そういった部分にも配慮いただきながら、専門家の意見を交えてメンテをしておりますので、今後ともそのメンテは必要なものだとして続けてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 課長さんの答弁に反論するんじゃないですが、私らがいただいたこの絵の中にも、ハイヤーを2台、普通乗用車を8台置くというふうな絵まで描いていただいておりますから、これが課長言われるように、違うんならこねな絵を描くことはないし、字やなんか入れるべきじゃないと思うんです。もっと、このまた本設計の図面もあろうと思いますので、またいつかの時点で提示していただきたい、このようにお願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沖田 守君） 以上で、10番、後山幸次君の質問を終わり、本日の日程全て終了させていただきました。

本日はこれで散会といたします。

午後2時56分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成30年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成30年9月12日（水曜日）

---

議事日程（第3号）

平成30年9月12日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

出席議員（12名）

1番	草田	吉丸君	2番	米澤	宥文君
3番	川田	剛君	4番	道信	俊明君
5番	板垣	敬司君	6番	丁	泰仁君
7番	御手洗	剛君	8番	三浦	英治君
9番	寺戸	昌子君	10番	後山	幸次君
11番	岡田	克也君	12番	沖田	守君

---

欠席議員（なし）

---

欠員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。昨日に引き続きお出かけをいただきありがとうございます。

これから、3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、6番、丁泰仁君、7番、御手洗剛君を指名します。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（沖田 守君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。

発言順序6、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 議席番号2番、米澤宥文でございます。

通告に従い、質問をいたします。

まず初めに、津和野城山遊歩道整備の進捗状況並びに今後の整備計画を問います。

昨年、津和野町森村出身の東京で会社経営者の方が、津和野城山遊歩道一帯の整備に7億5,000万円を津和野町に寄附をされました。このことは、旧津和野町、旧日原町そして合併後の津和野町において、これほど高額な寄附は、私の記憶では前代未聞の出来事と思っております。また、奇跡に近い出来事と感激しているところでもあります。

平成30年1月24日の全員協議会で、事業の測量、調査、設計などの委託料、事業として1番、大手道修復。2番、トイレ、休憩所整備事業。3番、遊歩道整備並びに樹木等維持管理業務。4として、本丸・出丸ライトアップ事業。5として、町道城山線改良事業の五つの事業の32年度未完了の実施期間が示されました。

平成30年2月7日、第1回町議会臨時会議の一般会計補正予算(第8号)の総務費、総務管理費で、津和野城山整備事業費3,771万8,000円の測量等業務委託料が計上され、可決されております。

補正予算可決後の7カ月を経過しますが、その後の進展を質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さんおはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、2番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

津和野城山遊歩道整備の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

津和野城山中国自然歩道等整備を含む津和野城山整備プロジェクトにつきましては、議員御指摘のとおり、大手道の修復整備、トイレ、休憩所の整備、中国自然歩道整備、樹木等の適正な維持管理、本丸・出丸のライトアップ、町道城山線改良の五つの事業に

ついて取り組むこととなっております。平成30年2月の臨時議会で関連補正予算を可決いただいた後、自然環境立木調査業務及び中国自然歩道測量業務の発注を行い、繰り越し事業として現在進行中でございます。

自然環境調査については、春季、夏季の現地調査は既に終了しており、秋季の現地調査後に調査報告書が提出される予定であります。立木調査については、7月に中国自然歩道の沿線分の現地調査が終了しております。中国自然歩道測量業務については、現在も測量作業を行っており、残りの作業は縦横断測量のみとなりました。

一方4月以降で、文化庁の調査官に来庁いただき、整備基本構想レベルでの現地確認、さらに島根県自然環境課に対し基本構想を説明の上、これからの手続について協議を行ったところでございます。

今後、この調査、測量をもとに、8月に発注しました基本設計及び技術支援業務により、プロジェクトに関係する各課が協議・申請に必要な資料、基本設計等の調整を行います。その上で、基本設計の途中段階とはなりますが、年内をめどに文化庁、その後、県自然環境課と事前協議を行う予定でございます。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 8月発注の津和野城山整備プロジェクトの基本設計の完成期日はいつごろの予定でしょうか。

もう一つ、本丸・出丸の間に整備のトイレは、特に女性の方に優しく思いやりのある設備と思います。これまでも困っている方を随分見かけたことがあります。もちろん男性にも思いやりある設備ですが、設備は構造としてはバイオトイレでしょうか、または水洗式になる予定でしょうか。この2点、お願いします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 中国自然歩道の基本設計につきましては、現在進行中でございますので、町長の答弁にもございましたように縦横断測量のみとなっておりますので、もうしばしの時間、年度内は大丈夫だとは思っておりますが、それあたりである程度は出てくるのかなというふうに思っております。

トイレはまた、関係課の課長のほうから説明をいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） トイレにつきましては、現在まだ場所等を、先日現地踏査を関係する各課が上がりまして、現地等確認をしたところでございまして、まだ具体的にバイオトイレになるか、いわゆる合併浄化槽を設けた上でになるのかというあたりについては、まだまだもう少し検討が必要なのかなというふうに思っております。なかなか御利用になる観光客の皆様の人数あたりを想定すると、バイオトイレ自身もなかなかちょっと厳しい部分もあるのかなとは思っておりますが、もうしばしお時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） このトイレが完成しますと、女性登山者が一段とふえるものと予測できます。できれば水洗のほうで進めていただくと皆さんが喜ばれると思います。よろしくお願いします。

次に、初代吉見氏の時代の登城道が喜時雨にあり、小学校のとき登った記憶があります。約30年後ぐらいに再び登ってみようと登城を試みましたが、倒木と道の崩壊で道らしい道がなく、引き返したことがあります。今のうちなら地元の方は、登城道の道筋を知っておられると思います。地元もまた私の友達も、小学校のころ登ったという方が何人もおられます。この津和野城山遊歩道整備、これにあわせて町が復元の整備をされてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 吉見氏時代最初の登城、いわゆる正門になる部分は、言われるように喜時雨側でございまして、その後、正面を津和野側のほうへ変えたという過去の歴史があるようでございます。私も小学校時代ではありますけれども、喜時雨側まで歩いて行って、喜時雨のいわゆる昔の登城道を上がった記憶がございまして。今からもう四十数年前、50年近く前になろうかと思いますが、そのときももう既に、倒木等で途中いろいろ障害がたくさんあって、上へ上がるのに往生した記憶がございまして。それからもう何十年もたっているわけですので、さらに荒廃をしているだろうなというのは予測がつくわけではありますが。今、喜時雨側のほうは、まず、国の指定のほうから見直しをかけてやらないといけないというふうになると思います。で、現況調査をしっかりとした上で、指定をとってでない町での復元とか、そういう形はなかなかすぐには難しいだろうなというふうに思っております。仮にできるとしてもかなり、国の補助金がつくまでということになると、上の石垣工事が一段落をしないと、多分そこへ手をつけることにはならないのではないかとこのように思われますので、5年先、10年先で簡単に補助金をもらってつけるということにはならないのかなというふうに想像するところでございます。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） この喜時雨側は、後田側と違いまして、高低差も、もう見た目です。それほど難しい工程ではないと思いますが、ぜひとも復元を、石垣工事終了後していただくようお願いをいたします。

関係法令の文化財保護法、都市公園法、都市計画法、森林法、景観法、県立自然公園条例などの手続が大変複雑で煩雑で大変とは思いますが、津和野城山遊歩道整備計画のとおり、2020年度末の完成を目指し、各審議会もあると思っておりますが協議をできるだけ円滑に運んでいただき、そして前向きに各事業を進められることを期待いたします。そして、決定しました事業はできるだけ早く着工し、早期の完成を、この津和野城山遊歩道整備に寄附された方も楽しみにしておられると思いますので、できるだけ早目の完成をよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に入ります。

2番目は、国道9号線沿いの津和野町環境整備計画の作成ということで質問をいたします。

国道9号線は、城下町津和野を眺める絶好の場所であります。ここを通過する車がぜひ立ち寄りたと思わせる環境づくりが必要であります。現在、国道9号線を通るとき見えるのは、廃屋と雑木林や竹林が主であります。津和野城山整備事業が進む中、9号線からすばらしい山城の津和野城跡が見えることは、観光津和野にとって大きな観光振興の一つになります。

国道9号線沿いの廃屋整備や樹木、竹林伐採などの津和野町環境整備計画——これは仮称ですが——は立てられておりますか。このことについては過去に同僚議員が質問もされております。これが1点目です。

次に、樹木の伐採について質問をいたします。これは日本3大稲荷、また5大稲荷の一つ太鼓谷稲成神社の大鳥居が中座の国道9号線沿い脇に建っております。私もちょっと勉強不足でしたが、太鼓谷稲成神社は日本3大稲荷の中にも入ると記述があります。それは今から説明をさせていただきます。

稲荷神社は全国に3万2,000社あり、日本の神社の中で最大の勢力を持つとされ、総本社は京都の伏見神社であります。この中で3大稲荷は、京都の伏見稲荷は当然として、これから言います四つの神社の中から二つを選ぶそうです。一つ目は茨城県の笠間稲荷、二つ目は大阪の瓢箪山稲荷、三つ目が島根県津和野町の太鼓谷稲成、四つ目が佐賀県の祐徳稲荷、この四つの稲荷神社から2社を選ぶ形が多いようであります。したがって、この2社を選んで日本3大稲荷と言われるようです。もし、この3大稲荷に入らなくても5大稲荷の中には入ります。この3万2,000社の中の例えば5大稲荷、すごいものであります。

そして、9号線脇の大鳥居の建立者は、北九州市門司区、富山耕一氏の記名があります。これは、明治100年記念で昭和43年11月に建立されたものであります。鳥居根元の柱周囲は6メートル、直径1.9メートル、高さ17メートル、横幅26メートルの巨大さであります。

しかし、近年、大鳥居周辺の樹木の成長で、城下町や、8月4日開通しました中座バイパスそして太鼓谷稲成神社の駐車場、そして今後整備されます城山遊歩道からも上部しか見えなくなっております。緑に鮮やかに映える朱の大鳥居です。観光津和野のシンボルの一つと言えます。この周辺の樹木の伐採を所有者の御理解をいただいて伐採し、津和野らしい景観の維持に努めるべきではないでしょうか。

ちょっと写真の紹介をさせていただきます。これが9号線脇の大鳥居です。皆さん見られたことはもちろんあると思います。そして、これが津和野高校そばの駐車場から撮った写真です。もうほとんど見えません、上部だけです。この状態でかなりの年数がたっております。杉は成長が早いので、もうどんどん隠れていくと思います。

ということで、景観の維持に努めるべきではないでしょうかということを質問いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国道9号線沿いの津和野町環境整備計画（仮称）作成についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の国道9号線沿いの廃屋等については、津和野町歴史的風致維持向上計画において見晴らし広場整備事業として、解体・跡地整備を盛り込んでおります。しかしながら、所有する民間事業者との権利の調整や計画策定後に平成25年災害復旧事業が発生し、財政状況が厳しく変化したことなどから、実施については中期財政計画を精査するなどし、慎重に今後判断をしてまいりたいと考えております。

次に、樹木、竹林の伐採についてですが、津和野町景観計画の中において、景観計画区域における行為の制限に関する事項として、「周辺の景観に配慮し、皆伐や大規模な木竹の伐採は避ける」という記述があります。同様に、景観の形成に関する方針として、「青野山・城山等の象徴的景観の見通しを保全する」との記述もありますが、町環境整備計画としては策定されておられません。

議員御指摘の国道9号線沿いの大鳥居ですが、町なかから仰ぎ見るその壮観な立ち姿は、まさに観光地津和野のシンボルの一つでもあります。以前にも大鳥居の下を通る県道柿木津和野停車場線沿いの竹林について、支障木の伐採として駆逐した経過があります。大鳥居周辺の針葉樹の伐採については、所有者の御同意があれば、10本当たり3本の割合で間伐を行うことが可能であり、森林組合の事業協力を前提に比較的少ない予算で対応ができます。一方で周辺を皆伐することとなれば、景観条例も考慮しつつ、財源の検討も必要となります。県道の中座バイパスの開通により交通量が少なくなったため、伐採作業は比較的容易になることを想像しますが、以前に、竹林の駆逐の際には、所有権の登記が更新されておらず、断念をした箇所もございます。

今後、地権者の調査等、可能性の有無について、商工観光課と農林課の連携により、具体的に進めてまいりたいと思います。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 関係する周囲の山林を町が購入するなどの措置で、視界の障害を将来的にわたり取り除くことが重要ではないでしょうか。なかなか難しいかもしれませんが、購入ということは考えられませんかでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 今回の場合、景観をある程度確保するというのであれば、町長の答弁にもございましたように、所有者さんの御同意をいただいた上で間伐と、竹林の保全維持管理という部分の間伐をして視界を確保するというやり方と、あと立木補償という形になるでしょうか、町としてその樹木を買い上げるという

形での対応も可能かと思えます。敷地自体を確保するまでの必要性は、そこまでの考えはなくても大丈夫ではないかなというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 米澤君。

○議員（2番 米澤 宏文君） できますれば買い上げて、樹木を今後植えられない方向でいきますと、この景観維持ができるのではないかと思います、御検討をよろしくお願いします。

次に、9号線の廃屋と雑木林や竹林の整備は、津和野町歴史的風致維持向上計画に盛り込んであることではあります、津和野城山遊歩道整備の津和野城跡ライトアップ事業が完成しても、国道9号線を通行の車からは廃屋や樹木でほとんど見ることはできません。唯一停車して見られるのは、国道9号線と県道柿木津和野停車場線、この交差点交点にありますレストランの駐車場のみであります。津和野城山遊歩道整備事業が2020年度、つまり平成32年度完成の機会に合わせ、見晴し広場整備や樹木等伐採可能な箇所は伐採を進めるべきではないでしょうか。これが見えることによりまして、やはり津和野においてみようと、ライトアップ、そのような相乗効果も生まれてくると思います。伐採可能な箇所は伐採を進めるべきではないでしょうかということですので質問いたします。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御指摘でございますが、おっしゃるとおり国道からのある程度眺望が確保できるというのは大変観光にとっても有益なことだというふうに考えます。ただ、繰り返しにはなるかもしれませんが、町長の答弁にもございましたように、いわゆる所有者さんの御意志として、ある程度間伐に御協力いただけるということであれば、それはまた比較的簡単に——簡単と言いますか——ある程度森林組合等の協力もいただければ進められるということはあるかもしれません。ただ、皆伐というか、ある程度町として伐採をするということになると、それなりの財源の確保も必要になってくるのかなというところだと思います。ただ、これもまず、検討を具体的に農林課とも協力をしながら進めてみたいというふうに思いますので、また今後の中で、御報告できることがあれば御報告をさせていただきたいというふうに思います。（「見晴らし台広場の2年後の完成は」と呼ぶ者あり）

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 見晴らし台広場につきましては、町長答弁ございましたように、計画策定後の財政状況等が災害復旧、またFTTHの更新等いろいろ、ケーブルテレビの更新等いろいろございまして、若干中期財政計画の部分でも、今後にある程度財政の逼迫する状況を考えますと、今の時点でいついつまでということがなかなか申し上げにくいところがございます。今、国、県等との協議も必要になってまいります、もうしばし、判断までお時間をいただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） これから2年間で、これを仕上げるというのはなかなか難しいかもしれませんが、やはり見るとこがない、せつかくのライトアップしても。できるだけ早めの——所有者もありますので難しいかもしれませんが——対応をお願いしたいと思います。

ライトアップにつきまして、最初るとき聞けばよかったです、これは年間通してライトアップでしょう、もしくは土日、祭日をお考えでしょうか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 現時点では、本丸及び出丸について周辺をとということになりますので、喜時雨側からも見えるようにというようなことも意見としては出ておりますが、具体的にどの位置にライトを置いてというようなことは、まだ正直決まっていないという状況でございます。自然環境調査等も今行っておるところでございますので、そのあたりの結果を見て、自然環境に影響のない形していかなといかんと。そうなったときには、ライトの個数あたりもまた決まってきた中で、年間かかるランニングコストあたりも出てくるということになるのかなと思います。できるだけ当然長い期間、ライトアップができるにこしたことはないと思っておりますので、昨今、LEDで比較的消費電力も少なく済むということもございますので、そういった今後の個数あたりも考えつつ、実際にライトを点灯できる期間等についてもコスト計算しながら、また具体的に決めてまいりたいというふうに思います。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 先ほどもちょっと言いましたけど、吉見氏時代の表玄関であります喜時雨側からも、ぜひ見えるような配慮をしていただきたいと思っております。次に、3点目に入りますが、なごみの里裏県道斜面に芝桜植栽で一層の観光振興を図るべきではないでしょうか。

平成30年8月4日、日曜日に、津和野の南の玄関口、県道柿木津和野停車場線の中座バイパスが開通しました。このことにより、九州・山口からの来町者には大変便利なバイパスとなります。中座バイパス完成に合わせ、7月になごみの里中座バイパス斜面の大きな樹木が伐採され、また生い茂った雑草が刈り取られました。この樹木はもうかなり長い間に、直径が大体20センチ、30センチのネムノキが主体でありました。きれいに片づけております。さらなる観光振興の絶好のチャンス到来と思っております。

南の玄関口中座バイパスをおり、右折し、町の観光のメインの殿町方面に向かうと、一瞬で広大なお花畑が出現します。現状のままで観光振興を図るより、何かを仕掛けるべきだと思っております。周南市の鹿野町では、田の斜面を利用して芝桜を植栽し、入場料をとっておりますが、桜満開の時期には多くの見物客でにぎわっております。広島県の世羅町でもかなりの広範囲でやっておりますが、ここはいろいろの花がありますが、ここは露地植えの芝桜で手入れが大変だと思っております。

中座バイパスの開通に合わせた県道斜面の草刈りなどの整備に合わせ、さらなる観光客誘致のため芝桜の植栽を提案いたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、なごみの里裏県道斜面に芝桜植栽で一層の観光振興を図るべきとの御質問にお答えをさせていただきます。

去る8月4日には、島根県当局、国会議員を初め関係者の方々の御臨席を賜り、一般県道柿木津和野停車場線中座工区の完成を祝し、開通式を挙行させていただいたところでございます。同日供用開始となり、町民の念願でありました津和野の南の玄関口が整備されたこと、関係者として喜んでいるところでございます。この中座工区の完成により、中国縦貫自動車道六日市インターチェンジからのアクセスルートや主要地方道萩津和野線と接続、主要地方道津和野田万川線との接続など、広域ネットワークの形成がなされ、周辺地域の物流、観光など地域産業の発展に大きく寄与するものとして期待をしているところでございます。

このような中で、萩津和野線と接続をする道の駅なごみの里付近の県道の広いのり面について、議員から貴重な御提案をいただきました。こののり面に芝桜の植栽で南の玄関口を通られる来客者へのお出迎え、お見送りにふさわしく、また人々の心を和ませ楽しませてくれる憩いの場の創出は、本町の新たな観光スポットとして検討するに値するものと思っております。島根県津和野土木事業所に対して、こののり面の管理について伺ったところ、議員御提案の芝桜などの植栽については申請をしていただければ許可できるとの話をいただいておりますが、その管理について地元での対応をお願いしたいとのことでありました。また、なごみの里裏に見える県道ののり面は、面積にして約1万7,800平方メートル、延長は約480メートル、のり長は平均で約40メートル弱となっております。広大な面積で植栽管理していくこととなれば、相当の費用がかかるのではないかと思っております。植栽の範囲、維持管理を担う団体はどこにお願いできるのか、また、年間維持管理費の捻出など課題は多いと思っております。

町としては御提案について、県や関係団体等とのその可能性について検討してまいりたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 確かに、周南市の鹿野町などと違いまして、入り口で見物料を取るといふわけいきませんが、そのかわりこれほどの芝桜の植栽ができると思っております。ここに入れましたハートは、やっぱり津和野は鯉の町ということで、ちょっとそれを入れてみました。現状のままでは大幅な観光客誘致はなかなか難しいと思われまふ。投資なくして繁栄は望めないと思っております。そして観光客や町民の憩いの場としても活用できます。

管理や植栽方法が難しいかもしれませんが、現在の芝桜植栽方法は、鹿野町に行かれてもわかりますが、防草シートを張りまして、その間を切れ目入れる、そこに植えるだ

けです。これで意外に簡単で施肥は必要ないと聞いております。またこの斜面に幅員1.2メートル——これは排水路ですが——コンクリート製の排水路が4本走っております。ここで、この道を利用して小型の重機が樹木の伐採とかした木々などの搬出をやっておるのを見ております。芝桜の植えつけ時期は、秋の雑草の勢力が衰える9、10、11月がよいとあります。そして、芝桜開花時期は4月、5月、ゴールデンウィークの時期であり、観光津和野の集客のチャンスであると思っております。各種のイベントで集客をすることも効果があるとは思いますが、これは1日、2日で終わると思えます。芝桜は1カ月は開花し、集客効果は絶大であります。

さらに写真を見ていただいた後に質問しますが、芝桜植樹の計画を立てられてはいかがでしょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 米澤議員さんのほうから、画期的と言いましょうか、貴重な御提案をいただいたところであります。

先ほど、町長の答弁の中にありましたこのり面、1万7,800平方メートルあります。御紹介のありました山口県の周南市の鹿野、ここは田園のところに芝桜が植栽されておりますが、ここが調べますと約1万平方メートル、しかも田のあぜの部分です。これはこれで非常に見応えがあるものだというふうに思っております。そここここのなごみ温泉の裏、県のり面ですが、県のり面ではございますので、のりの勾配が1割8分というふうに聞いております。中には先ほど議員さんのほうからありました小段もあります。で、植栽をしていく管理なんですけれども、先ほど防草シート張りの中に植え込むということで管理しやすいというお話でございましたが、まず、芝桜が1万7,800平方メートルの中に全面——米澤議員さんが先ほどお見せいただいたこの範囲の中に、1平方メートルあたりに大体10ポット、鹿野の場合ですと10ポット入れているようでございます。ここに、なごみの裏にちょっとはめて計算してみますと、17万8,000ポットを入れるということになります。で、芝桜いろいろな種類がありますけれども、1ポットが100円だとしますと1,780万という、ちょっとこれ私で計算したところなんです、そのくらいかかります。その上、防草シートの値段も入ってきますので、植栽に当たってはかなりかかると思っています。加えて今、米澤議員さんの資料の写真のところでは、草刈りを県のほうですしておりますが、その後は草が鬱蒼と生えております。ここ植えるに当たっての手入れもかなりお金かかるんじゃないかと思っております。まず、植栽までのところで相当お金がかかってくるのと、それからあと管理の問題です。1万8,000平方メートルをどこが管理をしていくかという問題も出てきます。これは、ただ1団体でどうのこうの管理ができるような次元ではないと思えます。

津和野の南玄関口として観光客あるいは町内の方々に目を楽しませてくれるものとして整備をしていくとなれば、それなりの覚悟を持って臨んでいかなきゃならないと思

います。財政の問題も当然ありますが、管理団体はどこなのかというところまで検討していかなければならないというふうに思っております。

県道ののり面でございますので、島根県のほうと、先般、ちょっと状況だけはお聞きしにまいりましたが、管理についてはどうするのかということはこちらのほうに投げかけられておりますので、また今後、島根県のほうとも、せっかく御提案いただいておりますのでそれを踏まえて検討していきたいと思っておりますし、また管理のことについても内部でも検討しなきゃいけません、関係の団体どこになるのか、そのあたりも検討をしてまいりたいというふうに思っているところです。

○議長（沖田 守君） 2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 新しいことをしようと思えばいろんな問題が出てくると思います。しかし、以上提案しました3案件によりまして、津和野町の発展と観光客の集客に効果があると思います。このことが実現することによって津和野町の観光業また商工業、そして農林水産業など、ともに相乗効果により津和野町が活性化すると思います。芝桜植栽につきましては、土木事務所に私も問い合わせましたところ、樹木、つまり木はだめだけれども草ならええという回答はいただいております。管理、財源等——管理はちょっとわかりませんが——財源等いい補助金があれば、ぜひそれを使用していただき、津和野町が目玉となる長い期間楽しめる、観光客を呼び込めるような芝桜の植栽をお願いしたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（沖田 守君） 以上で、2番、米澤宥文君の質問を終わり、10時まで休憩といたします。

午前9時46分休憩

午前10時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

発言順序7、6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 6番、丁泰仁でございます。

本日、通告に従いまして3項目の質問を用意しております。よろしく願いいたします。

早速ですが、第1項目から始めたいと思います。

J R津和野駅前及び駅舎改修に関しまして、このたびの西日本豪雨により、J R西日本路線内の複数箇所が長期にわたり不通になったことで、当初7月21日より予定されていたS L山口号の運行が9月末まで停止されることが確定しました。例年、当町への観光客数の多い、広島県での豪雨被害の甚大さに夏休み期間での観光面への影響の大きさを懸念していましたが、案の定、例年になく8月お盆を中心に、にぎわうはずの夏休

み観光客の来町が寂しいものになり、殿町、本町境界の観光客のまばらさに将来の観光産業に一抹の不安を覚えました。宿泊施設も500名を超えるキャンセルが相次ぎ、8月中の予約数は昨年に比べ、1,100名少ない2,400名であり、今後の成り行きを注視せざるを得ない状況です。いずれにしましても観光産業は大きなダメージをこうむっています。

一方、8月4日開通しました中座バイパスの影響は、道の駅「なごみの里」周辺で山口ナンバーの車を中心に、他府県ナンバーの車でにぎわいを見せていましたが、やはり、SLファンの少なさで例年のにぎわいはなかったように見受けられます。こういう環境の中で、今、一日も早い9月29日以降のSL運行に期待するのみです。こういう環境の中でも、このような観光状況の中で、平成32年完成予定のJR津和野駅前開発及び駅舎改修が実施されようとしています。当町観光面への影響と町民の期待は大きく、また、完成時の内部概要について要望もさまざまあります。これらに關しまして質問をいたします。

1、対面ホームへの高齢者、身体障害者の渡行方法について、現在の昇降階段以外の良案が話し合われていますか。

2、列車待ち時間に過ごす、高校生向けのコミュニケーションルームなどの空間を駅舎内に確保できるか。

3、工事完成後、駅前にSLが移動設置される予定ですが、子供たちの乗降に危険性はないか。また、観光客のSL写真撮影に他車両の交通に支障を来さない十分な空間が確保されているか。

以上、3点であります。お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

JR津和野駅前及び駅舎改修に関してでございます。

まず、一つ目の御質問であります。JR津和野駅跨線橋に関するバリアフリー化については、以前に西日本旅客鉄道株式会社、以下JR西日本とさせていただきます、広島支社とバリアフリーに関する改善の可能性について話し合った際に、エレベーターの設置について協議をいたしました。JR西日本の基準では難しいとの回答でありました。

その後、JR西日本山口地域鉄道部と意見交換の際、駅の所在する自治体等地元が全額負担し、エレベーターを設置した例がある旨、お聞きをいたしました。しかしながら、その場合、駅ホームの占有可能面積、跨線橋自体の強度等改善も必要なため、工事費は大規模になることが予想されます。さらに、駅ホームを町が所有し、事業主体となることは難しいため、財源として有利な起債等はできないと思われ、さまざまな課題が生じております。

今後、町の財政状況も勘案しつつとはなりますが、現在進行中の駅舎改修の実施設計時において、再度JR西日本関係者とその可能性について現場協議を求めてみたいと思っております。

二つ目の御質問であります駅舎につきましては、観光交流センターとして整備を予定しており、観光協会の移転を含めて計画をしているところでございます。観光客や高校生も含めて列車待ち時間を快適に過ごせるような空間の確保につきましても、空調設備の設置等の計画をしております。具体的には、現在施工中である実施設計業務において精査を行い、検討してまいります。

三つ目の御質問であります、子供たちの乗降については、注意書等の注意喚起を行うなど、現状並みの対応を考えております。当然、運転席以外への乗降は原則禁止とし、できる限りの安全対策について検討いたします。写真撮影につきましては、駅前広場との一体感を持った配置を行うべく、基本デザインの改善を検討しており、駅前広場側からの撮影については、十分なスペースの確保は可能でございます。なお、駅舎南側横には、多目的トイレ、これ1階部分、それから展望スペース、これは2階部分の施設整備計画があり、展望スペースからもD51機関車を見たり、撮影も可能となります。町道駅前線側からの撮影については、道路通行上の妨げとなり危険なため、看板等による注意喚起を徹底いたします。

○議長（沖田 守君） 丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） JR津和野駅前及び駅舎改修に関しまして、昨日、同僚議員のほうから、概ね詳しく質問がありましたし、また、執行部のほうからいろいろ回答があったようですので、私は、本日、この3点は、特に町民の方々からあるいは高校生、そのほかの方からの要望を受けまして、これをピックアップしました。

それで、まず、対面ホームへの高齢者、身体障がい者の渡行方法について、これも同僚議員が、たしか6月の議会で一般質問されていると思うんです。それで、私が、きょう、またこれをしております。なぜかという、やはりこのたびの駅舎改修に関しまして、一番の関心があるのは、今、津和野町民は高齢化しています。それで、私のところに来まして、とにかく、今度の駅舎改修は、ほかのことはさておき、この向こうへ渡る昇降階段を荷物を持って上がるのは、もうとてもじゃ無理じゃと、それから、今からどんどん高齢化していく、町民が、どうするんかと、ぜひ、このことは考えてほしいということなんです。だから、何度も同僚議員も質問する、私も質問する、それだけ町民が関心が深いわけです。いうなれば、駅舎改修で、向こうへ渡る、その昇降階段以外の方法を、何らかの形で高齢者、身体障がい者の方々に便利になるような、そういう方法を見つけ出さないと駅舎改修ができあがっても、これは、意味や成果が半減します。だから、ぜひ、このことは、今、随分話し合っているみたいですが、再度、まだ時間がありますので、詰めて何らかの方法を、エレベーターがダメなら、下を通る方法もいろいろ工夫されるんじゃないかなと思いますけど、ぜひ、これはもうちょっと詰めてほしいな

と、そういうふうに思っております。だから、また、来年、32年までですから、その都度、この質問はまた出てくるかも思いません。進捗状況はどうなんですかと。しつこく尋ねるかもわかりませんが、その都度、ちょっと話し合いを続けてほしいなど、そういうふうに思っております。

それから、2点目の、列車待ち時間過ごす、高校生向けのコミュニケーションルームなど、この問題は、たしか、高校生が四、五人、町長に提言を町に対しての何らかの要望とか、そういう提言をしたことがあります。その中で、私の記憶の中では、五、六名提言した中で、もう4名か5名ぐらい、ほとんどの高校生が、何がほしいかちゅうと、駅に、駅前に喫茶店がほしいと。駅待ちに、駅の中に喫茶店がほしいと。ちゅうのは、やっぱり、そういう要望もあったし、自分たちだけで話し合えるコミュニケーションルームっていうんですか、そういう団らんができる場所をつくってほしいと、そういう要望があったと思うんです。じゃあ、喫茶店は無理だけど、このごろは自販機でいいコーヒーが出るのがありますので、それはそれで置いてあげればいいんじゃないかと、しかし、今、一般の客とは違って自分たちだけで、彼らたちだけで、団らんできる、そういうミーティングルーム、私もふと考えましたら、時間待ちに随分時間が、それで、机とイスをちゃんと置いてミーティングルームにしてあげれば、中には、本を広げて、勉強に勤しむ子もできるかもわかりません。辞書を見る子ができるかもわかりません。あるいは、団らんしてそれぞれの親交を温めるといふ、そういう集いの場にもなるんじゃないかと思いますが、ぜひ、今、まだ、今から設計をして、中を割り振りしていくんではないかと思いますが、観光協会が入ったり、それから観光客のために、団らんの、そういう空間を設けるとなっておりますが、書いてはありましたけど、ぜひ、高校生のために、少し6畳から8畳ぐらいあれば、要するに十分なスペースとれるんじゃないかなと思いますんで、ぜひ、これも優先順位の中に入れて、高校生がせっかく、彼らの、その若い人たちが、町長に提言して、何か一つ実行してあげないと、今後、恐らく、提言提言といっただけで、言っただけで何も実行してもらえないのじゃったら、やっただけで、ちょっとこれは、余り面白くないんじゃないかなと、そういうふうに思うんです。やっぱり、若い者の気持ちは、汲み上げて、少しでも形にしてあげるといふのが、これは町長、行政の役割じゃないかなと、そういうふうに思う次第です。ぜひ、この空間は確保してあげてほしいなど、そういうふうに思います。

それから、3点目です。これはもう、昨日も同僚議員のほうから、SLの前面にくると、そうしますと非常に老朽化している、腐食している。だから屋根の問題も出ました。私も、これは風雨にさらされて、これは屋根がいるんじゃないかなと、そういう点で、昨日、同僚議員が非常に屋根のこともおっしゃってました。それで、屋根の問題もさることながら、私は、懸念するのは、今でさえ、SL、駐車場の下に位置していますが、第一駐車場の横ですが、駅をおりましたら、私、ちょっと様子を見よったら、子供たちがSLでおきてきます。そうすると、ぱっと、そのSL目がけて、見まして、もう、飛

んでいくんです。本当、子供たちの、津和野に来て、本当よかったと思うのは、恐らく、あのSLに、現実にSLに乗ってきて、それから現実のSLを間近で見、それであそこに駆け上がるんです。運転台へ。それは、本当、見とったら、これが本当、子供たちの、今の楽しみっていうか、何だかと、そういうふうに本当に実感しました。だから、それが今度、前面にきますと、それは目のあたりに、おりたとたんに、そこにある、飛んでいきますよ、皆、群がる。それで、恐らく乗降するのに、ちょっと高さがあります。怪我しないかなと思って、群がる。そういう点から、危険性はないかと。それから、ひょっとしたことで、そこから落ちる。その場合、下がコンクリートだったら、もろにけがします。それだから、何らかの、SLの下は、乗降口の下は、そういうことも考えて、何かクッションちゅうか、そういうふうにコンクリート以外のもので、ちょっと敷いてあげておいてほしいなど。こういうこともやっぱり、サービスです。それから、やっぱり安全を第一に考えて、こういうものを、SLの乗降というものを考えてあげなきゃいけないと思います。

それから、次に、やはり、マニアが恐らく目のあたりに見たら、これは写真撮影が莫大なもんだと思います。これは、また、子供に劣らず、大人のマニアもそのときは、子供心理になると思うんです。それは、写真機持って、そのあたりに恐らく群がりますよ。そういうときに、私は、恐らく、道路を出て、アングルをいろいろなアングルあると思うんですよね、マニアの。そのときに、看板を置くとか、何かありますけども、そんなものは、一種パニック状態になったときに、見向きもしませんよ。そりゃもう、お構いなしに道路に出たり、そして、この写真撮影に興じると思います。だから、そういう点で、もう少し、よく、SL展示それから撮影時にほかの車両に迷惑にならないか、そういうことも看板のみならず、よくよく注意をして、このSLの、ここの設置を実行してほしいなど、そういうふうに思っております。

以上、3点ですが、それぞれにつきまして何か御回答いただけますか。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） JRとのバリアフリー化の協議でございますが、そういうことで、具体的な実施設計のときに、技師さんも来られますので、その方と、こういう形でやるとどの程度かかるかというようなことも、少し具体的に話をしてみたいというふうに思っております。なかなかJRの基準では厳しいということで、すぐには財源的なもの裏づけがないのが正直なところでございます。ただ、昨今の国の流れの中で、新聞報道によりますと、先日も各空港についてエレベーターを設置することに国が方針を決めたというようなことも出ております。こういった流れは、いずれ鉄道系にも伸びてくることも十分考えられる、時代の流れの中で、国の方針あたりも漸次変わってくるということもあると思いますので、そういうところも情報をうまくつかまえながら考えてまいりたいというふうに思っております。

2番目の交流センターの中での、高校生等のスペースの確保でございますが、これについては、当初の計画より、若干、JRの専有面積が、若干というかかなり広がっておるのが正直なところでございます。これは運行に必要な面積ということで、やむを得ないところだと思います。その部分では、若干こちらも占有できるかなと思って、いたスペースが減ってきているのが正直なところでございます。ただ、町長の答弁にございましたが、空調等の設備もできます。ある程度、今後は冷暖房というようなことも検討できるだろうということがありますので、待合室内にある程度、テーブルが設置できるかとか、そういうあたりは、今後、具体的な中で考えていきたいと思いますが、何らか、高校生もある程度、時間を過ごすことができるということは、設計する上での考え方の中に入れて考えてまいりたいというふうに思います。

最後に、注意喚起についてでございますが、なかなか、子供ですので、本当は絵に描いたようにはいかないところだと思うんですが、確かに、看板等でとにかく道路側のほうからは、とにかく子供さんには注意を徹底するというのと、下の部分のS L周辺の施工については、どのような方法があるのかということは、もう少し考えてまいりたいというふうに思います。それと看板等についても、駅前の町道側のほうにある程度、看板を設置すると、撮影される方というのは、逆にそういうものがあると邪魔になってこちらから撮らないという方も結構いらっしゃる部分もあって、それがいいのか悪いのかありますが、何らかの方法でとにかく徹底をしていこうというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それじゃあ、よろしく願いいたします。というところで。

それでは、2問目の質問にまいります。

人手不足と政府雇用対策に関しましてでございます。

昨今、当町のみならず、各自治体におきまして、特に、建設・農業・介護・宿泊・造船などの産業分野で人手不足に深刻な状況が生じ、産業の活性化に停滞を来しています。このことは、一部自治体のみならず、国全体での問題であり、政府も問題解決に頭を悩ましていた課題でしたが、ついに6月に骨太の方針「経済財政運営と改革の基本方針」で、外国人人材の受け入れ、共生のための総合的対応策が策定されることを閣議決定し、外国人労働者の受け入れに大きくかじを切りました。年内に対策をまとめる方針で、2019年4月の実施を目指すつもりです。少子高齢化、労働力不足の環境の中で、にわかに移民受け入れ議論が活発化し、賛否両論でこの政策に注目が集まっています。新たな在留資格創設で、建設・農業・介護・造船・宿泊など、人手不足に悩む5業種を対象に、5年を上限に単純労働も可能な外国人労働者の在留を認め、2025年までに、50万人超の外国人受け入れを目指す方針です。既存の技能実習、最長5年おいた外国人が、この制度を利用すれば最長10年在留できることが可能です。25年前、10万人の外国人労働者が、2017年10月末、128万人に達する勢いです。

ここで、この政策の問題点を掲げますと、まず、メリットとして雇い手の企業は労働力確保と人件費抑制が可能になります。また、長く住み続けば、定住促進施策にかなうなどです。一方、デメリットとしまして、国民全体がデメリットを時間おくれで負担するようになります。賃金の大幅低下をもたらします。現在、人手不足で賃金が高騰していますが、特に、建設、宅配便、コンビニエンスストア等、安価な労働力が大量流入しますと賃金は一気に下落します。100万人流入すると賃金は24%下落すると言われています。また、安い労働力は企業の機械化への投資意欲を失わせ、設備投資低迷は景気循環の停滞を招きます。行政コストの増加も深刻です。低賃金の労働者が増加することによる公的住宅の用意は、住宅コスト、失業対策コストを跳ね上げさせ、日本語教育に外国語を話せる教員も必要になります。

以上のような諸々のコストが発生し、これらのコスト増で、国、自治体の歳出はふえる一方、歳入はふえず、財政赤字が発生することが予測されます。これらのデメリットに対する問題点について政府は近々、企業、自治体と、公的住宅、日本語教育、医療福祉などについての検討会を設置するようです。なお、最近、7月下旬に行われた全国知事会は、この政策に対して積極的に歓迎する意向を新聞紙上で表明しました。また、経済界や自治体から、さらなる雇用分野拡大を求める声上がり、製造業や水産業、食品加工業などが加えられる模様です。

いずれにしても、労働力不足を補うには、外国人労働者の受け入れも必要と思われれますが、単なる労働力でなく、同じ人間として、いかに共生していくかという視点も制度に必要と思われれます。

以上、これらの概要を踏まえながら、時期尚早かもしれませんが、この政策に対しての当町の将来対応について質問いたします。

質問1、仮に来年4月からこの政策が実施された場合、当町はいかなる対応がとれるか、定住施策、人口減少、人手不足などの観点から、また在町企業から要請があれば、積極的に対応できるか。

2、上記に掲げた問題点、住宅以下、日本語教育、医療福祉など社会福祉施策などに当町は対応できる状態にあるか。

以上、2点お答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、人手不足と政府雇用対策に関してお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問であります。本町においては、特に医療、介護、建設、観光等の分野での人手不足について、商工会等関係機関との会議でも、たびたび俎上に上がっているところであり、今後、こうした問題の解決が図れば、本町経済にとっては明るい材料であると認識しております。

一方で、議員御指摘のように、外国人労働者の雇用に関しては、住宅、日本語教育、医療、福祉等への総合的な対応が不可欠です。閣議決定の中でも、今後、関係省庁による方針の決定が行われると明記されており、また、政府で行われる自治体との検討会の結果を踏まえて、一定の方針が示されると思われます。町としては、その方針を待って、島根県、ハローワーク、商工会等関係機関とも連携し、本格的な対応に努めたい考えであります。

なお、町内企業から要望等があった場合の対応についてであります。既存の津和野町個別商業包括的支援事業において、中小企業人材育成事業をメニュー化しております。この制度では、中小企業の従業員の技術向上や人材育成の研修のための経費を助成対象としており、外国人への日本語教育等については、この制度の中での支援が可能であろうと判断しております。

二つ目の御質問であります。外国人労働者を受け入れる際の、住宅、日本語教育、医療、福祉等の問題点については、今後、政府で行われる自治体との検討会により、議論が深まり、方向性も見えてくると予想しております。本町においても、その過程や結果を踏まえ、関係各課、町内外の関係機関とも連携をし、対応策を構築することとなると思われます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私は、この質問を取り上げたのは、二つの観点から取り上げております。一つは、ここで申し上げましたように、全国的に人手不足で、ついに、政府も外国人の方の労働力に頼らざるを得ない、そういう状況に達したという、人手不足解消の一つの施策だと。もう一つは、やはり、我が国も本格的な国際化がやってきたなど。と、申し上げますのは、国際化は、よく言われるいろいろな観点がありますが、やっぱり、よく言われるのは、「人、もの、金」が、その域内におきましては、自由に出入りできる、こういうことだったと思います。そのいい例が、既にEU域内におきまして、「人、もの、金」が、自由に出入りできているわけです。EUの領域というのは、例えば、南欧、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、イタリア、それから中央、フランス、ドイツを中心としましたあのあたり、それから北欧までEU加盟国はあるわけです。フィンランド、スウェーデンと。この莫大な、ちょっと頭に創造されても、すごい領域を人が自由に移動でき、それから、もの、金は、もう既に、経済的に、自由に移動できていると。今、EU加盟国は、28カ国、つまりヨーロッパ全土です。すばらしいことをやっているわけです。それで、これが本当の国際化の見本だと思えます。

それで、我が国を振り返りますと、我が国は、もの、金は、経済大国、GDP、3位というところでありますので、GDPに挙げましたら、1位が米国、これは、今、GDP 18兆5,691億ドル、2位が中国です。11兆2,182億ドル、3位が我が国ですけど、4兆9,386億ドルです。かつて、2位であって、中国が3位だったとき、

まだまだ差がないと思っていたら、いつの間にやら、2.5倍から3倍に近いような、中国との差をつけられてきているわけです。それから、4位がドイツ、3兆6,848億ドル、5位が英国、2兆6,245億ドル、6位フランス、2兆5,835億ドル、この4、5、6位というのは、皆、EU加盟国です。主要国です。これだけでも、この3国だけでも、8兆8,928億ドルです。日本を抜いています。これEUとして、世界第3位の経済市場なんです。こういう中で、我が国が、話はもとに戻りますが、一つ欠けていたのは、人の出入りを非常に制限していたということなんです。だから、これは非常に、入管法とか、さまざまな入管法にもとづく在留資格とか、目的に応じて厳しく、個々の人の出入りを制限していたということだったんですが、このたび、もういよいよ耐えられなくなりまして、ここを非常に規制を緩めまして、そして単純労働者でさえ、今までは、まず、留学生、それから、要するに、それぞれの政府が下す実習制度、そういうものを受ける外国人の方々のみ、入国を許可していたんですけど、それがいよいよ、単純労働者まで領域が広がってきたと、つまり一種の、これは将来50万人、今、128万人、それ50万人、もう200万人、すごい国際化が本格的に実施されるということ、つまり移民政策は、今まで移民政策というと、嫌がられる方々もいらっしゃいましたが、もう避けて通れない、本当の国際化、これは、つまり人類史上におきましては、共生の時代がやってきたと、そういうふうに捉えております。だから、そういう中で、この問題は、じゃあ、今、当町が来年4月からと申しますが、もうすぐです。それで、恐らく、こういう問題点を、じゃあ、当町が対応できるかと、こういう方たちが来て共生の時代に入りますが、そこで、一つずつ、ちょっと、今の時点で、どうなのかというのをちょっと問うてみたかったわけです。特に住宅、これはどうなのか。それから、日本語教育、それから医療、福祉の問題ですが、それぞれ一つずつ、今の時点で、こういう方たちが入ってきたときに、対応できるかどうか、そういうところをちょっとお聞かせ願えれば、いろいろ、来年4月からの現実に向けて、参考になるのではないかと思いますので、どうでしょうか。各課、町長でもよろしいですが、各課長でもよろしい、どうですか。一つ、住宅から。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわ暮のほうでは、定住対策ということで、空き家バンクという制度を設けております。この空き家バンクという制度は、空き家になって、その所有者さんが入られる方、利用希望者、この方を見られて、利用していただくという、個人間の契約ということになるんですが、この利用希望者については、私どもの空き家バンクの制度では、外国人の方を規制しとるわけではありません。これはどなたでも入れると、ただ、連帯保証人が必要になります。で、家主さんのほうで、連帯保証人さん、それから入られる利用希望者見られて、契約するということがございますので、そういった条件から言うと、家主さんがオーケーであれば、外国人の方も入られるということで解釈しております。

- 議長（沖田 守君） 6番、丁君。
- 議員（6番 丁 泰仁君） そうしますと、入るのは雇用主なりが連帯保証人になれば、国籍は問わず入ることができる、それで、今現在、たしか相当住宅は余っていたように思います、空き家が。そういう点では、量は十分に達成できているんでしょうか。
- 議長（沖田 守君） 建設課長。
- 建設課長（木村 厚雄君） 建設課のほうでは、町営住宅、公営住宅法にもとづくものでありまして、丁議員さんがおっしゃいますところで、外国人の方の受け入れができるかどうかというのは、国なりの動向も見てまいらないといけないと思いますが、そうした中で環境が整った場合、それは受け入れることは可能になると思っております。ちなみに、現在は、町営住宅で空き家がどれぐらいあるかと言いますと、この9月1日時点では、50戸はあいているということになります。公営住宅法の関係ありますので、その辺の環境を整えたいということになろうかと思っております。
- 議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。
- 議員（6番 丁 泰仁君） それでは、次、日本語教育の場合は、私は、ふと思いますが、これは国際交流協会なんかが、やはりかんでくる要素があるのではないかと思います、いかがですか、この点。
- 議長（沖田 守君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（藤山 宏君） 町長の答弁でも申し上げたところでございますが、まだまだ、なかなか国からの情報もはっきり入ってきていなくて、具体的にまだ検討も正直まだという状況でございます。今後、またそのあたりも入ってくればということでございますが、この件に関して、現在、国際交流協会の中で、具体的に話したという事実は正直ございません。とにかく、こちらにいらっしゃる方について、現在、商工観光課にも、国際交流員等も配置をされておりますので、そういった人材も使いながら、具体的なものが、だんだん方向性が出てまいりますと、いろいろ受け入れについての話をしてみたいというふうに思っております。
- 議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。
- 議員（6番 丁 泰仁君） それでは、最後に、福祉医療のほうで、何か問題点が、私どもよくわかりませんが、出てくることはありますか。ちょっと教えてください。
- 議長（沖田 守君） 医療対策課長。
- 医療対策課長（下森 定君） まず、現場とすれば、当然、国家試験等に合格をした人、介護においてもそういう状況の中で、六日市学園のほうが、いわゆる介護者の、今、外国人のほうの受け入れをやっているという状況もあります。それと、私たちが、医師確保、あるいは看護師確保で回っているときに、やはり、広島市内の病院でも、そういう部分をもう事前にお金を出して、そして、そういう資格を取って雇用をしていこうという、先ほど、議員さん言われましたように、人手不足という状況の中で、

やはり賃金的にもその部分が収支にも影響出てくるということで、そういう状況も、先日、ある病院に行ったときに、そういうこともお伺いをしましたので、あくまでも、町内の部分におきましても、資格等があれば、当然、その部分は雇用の状況はできると思っております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） それなりのケースで対応はできるような気がします。それから、当町としましても、回答ありましたように積極的に政府の指針にもとづきまして対応していくという前向きな姿勢であるように思われますので、4月から現実になった場合は、ぜひ、そういう方向で人手不足解消してほしいなど、そういうふうには思っております。

それでは、この質問はこれで、3番目の質問にまいりたいと思います。

教育フォーラムに参加して感じたことをちょっと申し上げたいと思います。

8月25日、教育フォーラムに参加しまして、数十年ぶりに中高生を交えての若い世代と意見交換でき、この日を有意義に過ごせ、ありがたく思いました。

思い起こせば、子供が小中学生のころ、PTA役員としていろいろ活動に参加した時期がありました。当時の活動で、特に記憶に残ることは、挨拶運動を展開したことです。挨拶に代表される、いわゆる、しつけと言われる行儀作法は、家庭教育である幼児期、特に幼稚園から学校教育の小学校低学年までに徹底し、終わるのが理想である、とよく言われたものであります。生涯、いつの時点でも人間同士のコミュニケーションの始まりは、挨拶という道徳から始まります。おはようございますに始まり、1日の仕事終え、お疲れさまの一言で、人間同士のきずなが深まります。

中国の儒学者、孟子の説に、人間性の問題について探求した際、人間と動物の違いを見出し、人はどうして人となるのかという問題について、人間の道徳的属性を強調しました。この点は特に、示唆的な意義を有しています。また、人が人となるのは、腹いっぱい食べ、暖かい服を着て、安逸に暮らすことだが、教育を行わなければ、禽獣と余り変わらないという、有名な、人間にとっての教育の必要性を説いた論説があります。

教育フォーラムのグループワークで、中高生との触れ合いでうれしかったこととの質問に、私は挨拶を受けることと答えました。

質問します。

1、現在、小学校の教科で挨拶、基本的行儀作法などの社会的ルールを話し合い、教える道徳時間などがありますか。

2、当町の小中学校生をどういう津和野っ子に育てようとしているか。当町独自の教育イズムがあれば、述べてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） それでは、教育フォーラムに参加して、の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、最初の御質問でありますけれども、小学校では、特別の教科道徳については、本年度より先行実施されております。また、中学校では1年おくれで、本年度、教科書を選定し、来年度より先行実施になりますが、現状では本年度も副読本による授業を行っております。

2点目の御質問に対してでございますが、平成24年3月に策定しました津和野町教育ビジョンを基本に、さまざまな取り組みを行っているところでございますが、特に保育所・学校、家庭、地域、行政が一体となって取り組む教育環境の整備について具体的施策をより充実、促進するための計画として「0歳児からの人づくりプログラム」が概ね完成し、町内の教職員を対象とした研修会や8月25日に開催した教育フォーラム等において、概要を説明してきたところでございます。

このプログラムも、教育ビジョンとの整合を図りながら作成しているもので、津和野町教育ビジョンに示しています基本理念であります「自立心と公共心に富み、自然とふるさとを愛し、共に生きる力をもって自らの人生と郷土・国家・世界の未来を切り拓く「津和野人」の育成」が津和野町の目指す教育イズムとなると考えております。

また、0歳児からの人づくりプログラムでは、「0歳からの学び」、「保小中高のたでの連携」、「保育所や学校と家庭、地域といったよこの連携」といった3つの視点から連携を促進し、目指すべき方向に向けて取り組むこととしております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 時代は変わりまして、子ども教育を受けたときは、戦後復興、戦後民主主義教育とよく言われまして、現在の日本国憲法の重要なところの基本的な人権、それから、やっぱり、国民主権、それから戦争放棄と3本柱で、現在、日本国憲法なっていると思うんですが、そこら辺からよく、道徳の時間というのがありまして、それでいろいろ課題が出されまして、それにつきまして、ディスカッションをそれぞれ、子供たち同士でしたように記憶をしております。

現在、ここに御回答ありました教科道徳というのはどういうものであるか、ちょっと知りたいんですが、簡潔に教育長、どんなことを今、道徳の中で教えるのか、ちょっと話しあっているのか、ちょっと述べてください。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） なかなか簡潔にというのが難しいかと思いますが、例えば、小学校の道徳の教科書でいいますと、いわゆる物語的なものを主体にテーマにして、児童同士で語りあって、この課題について、このテーマについて、どう思うか、そういう形での勉強の仕方が今、主体的になっております。国もアクティブラーニングとあって、いわゆる、単純に一方的な授業の進め方ではなくて、テーマに基づいて、話し合いによって、自分で物事を解決していく力であるとか、考察をしていく力、そういうものをつけていくという方向に、国全体が動いております。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 恐らくその中で、ディベート方式で、あることに対して、反対、賛成と、そういう討論というのはされるのではないかなと思うんです、これは西洋諸国は非常に得意とするところで、子供時代からこのディベートに非常に力を入れていきます。だから、その政治、大きくなりまして大人になっても、この政治家というものは、アメリカにしましても西洋の諸国にしましても、とにかく、ディベートができないと政治家というのは、ちょっとなれない。というように、非常に、スピーチにすぐれています。そういうところで、ちょっと我が国も子供たち、我々もそうでしたけど、ディベート力が弱いということで、非常にそういう他外国に比べまして、何か寂しい思いをしとったわけですが、そういう点で闘わしていけば、非常にディベート力もつくのではないかと思います。

それで、次に、この津和野教育ビジョンにしましては、基本理念、こういうものが津和野っ子イムズっていうか、つながるのではないかなと思うんですけど、これ非常にすばらしいことだと書いていますが、これは学生たちに、やはり教えるというか、こういうものに育てましようとか、そういうの、これ、学生たちに明示しますか、それどうなんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今まで、直接学生、子供たちに対してこれを明示をして、こういうのが津和野町の基本理念になっているよということを直接やった記憶は私もございません。ただ、教員の方々には、津和野町に赴任をして来られたときに、教育ビジョンを、当然、理解をしていただかないといけませんので、それをそれぞれにお配りをして確認をした中で、教育は進めてほしいということで、いわゆる4月2日に大概やりますけども、辞令交付を行うときに、そういったことを指示もしながら、教員を通じて、間接的にこういったものを伝えるという形で進めておるという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） また、次に、0歳児からの人づくりプログラムですか、0歳からの学び、それから保小中高のたての連携、保育所や学校と家庭、地域といったよこの連携といった3つの視点から連携を促進をして、目指すべき方向に向けて取り組むこととしておりますが、これはやはり、最終的な津和野教育ビジョンに示しておる基本理念に向かってということですね。

それで、特に私は挨拶を、我々の時代、挨拶運動を展開しましたが、私、申し上げましたが、小学校、中学校でやったんですが、そういうものを教えている、挨拶を、それはどの時点ですか、ちょっと、小学校低学年ぐらいで教えているのか、幼稚園でもしつけてくるのか、それをちょっと。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長(世良 清美君) 基本的には小学校上がってから、挨拶を学ぶという以前に、幼児期から当然、挨拶というのは大事だというのは、基本になろうと思いますので、言葉を発して、コミュニケーションが人間としてでき始めたころから挨拶は基本になろうというふうに思っています。当然、小学校行ってからも挨拶は必要ですし、中学校、高校、当然必要になってくると思います。

丁議員さんおっしゃるとおりに、挨拶は基本中の基本のコミュニケーションのスタートだろうというふうな認識を持っておりますので、今後も、学校等の校長先生には、基本的に挨拶がしっかりできるということ、毎年、年度当初に確認をしながら、進めていっているところでございます。

○議長(沖田 守君) 6番、丁泰仁君。

○議員(6番 丁 泰仁君) いろいろ難しい、教育は難しいと思いますが、とにかく、小中学校ぐらいいままでに、挨拶だけは、もう一度、徹底するように、そして挨拶が、本当に人の気持ちを和やかにします。

それから、今、インバウンドの方々非常に来られているので、私もよくすれ違いますが、私は、ぱっと目が合いましたら、一応、ちょっと会釈しまして、それから日本語でいいから、朝はおはようございますと、向こうわかるんです。だから向こうも、何か言います。にこっと笑って。だから、やはり挨拶は大切、要するに国境を越えて、やっぱりそれは、外国の方々も、やはり挨拶を必ずやっている。だから、我々もそれを徹底しまして、特に観光都市ですので、そういう点は子供のころからつけていってほしいなど、そういうことをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

○議長(沖田 守君) 以上で、6番、丁泰仁君の質問を終わり、ここで11時まで休憩といたします。

午前10時53分休憩

午前11時00分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。

発言順序8、5番、板垣敬司君。

○議員(5番 板垣 敬司君) それでは、9月定例議会におきまして、2項目について質問をいたします。

最初の質問は、地域おこし協力隊及び集落支援員のサポート体制ということで質問をしたいと思います。

既に、この地域おこし協力隊員制度、始まって10年近くたとうかと思えます。そして、本町においても、たしか、2年おくれ、3年目からこの制度にのっとなって、いろいろな方をお招きしておるかと思えますが、そこで、このたび、図らずも、地域おこし協

力隊員として大変期待をしていた方が年度途中で退職するというような事案に直接遭遇いたしました。その方は制度のことや、そして、本町における町の課題ということで、その課題をしっかり受けとめて、納得して、この制度のもとで津和野に来られた、そして本町にとっても、その人材をいかになく、企画力、そして若さを発揮して、この地域の課題に果敢に当たっていただけるものと思っておりましたが、この8月末、任期途中に、図らずも退職ということを突然申し出されました。

我々としては、せつかくの地域の活性化のためにもということ、その方の力をおかりするということ、さらにその方も、地域おこし協力隊という制度では、任期が3年ということもありますので、3年以降、いわゆる4年目以降について、彼女というか、その方の将来をしっかり継続してこの地に留まってこれからの事業に参画していただくような体制づくりにも、我々、かかわっておったところでございますが、なかなか、今回の年度途中における退職については、なかなか理解しにくいところがあります。

そこで、担当課として役場として、この方の退職に至った要因というようなものをどのように受けとめておられるか、そのことがまず、お聞きしたいと思っております。

それから、今年度に入ってから、協力隊員、そして集落支援員の採用なり、異動についてあれば、お聞かせをいただきたいと思えます。

そして最後に、今後、3年の任期を終えられて、その後のことについて、それぞれ任期を迎えられる方について、何か具体的な相談等を受けておられるかお聞きしたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、5番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊及び集落支援員のサポート体制についてでございます。

御心配いただいております地域おこし協力隊員は、平成28年9月に採用し、平成30年8月末で退職をしており、雇用期間としては2年間で、雇用可能期間を1年間残しての退職となります。退職の原因については、担当部署からは、本人も詳しいことを話さないので確実なところはわからないが、会話の中での断片的な話から、以下の理由が考えられるとの報告を受けております。

一つ目は、いろいろな思いを描いて地域おこし協力隊に応募したところですが、実際に活動していて、今、自分が行っている活動が本当に目的の達成に役立っているのかという不安が常につきまとっていたようです。サポートに当たっている町の担当職員も毎月の定例会議でフォローもし、相談にも応じていましたが、本人の中で、なかなか納得できる答えが見出せなかったようです。

また、もう一つの理由として考えられるのが、活動を続けていく中で、自分の将来への不安があったようです。協力隊員としての活動を自分なりに考え、いろいろと実行し

てきましたが、この活動が今後の自分のキャリアに本当に役に立つのだろうかと考え始めてから、モチベーションが上がらなくなったようでもございます。

どちらの理由も、それだけで仕事をやめるということにはつながらないのかもしれませんが、担当課として考えている理由は以上のとおりでございます。

退職の話が出る直前には、自身で企画をして好評であった事業の研修に東京へ出張するとの申し出もあり、やる気を感じていた矢先に退職の申し出があり、町としても驚いた次第でございます。

なお、この協力隊員は人柄もよく、地域に溶け込んでおり、直接本人とも話をする中で、津和野町が嫌になってやめたということではないと話しておりましたが、本音のところ、何が原因という明確な話は伺うことができませんでした。

平成30年9月1日時点における設置状況については、地域おこし協力隊員25名、集落支援員28名となっております。

地域おこし協力隊員は、今年度当初では、新たな隊員6名を含む26名体制でスタートし、5月から1名を任用、6月末で1名、8月末日で2名の任期終了、9月より1名を任用しております。集落支援員については、今年度当初では、24名体制でスタートしましたが、7月、8月でそれぞれ1名を任用、8月末日で1名退職、9月から3名を新たに任用しております。

各隊員及び支援員に対しては、当初予算の編成時期や任期終了が近づいてきたタイミングで役場の各部署において、今後の意志について確認等を行っているところです。一部の隊員からは具体的な相談を受けている事例もありますが、町からの働きかけによる相談か、本人からの働きかけによる相談かは、ケースにより異なるのが実情です。

任期終了を見据えたサポートとしては、各部署での隊員の将来の事業構想へ向けた相談も行っているほか、つわの暮らし推進課からは、全国で行われる起業へ向けた研修会の案内や、町内事務所への就職情報の斡旋、空き家バンク制度の紹介など、仕事と住まいの両面での情報提供を行っております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この、今回の質問につきましては、特定の方のことも考えますと少しどうかということもありましたので、本町に、今在籍しておられます地域おこし協力隊の方で、全ての方というわけにはいきませんが、おおよそ、その何人かの方との、私なりに接触がありますので、その方、さらに今回の退職に至った方の仲間というか、そういう付き合いの中から、少し声をかけさせていただいて、皆様方に彼女というか、その方の気持ちはどう、そして皆様方がどういうふう到现在の自分のことを思われているかということ、少し時間を頂戴して、ともにミーティングする機会がありました。その中で、何人かといいますと、三、四人ですけれども、彼女の、もう特定されたような気になりましたが、その方の気持ちは何となくわかるという、そういう方もおられました。一人二人じゃなくて、大方の方が、何となくわか

るといような、そういう発言でした。それはなぜかということも私なりに問うたところですが、全ての言葉が適切であるかどうかわかりませんが、その人の気持ちが変わるといふ方の言葉をかりるとするならば、大きな期待と不安を胸に、その協力隊員として本町に来られたわけですが、その来られたときの思いと、何カ月かたつ中で、一番は、行政課題を与えていただくことは承知の上ではあるけども、その行政課題に対して、日々取り組まなければならないという焦りと、少し、その取り巻きの方々の思い、そういったところが、常々、コミュニケーションを重ねておられるといような町長のお話でございましたが、その辺については、少し、まだまだ十分ではなかったのではないかなと、そんなことも聞いておりますし、少し、成果というんでしょうか、結果といようなものも当然求められるわけでございますが、そういったところで、性急な成果、そんなところも求められたことが大きな負担でもあったかなといふふうにも受けとめておるところでございます。

少し、私も皆さん方の考え方は少し甘いのではないかと、ビジネスとして来られたわけですから、しっかり整理しながら、そして報告、連絡、相談、常に密にしながら、それをもって日々の課題に取り組むべきで、そんな甘っちょろいようなことを言うようなじゃだめじゃないかと、私も少し励ましを込めて話したこともあります。残念ながら何人かの方も言うておられますように、日々の業務の中で、各課の中で、自分の思いをしっかりと受けとめてくれるといような、そういう時間的なものの少ない、結局、孤独なのかなといようなことを我々はどうかがい知るところでございます。

そういう中で、現在、私のかかわっている中でも、過去、地域おこし協力隊の方も協力いただいていたわけですが、それはそれでやはり、一つの法人という中で、課題を共通の課題で日々の仕事に取り組んでおるわけですから、それなりに負担といものが全体で共有されるということでございますが、テーマを一つに絞られて、それを一人でやられるといような局面に置かれると、その切り口といか、どこからやっていけばいいかといような部分が少し戸惑いがあるようでございます。これは結果的に少しずつ、積もり積もってモチベーションが下がるといか、悩みにつながっていくと、そんなところではないかなと思つて聞いておりました。

私も、質問といよりは、ここで提案なんですけども、彼らはいろんなところに、津和野に来られた後に住まいといものを求められますけども、例えば定住促進住宅、アパート、そういうようなところに当面、身を寄せられますけども、結果的に、仕事以外のアフターファイブの中で、他の仕事以外の人間関係といものが構築する機会が少ない、恵まれない、そういうところで結果的に、昼も夜も同じ思いの中で時間を過ごすといことで、このストレスがたまっていくのかなといことも考へて、これからの地域おこし協力隊なり、集落支援員の皆さんには、やはり住まいといものは、そういう住宅、集合住宅といような、定住促進住宅みみたいなアパート的なものでなくて、集落にやっぱり帰属するといようなものを提案したいと思つておりますが、実際、既に集落

に入っておられるところもありますが、その辺について、どうでしょう、アパート、定住促進住宅、そういうようなところに住まわれておられる方は、できるだけ地域に広げていくような施策として何か考えが有りますれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 地域のほうでということで、私ども、今、空き家バンクという制度の中で、地域おこし協力隊員、現状では12名の方がこの空き家バンクを利用して地域の中で入って活動していただいております。内訳的には、商工観光課が1名、農林課が6名、教育委員会が1名、つわの暮らし推進課が4名というような形でございます。つわの暮らし推進課関係でいいますと、地域課題の解決というような形の中で、ファウンディング・ベースを通じて来られた方が、こういった空き家バンクで集落に入って、その集落と一緒に活動されているということで、これ自体は、基本的にはそういった地域おこし協力隊員の御希望で住宅のところはお世話させていただくというようなことございまして、雇用促進住宅というところにもかなりのつわの暮らし推進課でいうと、地域おこし協力隊員が入居しているということございまして、そういったところは地域おこし協力隊員、彼らのお考えの中で、いろんな希望があれば、それに対応したような斡旋をさせていただいているというのが現状でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） このサポート体制については、一つの答えということにはならないと思いますが、これからもこの制度をもって津和野町に隊員、さらに集落支援員としてとどまっていただく、そういう施策を展開するとするならば、やはり、来られた方が途中でやめられるというようなことがないように、これまでの、今日までの、それぞれの任期を終えられた方々の思いなんか、もう一度、何らかの形でお聞きしながらこれからの制度を活用すべきだと考えております。というのは、結果的に、先ほど申し上げました何人の方かと私もお話をした中で、あなた方がいわゆる、まことにあれですけども、女性の場合の協力隊員であるならば、女性も男性も一緒かもしれない、寿的に結婚することで思いが継続されるのではないだろうかということで、そういうお話も向けたところではございますが、やっぱり、今、やっておられる方の御意見では、この町の、何か魅力に欠けるという中で、将来、この地で生活してみたいと、そういうところに行き当たらない、総じて、恋愛感情的なものにもつながらないと、何か、ここに、津和野町におられる男性に魅力がないのかというようなことも感じられますが、町のやっぱり魅力というものに、いま一つ将来の生活設計ができないと、そんなことを言っておられまして、なかなか難しい課題だとは思いますが、最後にこの質問に対しては町長として、これから現実的に何件かこういう問題があるということをおのほうから申し上げたところでございますが、そんな

ところをどう受けとめられて、こらからの施策、そして彼らに対する対応について、考えられているかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 地域おこし協力隊員も非常勤の津和野町職員として勤務をいただくわけでありますから、やはり何でも自由にやってもらえるということではないということでもありまして、ある程度我々が期待をする、そういうさまざまな仕事にしっかり就いていただいて、使命を果たしていただくということが、まず大原則にあるというように思っております。

ただ、そうした中で、これ地域おこし協力隊に限ることではありませんけども、日々の仕事の業務、あるいはそれを終えてのとりまく生活環境等々で、やはり、どの正職員であっても、必ずやはり不満やあるいは不安や悩み、そういうものは、必ず発生をするものであろうかというふうにも思っているわけであります。そういった中でも地域おこし協力隊員というのは、まさに津和野町に縁のない者が、この津和野町に入って、頑張ろうとしているわけでありますから、そうしたことは、また一人一人、ケースバイケースであろうかと思えますけれども、しっかりとしたコミュニケーションというものをとりながら定着をしてもらえるように、また、できることも考えていかなければならないと、そのように思っております。

ただ、本町の場合は、地域おこし協力隊といっても二つの大きく分類ができると思っております。それは、一つは、ファウンディング・ベースで来てくれている、いわゆる大学生あるいは大学院生の方々でありまして、私は、彼らは逆に余り定住というものを最初に言い始めると、逆に津和野に来にくい雰囲気になってしまうということであり、やはり1年から3年という短い期間であっても、自分のキャリア形成にもつながるし、その場に行った地域の協力もできるという観点の中で、だからこそ優秀な大学生等が、今、津和野町には来てくれているんだというふうにも思っております。ただ結果として、3年等の任期が終えた中で、津和野町に残ってくれるという者がおれば、それはありがたいとも思っていますし、現実これまでファウンディング・ベースで来てくれた子たちが私は想像以上に、津和野町に残って現在頑張ってくれているというふうにも感謝しているというところでもあります。

また一方で、自伐型林業等々で、そうした形で地域おこし協力隊として来てくださっている方々、これはやはり津和野町での定住というものを目指して来ていただきたいという思いでもございます。そして自伐型林業等は、やはり林業で生計を立てていくという明確な目的と、そして、そのための具体的なスキルの習得というものが日々の業務でも発生してくるわけでもございます。そしてそこにはやはり、3年後、終えて4年目からというのは、その地域おこし協力隊制度がない中で、やはり厳しい生活の現実も待っているわけでありますから、そういうことも踏まえながら、やはりこの3年間を取り組んでいただくということも大事であろうかと思えます。そうした中でも、何人かは途中で

帰ってしまう者もおるわけでありましてけれども、それをやむを得ないという言い方で片づけてしまっはいけないと思いますが、やはり厳しさの中にも、しっかりとした前を向いていけるような、今後もフォローというのは、行政の立場としてやっていかなければならないというふうにも思っておることであります。

津和野町は地域おこし協力隊が今二十数名ということで、全国でも、今はどうかわかりませんが、ベスト5かベスト10に入るぐらいに、その制度を積極的に活用している町でありまして、そのことは全国の町村長もよく御存じで、私が全国出かけていろんな町村長と話をするとき、津和野町はそういう積極的な活用をしておるけれども、定着はどうなんだっていうことをよく聞かれます。というのも、それぞれ聞かれる町村長ってというのは、なかなか、その定着というのが実際に大きな課題になっているからこそ、そういうふうに私のほうに尋ねられる機会が多いということでもありまして、そういうところと比較したときに、津和野町では、ファウンディング・ベースはおいたとしても、自伐型林業等々での定着というのは、高いというふうにも思ってもいるところでもありまして、今後も、そうしたところが一人でも二人でも欠けることがないように、全てがやはり定着をしてもらえるようにということを目標にしながら、今後もできる限りのフォローというものに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 何とぞ、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

会計年度任用職員制度ということでございます。2020年度からこの制度が導入されるということで、新聞紙上なり報道で伺っておりますが、この制度というものがどのような特徴があつて、本町にとってこの制度が導入された暁には、どのようなことが想像されるのかということで、前回、6月定例議会の一般質問で同僚議員からの、いわゆる津和野高校を中心としたその高校魅力化のために教育現場に携わっておられる方、こういう方が将来にわたつて、今の魅力化の事業に携わってもらえるかどうか、その辺の質問の中で、答弁として、この会計年度任用職員制度が一つの導入の転機となつて、その高校魅力化に携わっておられる方の将来がある程度、確保というか体制がとれるのではないかと答弁もあつたりして、その辺について、今回の質問に加えさせていただいたところでございます。よろしく願いします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、会計年度任用職員制度について、お答えをさせていただきます。

地方公務員の臨時・非常勤職員は全国での総数が平成28年4月時点で、約64万人に上り、地方行政の重要な担い手となっております。このような中、臨時・非常勤職員

の適正な任用、勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正し、2020年度から制度の導入が予定されております。

改正の内容は、会計年度任用職員の仕組みを創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員等への任用の移行を行うものであります。

この制度の導入により、任用の根拠が明確化され、勤務条件の確保が図られますが、制度導入に当たっては、処遇改善に伴う財源の確保が課題であると考えております。また、電算システムの改修等の管理などの事務的な負担が増加することも考えられます。

津和野町では、本年7月に津和野町会計年度任用職員制度導入のための、例規整備支援業務を株式会社ぎょうせい中国支社と委託契約し、業務を行っているところであり、適用についての検討はこれから行っていくこととしています。

今後については、2020年の施行に向けて、制度の適切な取り扱いを行うため、内部検討を十分に行い、また、職員組合とも協議を行いながら事務を進めていきたいと考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） まだ制度としてしっかりしたことになっていない、途中段階ということではございますが、知り得たというか、取り寄せた資料によりますと、今、町長言われましたように、正規職員が、非正規職員に置きかえられて、いわゆる、正規職員は約26万人減少し、一方では、非正規職員は約21万人、それと同等のものがふえているという、その総数が64万人ということで、お答えがありました。この仕分けをもってして、我が津和野の町はどうなのかなということで、お伺いしたいと思いますが、現行の特別職非常勤、そして臨時職任用、一般職非常勤というような形で三つの区分に、先ほどの64万人が区分されておられるようでございますが、その区分の仕方をもって、本町の現在234名かなと、私は自分で調べたところではそうっておりますが、特に234名のうちの非正規職員、いわゆる嘱託、臨時、これ96名おられるんではないかなと思っておりますが、その96人を3区分したときには、現行の三つの区分の中に、どこにあてはまるのであろうかと、その辺をまず、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 現行の職員の任用根拠というところであろうかと思っております。まず、嘱託職員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号及び津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例と津和野町嘱託員規定によりまして、根拠を定めておるところであります。したがって、嘱託職員につきましては、先ほど、議員さんが言われましたところの3条3項3号に該当するだろうということで考えております。

それから、地域おこし協力隊、集落支援員さんにつきましても、そういったところでの配置といいますか、任用をしております。

それから、地方公務員法第22条2項、いわゆる臨時職員というところにつきましては、通常で言うとります臨時職員につきまして、その根拠をもちまして任用をしているところがございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 少し、課長の説明、ちょっと十分理解ができませんでしたが、現在の49名の嘱託職員そして非常勤の職員が16名それから臨時職員が7名というふうに私は思っておりますが、これらは現在の公務員制度の中では、特別職の非常勤職員なのか、臨時職任用なのか、一般職非常勤の三つの区分に分けるとするならば、その49人なり、16人なり、7人はどこに該当するのかということでございますが、もう一回確認のために、というのはなぜかといいますと、今回、2020年から導入されようとしております会計年度任用職員ということになりますと、現在の3区分が必ずしもそのまま3区分の、導入後は3区分がそのまま横すべりではなくて、いわゆる、大方の方は、会計年度任用職員ということで、この三つの区分でいえば、ほとんどがそれに該当するようになって、もう二つある特別職の非常勤と臨時的任用という会計年度任用職員導入後の区分の中では、その数が少なくなってくる、そのように私は受けとめているわけですが、まずは、その49人、16人、7人が、現行はどこに該当し、そして将来、年度が導入された後には、どういうふうに区分が移行されるのか、その辺を、推測もあるかもしれませんが、少しお聞かせいただいて、数値的なものを明確にさせていただきたいなと思っております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員がおっしゃいました49名、16名、7名について、どういった方を拾い上げておられるのかというのは、私はわかりませんが、先ほども答弁をさせていただいておりますけども、嘱託職員につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号に、いわゆる非常勤特別職のところ該当していただくと考えています。

それと、地方公務員法第17条一般職員の非常職員という部分がありますが、本町におきましては、これを根拠に任用していることはゼロ人であります。

それと、もう一つ、地方公務員法第22条、いわゆる臨時的任用職員、この部分での任用をしておるとい状況であります。

それから、現在のそういった職員の方々が、今後の会計年度任用職員制度が導入されて、どのようになっていくかというところでございますけども、今、議員おっしゃいましたとおり、ほとんどの方が、会計年度任用職員のほうに移行されるというふうに考えております。その会計年度任用職員の中にも、パートタイム、フルタイムというふうに分かれておりますので、その、今の任用根拠、勤務条件等、また整理していかなくては

ならないというふうを考えておりますけれども、そういった中で、現状のことを踏まえながら、パート、フルタイム、移行していくような手続をしていく必要が出てくるであろうというふうを考えております。

以上であります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） なかなか、その私も勉強不足でございますが、今の嘱託職員の中に、1群、2群、3群という三つの、また仕分けがありますね。その1群は社会保険の適用になっている、2群、3群は職員共済加入ということで、ちょっと区分的に違うような嘱託職員が49名の中に混在しているようでございますが、その辺について、その仕分けの中では、少し、微妙な差が出てくるということでございますか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員おっしゃいましたように、今、嘱託職員の中にも、1群、2群、3群等の分類がされておるところであります。現状につきましては、先ほども町長の回答の中にもありましたけども、適用につきましては、今後、検討していくというふうを考えておるところでございますけども、これまでの内部協議といいますか、中の話の中では、現状の条件等については、できる限り維持し、大切にしていきたいという考えの中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ここで、質問というより勉強してはいけませんけども、今の嘱託職員については、年金、退職金というものはないんですか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 嘱託職員につきましては、社会保険等に加入しておりますので、年金等の支給はあるというふうに考えております。退職手当組合負担金につきましては、1群、2群によりまして、ちょっと分かれておりまして、2群、3群の方につきましては、退職手当負担金もあるという状況でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 地域おこし協力隊員や集落支援員も一般職会計年度職員に任用できるというふうに資料ではなっておりますが、これも津和野町の現実において、そのような必要があれば、そういう対応もできると思うんですが、なかなか、財政的には国はこの制度を導入する視点というのはどうなんでしょうか。財政的に地方にとっては窮屈に、当然なるんだかなと思います。中には期末手当を出すんだとか、退職金の対象にするんだとかいうような、一方では、そういう職員というか処遇には改善にされとるようでございますが、財政的にはどのように国は地方に対して考えておられるのでしょうか。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほどの町長の答弁の中にもありますけども、制度導入に当たりまして、処遇改善に伴いまして、財源の確保が課題であるというふうに考えております。現状におきまして、その財源部分につきましては、いろんな会議の中で質問はさせていただいておりますけども、現状においては、まだ不透明ということで回答をいただいている状況でございます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） この制度が導入されるに当たっては、それぞれの町村の中での十分な理解というか、職員における十分な制度の導入に伴っての理解を深めなければ、時々、衝突が起こるのではないかなとも思ったりもしますが、当面は現状の処遇を継続したいということで、例えば、嘱託職員は常に一年一年の更新ということでございますが、やはり専門的な保育士とか、そういう資格を持っておられる方とか、一般の単純労務と言っちゃ、大変、御無礼でございますが、その辺における取り扱いについては、同じ一年一年ではあっても、少し違うのかなと思いますが、何か心当たりがあれば。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 先ほども答弁させていただいておりますけども、確かに、今の状況の中でも、いろいろ違いが出てきているというふうに思っております。今後、会計年度任用職員に移行に当たりまして、そういった現状については、まず大切に維持していきたいというように考えておるところでございますけども、先ほど、議員もおっしゃいましたように、財源的なものの確保が非常に不透明な状況でございます。そういった部分を見据えながら、今後の適用については、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 現行というか、職員の士気が上がるというか下がることのないように、ひとつ、今後、制度導入に向けて丁寧な取り扱いをお願いして私の質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（沖田 守君） 以上で、5番、板垣敬司君の質問を終わって、午後1時まで休憩といたします。

午前11時42分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

今定例会、9月定例会最後の通告者、発言順序9、4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） ラストバッターです。前はトップでしたけども、今回はラストを務めさせていただきます。

まず、皆様に通告としてお知らせしておりますけども、6番と7番目は、削除ということでお願いいたします。

それでは入ります。私の今回の一般質問は、町民の方がよくわからない世界ということで、実際、私自身も初めて条例とか法律とかを開いてみたというようなことでありますので、町民の方が聞かれて勉強になると、あるいは知るということを中心に話を進めてまいりたいと思います。

題目は懲戒処分についてということですが、まず、懲戒処分という難しい言葉ですけども、懲戒処分を行う機関というのはどういう名称かというところから入ってまいります。そして、2番目は、構成メンバーは誰なのか。次が、各処分、懲戒処分を何の基準を用いて行われているのか。あるとすればそれは何か。5番目が、国の人事院の基準をもとにした規定をつくっている自治体があります。客観性を担保するためには必要だと思いますが、本町にないのはなぜなのでしょう。訓告や口頭注意などは法律上規定されていないので、特に必要なのではないのでしょうかということ、まず質問させていただきます。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

懲戒処分についてであります。

まず、一つ目の御質問であります、一般職の職員の懲戒に関する事項を審査するため、津和野町職員懲戒審査委員会を設けております。

二つ目の構成メンバーにつきましては、津和野町職員懲戒審査委員会の委員長に町長、委員は、副町長、教育長、参事、総務財政課長でございます。

三つ目と四つ目の処分の基準なりにつきましては、人事院が作成をしております懲戒処分の指針を参考としております。

五つ目の御質問であります、本町におきましては、人事院作成の懲戒処分の指針を参考に処分の判断をしておるところであり、今後もその指針を参考にしたいと考えております。また、訓告や口頭注意の処分につきましては過去の事例を参考に判断しております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） これでわかりましたでいきますと、もう5分で終わってしまいますんで、2番目の質問として、私が素人なりに勉強してみた結果ですけども、これは町民の方がそういう文言というのを聞かれるわけですけども、まず私、地方公務員法というのを見ました。そうすると、第29条に懲戒というのがありまして、そしてそこには、「職員の懲戒の手續及び考課は条例で定めなければならない」

とこのように書いてあります。そこで次に、条例をひもといてみました。津和野町の条例の中には、「職員の懲戒の方法及び効果に関する規定」というふうになっておりまして、第3条のところの手續というので、「懲戒、減給、停職または免職の処分はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない」と書いてあります。要するに、ただ口で言うたんじゃなくて、ちゃんと紙に書いたのを渡しなさいということです。第4条が減給の効果、停職の効果というふうに書いてあります。条例では、あとちょっとほかのところにもあるんですけども、基本的なところは一応これだけ、これが中心になっております。

それで、次に、いわゆる人事院と、聞きなれない言葉でありまして、私もそれを見ました。人事院の懲戒処分の指針というものがあります。これがその指針というものなんですけども、当然皆さん御存じだろうと思うんですけども、懲戒処分の指針ということで1、2、3、4、あと、いろんなところが項目がついておって、丸がくるくるついて、こういう場合はこうですよ、ああいう場合はこうですよというように書いてあります。ちょっと読みますと、

人事院ではこのたび懲戒処分がより一層厳正に行われるよう任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について、処分量定を決定するに当たっての参考に供することを目的として、別紙のとおり懲戒処分の指針を作成しました。職員の不祥事に対しては、かねて厳正な対応を求めてきたところですが、各省庁におかれては、本指針を踏まえて、さらに服務義務違反に対する厳正な対処をお願いします。特に組織的に行われていると見られる不祥事に対しては、管理監督者の責任を厳正に問う必要があること、また、サービスを怠った場合も懲戒処分の対象となることについて留意されるようお願いいたします。

これが人事院事務総長発ということに書いてあります。

それで、質問に入っていくわけですけど、今、最初の答えの中に、人事院のこの文章をもとにしてという回答があったわけですけども、それでは本町の職員にこの人事院の指針を知らしめていますかということが、まず一つ目の質問です。

それと、もう一つは、この中に書いてあるのを全部読むわけにいかないんですけども、二つ目の質問として、職員が管理監督の地位にあるときは、標準例に掲げる処分より重いものとするのが考えられるという項目があります。今の二つのことに関して、今の最後のことに二つ目の質問に対しては、町としては御存じですかということで、まずはこの二つの質問にお答えください。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、懲戒処分の指針について全職員に我々のほうから特に周知をするというような特別な行為というのはとっておりません。ただ、今はホームページ等で見られるような状態になっておりますので、そうした関心のある職員等がそうしたところで調べることは可能であろうかというふうに思っております。

それから、もう一つの管理監督者の責任を厳正に問う必要があるという後段のほうの御質問でございますけれども、また職務を怠った場合も懲戒処分の対象となることについてということ等ではありますが、こうしたこともこの指針等にも出ておるということでもありますので、そういうことは当然知り得ることはできるかと思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 今回の結論は——先に結論のほう言いますけども——今言われたように、町の職員が自分たちが仕事をしていて、例えばミスったりした——故意であるのはもうもちろんだめなんですけども——過失であったりとか何かしたときというのはやっぱりありますよね。こういうときに、一体自分がどういう処分を受けるんかということがわからない状態で仕事をするというのは非常に不安なことなんです。これは逆に言えば、処分をするほうも、一体どういう基準で処分したらいいのかというようなことがわからないで、お互いにどうしよう、どうしようみたいな形でやるというのが一番怖いんで、今回の最終的な目的というのは、津和野町でもつくりましょうというのが私の今回の目的ですんで、そこにたどり着くまでにちょっといろいろ質問をしていきますから、一般論です。

次に行きます。町の答弁には、これ読みましたときに、訓告というのかかりましたいね。訓告という文言が入っているんですけども、訓告というのは私が調べた感じでは、条例のどこにも訓告という言葉はないんですけども、これ訓告というのが条例の中にありますか。

それともう一つ、訓告という言葉と戒告という言葉の効果の違い、どこが違うんですかみたいな、私も最初これを見たときにどっちがどっちでどうなんじゃみたいなのがあったんですけども、いわゆる行政処分としては、どういうふうにその効果の違いがあるかっていうことを2番目の質問とします。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 訓告あるいは口頭注意が条例上載っておるかということでもありますけども、条例上では特にそういった規定はされておられません。これも人事委員の懲戒処分の指針とか懲戒処分の種類といったような中で見ておるところでもありますけども、その中でいわゆる戒告と訓告がどう違うのかということでもあります。戒告につきましては議員も先ほどおっしゃいましたように、懲戒処分の中のひとつの種類になっております。懲戒処分に至らない場合というのも考えられるようなこともありますけども、そういった軽微な処分を課すことがあるという中で、今の訓告あるいは口頭注意というもので示しているということでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 今の戒告と訓告の違いのところの効果、ここがちょっと知りたいんですよ。効果ということが知りたいということは、訓告だったらどういふふうな効果が出るのか、要するに後々どうなるんかということなんです。後々どうなる

んかということが訓告と戒告の違いというものを知りたいということを教えてください。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 戒告の場合は、懲戒処分の一つでありまして、これは人事記録簿へ必ず残ってまいります。で、訓告、口頭注意は、その場限りなので記録とか別に残らないという差がありますので、重さをどこで引くかということはありませんけど、懲戒処分にならない場合は、訓告あるいは口頭注意で、うちは処分をしているということでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 人事記録に残るということは、例えば、給料に何か何らかの影響があるとか、退職金に影響があるとか云々というところまで行くのかということなんです。何でかという、もと役場におられた人に聞いたときに、行政職員というのは、やっぱりこういう懲罰というものが一番我々にとったら響いてくると。例えば、私なんか民間人ですから、例えばですよ、何かミスったとします。で、その次にそれから頑張って営業成績をばあっと上げた、そしたらほぼゼロになるんですよ。我々民間人はそういう感覚持っていますんで、あんまりこういうところに神経をとがらせることはないんですが、先ほど言ったように行政職員というのは、役場の職員というのは、これが非常に重たい、後々までみんな響いてくるよということを聞いたときに、ほんなら、給料とか退職金とかボーナスとかに、そういうものまでも響くんかいなということがあるんですけども、そのあたりどうですか。

○議長（沖田 守君） 副町長。

○副町長（島田 賢司君） 懲戒処分四つありますけど、この処分にあった場合は、当然昇給が延びますので給料に影響してくると。で、訓告あるいは口頭注意、これはその場限りの処分なんで、それは給料には影響しないということです。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 今のこの人事院の中にも——ちょっとさっき言ったかどうかちゅうの忘れたんですけども——この中にもいわゆる訓告とか嚴重注意とかこういうものもないわけですよ、法律にもない。ですからなおさらのこと、今のよいうな訓告とか嚴重注意とかということをきちんと規定しておかないと、職員が過失であれミスったときに、やっぱり自分はどうなるんだろうかということの指標をきちっとつくっておかないといけないというのが、先ほど言いましたが私の基本的なきょうの提言でもあるんです。で、現実に関ここにあるのが、雲南市職員の懲戒処分の基準等に関する規定というのがここにあります。これは平成22年につくられたもので、かなりありますね、きちんと書いてありますね。これは多分人事院のを準用したものあるいは適用したものだろうと思うんですけども。それともう一つ、ここにプリントアウトしたのが、これ登別市なんですけども、たまたま二つほど上げたんですけども、

このようにして、町村の中ではきちんと自分のところの町の基準をはっきりさせておかんといかんということは思うんですよ。そうしないと、それとさっき一番冒頭に質問したように、聞いたように、職員はホームページで見るとして、最初に入ったときにいろんな条件、労働条件とか何とかちゅうのは出さにかんわけですけど、そのときに、このことを一緒に渡して——後ろ向きといやあ後ろ向きなんですけども——渡して、頑張ってくださいねということをやっぱりせんといかんのじゃないかという意味で、これを今回のこの懲戒処分についての質問というか提言というかそういうものをしているんですけども、いかがでしょう、どうですか。つくっていくような感触というのはいかがでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 本日のことは、御提言は御提言として、町の今後の人事の管理もする上で、本町が取り入れてくれるかどうかということは、庁議の場でまた議題として取り上げながら総意をもってどうするかということは決めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） それでは、もう一つ最後にこの分に関して、私気になったのは、合併したわけですね。合併したということは、旧津和野町、旧日原町というのはもうなくなってしまった。そのなくなってしまったことの過失が、そのまま新町に受け継がれていくのかというこういう事例というのが、ここに過去の事例をいろいろもとにしてとか何とか書いてあるんですけども、こういうことって普通あるん——私からすりゃあそんなのはもう時効だろうってみたいない感じがしか思っていないんですけども、このあたりはどうなのでしょう。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 基本的には、やはりあり得ることだというふうに思っております。特に今回は補正予算でも計上させていただいたように、税金のと言いましょか、再び執行してその該当者の方に払わなければならないというようなことがあったということでもあります。これは、でももうきちっと公表していることでありますから、より具体的にということでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、そういう事例もあったということでもあります。で、実は、その処分等も決定していく上では、過去にも合併前の不祥事といいましょか、それで合併後に発覚をして処分をしたと、そういうケースもございましたので、そういうことも参考にしながら、今回もそういう懲戒処分の中で内容について決定していったというところでもあります。ですから、今後もあり得ることだというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） わかりました。この件に関してはこれで終わります。次は、津和野高校のことです。

実は、私、余り今まで津和野高校のことに関して、議員だったときに担当でもなかったちゅうこともあって、余りよく知らなかったこともあります。それで今回、実は、津和野高校の校長先生や教頭先生、それからコーディネーター、それから寮の生徒たち、それから一般町民の方と会合する機会がありましたんで、私が今まで余りちょっと勉強不足だったということも含めながら、皆さんとお話をしてみました。そこで、私、一番今回のあれで感じたのは寮の問題なんですけども、10年前に私はあの寮の中を見ましたが、そのときにやっぱり一番感じたのが、4人で1部屋ということが、見た瞬間にええみたいところが実はあったんですよ。そのことの記憶がいまだにあって、いまだに4人ですかみたいなことで聞きましたら、4人ですということが、私のそこんときの一番最初のショックというか、この時代に4人の部屋であのままやっているのみたいな、そんな感じがありまして、それでぜひこれを取り上げていきたいというふうに、で、皆さんの意見もずうっと聞きながら、これはやっぱり、特に津和野高校がこれからも存続していかなければ地域のためにもいけないということがありましてこの質問なんで、ちよっと読み上げます。

津和野高校は存続のために毎年80名の新入生が必要であります。しかし、少子化の中で、地元だけで賄うことができません。そこで津和野高校は全国公募を行ってきたわけですが、島根県全域はもとより15の都道府県から約50名が津和野町で単身勉強に励んでいます。

ところで、以前から津和野高校の寮の増改築が行われてきましたが、県立なので本町が手を出すことができません。また、町立の寮を建てるには予算や運営上難しいということもわかっております。そこで、下宿をもう一度見直そうというのが私の提言です。高校の寮は1部屋4名ですが、時代にそぐわない。2名にしてそれを補う。4名が2名になるわけですが、それだけうわが出てくるわけなんで。

津和野町には空き家があり、夫婦だけの家というのもあります。ただ、食事を各宿で出すのがネックになっています。そこで、食事は専用の場所で行う、さらにこれらをNPO団体が運営するというのを提言なんです。

で、寮生は現在、3万5,000円の寮費を払っていますが、これに対して下宿生はおおよそ7万円かかります。下宿生に対しての何らかの援助をしていただきたいということを、まず1番目の質問にいたします。

○議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、津和野高校についてお答えをさせていただきます。

津和野高校の寮に関しまして、施設の経年劣化や生徒のニーズ等踏まえ、舎室のリフォームや増設等については、学校から県へ要望されており、その都度改修を行い寮生の快適な生活環境の整備に努めておられるところです。しかし、新しく寮を建てかえることについては、県の予算上難しいということで回答を受けております。これは津和野高校だけでなく、他の市町の高校についても同様であるとのことでした。議員の提案にあ

ります下宿についてでございますが、現在、NPO法人ブートピアという組織において町内のビジネスホテルを活用し下宿事業を行っており、県外生を対象に6人の生徒がそこで生活をしております。そこでは、ただ下宿をさせるのではなく、教育型下宿として生徒への学習指導を行いながら、教育と下宿を合わせた事業として展開しております。しかし、運営上の課題も多く継続することが難しいといった話も伺っております。

津和野高校の魅力化が図られ、年々寮生が増加する中で、受け入れのキャパシティも限界に達してきており、その対策は喫緊の課題と受けとめていることから、町といたしましても空き家を活用するなどの施策の確保策と、県の制度を活用した運営補助の可否等について、さまざまな検討を行っているところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） それでは、この下宿している生徒たちのことは、私の家の前のところでよく知っております。それで、よく頑張っているなっていう感じを、私毎日見ているわけなんですけども、運営上の課題も多く継続が難しいということの理由ですが、実はコーディネーターの方からも一応聞きました。聞きましたが、町として感じておられる、運営上継続が難しいという理由がどういうところにあるのかということ、ちょっと教えてください。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） NPOでございますので、町にもそのNPOの事業報告というのが参っております。そういったところも含めて、総合的に町が今考えている理由というところでございますが、ブートピアのほうからの報告でもありますように、地域学習へのサポートあるいは日々の相談と食事の提供、ここの辺のマンパワーの部分、それから教育型の下宿をやるということに対する外部講師招聘、あるいはテキストをつくったりする、そういった部分に諸経費が発生しているということで、このブートピア本体の法人の運営でいいますと、ほとんど利益が出ていない状況、その中でも外部の財団からの助成や寄附で何とか賄っているというような状況の中で、なかなか運営が厳しいというようなことで私ども承知をしているところでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 今の最初の質問の中で、私言った食事のことですよ、多分、下宿をふやすと食事が一番問題なんです。実は私も下宿した経験があるんで、今の食事というのは、特に高校生にとっての食事というのは非常に難しいといのはよくわかっているんですよ。ですから、これは提言になるんですけども、プロに任せろみたいな、というのは、私、この話し合いに臨むときに事前に下宿をやった経験のあるものに相談したんですよ。そうすると、やっぱり食材を、例えばキヌヤで安いときにぽっと買うてくるとか、というようにいろんな具体的なことを私に進言してくれたんで、だからそういう人たちの知恵をかりるといいうことが、あるいは力もかりる、で、

彼に、「力になってくれるか、そのときは」と言うたら、「なるよ」みたいなことがあるんで、だから、事前にそういう人たちの力をもうとにかかりすることを前提にやるということの中での、先ほどの食事は1カ所でまとめるというふうに聞いたんですよ。で、1カ所でまとめるといったらここまで来るのにどのぐらいの距離だったら大丈夫かって言ったら、例えば駅前にあったとしたら、千原から鷗外記念館ぐらいまでは自転車で5分で来ると。ただし、女の子はちょっと問題が出るから、女の子はできるだけ寮に入ってもらって、そして男の子を下宿に移行ということで、彼らだったら5分で自転車で来るということを、彼は経験上知っていますから、そういう具体的なことを聞いていますんで、そういう意味で私、食事をする場所を1カ所にして云々ということ提言させてもらっているんで、ぜひそのあたりはこれから参考にさせていただきたいと。

それから、NPOの彼らともちょっと話をして、若干大変なところもわかりました。で、結局、地元民がやっぱりやらないと、NPOがずっと続くわけじゃないですから。で、高校生はどんどん3年で卒業するにしても、後から入ってくるわけだから、ずうっと続いていくときには、やっぱり地元の人がタッチしていくという仕組みをつくっていくということが非常に重要じゃないかなというふうに感じました。ですから、ぜひそのあたりを考慮してもらって、今の倍かかりますんで、倍かかるところをやっぱり何とかして、今の人数を維持していくということをぜひ協力するみたいなことを書いておられますから、ぜひお願いしたいというお願いになるんですけども、あとはまた、いろいろな機会に話し合っていきたいと思うんですけども。

それで、津和野高校のことが、私、何で気になったかということは、実は、これ私の話になるんですけども、今の会合に出たときに、目からうろこことというのはこのことかなというふうに思ったんです、その会合の中で。じゃあどうということかということ言いますと、実は私らの世代、団塊の世代の高校というのは、高校イコール受験、でいい大学、もうこの一点が目標だったみたいな、だから我々はもうそんなもんだろうと思っていましたよ。そんなもんだろうと思っていて、それであの会議に出たときに、中でいろいろ話をされているのを私聞いたときに、津和野高校が、今私の言ったことじゃないパターンになった、これは校長先生の言葉なんですけど、一山越えたという言葉が使われたんですよ。一山越えたという言葉が結局今の子供たち、高校生が目指すものは、我々の時代とはもう全然違ったなあという、そういうことが目からうろここということに、私感じたんですよ。それで、コーディネーターの方ともいろいろ話をしてみて、やっぱり私が思っていたことはもう古いなみたいな、これはやっぱりコンピューターとそれからAIというものが大きく寄与していると思うんですけども、あの方たちと話をしてみて、これはこの人たちと一緒に津和野に来る高校生を大切にしなければいけない、そのためにはということの中でのこの下宿ということに結びつきますんで、だからぜひ、この下宿生に対して全力で応援していただきたいというふうに思っております。それは今の空

き家対策にもなるし、何も、そこを対策にしちやいかんのですけども、こういうことになってくるといことも踏まえて、この高校の寮のということで、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それともう一つ質問なんですけども、寮生の生活環境の整備というのこうありますよね、快適な云々と。で、寮生の子たちが何を言ったかという、先ほど4人では狭いということ、当然言いました、それは。それと、和式トイレはもう使う者はほとんどおらんと。で、洋式にしてほしい。これとそれから脱衣所のこととお風呂のことですね。このことを言われたんですけども、もしそのことを御存じでしたらいいんですけども、御存じなかったら、今の高校生の声というものなんですけども、課長、御存じですかね。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） トイレの洋式化と脱衣所の、「（そうそう、そうそう）」と呼ぶ者あり）私は今、初めてお聞きしたようなことであります。

で、町として今、津和野高校の支援のための交付金というのを毎年出しておるんですが、その中で寮の快適化という後援会のほうで考えられとる快適化というのが何年かずっと続いとるわけです。その中で、冷蔵庫を新しくするとか厨房の空調とかガスストーブをつけるとか、あとコンセントをふやすとか、そういったことと、今はソフト的な事業として星を観察しに行くというような、寮生がですね、地域学習みたいなところやっておられると思うんですが、そういうふうなことは要望に応じてこの中で予算の使い方も含めて協議をしてやられているということだろうと思います。

先ほどのトイレの洋式化を県立高校として行うべきなのか、これ施設の本体のことになりますので、脱衣所のいろいろ仕切りをつけるぐらいのことは後援会ということも考えられますが、その辺については、高校生の要望も踏まえて、私どももどちらなのかということありますが、きょうお聞きしたことについては持ち帰って、またさらに検討させていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 設備のことですから、町としては県に要望することしかできないというのはよくわかっておりますが、じかに子供たちが私に話してくれたこともありまして、ぜひそのあたりを県のほうにも強調して言っていただきたい、かなり具体的なことに、彼女たち言っていましたからお願いします。

それでは、この件に関して、先ほどからコーディネーターのことが私非常にインパクトがあったんでなんですけども、彼らをここにとどまってもらうような、何とか頑張っしてほしいなという感じがあるんですけど、大丈夫ですよ。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 津和野高校のコーディネーターとして、今3名配置をさせていただいております。お一人の方は地域おこし協力隊の3年を終えられて集落支援員として今津和野高校のほうに配属、もう一人、現状来年の2月ぐら

이었다ですか、要は、地域おこし協力隊員の3年を満了される方が3年間期間満了ということ。私どもも教育委員会といろいろ協議をしながら、今のコーディネーターの業務という部分でいうと、3名の方、今やっておられますが、非常に大事な部分を担っていただいているということで考えております。で、一部の方は集落支援員としてなったということ、もう1名の方が、来年早々に任期満了ちょうことで、この後どうするかというところは、当然継続するような形で処遇をどうするかということで、教育委員会と今協議をしておるところです。町全体の内部の協議は今からということになりますが、教育委員会と私どもが話す中では、3名を継続してコーディネートしていただくような形をとれないかというところで、今話しているところということでございます。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） そのあたりはよろしくというしか言いようがないんですけども、私ら接触することもこれからありますんで、そのときにはまた、私らからのいろいろな皆さんにお伝えできることがあればするのと、それからさっき言った、地元の経験者、さっきの食堂の、ああいう人との接触ちょうのがあんまりないんですよ。だから、私らとしたらそういうことを、逆に私らが間に入って彼らと会ってもらってということが出来ますんで、ぜひそのあたりも、もし私らにできることがあればやりますんで、ぜひ頑張ってやってください。

次が、看板の件なんですけど、国道9号線の徳佐からトンネルを抜けると津和野町まで15キロとあります。前回の一般質問にもこういうようなことっておきましたけど、すぐに津和野方面への看板が出てきます、なごみのほうへおりていくですね。国交省への交渉を願いたい。「津和野まで15キロ」の文字を削除してほしいということが3番目の質問です。

以上です。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国道9号上の案内看板についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の道路標識は、上段に浜田77キロメートル、中段に益田36キロメートル、下段には津和野15キロメートルと表示され、津和野町役場本庁舎までの距離が表示されているものであります。国土交通省浜田河川国道事務所益田維持出張所に問い合わせをしたところ、標識は国土交通省の道路標識設置基準により設置されているものであり、議員御要望の「津和野15キロメートル」の削除については、削除しなければならない理由が見つからなければ削除できないとの回答をいただいております。

また、津和野の城下町への誘導案内は、山口市徳佐地内や津和野町地内の県道柿木津和野停車場線中座工区交差点、大鳥居交差点、青野隧道付近交差点に白地に青抜き表示

された案内標識があり、観光やビジネスで訪れるお客様にも配慮された標識が設置されております。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 今の答弁を受けて、ちょっと意地の悪い質問をしますが、日原の駅の上のガソリンスタンドがありますよね。あそこにある看板、見られましたか。これ担当が誰かちゅうのちょっとこれじゃあわからんのですけど、津和野11キロと書いてある。さっきこの中で言われた15キロというのは、あくまでも庁舎を中心に考えたんだというあれだったんですけども、あそこからここまで11キロありますか。ごらんになりましたか、担当は誰の課かわからないんですけど。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 議員さんが言われるのは、枕瀬のスタンドのですね。それは、白地に青抜きで11キロと。

先ほど、町長答弁の中にありました山口市の徳佐地内の願成就温泉、山口方面よりですが、そこに白地に青抜きでピクトといいまして、殿町通りの絵が入ったものがあります。それに距離表示がしてありまして、それは津和野の城下町の中、殿町を目指したところの距離表示がされています。で、今、枕瀬にある白地に青抜きがしてあるものにつきましては、そこから津和野庁舎のどこになりますが、そこまでが11キロというふうになります。で、御質問がありました15キロのことにつきましては、確かにこれは青地に白抜きで15キロと表示してあります。その標識が出ている柱の、益田方面に向かっていくと左側になりますが、白地に青抜きで津和野というふうに距離表示がしてあるのを御存じかと思いますが、これが、山口方面から津和野入ってくる時に木の枝に隠れてちょっと見えなくなっております。15キロという表示の左側の隣に標識がつけられております。ただ、木の枝等で隠れて見えにくくなっております。本庁舎をにらんだ距離と津和野町舎をにらんだ距離と、標識がそこには二つ存在するわけですが、両方あるということで、今見えにくくなっているところについては、木の枝を切っていただくようお願いはしております。白地に青抜きの標識が見えるようにということでお願いはしておりますので、ということでもあります。

○議長（沖田 守君） 4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 私たちがよその町に行って、ナビもありますけども、やっぱり見ますよ、どこどこまで何キロ、右へ曲がって何キロというのは。だから、これ私も実は気づかなかった、地元におると気づかないんですよ。だけど、よそへ出たときはやっぱり頼りにしますよ。で、右か左かというのも頼りにしますんで、今のようなことを、間違った人にあれは青抜きでどうだ、あげだこげだちゅうのは役に立ちませんから。それで何がこれで言いたいかという、このことというのは結局、一番最後の私が言いたい落としどころは、津和野の利益のためには、例えば今、そのようないろんな問題があっても、津和野が処理しないとよそは誰も処理してくれません

もんね。私自分でも、元議員さんだった先輩議員にもちょっと相談に行ったら、こういうことをやるのが仕事だろみたいな、津和野町にとっての利益は津和野町が守らんで誰が守るんだって言われて、経験があるんですよ。だから、ぜひそこは強烈に、理由があるとかないとかじゃなくて、「困っとるんじやと、わしらは」ということで、ぜひ押ししてもらいたいというふうに思っております。それは観光客だけじゃなくて、仕事に来られて、山口のほうからばあつと来られて——集まりのときに言われたんですよ——来られて、時間に間に合わんちゅうて、もう津和野まで15キロちゅうて15キロ走ったらここじゃなかったという、仕事師の方なんですけども、これも津和野町にとっては不利益なんです。だから、津和野町にとって不利益なことに対しては、やっぱり私らが行くわけにいけませんけ、国交省へ。前に国交省に聞きには行きましたよ。だけど、交渉するのは私らじゃないですけ、皆さんですから。だから、皆さんが今のようなことで、理由はもう何かつけて、要するに我々は困っとるんだということを利用して、国交省にぜひ交渉をしてもらいたいというふうに思っております。これ最終的には、本庁舎という、今言葉使われたんですけど、やっぱりそこに整合性がないからこういうことが起こるんだなみたいな気がしているんです。これが落としどころちゃあ落としどころなんですけども、これは一つの例として出したんです、例としてね。ですから、ぜひ津和野町を守る気概を持っていただいて頑張ってくださいという思いを込めて、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、4番、道信俊明君の質問を終わります。

以上で、今定例会9名の議員の一般質問を終結をいたします。

---

○議長（沖田 守君） 散会宣言をいたします。

以上で、本日の日程全て終了させていただきました。

本日はこれをもって散会といたします。御苦勞でありました。

午後1時52分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 30 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 30 年 9 月 13 日 (木曜日)

---

議事日程 (第 4 号)

平成 30 年 9 月 13 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 91 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 28 年度～平成 32 年度) の変更について
- 日程第 3 町長提出第 92 号議案 津和野町空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 93 号議案 津和野町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について
- 日程第 5 町長提出第 94 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 95 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 96 号議案 津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 97 号議案 町道森村笹山線の路線認定について
- 日程第 9 町長提出第 98 号議案 平成 30 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 10 町長提出第 99 号議案 平成 3 0 年度津和野町国民健康保険特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 日程第 11 町長提出第 100 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護保険特別会計補正予  
算 (第 2 号)
- 日程第 12 町長提出第 101 号議案 平成 3 0 年度津和野町下水道事業特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 日程第 13 町長提出第 102 号議案 平成 3 0 年度津和野町農業集落排水事業特別会  
計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 103 号議案 平成 3 0 年度津和野町水道事業会計補正予算 (第  
2 号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 91 号議案 津和野町過疎地域自立促進計画 (平成 2 8 年度～  
平成 3 2 年度) の変更について
- 日程第 3 町長提出第 92 号議案 津和野町空家等対策協議会設置条例の制定につい  
て
- 日程第 4 町長提出第 93 号議案 津和野町子育て世代包括支援センター設置条例の  
制定について
- 日程第 5 町長提出第 94 号議案 津和野町営バス運行に関する条例の一部改正につ  
いて
- 日程第 6 町長提出第 95 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給  
条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 96 号議案 津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部  
改正について
- 日程第 8 町長提出第 97 号議案 町道森村笹山線の路線認定について
- 日程第 9 町長提出第 98 号議案 平成 3 0 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 町長提出第 99 号議案 平成 3 0 年度津和野町国民健康保険特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 日程第 11 町長提出第 100 号議案 平成 3 0 年度津和野町介護保険特別会計補正予  
算 (第 2 号)
- 日程第 12 町長提出第 101 号議案 平成 3 0 年度津和野町下水道事業特別会計補正  
予算 (第 2 号)
- 日程第 13 町長提出第 102 号議案 平成 3 0 年度津和野町農業集落排水事業特別会  
計補正予算 (第 2 号)

日程第 14 町長提出第 103 号議案 平成 3 0 年度津和野町水道事業会計補正予算（第 2 号）

---

出席議員（12 名）

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊明君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	世良 清美君	総務財政課長	岩本 要二君
税務住民課長	山本 慎吾君		
つわの暮らし推進課長			内藤 雅義君
健康福祉課長	土井 泰一君	医療対策課長	下森 定君
農林課長	久保 睦夫君	商工観光課長	藤山 宏君
環境生活課長	益井 仁志君	建設課長	木村 厚雄君
教育次長	渡邊 寛夫君	教育次長	齋藤 道夫君
会計管理者	青木早知枝君		

---

午前 9 時 00 分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。引き続きお出かけをいただき、ありがとうございます。

これから 9 月定例会 4 日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の 1 2 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、三浦英治君、9番、寺戸昌子君を指名します。

---

## 日程第2. 議案第91号

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第91号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） この事業、予算組みについては特段問題はないと思っ  
てはいるんですけども、この積み上げといいますか、予算の組み方についてお尋ね  
なんです、このたび広域議会、広域事務組合のほうにということ、事業主体は広  
域事務組合になるわけなんです、本来この広域事務組合というのは、先般の一般質  
問でもお尋ねしましたとおり、救急・消防とそれとごみ処理というところだと思っ  
ますが、このたびはトップダウン的といいますか、また、高津川の映画をと  
うことで手を組んだというような格好だと思っ

ただ、本来でありましたら、基本的にそういった話がない場合、広域事務組合に上  
げるべき課題というのは、各市町で積み上げられたものが町単独、市単独では難  
しいということから、広域事務組合でやったらどうかというような取り決めとい  
いますか、取り組みがなされてきたと思っ

このたびのような、こういった1市2町で連携したほうがい  
いだろうという課題は、ほかにも多々あると思っ

各市町において、こういった共同で取り組むべき課題であるとい  
うふうな認識があつた場合、どのような積み上げをもつて、こ  
ういった取り組みがなされていくことができるのかについてお尋ねいた  
します。

○議長（沖田 守君） 課長でいいか。担当課長でいい。

○議員（3番 川田 剛君） 答えられるところで。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 共同で取り組むべき事業とい  
うことでございますので、私ども幹事会という、副町長と担当課長、企  
画担当課長が出席をする会議があつた幹事会というのがござ  
います。それから首長の会議、それから広域議会とい  
う、こういう3つの大きな柱があるわけですが、その幹事会  
の中で、私どもがそういった取り上げるべき課題とい  
うことで、提案することは可能だとい  
うふうに考えております。

今回のこの高津川の映画については、先ほど議員が御指摘になられたように、映画の舞台が高津川流域ということで、流域3市町で構成する広域事務組合が財政支援を行うということで、私どもが今予算を提案しています414万7,000円、これについては、広域事務組合のほうに1回、その各市町から負担をさせていただいて、広域事務組合がこの映画を制作する会社のほうに、助成金としてお支払いするというような形になっております。

したがって、こういった私どもが3市町で共同してやる事業については、私のほうから提案していくというようなプロセスというのは、組み立てられているというような形でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第91号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第91号津和野町過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）の変更については、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第92号

○議長（沖田 守君） 日程第3、議案第92号津和野町空家等対策協議会設置条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 津和野町空家等対策協議会設置条例が制定されることになりましたが、これから計画を立てられるということで、実施についてはこれから解体の条件とか、いろんなものが絡んでくると思いますが、この実施についての実施時期というのは、大体いつごろを見込んでおられますか。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） この空家対策計画というのは、この協議会で今から審議するということになります。

この空家対策の計画については、議案説明のときにも申し上げましたが、今、議員が御指摘になったような特定空家の認定の部分、ここでこれが、要は除却等の対象になるかどうかというような判断基準等も、この中で定めていくということになります。

この空家対策計画については、今年度3回程度のこの協議会の開催を予定しておりますが、この計画自体ができ上がるのは来年3月末までの今年度の中で、この計画をつくっていきたいということと、先ほど質問にありました実施時期については、これを皆様に周知をして、こういった考え方で津和野町は空家対策を進めますということで、来年の4月以降でこの計画に基づく実施を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） その関連で、タイミングといいますか、スケジュールですね。3月までに計画ができました。計画ができて、実施するに当たる上で予算組みですとか、議会の議決が必要になってくるのかどうかという部分と、それと空き家対策特別措置法の7条の2項第3条に係るようなんですけれども、空き家対策措置法の第7条の2項の中に、この構成するメンバーの中に市町の議会議員というのが規定されています。よその町の議会を見ても、この条例について、市議会議員、町議会議員を入れているところ、津和野町のような文章になっているところとあると思うんですが、津和野町においては、議会からの選出があるのかどうか、もしあった場合は誰を充てるのか、その場合、議会議決があるとなると議員を入れる必要があるのか、法律で規定されていますので、そのあたりも審議はされたものなんだろうとは思いますが、協議会なのか審議会なのかという部分をお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） まず、予算等の議会議決ということでございますが、来年3月の時点で、この計画、そこまでのところである程度骨子的なところはわかってくると思います。これに対する特定空家の判定であるとか、そういった専門家が評価点を打って、点数的にこれは特定空家だというような認め方を他の市町はしているというような状況から踏まえすと、この協議会以外にそういった専門家の御意見といいますか、そういった部分をもとにまた審議するというようなプロセスもあろうかと思えます。そういった部分でいいますと、報酬等の予算組みをしてくるというようなことになろうと思えます。

この計画自体について私調べてみましたところ、議会の議決を得て、この計画をどういいますか、作成するというようなものではないということでございますので、この計画自体は、基本的にはでき上がった時点で、議会の皆様には全員協議会等でこの内容についてお知らせをさせていただきたいというところで、今考えているところであります。

松江市等はもうこれつくっておりますが、私も松江市のほうでいろいろ御意見を聞いて、この計画をどういうふうにつくるかという、練ってきたところでございます。

それともう一点、議会からの選出というところでもあります。議員が御指摘になられたように、第7条の第2項、ここに規定している部分の中には、議会の議員としての選出というようなところを書いてあるんですが、私どもがこれを調べたときに、これはできる規定ということで、義務規定にはなっていないという判断の中から、協議会については、今のところ、議会の議員の皆様から選出していただくというところについては今考えていないというところでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） それとページめくって、最後の第7条の守秘義務の部分なんですけども、これもどこも同じような文章でつくられているんですが、この守秘義務違反といいますか、この部分をどこまで扱っているのか。個人情報が多々あると思います。そういった部分で、法務的な方々というのは、そういった部分は守っていただける部分だと思うんですけども、守秘義務の部分というのが書いてあるだけになってしまうのではないかなというふうに思うんですけど、このあたりの守秘義務というのは、書面で誓約書を書くとか、そういった取り組みをする予定があるのかどうかをお尋ねします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 当然、この空き家を調べていく上では、相続人が誰であるかとかというような部分も含めて、全て個人の過去の父・母どういう方だったとかということまで皆調べていくような状況になります。それで相続するときにはたどって行って、この家の責任をどうするかというようなことになろうかと思いますが、この守秘義務のところは、一般的に地方公務員法も守秘義務というのを規定をしておりますので、先ほど議員が御指摘になられたように、法務の弁護士の方もこれ入れる予定にしておりますが、そういったところで書面によって、この協議会の委員さんが守秘義務を守るという誓約を書くべきなのかということについては、御指摘を受けて、今後ちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 同僚議員が言いました第7条の守秘義務であります。ここの文言の中に「その職を退いた後も同様とする」というような文言が入っておるんですが、これ2年で任期になりますけど、その後も聞きますと、その人が生涯その退いた後といいますと、継続になるようになるんですが、こういう文言を入れられると、その協議会の委員になり手が本当にありますか。委嘱されるのに大変であらうと思うんですが、こゝら点はどのようにお考えかお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 基本的には、これを守っていただくという形になろうかと思えます。委員の委嘱の際に、これは地域住民の方からもこの委員として出ていただいて、いろんなところの議論をしていくということになります。

どこまでの協議会で、そういった個人情報というのを開示しながらいけるのかというところは、まだちょっと運営上のところで、私どもがそういった部分の細部について、まだ詰めていないところもございしますが、基本的には、この協議会というのはそういう個人情報等、重たい情報をやっているということでございますので、守秘義務については、この第7条、他の市町もこういったことで規定をして、それからこの協議会をつくるということになっておりますので、同意をなるべくさせていただいて委員に入っていたくような、そういう進め方を私どもとしてはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第92号津和野町空家等対策協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4. 議案第93号

○議長（沖田 守君） 日程第4、議案第93号津和野町子育て世代包括支援センター設置条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） この子育て世代包括支援センターの全国の設置状況を見ていますと、さまざまな取り組みがなされている中で、大体支援プランの作成ですとか、きめ細やかな対応をしていくというようなことが書かれているわけなんですけれども、この子育て包括支援センターの設置するメリットとといいますか、津和野町においては、基本的には津和野の健康保険課のところで窓口になるのではないかなと思うんですが、ない場合とあった場合とではどのような違いが生まれてくるのかなと思いたしたので、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） メリットといたしますか、これまでとどう変わってくるかというような点ではありますが、これまで通常、妊婦さん、妊娠されますと直前14週でしたか、病院のほうで定期健診を受ける補助を町のほうが今、出しています。生まれてからは、今は「あかちゃん訪問」というのを、大体1カ月から2カ月ぐらいのうちには保健師が訪問をして、子供の状況を成長状況を確認するということでありまして、それ以外の部分というのがこれまでははっきりとほとんどありませんでした。

今後は、今回の条例にも書いてありますように、妊娠、出産、育児等、全面的な支援という形の中で、例えば、出産前の妊娠の状況の中で不安なことであるとか、今後の出産後の相談であるとか、そういうことを専門的に受けたり、また生まれた後に先ほど言いましたが、基本的には一度、状況が悪く何かあれば複数回というのがありますが、基本的には一度、あかちゃん訪問というのを行って、そこで健康診断をして、後は保護者のほうがよっぽど何かあれば相談に来るという形でしたが、今後はこちらのほうから定期的にそういう産婦さん、それから子供さんの状況、そういうことを確認しに行ったりとか、そういうものを専門的に行えると。あわせまして、妊産婦の時期だけではなくて就学前、もしくはもっと小学校に入りましても継続的に、今後支援が必要な子については見ていけるというようなことがメリットといたしますか、今後変わっていくような形になろうかと思えます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） これまでの子育て世代包括支援センターの設置において、その課題となっている部分というのが、やはり核家族化していたりですとか、片親だったりとか、そういった部分での支援が必要になってくる場合が多いように思うんですけども、中でも妊娠期の場合というのが、わかった段階ではまだ仕事をされている場合とか、そういったときへの対応が難しいだとか、それとあと休日、どうしても役場が休みになりますと対応ができないと。会える日というのは、どうしても土日に限られている中で、なかなかそういった要支援保護者の方に会うことができないというような課題が出ていたわけなんですけど、このセンターを設置するのはいいんですけども、その体制といたしますか、これまで全国的に設置されてきて、課題がだんだんと見えてきている中で、津和野町としての保健師さんの体制ですとか、コーディネーターを置くのかとか、そういった部分の体制というのは大丈夫なんでしょうか。

○議長（沖田 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井 泰一君） これは今のうちの保健師で、このセンターの職員を兼務してやるという形ではなくて、専属に今ちょっとまだ確定をしていないので詳しいことは申し上げられませんが、益田に在住の助産師さんの資格をお持ちの方を今交渉しておりまして、多分ほぼ御快諾いただいて、10月から勤務いただけるかなというところで考えておるところであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第93号津和野町子育て世代包括支援センター設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第94号

○議長（沖田 守君） 日程第5、議案第94号津和野町営バス運行に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第94号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第94号津和野町営バス運行に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第95号

○議長（沖田 守君） 日程第6、議案第95号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第95号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第96号

○議長（沖田 守君） 日程第7、議案第96号津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第96号津和野町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8. 議案第97号

○議長（沖田 守君） 日程第8、議案第97号町道森村笹山線の路線認定について、これより質疑に入ります。ありませんか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 路線認定ということで森村笹山線です。県道を移譲されるものでありますが、1.5キロですが、この県道を町に移譲を受けるときに現状

でいろいろ舗装とか、傷んでいるとか、そういった状況もいろいろあると思うんですが、これを受けるときに誰かそういったことを県と協議して、幾らか県のほうで補修をしてから受け取るとか、そういうことはされているのかどうか、その辺について伺います。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 県道を移譲を受けるに当たりまして、津和野土木事業所と協議をしております。その中で現地も確認と一緒にさせてもらっていますが、悪いところ等ありますので、それについては協議の上で今現在、修繕と工事を行っております。10月末までのところで工事を終える予定になっております。それで、その後、引き渡しを受けるわけですが、供用開始は11月1日を現在のところ予定をしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第97号町道森村笹山線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9. 議案第98号

○議長（沖田 守君） 日程第9、議案第98号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） このたびの平成30年度津和野町一般会計補正予算（第3号）の総務費の関係で、財産管理費の委託料ということで、日原診療所改修工事基本設計業務委託料1,134万円、さらに津和野庁舎耐震診断業務委託料479万2,000円というものが計上されております。これに対して提案理由につきましては、9月10日の時点でお聞きしたところでございますが、9月10日に我々は議員派遣として、今さらどうかという思いもありませんが、しかし、今だから行かなければと

ということで、日原診療所並びにせせらぎ西棟・東棟を議員全員で調査をいたしました。その結果、東棟3階において、これまでの説明の中では適切な跡地活用というか、そういうものがまだ模索中であり、現在のところ白地というような状況の中で、我々はその場所をつぶさに確認しました。案外この施設は議場としても結構なスペースがあり、特に支障はないのではないかというような思いもいたしたところでございます。

そういう中で、基本設計業務委託料は既に提案されてからのこととございますので、もともと基本設計業務委託料の仕様書としては、従来の考え方にのっとって、今の診療所の1階部分の改修並びに議場の増設というものを踏まえた上での基本設計業務委託料だと考えておりますが、10日の我々が視察した中で、3階というものが案外使えるかなという感触を得た中で、基本設計にこの3階の活用を加える、そして現在増設を考えておられる部分を切り離して、まずは日原診療所の部分だけを改修し、危険な今の現在の本庁舎である日原の本庁舎をとりあえず日原の診療所の1階部分にもっていくんだと。そういうことは大変重要であり緊急性があると思うんですが、議場の増設については、3月の特別委員会においても委員長報告として十分配慮し考慮するというような一言も載せておりますが、その部分について、基本設計業務委託料について、何らかの3階部分についても考慮されるものかどうかをまず確認したいと思っております。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今回、補正で御提案させていただいております日原診療所改修工事の設計業務委託料でございますけども、当初、その内容につきまして、先ほど議員が言われましたとおり、日原診療所の改修工事、そして議場の増築というところでの基本設計の内容を考えておったところでございます。

しかしながら、先ほど議員もおっしゃいましたように、9月10日に現地視察を議員の方々、行っていただいたときに、そのせせらぎ棟の3階を視察したときに議員の皆様方から、ここがスペース的にも使えるんじゃないかというふうな御意見を多数いただいたというふうに私は思っております。

そういった御意見をいただいたことを踏まえまして、すぐさま庁内部で町長、副町長とともにそういった状況を協議いたしまして、今回、基本設計業務として提案をさせていただいている業務の内容につきましては、まず優先的に議員の皆様方からいただいたせせらぎ棟の3階について、議場として利用が可能かどうかという調査業務等から（ ）中に盛り込んでいきたいというふうに、今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 同僚議員から今あのような説明がありましたが、本設計で日原の設計が1,134万計画してあるわけでございますが、たまたまこの間、9月10日に我々は視察に行ったわけでありまして、これは目的があくまでも診療所の1階、3階の内部を視察するという段階で行ったわけでありまして。

診療所の1階は役場機能としての柱、壁等の障害物の撤去が可能か、また図面をいただいて説明もあったわけでありましたが、面積的には十分可能と思われませんが、課の配置計画等は専門家の指導や作図で説明でないと利便性はわからないわけでありまして。2階、3階の利用についても目的を持っての計画をしないと大変難しいように思っておりますが、せせらぎの東棟の3階については、たまたま病院の喜島統括部長がおられましたのでお話をしたときに、たまたまその「3階がありますが見られますか」ということで、「それではぜひ見せておいてください。たびたび病院の中を視察するわけにはいきませんので」ということで、中を見せていただいたわけでありまして、せせらぎの3階には大きな柱が2本あります。これを撤去することは構造上、大変無理ではないかというふうには私は判断をしておったわけですが、本格的に議場構想するのであれば、専門職の方をともに検討するべきであるというふうには思っております。

1回目で、ここを今すぐ設計費に計上するとかということは、大変難しいのではないかというふうには思っております。まだ、このせせらぎの最高責任者であります橘井堂の医院長先生の意向等も何ら聞いたわけではありません。ただ、喜島統括部長にお願いをして、ただ見せていただいたというだけのものです。まず、病院側ともよく協議をされた上で、そして計画をされるべきであろうと、本予算とは何ら私は関係がないように思っております。

以上であります。何か説明があればいただきたい。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 今、議員のほうから、たまたませせらぎを視察したというふうなお話でございましたけども、議会の初日の議員さんの現地視察派遣ですか、あの書類の中にも診療所とせせらぎというふうなことも書かれておりましたと思うんですけども、いずれにしましても、10日の現場を見たときに、確かに柱の大きいものが2本ありました。そういった状況も踏まえた中で、議員の皆様方からここが使えるというふうに御意見をいただいたというふうに思っております。そういった御意見をいただいた中で、先ほど私が申しましたように、基本設計業務の中でその方向性についても検討をしていくということ盛り込むということでございます。

○議長（沖田 守君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 昨年の12月より、施設の集中と効率化ということで、まず日原診療所を今の東棟の2階に設置、そして東棟のほうの2階、3階の老健のいわゆる入所、短期入所を津和野共存病院の3階のほうに移転をするということで全員協議会等、皆様には御説明をして御了解を得たと思っております。

医療法人橘井堂のほうは指定管理を受けております。今の日原診療所のほうは31年の4月から東棟の2階のほうに移転をするということでありまして、今の2階、3階の

入所のほうは、11月に津和野共存病院の3階のほうに移転をすることになっております。

まずは、日原診療所のほうは31年3月までは現在のとおりに1階でやって、東棟の2階は31年の4月ということで、法人のほうはその手続を保健所等、動線の関係とか、そういうことで今現在行っております。東棟の3階のほうは、いわゆる議員さん方からも一般質問でありましたように、跡地の後をどう利用するかと、有効利用はできないかということがありましたので、中間的施設の医療近接型の施設ではどうかということを検討しました。地域医療協議会の中で、その辺の部分で活用方法ということがあったんですが、5月の末に地域医療協議会を開催し、確かにそういう施設は要るであろうと。

ただし、専門家の意見を聞いた状況では、3階はあくまでも以前の平成10年に建てた建物でありますので、そのときはまだ認知症等の制度も今のように活用されておりました。いわゆる痴呆性の部分の施設としての部分でありましたので、そこを住居で使うと扉は一つしかない、しかし住居とするのであれば多額な費用がかかり、バス・トイレも必要であるということで、ここにこだわる必要はないということを経済協議会のほうでは判断をいたしました。

その状況を踏まえて、医療法人のほうは、11月移転をした時点でもう施設としては、我々としては跡利用を考えていないので、一応、須山理事長からは町のほうに対して、来月3階の今の利用については町のほうに、一応運営としてはもう指定管理の中に入っていないので戻したいということでありまして、理事長のほうはどうしてそういうことを言うかということ、やはり今の山村開発センターのほうが、会議室等がないということをお聞きになっております。管理棟のほうは今会議室もあり、施設長室もありということで、ここは冷暖房がきいていいんじゃないかということで、より住民のための利用の一つとして、町のほうが考えてはどうかということをお前日も理事長のほうと協議をしまして、そういう形でいきたいと。

ただし、届け出のほうは、今3階をそういうことで、どういう活用になるかわかりませんが、しておりませんので、再度、保健所のほうには2階を診療所としての機能を当然果たさなければいけませんので、その辺を今の橘井堂のほうの設計士さん等に、きのう再度申し入れて、総務のほうともそういう話をして、一応そういう形の利用した場合の届け出ということをお、現在、内部ではこういう方向で一応許可をいただくという状況であります。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにこれに関しても結構でございますが、ありましたらどうぞ。2番、米澤宏文君。

○議員（2番 米澤 宏文君） 77ページが一番下ですが、ブロック塀撤去1,090万円、これを新聞等で、ブロック塀が倒れて小学生の女の子が亡くなったことでこ

ういうことになったと思いますが、この後の処理といたしますか、植樹するのか、必要だからあったものであろうと思いますが、この後はいかがなされるつもりですか。

○議長（沖田 守君） 渡邊次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 失礼します。今、議員さんの御質問でございますが、この後というか、ブロック塀危険と思われるところが、津和野小学校、津和野中学校、日原小学校、青原小学校とありまして、ブロックを壊してガラ処分をした後はフェンスを建てるというような予定にしております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 75ページの災害対策費の機械器具費であります。これ説明によりますと、消防費の備品購入費としてJ—ALERT機器、更新に伴う防災行政無線自動起動装置購入費の134万3,000円であります。これはJ—ALERT機器更新に伴ってどのような形でこの自動起動装置が行っていくのか、少し御説明をいただきたいと思います。

○議長（沖田 守君） 総務財政課長。

○総務財政課長（岩本 要二君） 災害対策費の備品購入費でございますけども、10日の説明のときにJ—ALERTの、ああした北朝鮮のほうでミサイルが頻発に打ち上げられるというふうなことから、J—ALERTそのものの整備をさらによくしたものに今回更新していくということで、当初予算に計上させていただいたところであります。

そのJ—ALERTの装置につきましては、そうした更新の予算を計上しておりますけれども、それに連動する防災行政無線、この連動の仕方がどういう形で住民の皆様へそういった情報伝達をしていくのかというのは、ちょっと今まだ確認しておりませんが、瞬時にそういった戸別受信機等を通して情報が流されるというふうな形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 50ページの林業振興費の中で、簡易作業路開設事業補助金が計上されております。これは作業路の開設延長の単価の改定ということで説明がありましたが、これの単価の改定になったいきさつといたしますか、それとどれぐらいの単価改定があったのかお聞きします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 説明では単価の改定とあったんですが、これは今作業道延長が500メートルで区切ってありまして、最大50万というそういう制度になっておるんですが、今道延の開設はそれ以上の開設ができると、1年間でということがありまして、その1,000メートル、100万までのそういう補助事業にしていくということで、予算枠を膨らませていただいたというものであります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） まず、23ページ、総務費の企画費の委託料、高齢者等見守り・買い物支援業務委託料についてなんですけれども、先般の一般質問でも申し上げましたとおり、この買い物支援というのが高齢者というだけで、要支援・要介護といったところは対応されていないと思うんです。そういったところも含めてやっていただかなければ、これから先これが使える人、必要となる人というのは限られてくるのではないかと。この調査を行う際にも、地域の方々や自治会の方々にどなたか使ってもらえないだろうかというようなところから始まって至ったと思うんですが、実際テレビを使って注文できる方というのがどれぐらいいるのか、それを見守れる方だとか、独居の方だとか、本当に必要とされている方というのは、もう少し幅が広いところでなければいけないんじゃないかと。これだけでも250万円の金額をかけられます。また、大手企業が参画していただいているということであれば、もう少し幅を広げていただく医療連携・医療介護連携もしていただきたいという思いでの質問をさせていただきます。

それと95ページなんですけど、日原地区体育施設の修繕料で照明機器の修繕ということなんですけども、ここずっとバスケットゴールが上がらない状況が続いております。これも修繕はされないのかどうか、それとネットのほうも大分老朽化しているように思っているんですが、こういったところの修繕も入ってくるのかどうかもお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 買い物と見守りについては、2年間の実証実験を経て、今回、予定は10月ということなんですけど、実施するというので、この委託料については、津和野開発のほうに委託をしてということで、見守りと買い物それぞれ含めたものを今回258万5,000円として計上させていただいたということになります。

先ほど議員が御指摘になった要支援・要介護というようなところの対象者の部分、今回はここに至るまでは社協、民生委員さん、それぞれ意見交換をさせていただきました。この買い物の支援については週1回、津和野地域が1回、日原地域が1回というこの流れの中で行っていくということで、例えば、認知症の方がじゃあこのシステムを使えるか、ヘルパーの方に注文していただくのかというようなところも含めて、回数的にも足りないのではないかとというような御指摘もいただいております。

今回、一応10月ということでしたが、ちょっと1カ月システムの調整でちょっとおくれるというようなことにもなりますが、現状は今、津和野の買い物については、商工会を通じて加入をして協力していただける店舗が15店舗、それから見守りの世帯が、申し込みがあったのが3世帯、買い物の支援の申し込みがあったのが15世帯というよ

うな、数字的にはまだまだそういったところでいうと、これからどんどん上げていかななくてはならないというような状況にはなっていると思います。

この週1回の津和野・日原それぞれ、この商品をお渡しするという部分で、注文するとき、それからお渡しする時間帯、そういった部分もある程度限られた中で今回このシステムを組んでおります。したがって、議員が御指摘になられたような、要介護・要支援の方に対する支援策としての買い物、見守り支援というところの部分については、まだまだ不十分なところがあるかと思えます。

ただ、私どもとしては、高齢者に限らず、この買い物支援等必要とされている方については、町内全域にこの制度内容について周知をした上で、今回こういった形で申し込みがあったということをごさいます、これをまだまだ充実させていく、あるいは先ほど議員が御指摘になったようなところも解決していかねばならないというようなところも考えております。今回は11月からのスタートということをごさいます、これについては、こういった予算の中で、徐々にそういった部分の必要度の高いところは皆さんと協議をしながら進めてまいりたいというところをごさいます。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 議員からの御質問であります、日原地区の体育施設の修繕料については、今回に上げておりますのは、プールのシャワーバルブ等の交換と、それから日原体育館の水銀灯が切れておるのをLEDにかえていくという形で、切れているところから随時交換していくという形と、それから非常灯の取りかえという形で上げさせていただいております。

御指摘のありましたバスケットゴールについては、かなりの見積もりを業者から金額の大きいのをいただいております、ほかに工法はないかということは今課内のほうで検討をしておるところをごさいますので、今後また結論が出次第、補正のほうに上げていく形になると思います。

ネットということについては、担当者からちょっと聞いておりませんので、一回また確認をして上げていきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 済みません。95ページの修繕費の部分についてはよろしくお願ひしたいと思います。

23ページの先ほどの高齢者・見守りなんです、町長、この予算というのが250万円ついて買い物支援していますが、実際に要支援の方々に行き届いていない、使いづらといった部分があります。買物を本当に必要とされている方々、一人では買い物できない方々が、ヘルパーさんや家族の方とでなければ一緒に買い物ができない、ヘルパーさんもそういった支援サービスがまだ実際ないと思えます。そういったところで、こういった買い物支援・高齢者見守りといった部分は、もう少しきめ細やかなサービス

を行っていくほうが大事なのではないかと、そのほうも重要ではないかと思うんですが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 我々の将来的な目標は、まさにそういう部分も目指しながら、これまで準備を進めてきたというところでもあります。

今回、総務省からも地方創生の交付金をいただき、またシャープさんにも、これも総務省の企業人の応援プログラムというのを補助をいただきながら、実証実験という形で進めてきたところでもありまして、いろいろな苦勞がございました。まずはスタートをすることが大事だということで、今回いよいよ11月からのスタートということになったわけでありまして、最初から広く対象を広げていくというよりも、まずは高齢者福祉ということに絞って準備を進めてきたというところでもあります。

今回の予算も同じ税金だと言われればそうではありますが、できるだけ町の一般財源を使わないようにということで、集落支援員制度を取り入れさせていただいて、そしてそこに携わる人件費についてはその制度から、そして、その集落支援員制度がそれぞれ事業費部分というものを国の補助で持っておりますので、そういうものをこの事業費のほうにも組み込ませていただいていた二百数十万という上程をさせていただいているというところでもございます。

税金ですから決して無駄にならないようにということで、しっかり肝に銘じながら取り組んでいきたいと思っておりますし、まずはスタートでありまして、実際にまたやりながら、今回も実証実験の結果をもとに、見守り対策もその集落支援員に見守りコンシェルジュという専門の人をつけて、よりこの見守りを充実させていこうということスタートとともに始めたところでもありまして、こういうことをやりながら、より対象に広げPRしていくことで利用者数もふやしていきたいと。その中に議員御指摘のような、そうした要介護・要支援の皆様方、あるいは障がい者の方々、そうした方々のふだんの生活の利便性を上げていけるようなお手伝いというものにも、この事業をぜひとも活用していきたいというのが、私どもの意気込みでもございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 48ページであります。農林水産業費の畜産業費、これに負担金補助及び交付金として、実施主体の石西地域畜産推進協議会に対する畜産・酪農収益力強化整備等特別交付事業費負担金として計上があります。この内容についてお尋ねいたします。

○議長（沖田 守君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） これは全額補助をいただいていることではありますが、詳しい内容についてはちょっと今持ち合わせておりませんので、また資料のほう提出させていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） 御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 資料を持ち合わせていないということですので、どうしようもありませんので、また後でお知らせ願ったと思います。

○議長（沖田 守君） 農林課長、提案して、提案の中身がわからないってどないもならん。農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） これは石西地域畜産推進協議会への補助金でございます、その中身のほうが、少し資料がありませんので、また調べて報告をさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 7番、御手洗議員、そういうことですから、御容赦をいただいて、また後ほど詳しい資料を出すということですから、2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 23ページ、先ほどの高齢者等見守り・買い物支援に関連しての質問ですが、現在、後田のある商店の方が軽自動車で移動販売しております。すごい人気です。曜日を決めて時間を決めて、1、2カ所、3カ所ですか、ちょっと見ましたが6人から8人の人が皆買い物かごを持って出てきます。といいますのも、木部・畑迫地区の方はIT関係でこういう見守りとか、それもいいかもしれませんが、津和野町、町なかに住んどってもキヌヤまで行けない、いろんな人がおられます。すごい人気で、これすごいなあと思ったんですが、見られた方もおられると思いますが、やはりこういう方式の推奨といいますか、それも考えられたほうがいいんじゃないかと思います。皆さん喜んで出ておられます。

以前にも移動販売もありましたが、あれは広域的過ぎてちょっとなかなか利用者も難しいところもあったんですが、このように時間等決めていろんなことをしておられるそう、補助金とか何とかを別に欲しいんじゃないかと、すごい人気であります。それを考えていただいたらと思いますが。

それから、87ページ、文化財の修理工事設計業務委託料、これは藩校養老館の御書物蔵保存修理及び管理棟修理とありますが、これは養老館の裏にある建物のことですか。そのことちょっとお伺いします。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 移動販売ということで、買い物の支援策としましては、町が今進めております商品を御自宅へ運ぶという宅配と同じような形でのシステムと、それから車で回って、その時間帯をお知らせしておいて買い物に出てくるという、私どももその移動販売については現場も見ておりますし、3年前ぐらいにこの調査検討というのも行ってきたということでございます。どの方法にしても、買い物支援をやるためのこの方法については、民業としてやる場合になかなか、今回もその移動販売の空白地帯が出てきたのも基本的には黒字にならないという、民業である際の取り組みが黒字にならないと。今回、私どもが宅配をしますが、これについても基本的には、今回、町長が申し上げましたように、集落支援員の特別交付税等も

使いながら、この活動費等でこの必要な経費を充てていくというような形でのものになっております。

移動販売にしても宅配にしても、それから地域が商店に商品を運んでその商店で商品売るといふような、まちづくり委員会の取り組みなんかもございます。いろんな取り組みがあるわけですが、そういった中で、経費というところをいろいろ考えて、高齢者のニーズあるいは買い物が不便者のニーズを捉えながら、その経費のところをどうするかというところを、今からも先もちょっと考えていかななくてはならないと、移動販売は買い物支援の一つのツールだと、手段だというふうに私ども認識しておりますので、それも含めて、今後についても検討させていただきたいと思っております。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 御質問のありました文化財修理工事設計業務委託料につきましては、今お話にありましたように養老館の裏の御書物蔵と、その隣にあります管理棟でございます。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 25ページの生活バス対策費の負担金補助及び交付金1,100万円でございます。このたび津和野温泉から野広橋の線のバスの購入の補助金ということで説明があったわけでありまして、齋場に行ったり、また津和野の駅からなごみの温泉、また鷲原八幡宮、そして流鏝の馬場など、非常に今から高齢者やそして観光客にも重宝していただけると思うわけでありまして、このバスというのはやはり低床で乗りおろがしやすく高齢者などにも乗りやすいという、そういうバスかとも思いますが、少し御説明をいただけたらと思っております。

○議長（沖田 守君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） このバスについては購入補助ということで、石見交通のほうで既にどういったバスかというのは決められております。これ日野のポンチョというバスになります。乗車定員33人で、このバス自体は車椅子が乗れるような仕様になっておりまして、これ座席数が18、立って乗るところが14人ということで、乗車定員33人ということであります。福祉的な部分も含めて石見交通のほうでも、議員御指摘になったようなバスを購入するというところでお聞きをしておりますので、そういった車の購入補助に使うということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 商工費の問題なんです、例のヒヤマさんへの商業活性化支援の補助金のことですが480万と、それから機械購入に係る島根型6次産業ステップアップモデル云々の1,000万計上しております。このヒヤマさんは、出てこられるのは確実だと思うんですが、これだけ計上しておりますので、大体これ契約期間、どういう格好でその伝統工芸舎ですかね、あそこを借りるのか、買うのか、それによって随分違ってくると思うんですが、土地込め建物を購入されましたら随分

定着するんじゃないかと思うんですが、賃貸の場合、借りる場合に恐らく不動産最低でも5年ぐらいの契約になるんじゃないかなと思います。それかちょっと長期になりますと15年、10年の単位になると思うんですが、懸念するのは——そりゃ非常にいいことで継続してもらえばいいんですよ。

だけど、本当ちょっと考えると従業員の雇用問題にしても12人ですかね。非常に一昨日ですかいね、津和野開発でさえ人員募集を出しておるわけですよ、広告をね。人手不足で特にそういうサービス業なんて、今もう本当、津和野町内、全国的にも人手不足——同僚議員から東京から連れてくるのかといったのは本当に的を得ている質問なんですよ。現地津和野で12人というのは本当私も商工やっとなってどうされるのかなあとと思うような、ちょっと気もするんですが、そら、人の心配ですからいいんですよ。

もう一つ懸念するのが、これだけ用意して恐らくこれでは足りないと思うんですよ。ざっとあそこのあれを店舗にして云々で製造販売、そういう機械にせいと云々言いますとね、これはもう片手5,000万ぐらいは、私商売やってきて勘で大体かかるんじゃないかなとそりゃ思いますよ。そのうちで1,500万ぐらいは補助金であるんですが。

これ、大体町のほうでは、そこら辺はこんな憶測するのは失礼なことかもわかりませんがね、私はちょっといかんと思いましたが、これだけのものを用意してあげて、数年してちょっと撤退だということになった場合に、こういうお金は一体どうなるんですかね。そりゃその場でばー、ばーといいますか、そのまま消えるということなんですかね。そこら辺何か、何年以上やらないと何か賠償金をもらえとか何とか、そういうことが契約をするときに、これだけの補助金を出すときに、何かうたっているんですかね。そこら辺どうなんですか。出しっぱなしで、はい後はもうお任せで、やめたときはもうそのままもう帰って、これはそのまま水に消えると、そういう格好なんか、ちょっとそこら辺詳しくやってみてください、大金が動いていますから。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員の御質問でございますが、まずページでいきますと55ページの商工振興費負担金及び交付金、地域商業活性化支援補助金で480万計上させていただいております。なお、この480万はですね、ヒヤマさんの分ともう1件予定がございまして、結局、ヒヤマさん分については、この半額の240万ということになりますので、もう一個、東京事務所のほうで新しまろく事業としまして1,000万を計上しておりますので、合計で1,240万を一応予定をしておるところでございます。

財源としましては、55ページ、地域商業のほうにつきましては、240万のうちの半額120万は県補助でございます。県補助に同額を町が計上することが補助採択の必須となっておりますので、そういった形で120万を計上させていただいております。

また、東京事務所のほうの1,000万につきましては全額県補助でございます。そういうことで町長からもございましたが、同じ税金ではございますが、町の持ち出しとしては120万ということで御理解をいただけたらというふうに思っております。

それから、議員からございました店舗を賃貸でやるのか、購入するののかということにつきましては、実質は、事業主体はその事業者さんになられますので、余りこちらも差し出がましいことは申し上げることもできないとも思いますが、現時点で聞いている範囲では、一括にはならないかもしれませんが、購入する方向で動いておられるというふうに理解をしております。

また、当然これだけの投資をされますと、この補助だけではできませんので、以下、借入れ等につきましては御自身のほうが公認会計士さん、業務を請け負っておられる会計士さん、東京事務所あたりも県補助の関係でいろいろアドバイスをしながら、今、申請書の作成をしておりますが、県とも協議をしながら進めておるところでございます。これにつきまして、財源等につきましても現在の東京での売り上げ等を考えると、十分な借入れは可能であるというふうなことで聞いておりますので、金額的にはちょっと、余りプライバシーにもかかりますので、それなりの議員も御指摘されたようなほぼほぼ金額になるのではないかと思います、ある程度借入れを当然考えて、個人の責任として借りるよう事業者の責任として借入れをされる予定になっております。

県補助につきましては、全員協議会でも申し上げましたとおりでございまして、とにかくあちらの民間のスピードでいざかかろうといったときに、それで町の予算的な部分でおくれるというようことでは申しわけないので、まだ内示前ではございますが、こういった形で計上させていただきたいということでお話をしたとおりでございまして、今後、特に1,000万のほうにつきましては、県のほうでプレゼンをした上で、その上で審査員さんの審査がございまして、そういうことで満額1,000万なるかどうかというところはなかなか微妙でございまして、そういった部分については、それに対しての現時点では町としての補填は行わないという思いでおりますので、それをもって補助の額が確定されるというふうに御理解をいただけたらというふうに思っております。

新しまろく事業については、事業を中断した場合の対応について、今、私もそこまではちょっと知識として頭の中に備えていないところでございますが、地域商業活性化につきましては、5年間の事業継続がない場合は返還義務があるということがございますので、そういった形で県の意向も踏まえつつ対応するという形になると思っております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今回の土木費の64、65ページでは道路維持費ということで、県の治山事業に絡む流路工ということで整備をしていただけるということでありがたいと感謝しとるところでございますが、これ一般財源でやっていますね。僕としては災害で、あれだけの災害があつて既に5年も経過した中ではありますが、まだ

まだ、治山事業が終わってはいるけれども、流路工の整備というのにつきましては五、六カ所未整備のところがあります。このことについてはやはり財源として国の支援をいただける方向で災害の過年度公共——何というか——そういう災害復旧費のような形で財源を求めていかなければ、一般財源でこれから四つも五つもその流路工の整備ということにはなかなか早いことにならないかと懸念します。

というのは、ことしの7月の6日の雨ですら、あの流路工が現在しっかりした流路工になっていませんので、町道のほうへあふれています。まだ町道が崩壊するという時点には至っておりませんが、これから何度かそういう集中豪雨があると、当然町道が崩壊・決壊いろいろあると思うんですが、その辺に対して鹿足郡の土木協会を通じて、県を通じて国のほうへ要望等もしておられるかとは思いますが、その辺についてしっかり対応をして、早期に、まだ未整備の流路工の工事を進めていただきたいと思いますが、要望に対して県なり国はどのような対応をされるのか、もう見放されておるとも聞いてはおりますが、しかしそれについては一般財源でこれからやるということでは、なかなか工事としては進捗が懸念されますが、いかがでございましょうか。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 御質問の件でございますが、今回補正予算に上げさせていただいておりますのは、白井地区の治山事業の流路工に当たるものですが、今、県のほうでやられております治山の工事についてはおおむね県としての流路工は設置をしますが、その下流の町道に当たるところから今度県道のほう、萩津和野線のほうへ向けての水を流す仕組みをつくっておかなければいけないんですけれども、その部分については、県としてはそこには着手ができないと。そもそも治山はダムサイトとか、そうしたものをつくるわけですけれども、そのダムをつくって水の流れは下流に向かって行きますので、その流路工というのは治山の事業の採択の中では、流路工はちょっと今は認められないというのが基本になっています。

ただ、議員さんのほうからもありましたように、25年災害の治山にしても砂防にしてもそうですが、緊急という冠をつけてやっております。その事業がまだ完結をしてないところが名賀地域にあります。この白井地区もそうではありますが、そうした中で町の単独費を用いてやるというのはいかながなものかというところですが、我々も当初そういうように思っておりましたが、県のほうに対しましても、何とか県のほうで対応していただけないかということは、再三お願いをしてまいりました。この白井地区とそれから木尾谷地区についてもまだ残されておるところもあります。ある程度、流路工を、それはやっていただくように前々から働きかけはしておりましたので、かなうところはやっていただきます。

ただ、県として先ほど言いましたように採択の基準がありますので、それを破ってまではなかなかできないということでございますので、最悪の場合、さらにその県がやっている流路工の流末については、町のほうで対応せざるを得ないということは出てくる

かとは思いますが、大分工事のほうも事業のほうも進捗を見ておりますので、大きなものは今後は発生はしないかなというふうに思っているところであります。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） ちょっともう一回確認ですが、それじゃあ、この工事請負費の580万ですか、これは現場をちょっと想像してみますと、その堰堤の直近のところは県の事業としてやるが、最終的な終末の流路工の工事については町としてやらざるを得ない、その工事費ということでもいいんですね。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 580万の内訳なんですけれども、580万の中の280万円が白井地区に充てられる流路工の整備であります。延長が80メートルあります。80メートルというのが先ほど申し上げました町道白井上線という町道がありまして、そこから萩津和野線までの間が80メートル、その間の流路工の整備をするのが280万円でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） 11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびの予算は津和野の観光に資するものが多々出ております。その中で、観光リフト運行費の修繕料が上がっております。57ページであります。これは今後、城山の整備を行ったときにリフトの活用がよりふえていく、その上でも非常に重要だと思っておりますが、現状のものを直すものなのか、またよりよくしていくものなのか、この今回の修繕料の中身についてお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） リフトの修繕費につきましてですが、これにつきましては、リフトについては随時年次の計画を立てて、予算的な部分もございまして、いろいろ修繕をして施設を直していくということが、どうしてもなかなか古い施設になっておりますので必要になっております。去年あたりは緊張滑車という、要はワイヤーを引っ張っておる滑車の部分の修繕をしました。ことしは総務課長からの概要の説明でもございましたが、いわゆる保護設備と歩み板、いわゆるリフトの下に張ってあるネットと歩みの板とそれが防風策を兼ねておりますので、そのあたりの修繕ということになるというふうに思っております。

○議長（沖田 守君） ほかに。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 説明いただいたかもしれないんですけど、ちょっと聞き逃していたので教えていただきたいんですが、13ページの歳入のところ、島根型6次産業ステップアップモデル事業費補助金は784万になっているんですが、県のほうから1,000万ということなのに何でこう違うのかなというところと、それから25ページの生活バスのところなんですが、委託料が1,000万ちょっと減額になっているのをちょっとお聞きしたいのと、それから89ページ、鷗外旧居の空調

の更新のための修繕ということなのですが、この何年後とかに、またこれから先修繕が必要なんかなというところを教えてくださいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘いただきました収入の784万円の取り扱ってございますが、議員のおっしゃるとおりでございますが、まさにそこでございますが、今回、ヒヤマさん分のいわゆる島根型6次産業ステップアップモデルは1,000万ということで補助金で計上しております。

その片一方で、委託料の部分で6次産業ステップアップ事業で324万減額をしております。これというのが、本来東京事務所のほうでこの事業、昨年もとってございましたんですが、6次化、農産物を東京のほうで地産と称するというので、いろんな事業を進めておまして、その継続をということで当初予算では324万計上しておりましたが、これにつきまして今回の農林課のほうで、地方創生事業で農産物のウェブを立ち上げるというような形の事業を予定しておったんですが、同様な事業を取り組まれるので、これは一緒にやったほうがいろいろより効率的で効果も大きいであろうということで、当初で上げていたものをそちらに組み替えることと一緒にさせていただくことにしたので、324万減額をしております。

なお、これのうち3分の2補助でございますので、残りが起債等になりますので、1,000万から784万引きますと216万になりますか、216万が県の補助分であったということで、それを1,000万から引いた額で784万で計上しておるという、差し引き計算での出てきた数字ということでございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。失礼。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 25ページのバス運行業務委託料の1,026万3,000円の減額の内訳でございます。まず、町営バスに関しましては5年ごとに入札を行います。今回、町営バスの入札を行った結果、まず名賀・野中線、この線が入札減が198万4,000円、それから日原地域、これ全体を運行していただいておりますが、これが461万9,000円の入札減、それから木部線でございますが、木部線が404万8,000円の入札減ということで、各路線とも入札した結果、こうした入札減が出たところと、今回条例の一部改正を提案させていただきましたが、柗井谷のデマンド線、これとあと県道須川谷線がちょっと迂回をしております。この迂回にかかる部分と柗井谷のデマンドの追加として38万7,000円、これが増分になりますが、差し引きとして1,026万3,000円減額したものでございます。

○議長（沖田 守君） 齋藤教育次長。

○教育次長（齋藤 道夫君） 御質問の件ですけれども、森鷗外記念館の空調の機器につきましては、事務室内にある監視装置になります。この機械は開館時、約20年前に設置したものでして、通常空調の機器というのは10年間は部品の保証がされます

けども、10年以降は保証がなくなってくるという中で、今20年近く運用している状態ですので、今これが壊れますと代替のもう今の現状の機器はございませんので、新しい機器を入れるのに最悪の場合2カ月ぐらいはかかるので、その間空調がきかないという状況が発生するおそれがあるということで、今回更新するものでございます。

○議長（沖田 守君） 3番、川田……。

○議員（3番 川田 剛君） 休憩……。

○議長（沖田 守君） 休憩、休憩動議が出ましたが。（発言する者あり）  
では、10時35分まで休憩とします。

午前10時24分休憩

……………  
午前10時35分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。  
質疑はありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 57ページの伝統文化館費、これ商工費であります  
が、毎年ちよつとずつ予算計上してありますが、現在、ここの団体の利用、個人で利  
用、どのようにされておるのか。それで修繕料が100万ばかり近い金かけてありま  
すが、どこをどのように修繕をされるのか、便所のほうで今状態はいいのか、そのと  
ころをお聞かせいただきたい。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 伝統文化館の修繕費でございますが、96万2,0  
00円計上させていただいております。これにつきましては、議員御指摘ございまし  
た伝統文化館のところの公衆トイレが現時点ではまだ使えない状態になっておりま  
す。というのが、トイレに行くまでのところで水道の漏水が見つかっております。こ  
れ館内を経由して通っております。さらに館内で、ポンプでポンプアップしたものを  
またそこに流すというような形になっておりまして、この漏水から直したとしても今  
度はそのポンプがかなり古いものでございまして、これがもし使えない状態である  
ということになると、これを直すことになると、またかなり多額な費用を要するとい  
うことになりそうであると。

それで思いあぐねるところでございましたんですが、今回たまたまりフトのトイレ  
のほうやはり凍結等で壊れたときに、そちらのほうまでそのポンプについても直接今  
回つないでみたんですが、何とか水圧があるということがわかりましたので、今回この  
修繕で伝統文化館を通さずに、もうバイパスでリフトに行く本線から1本支線を出して  
トイレのほうに直接持っていくと、そこでタンクに貯水をした上でポンプで加圧してト  
イレに流すという形にやりかえさせて、要は中を通らない形にさせていただこうかな  
というふうに考えております。これが環境生活課の専門家あたりとも話した上で、そう  
いったほうがよろしいんじゃないかということで現在考えております。

それと使用についてでございますが、現在1階、2階部分については、もう施設の老朽化に伴いまして使用できないという状況にさせていただいております、3階のステージ部分について、津和野大鼓さんのほうの練習やバンドの練習、また奴道中の道具の保管とか、そういった形で3階部分を使うのみということになっております。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。7番、御手洗剛君。

○議員（7番 御手洗 剛君） 98ページでございますが、災害復旧費であります。町道小倉谷支線等の測量業務委託料なり、工事請負費が計上されております。小倉谷線ほかという4カ所、これについてどこであるか、またどういった事業をされるのか、これについてお聞きします。

○議長（沖田 守君） 建設課長。

○建設課長（木村 厚雄君） 現年公共土木施設災害復旧費の工事請負費であります、議員さんただいまおっしゃいました小倉谷支線がここ3カ所ございます。ほかの部分であります、これが坂の谷線というところ1カ所、計4カ所。これは補助災害の関係になります。これが2,500万円を予定をしているところです。

あと小災害、それから単独災害、いわゆる補助災害にのらない箇所が4カ所というところあります。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。（発言する者あり）商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 大変申しわけありません。丁議員さんからの御質問の中で1点だけお答えをしていない点が思い返しましたので、補足で説明をさせていただきます。大変申しわけございません。

スタッフについてでございますが、なかなかこちらでの人員確保が難しいのではないかとございまして、ほんと御指摘のとおり状況だというふうには思っております。これにつきましては、ヒヤマさんのほうが、ある程度主要スタッフは東京及びお知り合いの方である程度確保をされておるといふふうにお聞きしておりますので、こちらではパートやアルバイトの方を中心にといふふうには、今の時点ではお話を伺いしております。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。4番、道信俊明君。

○議員（4番 道信 俊明君） 30年一般会計補正予算（第3号）の修正動議を提出します。

○議長（沖田 守君） これより暫時休憩といたします。

午前10時40分休憩

.....

午前 10 時 42 分再開

○議長（沖田 守君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

本案に対しましては、道信俊明君外 2 名から、お手元に配付のとおり、修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせ議題とし、提出者の説明を求めます。4 番、道信俊明君。

○議員（4 番 道信 俊明君） 総務費の日原診療所改修工事基本計画業務委託料 1, 140 万円を予備費に回すこととございます。

その理由。

まず、私、道信俊明個人としてというよりもこの 3 人の考え方ですけども、この予算は、津和野自治会連合会が出した請願と絡んでくると思っております。そうして、その請願を軽んじた予算だと思えます。請願というものは、憲法 16 条で「誠実に処理せよ」というふうにうたっておりますし、さらに、この内容として、具体的に言いますと、「請願は、住民の要望に応え、その実現を図ることにある。したがって、少なくとも年 2 回程度は、採択した請願の処理状況と結果の報告を求めて検討し、必要な措置を講じて、最後まで請願者に対して責任を取るべきものである。」というふうに記されております。たった 3 カ月で、私が考えるにこの請願を軽んじたようなものが出されてくる。私は、なし崩し的に持っていかれるのではないかという危惧を持っております。

そして、自治会連合会からも申し入れ書として、「日原診療所の基本設計に関する予算といえども、いずれは本庁舎の移転に関連していくものであり、現時点では時期尚早ではないかと考えております」という申し入れ書もあります。

さらに、先ほど、いみじくも、議場の新設あるいは改装、せせらぎの上がどうかということが出てまいりました。つまり、十分な検討がまだ必要性があるということ、あの議論の中で言われたものだというふうに思っており、この 1, 140 万円は、そういう改修も含めた中においては、まさに精査すべき問題であり、これをそのまま通すわけにはまいりません。

したがって、私は、これを予備費に回して、せせらぎの議場を改修することも含めて、もう一度、しっかりと議論すべきだということに考えます。少なくとも、年 2 回は議論すべきだということ、これが私のこの修正動議を出した理由でございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 道信俊明君に申し上げますが、まず修正案の説明をする前に、せっかく各議員のところに修正案の資料が全部配付しましたので、この修正案の要旨にのっとり、まずは修正案の提出をしますと、そうして中身の説明に入る、これが順序でありますから、もう既に修正案の説明は終わりましたので、あえて再度、忠告だけ申し上げますが、そのように今後は取り計らいますようお願いをしたいと思いません。

これをもって、修正案の説明を終わります。

これより、修正案に対する質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

まず、原案——申し上げますが、執行部提出案、原案は——執行部提出案及び修正案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 原案及び修正案に反対者の反対討論がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成者の賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成者の賛成討論がありますか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 修正案に賛成をいたします。

津和野地域へ本庁舎移転の請願は、津和野地域の木部、畑迫、津和野、小川、4地区の自治会連絡協議会会長連名でありまして、重大な案件と認識をしております。

請願が6月議会で採択され、わずか3カ月後の9月議会で否決に等しい移譲建設を含む日原診療所改修工事基本設計業務委託料の補正予算は認めるわけにはいきません。津和野、日原両地域の住民間の話し合いも持たれておりません。

また、議員間では、議場において反対、賛成の討論はありますが、やはり話し合いの場が持たれていない状況におきましては、余りに性急過ぎると思っております。いましばらくの調整期間、これが必要との思いで、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、もとに戻ります。

原案及び修正案に反対者の反対討論がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に——原案は執行部提出案であります。賛成者の発言、原案に賛成者の賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成者の賛成討論ありますか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） 修正案に賛成の討論をいたします。私は、本修正案に対し賛成の立場で討論をしたいと思っております。

去る6月議会に、津和野町4地区自治会連合協議会、連合会会長名で請願書が議会に提出されました。件名は、津和野町役場本庁舎の津和野地区への移転と新築についてです。紹介議員は、津和野地区の5名の議員が連署の上、提出されております。

そして、8月30日に議会全員協議会の庁舎建設委員会の協議内容が報告をされております。

1つ目に、その委員会の協議内容であります。津和野庁舎については、土砂災害警戒区域内にあるが、利便性がよく、基本構想の第1の案で津和野庁舎の耐震改修及び既存附属棟の整備がよいというふうに確認をされております。

2番目に、本庁舎の旧案の日原診療所の1階を改修と議場の増築でよい旨の確認もされております。しかし、少数意見として、請願が採択されている以上は、本庁舎に関しては反対するという、このような少数意見もあったことが報告をされております。庁舎建設委員会の協議内容も尊重されなくてはなりません。最終的には議会の判断で議決であります。その前にもっと議会で議論をされるべきと申し上げたこともあるわけですが、これが、実現がしません。私は、庁舎の基本設計業務委託料を議会に提出される前に、庁舎の位置変更条例案——これは、地方自治法第4条に値しますが、この解決が先であると提言もしております。

まず、土地が確定し、診療所の土地が議会で議決されて、確定後、基本設計を組まれ、大改修の確認申請をされ、許認可されて改修工事となる、そして完成、これが順序であります。

このように、提言をしておりますが、町長は、新聞報道で議論を深め、理解を得られた上で提出したい条例改正案は、9月議会には提出しない考えで、基本設計業務委託料1,134万円を出されたわけであり。庁舎建設計画が、手順が違っていると私は思うのですが、先に大改修を実施されてから位置の変更条例が可能の場合は、建物は利用できますが、もしか変更条例が否決になった場合には、建物の使用ができないわけがあります。

そして、採択しました外の効力について、外の実現については、法律上は、何ら保障規定はないわけですが、請願を採択した以上、議会はその実現について、最善の努力をすべきで、政治的・道義的責任を負うことになるわけであり。道義的責任とは、人が踏むべき道徳上の道しるべであります。道徳的には、人間としての踏み行うべき正しい道であります。請願の処理経過と結果の確認とは、議会の責任は、請願を採択したことによって終わるものではありません。住民の要望に応え、その実現を図る、このことにあるわけであり。少なくとも、2回、3回程度は、採択した請願の処理状況と結果の報告を求めて検討し、必要な措置を講じて、最後まで請願者に対して責任をとるものであります。

このように、我々は、議員必携に記述されたことを今、申し上げたわけでございますが、以上を踏まえ、本修正案に対し賛成の立場で討論といたします。

○議長（沖田 守君） 次に、原案及び修正案に反対者の反対討論がありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案賛成者の発言、賛成者の賛成討論ありますか。6番、丁泰仁君。

○議員（6番 丁 泰仁君） 私は、この案件、非常に複雑な立場で、今、賛成討論をさせていただきます。

私は、この案件は我々全町民の公有財産管理の観点から述べてみたいと思っております。

まず、当町の公有施設に欠陥があれば、修繕・改修を行うことは、当然の理であると思っております。また、遊休施設に至っては、効率的に改修し、有益に利用すべきであると考えます。特に、今日の天変地異による災害に対処するためにも、不備な建物は一日も早く、改修・修繕を行い、安全な建物の中でいろいろな職務を遂行させるべきではないか、そういうふうにいるわけでございます。

また、このたびの改修にかかわる基本設計委託料の予算を認めることが、本庁云々の問題に直結するかのごとく捉えられている節があるようですが、本庁の問題は後日、条例改正の案件が提出されたときに、慎重に、特に請願可決の重みを加味しながら討議すべきときだと思っております。

結論は、本庁云々の問題と建物改修の問題は切り離して考えることが、全町民のためにも有益な結果を引き出すと思えます。ゆえに、非常に苦しい立場ではありますが、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の賛成討論ありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、討論を終結します。（発言する者あり）ある。失礼。

それでは、もう一度、もとに戻ります。

原案及び修正案に反対者の反対討論ありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 原案……、原案というのは……

○議長（沖田 守君） 執行部案。

○議員（11番 岡田 克也君） 済みません。間違えました。

○議長（沖田 守君） 再度、申し上げますが、執行部提出案を原案、これはありませんね。

次に、原案に、執行部提出案に賛成者の発言を許します。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 私は、執行部提案の原案に賛成の立場で討論をいたします。

今、日本列島が大変な地震の発生をしております。大規模な震災で言いますと、阪神淡路大震災、そして東日本の大震災、そして熊本の大震災、そして最近では、北海道の

震災が起こっております。近隣で言いますと、4月に大田、ここでマグニチュード6.1、こういった震災も発生しております。本当に人ごとではないというふうに感じております。

特に、このたびの北海道の震災を映像を見たときに、私は、あの山肌が崩壊をした映像を見たときに、驚きというよりか本当に体が震える思いがいたしました。震災に遭われた皆さんの気持ちを思いますと、本当に心が痛む思いがいたします。そういった災害が、今、私は、津和野町で起こったら、どんなことになるのかという大変な心配をしております。

今の本庁舎は、地震が起きると、とてももうもちません。また、土砂流出警戒区域でもあります。災害対策本部の機能は完全に失われます。いつとも早く、この本庁舎の安全な位置に移転すること、これが今、最も大事なことだというふうに思います。この本庁舎移転を今、長引かせるということは、許されないのではないかというふうな思いも持っております。

行政の最も大事な使命は、住民の生命と財産を守ることであります。私たち議会人も全くそのような使命を持っております。先般の議会で、執行部提案をおおむね了解をするというまとめを議会としてはいたしました。私は、今回の補正予算を通して、一日も早く、そういった具体的な、震災に対する改築を具体的に進めていただきたい、というふうな思いで今回の当局の予算案に賛成をいたします。

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案及び修正案に反対者の反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） このたびの原案に賛成の立場で申し上げます。

振り返ってみれば、昨年12月議会において同僚議員から助言をいただき、特別委員会設置の発議を行い、それ以来、何度も公費を使って調査を繰り返し行ってまいりました。現在の議員12名中、議長を除く10名で構成し、板垣委員長のもと、次のような調査意見を報告をしております。

1つ、現在の本庁舎と日原第2庁舎を日原診療所1階に移設することにはおおむね異論はない。ただし、議場の移設及び増築は、行政効率、ランニングコストを最大限に考慮されたい。

2、現在の本庁舎及び日原第2庁舎は、可能な限り耐震補強をしながら有効活用されたい。

3、日原診療所の改修については、流域木材の対応を考慮すべきである。

4、津和野庁舎については、耐震補強することによって生じる事務スペースの狭小部分の増築はやむを得ない。増築場所については、環境生活課等と旧職員寮を解体した跡地が検討されている。県有地の利用も含め慎重に検討されたい。

5、平成30年度に住民代表、有識者ら10名程度で構成される庁舎建設検討委員会が設置される。議会特別委員会で積み重ねた意見もしんしゃくしながら、さらに検討を加えていただくことを、住民代表として注視していくものである。

との調査意見を答申しました。

これは、議員みずからが発議して何度も何度も調査を行い、そして答申をしたものであり、非常に重要なものであると考えます。

先ほどの同僚議員の言葉にもありますように、現在、先般北海道で震度7という地震を記録し、多大な被害を受けております。熊本などでも大きな地震が起き、そして、いつ、いかなるとき当町にもこれほどの地震が襲ってくるかもわかりません。ということは、庁舎——災害対策本部となる庁舎の改修は、一刻の時を待つこともできないような状況であると思います。

ということで、今回こうして総務財政課の課長からも議場についての説明もあり、この特別委員会の調査意見に沿うものだと思っております。これは、議員みずからが発議して、委員全員でつくって答申をしたものであります。これを私は尊重して、一層災害に対して町民の生命及び財産を守る体制を一刻も早く構築すべきだと思い、執行部提出の原案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（沖田 守君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ありませんね。ないようでありますから、討論を終結しますが、よろしゅうございますか。

賛成討論あります。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 原案に賛成。

○議長（沖田 守君） 原案に賛成討論ね。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 執行部提出の原案に賛成の立場から討論させていただきます。ことしに入って、やはり災害が全国で頻発しています。地球温暖化の影響もあると言われていています。この先、その災害がもっとひどくなる可能性も高いという声も聞いています。

今、津和野町の本庁舎に災害対策本部が置かれることになっていますが、万が一、被災した場合、以前は山村開発センターにそれを代替機能で行うということを聞いていましたが、今、山村開発センターも使用不可能になっています。もし今、津和野の現状で万が一の被災があった場合、町民の命を守るために一番に稼働すべき災害対策本部が開けない状態に今あります。一刻も早く、本庁舎を安全な場所に移すための策をとって

ただければと前から私は申し上げておりました。ですので、この執行部提案の案に賛成します。

○議長（沖田 守君） ほかに討論がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、討論を終結します。

これより、議案第98号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

まず、本案に対する道信俊明君外2名から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立少数でありました。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、議案第98号平成30年度津和野町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 議案第99号

○議長（沖田 守君） 日程第10、議案第99号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第99号平成30年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 議案第100号

○議長（沖田 守君） 日程第11、議案第100号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第100号平成30年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 議案第101号

○議長（沖田 守君） 日程第12、議案第101号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。  
3番、川田剛君。

○議員（3番 川田 剛君） 11ページの修繕料が挙げられておりました。説明にもあったと思うのですが、具体的にどういった修繕かお願いします。

○議長（沖田 守君） 環境生活課長。

○環境生活課長（益井 仁志君） この修繕費につきましては、津和野処理区の清水管理センター、汚泥脱水機の修繕でございます。汚泥脱水機というのは、最後、汚泥を絞る機械でございますが、その修繕費でございます。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第101号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第101号平成30年度津和野町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13. 議案第102号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第102号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第102号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第102号平成30年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第14. 議案第103号

○議長（沖田 守君） 日程第14、議案第103号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案103号平成30年度津和野町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

本日までに受理した要望書は、既に配付のとおりであります。

ここで、つわの暮らし推進課長が発言を求められておりますので、これを許可します。つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 済みません。先般9月の10日に報告第8号で、株式会社津和野開発の経営状況について報告をさせていただきました。その際に、板垣議員さんより御質問のあった3項目、まず1番、損益計算書売上高でございますが、それぞれの売上げの内訳どうかというところで御質問です。商品売上げ、食堂売上げ、利用手数料収入、それから事業雑収入ということでございます。この事業雑収入につきましては、大仲屋の送料と家賃ということに書いてありますが、送料につきましては、これ、商品代と送料で請求をさせていただくため、購入者がこの送料分として負担したもので、それから家賃につきましては、解体を行うことと予定しております倉庫の横にある鹿足クリニック、今、橘井堂に置かしているものでございますが、その家賃と、それから同敷地内の土地の車の駐車場代、それが入っているということでございます。

2番目、販売費及び一般会費の計算内訳ということで、人件費の御質問があったかと思えます。販売員給与については、正社員が10名、雑給についてはパートは23名、事務員については正職員が7名ということで、内訳はそれぞれごらんのとおりでございます。従業員の賞与につきましては、年間1カ月分の支給ということになっております。

最後に、業務委託費の内訳でございますが、清掃等業務委託から始まりまして、その他業務までございます。で、その他業務につきましては、シルクウェイにちはらのほうで言いますと、大仲屋のホームページの作成委託ということでございます。主に、そういうことございまして、リゾート事業部のほうは、ペンション利用者お一人1,000円の管理委託料ということで、今現在、休止をしておりますが、そういった支出内容でございます。

以上でございます。

○議長（沖田 守君） ただいまの課長の報告に対して、特に質疑があればこれを許しますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

---

○議長（沖田 守君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これで散会といたします。

午前 11 時 19 分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

---

平成 30 年 第 6 回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第 5 日）

平成 30 年 9 月 26 日（水曜日）

---

議事日程（第 5 号）

平成 30 年 9 月 26 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 町長提出第 104 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 3 町長提出第 105 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第 4 町長提出第 106 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日程第 5 町長提出第 107 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 108 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 109 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 110 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会  
計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 111 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 112 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 113 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特  
別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 114 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 115 号議案 平成 30 年度津和野町立日原図書館建設工事請  
負変更契約の締結について
- 日程第 14 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 15 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 日程第 16 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 104 号議案 平成 29 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の  
認定について
- 日程第 3 町長提出第 105 号議案 平成 29 年度津和野町国民健康保険特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第 4 町長提出第 106 号議案 平成 29 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳  
出決算の認定について

- 日程第 5 町長提出第 107 号議案 平成 29 年度津和野町後期高齢者医療特別会計  
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 108 号議案 平成 29 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 109 号議案 平成 29 年度津和野町下水道事業特別会計歳入  
歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 110 号議案 平成 29 年度津和野町農業集落排水事業特別会  
計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 111 号議案 平成 29 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 112 号議案 平成 29 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 113 号議案 平成 29 年度津和野町介護老人保健施設事業特  
別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 114 号議案 平成 29 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決  
算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 115 号議案 平成 30 年度津和野町立日原図書館建設工事請  
負変更契約の締結について
- 日程第 14 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 15 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について
- 日程第 16 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

---

出席議員 (12 名)

1 番 草田 吉丸君	2 番 米澤 宥文君
3 番 川田 剛君	4 番 道信 俊明君
5 番 板垣 敬司君	6 番 丁 泰仁君
7 番 御手洗 剛君	8 番 三浦 英治君
9 番 寺戸 昌子君	10 番 後山 幸次君
11 番 岡田 克也君	12 番 沖田 守君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 福田 浩文君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	下森 博之君	副町長	.....	島田 賢司君
教育長	.....	世良 清美君	総務財政課長	.....	岩本 要二君
税務住民課長	.....	山本 慎吾君			
つわの暮らし推進課長	.....				内藤 雅義君
健康福祉課長	.....	土井 泰一君	医療対策課長	.....	下森 定君
農林課長	.....	久保 睦夫君	商工観光課長	.....	藤山 宏君
環境生活課長	.....	益井 仁志君	建設課長	.....	木村 厚雄君
教育次長	.....	渡邊 寛夫君	教育次長	.....	齋藤 道夫君
会計管理者	.....	青木早知枝君			

---

午前9時00分開議

○議長（沖田 守君） おはようございます。9月定例会、最終日を迎えました。引き続きお出掛けをいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成30年第6回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（沖田 守君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、10番、後山幸次君、11番、岡田克也君を指名します。

---

**日程第2. 議案第104号**

**日程第3. 議案第105号**

**日程第4. 議案第106号**

**日程第5. 議案第107号**

**日程第6. 議案第108号**

**日程第7. 議案第109号**

**日程第8. 議案第110号**

**日程第9. 議案第111号**

**日程第10. 議案第112号**

**日程第11. 議案第113号**

**日程第12. 議案第114号**

○議長（沖田 守君） 日程第2、議案第104号平成29年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第12、議案第114号平成29年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11案件につきましては、決算審査特別委員長の報告を求めます。3番、川田剛君。

○決算審査特別委員長（川田 剛君） おはようございます。

平成30年第6回9月定例会において、本委員会に付託された平成29年度津和野町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第104号平成29年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、審査の結果、認定。

議案第105号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第106号平成29年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第107号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第108号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第109号平成29年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第110号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第111号平成29年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第112号平成29年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第113号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第114号平成29年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、認定であります。

審査の年月日は、平成30年9月10日、14日、18日、19日、21日の5日間であります。

審査の結果及び概要、意見についてであります。

議案第104号平成29年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は9億1,595万8,689円、歳出総額は8億9,821万3,849円で、差し引き収支は1億9,774万4,840円、うち、繰越明許費繰越額1億582万円で、実質収支額は9,192万4,840円の黒字決算である。

2、平成29年度基金残高は、一般会計基金34億6,527万5,000円、前年比4億1,798万円減である。一方、地方債残高は総額125億6,506万円、前年比3億6,980万1,000円の減であり、町民1人当たりの負担額に換算すると167万円である。実質公債比率は10.8%で、前年度より0.1ポイント改善している。

3、町税については、滞納総額2,770万6,000円、前年比345万6,000円減で、大幅に減少している。県との併任制度による堅実な徴収努力の結果と考える。不納欠損総額は172万4,000円、前年比1,216万4,000円の減となっている。県下2番目に高い徴収率は評価に値するものであるが、税の公平性の観点から、納税相談等これまで以上に取り組み、徴収努力されたい。

4、使用料等は、住宅使用料の滞納額551万7,000円、前年比7万円増、負担金は、保育料等の滞納額60万1,000円、前年比37万7,000円増である。住宅使用料については、これまでのように話し合いにより、分割納付を行う連帯保証人に対しても滞納徴収を行うべきである。保育料等の滞納については、これまでのように話し合いにより、児童手当からの計画納付を行うべきである。厳しい経済環境の中で納められている方もある。自主財源に乏しい当町にとって、公平性の観点からも滞納徴収に努め、自主財源の確保に努められたい。

5、平成29年度のふるさと納税は2,037万9,000円であり、平成28年度と比較して1,001万6,000円の増である。平成20年から29年度までの累計が7,077万717円となっている。返礼品やパンフレットを一新し、インターネットから寄附できる体制の構築が主な増額要因である。自主財源の乏しい当町にとって、ふるさと納税収入は貴重な財源となり得るものである。今後さらなる税収確保に努められたいが、この制度は、過度な返礼品などで、他の自治体との住民税の獲得合戦になることも懸念されている。個人が自治体を自由意思で応援する制度であることを踏まえて、寄附者の思いが尊重される運用に努められたい。

6、職員の時間外勤務は1万2,470時間で、28年度より100時間増加している。時間外勤務手当は、対前年度比329万7,000円、前年比10%減となっている。301時間以上の時間外勤務はなくなっている。200時間以上の者は、昨年度と同数で16人となっている。課によっては時間外勤務の改善が見られるものもあるが、年休取得がゼロの職員や、代休取得が少ない職員も見受けられる。長時間労働は心身に多大な影響を与えるため、適切な人員配置を図りつつ、組織内の連携や事業の効率化を強化して労務管理の徹底を図るべきである。

7、不用額について、3月補正予算で減額補正の処理が行われていない予算もあったが、翌年度繰越のものがおおむねであった。少ない予算で大きな効果が得られるよう、今後も事業の進捗状況の掌握と管理を徹底されたい。

8、第三セクターである株式会社津和野開発は、昨年、経営統合し、新たな運営を開始された。第1期（平成29年4月1日から平成30年3月31日）の財務状況は、純損失額1,766万7,529円である。温浴施設部門における光熱費の高騰や、大仲屋部門における、合併前の買いだめによる在庫過多が主な要因である。施設所有者として、担当各課は連携して研究と指導を行い、財務改善に努められたい。

9、文化施設について、平成29年度の今昔館の入館者数は458人で、入館料収入は5万5,870円である。寄贈者の御意向も尊重しながら、より有効な活用方法を図られたい。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第105号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は13億1,571万6,072円、歳出総額は12億6,549万1,871円で、差し引き収支は5,022万4,201円の黒字決算である。

2、国民健康保険税の滞納額は1,457万8,000円で、昨年より286万円減である。税の公平性の観点から、引き続き滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第106号平成29年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は13億5,956万430円、歳出総額は13億2,561万8,169円で、差し引き収支は3,394万2,261円の黒字決算である。

2、介護保険税の滞納額は191万8,000円で、昨年より2万8,000円増である。不納欠損処理は45万9,000円。公平性の観点から、引き続き滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第107号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は3億104万151円、歳出総額は2億9,958万1,053円で、差し引き収支は145万9,098円の黒字決算である。

本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第108号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度の歳入総額は5億3,526万4,060円、歳出総額は5億2,628万4,702円で、差し引き収支は897万9,358円の黒字決算であるが、繰越明許費繰越額が333万2,416円で、実質収支額は564万6,942円となっている。

2、水道料金等の未納額は1,863万円で、昨年より1,332万7,000円の増となっている。これは、公営企業への移行に伴い、当該会計は平成30年3月31日で打ち切り決算となったことによるものである。公営企業移行後も、公平性の観点から、引き続き水道料金の徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第109号平成29年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は4億2,311万6,380円、歳出総額は4億2,052万4,486円で、差し引き収支は259万1,894円の黒字決算であるが、繰越明許費繰越額が8万円で、実質収支額は251万1,894円となっている。

2、下水道料金の未納額が201万8,000円で、昨年度より42万7,000円の増となっている。公平性の観点から、引き続き滞納徴収に努めるべきである。

3、平成29年度末現在の加入率は、津和野処理区53.8%、2.7ポイント増、日原処理区84.9%、マイナス0.3ポイントである。下水道整備は大きな財務負担が生じるため、今後の整備を推進するためにも加入率を上げる努力が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第110号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は356万5,789円、歳出総額は352万5,673円で、差し引き収支は4万116円の黒字決算である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第111号平成29年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は1,454万5,460円、歳出総額は1,454万5,460円の同額である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第112号平成29年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は1億1,165万9,375円、歳出総額は1億838万7,433円で、差し引き収支は327万1,942円の黒字決算である。

2、外来が1日29.7人で、診療日数は243日である。昨年より1日3.9人の患者数が減少している。今年度より常勤化体制が再開され、施設の集中と効率化が行われる。経営の改善を期待するものである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第113号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の歳入総額は4億3,334万2,852円、歳出総額4億2,472万868円で、差し引き収支は862万1,984円の黒字決算である。

2、在宅強化型から在宅復帰型に移行した。算定が変更され、その影響により事業収入が減少している。施設の集中と効率化による経営の改善を期待するものである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第114号平成29年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

1、平成29年度の収益的事業収入総額は7億4,566万2,130円、収益的事業支出総額は7億3,823万2,539円で、当年度純利益は686万9,591円の黒字決算である。資本的収入総額は4,746万6,598円、資本的支出総額は8,749万3,197円で、差し引き収支は4,002万6,599円の資金不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金から補填している。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

以上で、審査報告を終了いたします。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑は一般会計、特別会計、病院事業会計に分けて行いたいと思います。

最初に、一般会計に対する質疑をお願いします。ありませんか。2番、米澤宥文君。

○議員（2番 米澤 宥文君） 多分、ちょっと記述間違えとは思いますが、2ページの特別会計、一番上が一般会計ですが、これは100円単位では四捨五入になっております。特別会計については、ちょっと切り捨てになっているような気がするんですが、これは、去年のを見ても全部100円単位は切り上げになっております。したがって、16ページの特別会計、下から5行目、ここがちょっと変わってくるんじゃないかと思うんですが。ただ四捨五入のやり方が違っておるんじゃないかなという質問です。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（川田 剛君） その点の指摘はございませんでしたが、恐らく監査の資料のところだと思うんですけども、監査の資料が間違っていたという指摘は、委員会の中ではございませんでしたということによろしいでしょうか。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 報告書の中の3ページの（6）番のところの、時間外が100時間増加しているということで、301時間以上の時間外勤務者はなくなっている。200時間以上の者は、昨年度と同様16人ということであります。

昨年度については大寒波もありまして、水道の破裂等があったり、例えば健康福祉課などは保健師さんの土日の保健指導などもあったり、商工観光課においては、イベント

等があった場合には、なかなか代休取得も難しいというようなこともあるのかとも思いますが、表を見ておりますと、課の中でも1人だとか何人だとか、そういうふうに時間外が多い、そういう職員が担っておるわけでありましたが、これはこの該当の職員の業務量が多いのか、もしくはなかなか業務処理が追いついていかないのか、各自のこの内容について調査されたのかお尋ねしたいと思います。

東京都庁でも、残業ゼロに向けて、今やっておるということで、この報告書にもありますが、「長時間労働は心身に多大な影響を与えるため、適切な人員配置を図りつつ」というふうに書いてあります。そういう意味でも、長時間労働というのは抑制していかなければならないと思いますが、その点の調査の内容について御説明いただきたいと思えます。

○議長（沖田 守君） 委員長。

○決算審査特別委員長（川田 剛君） この時間外勤務につきましては、各課それぞれ、おおむね聞いてきたところではあります。課によって業務の内容が異なります。課によっては、時間外勤務の量が減ってきている、努力をされているところもございました。

一方で、事業が多い課によっては、土日祝日も出なければならない、また、代休もままならないというような課もございました。

また、資格が必要なところというのも、資格を持っている方が少ないということで、パートの方もなかなか、入っていても、保育園なんか該当すると思うんですけども、保育士のパートが少ないといったところも、民間との金額の差があったりですとか、そういったところで業務量のしわ寄せが出てきているというようなところもございました。

結果的に、昨年度と同数の16人ということなんですけれども、恐らく同じ人がということではないとは思いますが、やはり偏った、時間外勤務が多い方、年度末に向けて業務量がふえている方ということが多くなっておりますので、時間外の削減が必要ではないかというような審議はあったと記憶しております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、次に特別会計について一括してお願いしたいと思います。ありませんか。——ないようであります。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、病院事業会計について、質疑をお願いします。ありませんか。——ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようですので、以上で、決算審査特別委員長に対する質疑を終結します。御苦勞でございました。

続きまして、討論、採決に入ります。

議案第104号平成29年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場から討論をさせていただきます。

平成29年度一般会計決算の認定についてです。

景気が徐々に回復に向かっているとされて久しくなります。しかし、実感のない方がほとんどで、むしろ生活が厳しくなっていると感じています。国の政治がひどいときだけに、住民に一番身近な町政が、町民の暮らしと福祉の防波堤になるべきです。しかし、国民健康保険税、介護保険料などの負担は重くなるばかりです。町民の苦しみを解決し、暮らし応援の町予算が待たれています。

ふるさと納税寄附事業についてです。

この制度がある以上、知恵を絞らざるを得ませんが、平成29年度は行政の努力により納税額が急激に伸びています。しかし、この納税制度は、他の自治体に入るはずの住民税を奪うことでしか成り立ちません。自治体としての節度を保ち続けるべきです。

まちづくり委員会についてです。

まちづくり委員会は6年目を迎えていました。町民のまちづくり意識は高まっているでしょうか。町民から、まちづくりを直接提案する方法は画期的でした。しかし、人材の発掘と育成への支援策の拡充が求められます。まちづくり組織交付金は、基金として積み立てることもできます。自治組織の将来を見据えて、地域の活性化につなげられているとは思えません。延命的対策ではなく、抜本的な対策を行うべきです。未来づくり協働会議をより重視し、町民が自分事として地域課題を解決するよう力を注ぐべきと考えます。

津和野町東京事務所についてです。

東京とつながることは大切です。しかし、より力を注ぐのは東京ではなく、地元の津和野町です。来た人が、もう一度戻ってきたいと、より思う町になることです。また、東京事務所職員の、労働による健康への影響も気になります。

町の将来を担う子供たちの教育費についてです。

学校が、必要な備品の購入計画を年度初めに立てられなくなる教育予算の削減は避けるべきと考えます。また、全国学力テストは点数競争に走っています。子供の本来の学力状況を調べるものにはなっていません。教育現場を競争に駆り立てる学力テストの中止を求めます。

以上の立場から、平成29年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 以上、討論を終結します。

これより、議案第104号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第105号平成29年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場から討論させていただきます。

非正規労働者の流入、年金生活者の増加で加入者の貧困化が進んでいることも、高過ぎる保険料を引き起こしています。低所得者の保険なのに保険料が高いという矛盾を起こしています。津和野町でも広域化につながる準備が行われ、保険料を低く抑えて努力してきた津和野町が、他の保険料が高い市町村にそろえる形で保険料を上げることになりました。

以上をもって、平成29年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第105号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第106号平成29年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 委員長報告に反対の立場から討論させていただきます。

軽度の被介護者には徐々に受け入れ体制を進めるとのことですが、受け入れ体制が整っていません。利用者、施設に不安を与えています。

以上の立場から、平成29年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第106号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第107号平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、寺戸昌子君。

○議員（9番 寺戸 昌子君） 保険料軽減特例の見直しにより、平成29年度から特例の見直しが始まり、段階的に引き上げられることが決まっています。これは、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながるものです。後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける悪法です。後期高齢者医療制度そのものに反対します。高齢者の命と健康を守るためにも制度を撤廃し、もとの老人保健制度に戻すことを強く求めます。

以上の立場から、平成29年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第107号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第108号平成29年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第108号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第109号平成29年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第109号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第110号平成29年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第110号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第111号平成29年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第111号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第112号平成29年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第112号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第113号平成29年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第113号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第114号平成29年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより、議案第114号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

### 日程第13. 議案第115号

○議長（沖田 守君） 日程第13、議案第115号平成30年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結を議題とします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 今定例会に追加で提案をいたします案件は、契約案件1件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第115号でございますが、平成30年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

○議長（沖田 守君） 渡邊教育次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） それでは、議案第115号について御説明をいたします。

平成30年度津和野町立日原図書館建設工事請負変更契約の締結についてでございます。

契約の目的は、平成30年度津和野町立日原図書館建設工事でございます。契約の方法は随意契約、契約の金額は1億4,965万3,440円でございます。変更前の金額

が1億4,148万円です。変更額としましては817万3,440円。契約の相手方は、住所は津和野町枕瀬575番地9、堀建設株式会社、代表取締役堀大地でございます。

資料といたしましては、裏面に工事請負変更仮契約の写しと、参考資料としまして、変更内容及び基礎伏図をつけさせていただきました。基礎伏図とは、建設物の基礎の全体の形状を上から見おろして記載された図面のことでございます。

この仮契約は、津和野町議会の議決を得たときに本契約となるというものでございます。

内容につきましては、9月13日に全員協議会で御説明を申し上げたところでございますが、基礎工事で地盤改良作業中、大きな転石や地下室等が出たために施工ができなくなり、土の入れかえ等の工法を変更したい、また、堤防沿いについては、堤防に影響が出ないように新たな工法を追加したいと。それに伴い、隣接する家屋に影響を与える可能性がありますので、家屋調査を追加したいということで、それらに伴いまして工事費の増額を変更していただくものでございます。

以上です。

○議長（沖田 守君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑に入りたいと思います。ありませんか。10番、後山幸次君。

○議員（10番 後山 幸次君） この工事のための変更契約をされておりますが、この隣家に影響を与えないような家屋調査をされるわけでございます。158万4,000円も予算を組んでおられますが、大変心配するのは、津和野のSL館を解体したときにも、ああやって機械の振動等で、いろいろ隣家に対して影響が出ておりますので、十分気をつけられて、まず着工前に土間の写真、壁の写真等、着工前、撮って、万全の態勢で工事に当たっていただきたい。それから、家屋を持っておられる人にも十分の説明をしてから工事に入るように、ひとつ細心の注意を払っていただくように業者のほうへ指導していただきたい、このようにお願いをしておきます。

○議長（沖田 守君） 渡邊次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 御指導等ありがとうございます。

先ほど、議員さんが言われましたが、できるだけ影響がないような工事をしていきたいとは思っておりますが、しっかり業者のほうに指導してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（沖田 守君） ほかにありませんか。1番、草田吉丸君。

○議員（1番 草田 吉丸君） 今回の変更についてであります。ただいまも質問がありましたけれども、やはり民家の近くの工事のために、非常に影響が出ることも予想されるというふうに思います。調査をされておるということではございますけれども、私は、ちょっとこの件については、決算審査のときにもいろいろとちょっと質問をさせていただいたわけですが、あそこの日原賑わい創出、そしてこの図書館、一体的なゾーンでの、これは事業であろうというふうに思います。

そんな中において、どうしても中に民家が1戸残った状態で工事が進められているということでございますが、私はできれば、これは本人さんの同意が当然必要なことでもありますけども、移転とかをお願いをしてでも、私はあそこの一帯を、賑わい創出で、人がたくさん来てもらえるような場所にぜひするべきと思いますけども、そういった移転交渉等については全く考えられていないのか、まずその辺をお聞きをしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 町長。

○町長（下森 博之君） 決算審査のときにも、御質問等でいろんな議員さんからも、そういう御意見もいただいたところでありまして、そうした経過も踏まえて、我々としても決して検討しないというところではございませんで、今後、そうした移転をしていただくということが可能なのかどうかということは、引き続いて検討していきたいというふうには思っているところであります。

ただ、移転先ということも考えながら進めていかなければならないという状況でもございまして、近くには、少し危険家屋になりつつある、そういう家屋もございまして。この方とも、いろいろ所有者の方とも、これまでも購入のお話もしてきたところでありまして、なかなか御理解が得られていないという——購入に当たって、移転は前提とは別の話といたしまして——。しかしながら、やはりいずれは、ああいう整備をしていく上では、あそこの周辺に危険家屋として残っていくというのも問題であるというふうにも思っておりますので、引き続き交渉をしていきたいというふうにも思っております。

そういう部分が解決できれば、移転先の候補地にもなってくるんだろうとも思っておりますし、また、決算審査では少し迷ったんですが、結果として言わなかったというところもあったんですが、例えば、現在、庁舎の移転等で、西中国信金さん等々があちらに移られるというようなことにもなりますと、その跡地、今のいわゆる支店の跡地等々がまた駐車場にというような、そういうような考え方も出てくるかとも思っておりますし、いろいろな今動きが出てきているところでもありますから、そういうことも一緒に判断をしていかなければならないというふうにも思っております。

そして、何をにおいても所有者の方のお気持ち、このことも慎重にやはり話をしていかなければならないというふうにも思っておりますので、もう少々時間が必要だというふうに受けとめているところでございます。

ただ、今回の工事はもうここまで来ておりますし、結果としてその、今の現状の民家が移転をしたといたしましても、決して、そこが空間になっていびつな形状になるとは思ってもおりませんし、駐車場として、また活用もしっかりできるというふうにも思っておりますので、現行の施設については予定どおり進めさせていただきたいというところでありまして、繰り返しになりますが、議員の御質問については少し時間がかかるとは思いますが、しかし、できるだけ早く検討し、結論を出していきたいというふうにも考えているところであります。

○議長（沖田 守君） 1番、草田君。

○議員（1番 草田 吉丸君） ぜひ、その辺の検討をしていただきたいなというふうに思います。

日原賑わい創出、そしてこの日原図書館、相当な財政を投入してやる事業でありますので、できたものが、本当に町民の皆さんにとって使い勝手がいい、そういったものにぜひしていただきたいと思いますし、今、駐車場の計画は、道路を挟んで反対側であります。反対側の駐車場から子供連れで道路を渡って図書館に行かなければならない、そういうような状況が出てくるわけでありますので、できれば今の図書館側へ駐車場等、ぜひつくるというような方法を検討していただきたい、そういうことをお願いいたします。

よろしくをお願いします。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 今回は、もとの診療所の地下室が出てきたということで、こういう工事が追加されたわけでありまして、先般も説明がありましたけれども、今回もそうでありますし、前回の養老館でも、これが変更契約かと思うほどの大幅な変更になったり、また、賑わいづくりも、今から活用していこうという、そういうときに水道も下水道も使えない、それも執行部側も把握していなかったという状況があって、もう少しいろんな意味で、やはり事前にいろんな調査をしながら進めていくべきではないかと思っております。

賑わいにしても、あそこができた時点でさまざまな活用をしていこうという考え方もありましたし、また、住民の方々が使っていきたいという意向もたくさんあって、それに向けて私も何とかという思いもあったわけでありますが、もう少しやっぱり、そこに着工していく前にさまざまな形で調査をしていくべきではないかと思いますが、所見をお尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） 商工観光課長。

○商工観光課長（藤山 宏君） 議員御指摘の点でございますが、賑わいの拠点、主屋と蔵につきまして、確かに下水工事の段階で、一時的な接続時点のみの下水使用ができない状況になるであろうというような、我々も思いでおったところでございますが、工法的にやっていく上では、来年3月までの工期期間いっぱい、一番最後での最終的な接続で使用可能になるということが、技士の部分ではもう少しわかっていたのかもしれませんが、私自身がそこまでの認識がない中での設管条例を設けた上での使用開始ということになりました。

現時点でも、上下水道が使えないということで御利用は可能であるということで御周知もさせていただいて、御要望があったときにはそういうお答えをしながら、この月曜日にも、実際あそこ使われた方もいらっしゃるから。そういった形での御使用はできますので、そのあたりを丁寧に御説明をしつつ、できる限り、——御利用いただく場

合には大歓迎でございますので——そういうところもお話しながら進めてまいりたい。また、今後、これも工事をどうしても最優先する必要がございますので、今後はそのあたりも気をつけて臨んでまいりたいというふうに思っております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（沖田 守君） 教育長。

○教育長（世良 清美君） 今、岡田議員さんのほうから御指摘をいただきましたけれども、養老館の工事につきましては、解体が伴った修復の工事でございますので、ゼロからの積み上げということにはならないということで、現物がある中で解体をして判明したこと、そういうことがどうしても出てくるということで、いたし方がない部分もあろうかなというふうに思ひます。

今回の、この変更に伴うものにつきましても地下のことでもございまして、工事に入っ  
て初めて発見されたようなことということもございまして。一応ボーリング調査で3カ所、穴をあけて地質の調査はしたわけではあります、たまたまそのところについては、それが当たらなかったということで、穴の掘るのを10カ所も20カ所もやるといいんですけれども、その分、またそこで費用がかかるというところで、申しわけはございませぬけれども、そういった状況の中でございまして御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 今回の変更契約の内容について、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、隣家に影響を与えるかどうか、その可能性が極めて高いために家屋調査ということとされるということで、158万ですか。私の認識からすれば、実は災害当時、私の家の前は町道ですけども、通常は通らない10トン以上のダンプが通るということで、事前に家屋の振動等について調査事業が入りました。これはやっぱり施工業者ではなくて、第三者の客観的な見地からコンサルというような形で調査に入られて、二、三日、時間をかけて、そこそこの写真やら全てを詳細について調査されて、その工事後においての変化を見きわめるというような、そういう体制で家屋調査が進められた経緯があります。

これを、今の説明を聞きますと、いわゆる施工業者が、その家屋の影響について調査をされるということで、契約金額の中に百五十何万が含まれておるとということで、これは基本的には施工業者ともう一人の対象者がおられるわけですから、その間を取り持つ極めて公平性のあるものでないと、工事の影響に対するコメント、なかなか難しいんじゃないかなと思つて、ちょっと思うところがあるんですけどもその辺については、その根拠というものはどういう根拠で158万4,000円ということになるのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（沖田 守君） 渡邊次長。

○教育次長（渡邊 寛夫君） 通常であれば、板垣議員さんの言われるように施工前に調査等行うというのが普通ではありますが、このたび、先ほどちょっと説明をさせていただきましたが、大きな転石等が出てきて、結局、思わぬ機械、ダウンザホールハンマ工という大きな機械を入れて穴をあけなければならなくなったという形で、時間的にも、この機械を搬入するのにもかなり時間がかかるということ。それから、新たに家屋調査を入れるということになると、また入札等行って、また時間的ロスが出てくるといふ形もありますので、今回については、急遽、請負業者のほうで、この家屋調査を進めてほしいという形で設計管理者のほうから提言がありましたので、そういう形になりました。

○議長（沖田 守君） 5番、板垣敬司君。

○議員（5番 板垣 敬司君） 事業の性格上、わかりました。同僚議員もおっしゃられておりましたが、お互いに後々問題がないように、ひとつ、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖田 守君） 起立全員であります。したがって、議案第115号平成30年度津和野立日原図書館建設工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 総務経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（沖田 守君） 日程第14、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。3番、川田剛君。

○総務経済委員長（川田 剛君） 所管事務調査報告。

平成30年6月定例会において閉会中の調査の決定をいただきました所管事務調査について、以下のとおり報告いたします。

調査事項。商工業の実態について。

調査目的。商工業の実態を調査し、議会活動に資するため。

調査日。平成30年7月9日、月曜日、午前10時から。

調査場所。津和野町民センター研修室。

出席者。総務経済常任委員6人、議長、商工観光課長、商工観光課長補佐、津和野町観光協会会長、津和野町観光協会副会長、津和野町観光協会事務局、津和野町商工会会長、津和野町商工会事務局、経営指導員、事業承継員であります。

調査の方法。机上調査。

調査概要。

本年8月4日、津和野の南の玄関となる一般県道柿木津和野停車場線中座工区——以下、中座バイパスと申し上げます——が開通する。

また、北側ではJR津和野駅周辺整備を実施しており、全体的には平成33年に整備が完了する予定である。

津和野町へのアクセスの改善、玄関口の改良は多くの方々に期待をもたらすものではあるが、町内の商工業についてはどのようになっているかを把握する必要がある。

そこで、津和野町の商工業の実態を調査したものである。

調査報告。

中座バイパスについて。

8月4日に式典を実施し、石見神楽上演、つわのマルシェの開催、工事完了までのパネル展示を企画している。

道の駅なごみの里において、観光案内ブースの設置を計画している。

人・車の動態調査は行っていないが、観光戦略会議において、来年の初詣ででシミュレーションすることを検討している。

なごみの里県道前駐車場について案内看板の設置は考えているが、舗装は考えていない。

JR津和野駅前周辺整備について。

JR津和野駅周辺整備は、平成33年まで駅前第一駐車場から駅舎に向かって整備を行っていく。

全体計画については、津和野町歴史的風致維持向上協議会において協議中である。

SL館跡地については、駐在所も含め駅舎改修後に整備を行う。

展示されているD51機関車は、桑原史成写真美術館北側に移動させる。

現在のロータリー及び写真美術館北側について、車の進入を禁止し、一般車両やバス等は北側——現在の第一駐車場であります北側のみ進入可能とし、車歩分離を行う。

駅前第一駐車場と駅は、スロープで一体感を出す。

駅前第二駐車場について、舗装を検討している。また、一部を観光協会が受託している駅レンタカーサービスのレンタカー車両を常駐するスペースとして検討している。

駅前第二駐車場の料金徴収が曖昧になっているため、駅前第一駐車場に設置してあるような遮断機の設置を検討している。

路線バスについて、町営バスと民間のバスに番号を振り、乗客にわかりやすい制度を検討している。

津和野駅周辺の住民に対しては、総会等で説明を行っている。

津和野駅周辺整備後の地元住民の利活用についてはまだ協議を行っていないが、地域の拠点として期待している。

駅舎南側の倉庫をオストメイトトイレに改修し、トイレ2階部分を展望できる施設にできないか協議中である。

津和野町観光協会について。

7月1日から山陰ディスティネーションキャンペーンがスタートしたが、豪雨により、お客様がほとんど来町できない状況である。

亀井家入城400年を記念し実施した400人で踊る盆踊り大会は、国内外の観光客に好評であった。観光素材として活用できる確かな手応えを感じているとのことであった。

現段階で、9月から10月までの間、インバウンド客の予約状況は順調である。

宿泊施設が2件減ったことは、宿泊室数の大幅な減少につながり、厳しい状況である。従業員の不足や事業承継が観光業全体の課題である。

町家ステイについて、平成28年度は158人、平成29年度は284人で、今年度については、7月時点で昨年度より増加している。

観光協会として宿泊、小売、飲食業の国の補助金を申請する準備を整えている。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録された。乙女峠マリア聖堂における奇跡や隠れキリシタンの歴史等を研究し、官民を挙げて列福列聖運動を展開していきたい。

来年11月に予定されている将棋棋戦の竜王戦第5戦を藩校養老館で実施してもらうため、エントリーを申請している。

津和野町商工会について。

平成29年3月に事業承継アンケートを実施した。事業の後継者について「決まっていない」と回答したものが75%あり、その理由として53.9%が「自分の代で清算・廃業」と回答している。後継者がいる場合では77.8%が「親子」と回答している。事業承継の課題の中で一番大きな課題は「候補の確保」で、「後継者教育」「金融債務」と続く。

事業承継の事業実績として、平成28年度に第三者承継を募集し、平成29年度に小売・飲食業において2件採択を行った。

今年度は後継者有無のマップを作成し、実態の把握に努める。

空き店舗活用については、問い合わせは多々あるものの、神棚や仏壇がある、下水道がない、店舗と住居が兼ねているなどの理由からマッチングに至っていない。

買い物について、商店の衰退の背景にはロット数等物流の問題があり、物流の問題解決なしには商店の衰退は防げない。

事業所数について、小売業を中心とした町であるので、今後厳しい状況が続く。日原地域は雇用も売り上げも変動ないが、津和野地域は観光が主産業なので伸びるときは伸びるが、入り込み観光客数を増加させなければ厳しい状況である。

津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例が平成28年12月に制定されたが、条例第5条に規定された基本計画が策定されていない。本年策定に着手する予定である。

町が行う商業支援については、県下トップクラスの支援実績であり、県下において当町の事業をモデルに実施を行っている自治体もある。

調査意見。

中座バイパスについて。

南の玄関口となるなごみの里に、神楽上演等で使用できる舞台を設置すべきである。

中座バイパスと県道13号線が接続する3差路に信号機を設置すべきである。

開通前、開通後における動態調査を実施し、公表すべきである。

なごみの里の利用者が増加することが予想されることから、バス、一般車両の駐車場を分離する整備を行い、県道前の臨時駐車場を舗装すべきである。

中座バイパスの凍結対策に努められたい。

2、JR津和野駅周辺整備について。

D51展示機関車の展示位置について、展示の位置や屋根の有無など、保存の観点から重々検討されたい。

バスの乗降場所や一般車両の乗降場所について、屋根を設置すべきである。

周辺整備に当たり、緑化や公園の整備も検討されたい。

地元住民の活動拠点ともなるよう、地元住民とも十分に協議を実施されたい。

駅前第二駐車場の料金徴収について、適正に料金徴収に努めることに異論はないが、徴収機器の設置や徴収員の配置など、徴収方法については財政を鑑み、十分検討されたい。

3、商工業について。

津和野町中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく基本計画の策定を早急に着手すべきである。

町内業者の清算・廃業は、町経済や町民の生活に大きな影響を及ぼすものである。空き店舗の活用や事業の承継を促す施策を講じるべきである。

人口増加対策、人口流出対策として、雇用の確保は有用である。今後も継続して企業誘致に努められ、職業選択の増加を図られたい。

中座バイパスの開通により、人・車の流れが大きく変わることが予想される。住民も観光客も利用できるような周遊バスの実施や、レンタサイクル及びサービス制度の整備、タクシーの利用促進策など、ニーズに応じた交通の整備を図りたい。

津和野町商工会、津和野町観光協会等関連団体と連携し、さらなる商工業の発展に努められたい。

以上。

平成30年9月26日、津和野町議会議長沖田守様、津和野町議会総務経済常任委員会委員長。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。4番、道信君。

○議員（4番 道信 俊明君） 2点お伺いしますが、1点目は第二駐車場の件なんですけども、料金徴収が曖昧なためということを書いておられますけども、どういうところで、その曖昧だということを出されたか。その根拠みたいなもの、何となくなのか。というのは、私はもう横に住んでいますんで、ずっと見ています、毎日見えています。だから、毎日見ている中で、料金徴収が、何でこれ曖昧だということを出されたのかということが、もう一つ。

それと、逆に曖昧でなければならないということが、もう一つここにはあるんです。というのは、SLが入ってきたときに、あそこに車がだあっと入ってきます。車が入ってくるということは、あそこにSLがとまりますから、間近でSLを撮影したいという人がものすごく多いんです。これを締め出してしまうと、まさに観光が落ち込んでいる中において、ましてや、あの地域の中で観光客が減っている中で、そういう人たちを締め出してしまうということは、非常に観光客に対して失礼だとか全体的な方向性ではないと。観光客をふやしましょうなんていう、ましてやSLに対してのお客さんを締め出すみたいな形。

それと、もう一つ懸念されるのは、あそこに遮断機をつくったりしましたら、私の横の道になるんですけども、必ず周りにだあっと車が駐車します。今でも、周りに対して駐車をだあっとして交通渋滞が起きたりなんかするんですけども、そこで締め出したりなんかしたら、必ずあのあたりは、もう大変な交通渋滞を起こすであろうということになります。

それと、もう一つ懸念されるのは、道幅があそこ、第一駐車場のような、前に空間のスペースがあるわけじゃないので、中に一旦ぼんと入ってしまったら、前の車が詰まっているかどうかというのは、私の家の陰になって見えない。必ずそこに事故等も発生するということが懸念されます。遮断機の種類によるんですけども、出るところと入るところが、あのスペースではつくれません。もう一つは、向こうの観光協会の横のところの幅はなおさら狭い。そこで、どういうふうに、あそこを遮断機をつけるのかなという

のがあるのと、それと観光協会がレンタカーを駐車させるという——現実に今置いていますけども——そして、そのレンタカーに対しての、今の遮断機の効果というのはどういうふうにするのかということが、私はここではしっかり検討されていないのに今のようなことを書かれたということは、非常にこれに対しては懸念しております。

それと、話は全然変わるんですけども、町家ステイなんですけども、町家ステイは確かに伸びているんですけども、これ、単純に365で割ると1年で1人にもならないという状態なんですけども。これが多いか少ないかというのは別です、あそこは値段がいいから。前にも1回聞いたことがあるんですけども、じゃらんと、それからるぶと、それから楽天、これにはたしか入っていないですよ。Yahoo!もそうなんですけども。なぜなのかなど。一休を中心にされているんですけども、一休はどっちかというと余りお客さんをとるサイトではないんで、何でじゃらんと、今言った大手のところが入っていないのかという——たしか入っていないと思います——この理由がちょっと知りたいと。

以上の2点です。

○議長（沖田 守君） 川田君。

○総務経済委員長（川田 剛君） まず1点目の質問について、どこが曖昧なのかというのは、今、道信議員が説明していただいたとおりでして、SLのお客さんという方が、ばあっととまられたときに、どこで料金を払われているのかなという部分が、その部分であります。片方では、料金、月決めか何か払いながらとめられているのにもかかわらず、料金を徴収するシステムというのが整っていないところが懸念されているという点ではないかと思っております。

その遮断機の設置についてという部分では検討している段階でありますので、恐らく、道信議員がおっしゃられた懸念というのは当然あるために検討ということで、じゃあ職員を配置したらどうかとなりますと、それはまたそれで人件費がかかってくるという部分ではないかと思えます。

ですので、津和野庁舎裏のような体制になるのか、普段はガソリンスタンドに委託しながら、祝日や休日は人を配置するとか、いろんなやり方はあると思うんですけども、その部分について検討しているということです。調査意見について、「徴収方法については財政を鑑み、十分検討されたい」というふうにつけ加えたわけありますので、曖昧かどうかという質問に対しましては、今、道信議員が説明されたとおり曖昧になっているところでもあります。

2点目の町家ステイについては、るぶやじゃらんや楽天のほうが人が集まるかどうかというのは客観的な根拠もございませんし、我々のほうでは調査はしておりません。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。11番、岡田克也君。

○議員（11番 岡田 克也君） 調査意見の中で、中座バイパスについての「中座バイパスと県道13号線が接続する3差路に信号機を設置すべきである」という、そういう調査意見であります。信号というのは、設置した場合には交通事故が起こりにくいという利点があり、また、欠点としては、そこで必ず車がとまって待ち時間が生じていくという、そういうことがあります。こういう意見が多々出たのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（沖田 守君） はい。

○総務経済委員長（川田 剛君） この調査につきまして、一つだけ前提に置きたいのが開通前ということでありまして——もう我々は、実際、皆さん、使われたと思うんですが——開通前の段階での調査でして、その際には、やはりあそこは交通量がふえる、それから萩からの交通量、ちょうど見通しの部分もどうなのかといったところでして、大きな道路の重なる部分について、あそこに信号機がないとなると危険ではないかという御意見がありましたので調査意見に載せております。

開通しておりますので、今後、交通量を見ていただきながら、その辺は検討してもらえるものではないかなと思ひ、入れております。

以上です。

○議長（沖田 守君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようであります。質疑を終結します。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終了します。

---

#### 日程第15. 文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告について

○議長（沖田 守君） 日程第15、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告についてを議題とします。

文教民生常任委員長から、所管事務調査について中間報告をしたいとの申し出がありますので、お諮りをいたします。

本件について、申し出のとおり、中間報告を受けることにしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告を受けることに決定いたしました。

文教民生常任委員長の発言を許します。8番、三浦英治君。

○文教民生委員長（三浦 英治君） 所管事務調査中間報告。

平成30年第4回（6月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第47条第2項の規定に基づき報告いたします。

1、調査事件。保育事業と障害者事業について。

2、調査目的。現状を把握調査し、議会活動に資するため。

3、調査方法。机上調査及び現地調査。

4、調査の経過。

第1回。日時、平成30年7月5日、木曜、午前9時から。場所、津和野町役場津和野庁舎第2庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員会6人、土井泰一健康福祉課長。調査事項、保育事業と障害者事業の進捗状況の机上調査並びに社会福祉法人つわの清流会との意見交換及びB型事業所わさびの里視察。

第2回。日時、平成30年7月30日、月曜、午前9時から。場所、津和野町役場第2庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員会6名、土井泰一健康福祉課長。調査事項、各保育園施設（建物）の状況と保育園統廃合の経過について机上調査及び日原保育園の現地調査。

第3回。日時、平成30年8月27日、月曜、午前9時から。場所、津和野町役場第2庁舎委員会室。出席者、文教民生常任委員会4名、土井泰一健康福祉課長。調査事項、青原・木部さとやま・畑迫保育園の見学と状況調査。

5、中間報告。今後の公設、公設民営、民営の保育園運営のあり方に関する調査不足と、津和野町の障害者福祉施策についての考察不足のため、継続調査といたします。

平成30年9月26日、津和野町議会議長沖田守様、文教民生常任委員会委員長三浦英治。

○議長（沖田 守君） ありがとうございます。

これから委員長報告に対する質疑に入りますが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査中間報告を終了します。御苦勞でした。

#### 日程第16. 各委員会からの閉会中の継続調査の申出について

○議長（沖田 守君） 日程第16、各委員会からの閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

委員会	目的	事項	期限
総務経済	議会活動に資するための所管事務調査	農林業について	12月定例会まで
文教民生	〃	保育事業と障害者事業について	12月定例会まで
議会運営	所掌事務調査	議会の運営に関する事項	12月定例会まで

○議長（沖田 守君） お諮りをいたします。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖田 守君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（沖田 守君） 以上をもちまして、本日の日程全て終了いたしました。会議を閉じたいと思います。

平成30年第6回津和野町議会定例会を閉会します。御苦勞でございました。

午前10時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員